

平成23年第2回

香美市議会定例会会議録

平成23年 6月16日 開 会
平成23年 6月30日 閉 会

香 美 市 議 会

平成 2 3 年 第 2 回

香美市議会定例会会議録（第 1 号）

平成 2 3 年 6 月 1 6 日 木曜日

平成23年第2回香美市議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成23年6月16日（木曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 6月16日木曜日（会期第1日） 午前 9時10分宣告

出席の議員

1番	有元和哉	12番	島岡信彦
2番	矢野公昭	13番	依光美代子
3番	山崎眞幹	14番	山崎龍太郎
4番	利根健二	15番	大岸眞弓
5番	爲近初男	16番	片岡守春
6番	千頭洋一	17番	石川彰宏
7番	濱田百合子	18番	竹内俊夫
8番	山崎晃子	19番	前田泰祐
9番	織田秀幸	20番	山本芳男
10番	比与森光俊	21番	小松紀夫
11番	竹平豊久	22番	西村芳成

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇慎夫	福祉事務所長	小松美公
副市長	明石猛	産業振興課長	中井潤
総務課長	山崎綾子	林業事務所長	久保和昭
政策企画財政課長	濱田賢二	建設課長	宮地和彦
会計管理者兼会計課長	野島恵一	上下水道課長	佐々木寿幸
管財課長	前田哲雄	《香北支所》	
まちづくり推進課長	今田博明	支所長	二宮明男
市民保険課長	山崎泰広	地域振興課長	舟谷益夫
健康介護支援課長	丸内一秀	《物部支所》	
税務課長	阿部政敏	支所長	岡本博臣
収納課長	岡本明弘	地域振興課長	和田隆
ふれあい交流センター所長	高橋千恵		

【教育委員会部局】

教育長	時久恵子	生涯学習振興課長	田島基宏
教育次長兼教育振興課長	後藤博明	学校給食センター所長	竹内敬

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

職務のため会議に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 小 松 清 貴 議 会 事 務 局 書 記 野 邑 裕 永

市長提出議案の題目

- 承認第 1号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成22年度香美市一般会計補正予算（第6号）
- 承認第 2号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成22年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 承認第 3号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成22年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）
- 承認第 4号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成22年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）
- 承認第 5号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成22年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算
（第4号）
- 承認第 6号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成22年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算
（第5号）
- 承認第 7号 専決処分事項の承認を求めることについて
香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 承認第 8号 専決処分事項の承認を求めることについて
香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の
制定について
- 承認第 9号 専決処分事項の承認を求めることについて
香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 47号 平成23年度香美市一般会計補正予算（第1号）
- 議案第 48号 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 49号 香美市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 50号 香美市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 51号 香美市特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例の制定に
ついて
- 議案第 52号 香美市上下水道審議会条例の制定について
- 議案第 53号 市道の路線の認定について
- 議案第 54号 市道の路線の変更について
- 議案第 55号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

同意第 2号 香美市固定資産評価員の選任に伴い議会の同意を求めることについて
議員提出議案の題目

発議第 1号 香美市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

議事日程

平成23年第2回香美市議会定例会議事日程

(会期第1日目 日程第1号)

平成23年6月16日(木) 午前9時開会

日程第1 議席の一部変更

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 諸般の報告

1. 議長の報告
2. 行財政改革推進特別委員会委員長報告
3. 議会改革推進特別委員会委員長報告
4. 市長の報告

(1) 繰越明許費繰越計算書の報告について

報告第 8号 繰越明許費繰越計算書(一般会計)の報告について

報告第 9号 繰越明許費繰越計算書(簡易水道事業特別会計)の報告について

報告第 10号 繰越明許費繰越計算書(公共下水道事業特別会計)の報告について

報告第 11号 繰越明許費繰越計算書(農業集落排水事業特別会計)の報告について

報告第 12号 平成22年度香美市水道事業会計予算繰越計算書の報告について

(2) 専決処分事項の報告について

報告第 13号 学校給食費滞納整理における和解について

報告第 14号 学校給食費滞納整理における和解について

報告第 15号 香美市新庁舎建設工事(建築本体工事)に係る請負契約の一部を変更する契約の締結について

報告第 16号 香美市新庁舎建設工事(機械設備工事)に係る請負契約の一部を変更する契約の締結について

報告第 17号 香美市新庁舎建設工事(電気設備工事)に係る請負契約の一部を変更する契約の締結について

報告第 18号 住宅新築資金等貸付事業に係る訴えの提起について

(3) 地方自治法第243条の3第2項の規定に基づく報告について

- ① 香美市土地開発公社 平成22年度事業報告及び収支決算報告
- ② 財団法人 奥物部開発公社
 - ・平成22年度事業報告及び一般会計決算報告並びに森林総合利用施設等事業 特別会計決算報告
 - ・平成23年度事業計画及び一般会計予算並びに森林総合利用施設等事業 特別会計予算
- ③ 財団法人 アンパンマンミュージアム振興財団
 - ・平成22年度事業報告及び決算報告
 - ・平成23年度事業計画及び予算
- ④ 株式会社 香北ふるさと公社
 - ・平成22年度事業報告及び決算報告
 - ・平成23年度事業計画及び予算

(4) 行政の報告並びに提案理由の説明

- | | | | |
|-------|-----|----|---|
| 日程第5 | 承認第 | 1号 | 専決処分事項の承認を求めることについて
平成22年度香美市一般会計補正予算(第6号) |
| 日程第6 | 承認第 | 2号 | 専決処分事項の承認を求めることについて
平成22年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第4号) |
| 日程第7 | 承認第 | 3号 | 専決処分事項の承認を求めることについて
平成22年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第5号) |
| 日程第8 | 承認第 | 4号 | 専決処分事項の承認を求めることについて
平成22年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号) |
| 日程第9 | 承認第 | 5号 | 専決処分事項の承認を求めることについて
平成22年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第4号) |
| 日程第10 | 承認第 | 6号 | 専決処分事項の承認を求めることについて
平成22年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第5号) |
| 日程第11 | 承認第 | 7号 | 専決処分事項の承認を求めることについて
香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 承認第 | 8号 | 専決処分事項の承認を求めることについて
香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について |

- 日程第13 承認第 9号 専決処分事項の承認を求めることについて
香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第 47号 平成23年度香美市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第15 議案第 48号 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第 49号 香美市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第 50号 香美市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第 51号 香美市特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第 52号 香美市上下水道審議会条例の制定について
- 日程第20 議案第 53号 市道の路線の認定について
- 日程第21 議案第 54号 市道の路線の変更について
- 日程第22 議案第 55号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 日程第23 同意第 2号 香美市固定資産評価員の選任に伴い議会の同意を求めることについて
- 日程第24 発議第 1号 香美市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

会議録署名議員

11番、依光美代子君、12番、山崎龍太郎君（会期第1日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時10分 開会)

○議長（西村芳成君） ただいまの出席議員は22人です。定足数に達していますので、これから平成23年第2回香美市議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

開会にあたり一言ごあいさつ申し上げます。

開会前にも申し上げましたように本日より新庁舎の議場で初の議会開会となりますが、新しい庁舎となりましたので、議会といたしましてもさらなる議会改革の推進を図り、情報公開もきめ細やかに行うなど市民に開かれた議会として努めなくてはならないと考えております。

梅雨の最中であり毎日のように雨の、そして蒸し暑い日が続いておりますが、議員各位、執行部におかれましては何かとご多忙の中を本会議、定例会にご出席をいただきましてまことにありがとうございます。

この春の3月11日に発生いたしました東日本大震災及び福島第1原発事故から3か月を経過をいたしました、いまだに復興のめどが立たない状況であります。1日も早い復興を願うものであります。

去る6月9日には、姉妹都市である積丹町との10周年記念式典に参加をいたしまして、門脇市長と松井町長が姉妹都市盟約調印をされ、その立会人として調印をいたしました。また、10日からは例年同様に積丹町と香美市の合同チームとしてYOSAKOIソーラン祭りに、議員各位や職員、市民のご協力をいただき参加をいたしました。そのことをまずご報告を申し上げたいと思います。

昨日は6月15日ですが、第87回全国市議会議長会定期総会が日比谷公会堂で開催をされまして出席をいたしました。一般事務及び会計報告が事務総長より行われ、承認の後に地方行政委員会ほか7部会からの報告及び承認をされました。また、各地方部会から提出、要望事項も24件が決定をされ、政府や地方選出の国会議員に対しそれぞれ地方の要望書を提出することが確認をされたところでもあります。また、会長提出議案といたしまして東日本大震災に関する決議案4件が採択をされました。その次に、役員改正が行われまして新たな会長及び役員が選任をされました。また、3月11日に発生をした東日本大震災に対する義援金につきましては、全国市議会議長会から合計1億8,068万9,132円が寄せられたとの報告がありました。配分につきましては青森県が602万円、宮城県が5,420万6,000円、岩手県が同じく5,420万6,000円、福島県も同じく5,420万6,000円、茨城県が602万2,000円、千葉県が602万2,000円、端数であります5,132円を日本赤十字社に寄附をされたということの報告がありましたのでご報告をしておきます。

さて、本日の議会定例会に市長から提出されている議案につきましては、平成23年度香美市一般会計補正予算（第1号）を含む9件、報告11件、承認9件、同意1件で

あります。また、議員提出の発議が1件あります。追加案件といたしまして、意見書案が4件予定をされております。後ほど市長から提出につきましては提案理由の説明がありますので、議員各位におきましては慎重な審査と審議の上、それぞれの議案等に対し適切な議決を賜りますようお願いをいたします。

また、議員各位におかれましては、今議会から一般質問につきましても一問一答方式と総括方式を質問者が選択によって行うことになっておりますので、7日の議員協議会で確認をいたしましたことを遵守し、議会の品位を重んじ、円滑な議会運営に格段のご協力を賜りますようお願いを申し上げます、開会に当たり私のごあいさつといたします。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、議席の一部変更を行います。

本日より新議場での開会となりました。旧議場とは議席の配列が違っており調整の必要があることから、会議規則第4条第3項の規定により議席の一部を変更します。変更した議席は、お手元にお配りしました議席表のとおりであります。その議席番号及び氏名を職員に朗読させますのでよろしく申し上げます。事務局長。

○**議会事務局長（小松清貴君）** それでは、変更議席を朗読させていただきます。

5番、爲近議員は7番席、6番、千頭洋一議員は8番席、7番、濱田百合子議員は5番席、8番、山崎晃子議員は6番席、11番、竹平豊久議員は15番席、12番、島岡信彦議員は16番席、13番、依光美代子議員は11番席、14番、山崎龍太郎議員は12番席、15番、大岸眞弓議員は13番席、16番、片岡守春議員は14番席となります。

○**議長（西村芳成君）** それでは、ただいま事務局長が読み上げました議席へ移動をお願いいたします。

（議席の入れかえを行う）

○**議長（西村芳成君）** 着席しましたら席札を立てていただきたいと思います。

これで議席の一部変更を終わります。

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期定例会を通じて11番、依光美代子君、12番、山崎龍太郎君の両名を指名します。両君にはよろしく願いいたします。

日程第3、会期の決定を議題とします。

本件については、議会運営委員会で協議をいただいておりますので、議会運営委員会の報告を願います。議会運営委員会委員長、前田泰祐君。

○**議会運営委員会委員長（前田泰祐君）** おはようございます。19番、前田でございます。

本日招集されました平成23年第2回香美市議会定例会の運営につきまして、去る6

月 8 日と本日の両日議会運営委員会を開催しましたので、その協議の結果とご報告をいたします。

まず、会期につきましては、お手元にお配りしました会期及び会議（審査）の予定表のとおり進めることに決定し、本日から 6 月 30 日までの 15 日間としました。なお、会議が順調に進んだ場合の繰り上げての閉会と会期の延長を必要とする場合については、議長に一任することになりました。

続きまして会期中の会議ですが、本日は今期定例会に付議された提出議案の提案理由の説明までとします。ただし、議案第 47 号、同意第 2 号、発議第 1 号については、本日議決が必要と認められるため、委員会付託を省略し本会議で採決まで行います。

会期 2 日目の 17 日から会期 6 日目、21 日までは、休日並びに議案精査のため休会としました。

会期 7 日目、22 日から会期 9 日目、24 日までの 3 日間は、一般質問を予定しております。

会期 10 日目、25 日から会期 11 日目、26 日までは、休日並びに議案精査のため休会としました。

会期 12 日目の 27 日は、議案質疑の後、各議案は常任委員会へ付託となります。引き続き承認第 1 号の連合審査会を行います。連合審査会終了後、各常任委員会において議案審査となります。

会期 13 日目、28 日から会期 14 日目、29 日までの 2 日間は、議案審査整理のため休会としました。

会期 15 日目の最終日 30 日は、各常任委員会の付託議案の審査報告と採決並びに追加案件がありますので、委員会の付託を省略して本会議で採決まで行います。

次に、一般質問の通告は、会期 2 日目、17 日金曜日、午前 10 時までと決定しました。一般質問の通告内容であります。質問の要旨が十分にわかるように具体的に記入の上、提出をお願いいたします。

続いて、意見書案が 4 件提出されておりましたのでその取り扱いについて協議した結果、提出者が会期中に調整を行い署名を添えて最終日に追加案件として提出することになりました。

その他の協議結果につきましては、お手元にお配りしました報告書のとおりでありますので議員各位の格段の協力をお願いいたします。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長（西村芳成君） 議会運営委員会委員長の報告を終わります。

お諮りします。今期定例会の会期は、委員長の報告のとおり本日から 6 月 30 日までの 15 日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日から 6 月 30 日

までの15日間と決定しました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、お手元にお配りしてあります予定表のとおりであります。

【会期及び会議（審査）の予定表 巻末に掲載】

日程第4、諸般の報告を行います。

まず、4月1日付けの機構改革、人事異動に伴い、地方自治法第121条に規定する説明員の職名、配置等が変更になっておりますのでお手元に議場座席表を配付しておきました。

次に、平成23年第1回議会定例会において議決されました国税通則法の改正については慎重審議を尽くすよう求める意見書、介護保険制度の改定に関する意見書、不妊治療に保険適用を求める意見書については、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係の各大臣へそれぞれ送付をいたしました。

次に、市長から地方自治法施行令第146条の規定による報告第6号から報告第11号までの、うん？報告第8号から報告第11号までの繰越明許費繰越計算書の報告並びに地方公営企業法第26条の規定による報告第12号と、あわせて地方自治法第180条の規定による報告第13号から報告第18号までの専決処分事項の報告、また、香美市私債権の管理に関する条例第13条の規定による私債権放棄の報告について報告書のとおり報告がありました。

また、地方自治法第243条の3の規定により、香美市土地開発公社の平成22年度事業報告及び収支決算報告の提出がありました。次に、財団法人奥物部開発公社の平成22年度事業報告及び一般会計決算報告並びに森林総合利用施設等事業特別会計決算報告、同じく同公社の平成23年度事業計画及び一般会計予算並びに森林総合利用施設等事業特別会計予算の提出がありました。次に、財団法人アンパンマンミュージアム振興財団の平成22年度事業報告及び決算報告、同じく同財団の平成23年度事業計画及び予算の提出がありました。次に、株式会社香北ふるさと公社の平成22年度事業報告及び決算報告、同じく同公社の平成23年度事業計画及び予算の提出がありました。

また、監査委員から例月出納検査報告書及び定期監査の実施報告書等が提出されております。

その他の報告事項につきましては、お配りしました議長報告書のとおりであります。

これから行財政改革推進特別委員会の協議の推移、進捗状況等について報告を求めます。行財政改革推進特別委員会委員長、山崎龍太郎君。

○行財政改革推進特別委員会委員長（山崎龍太郎君） おはようございます。12番、山崎龍太郎です。

5月17日、行財政改革推進特別委員会を開催いたしました。協議事項は、1点目、住宅新築資金等貸付金の滞納整理の状況について、2点目、市営住宅使用料等の滞納整理の状況について、3点目、長期病気休暇職員への対策について、4点目、特別委員会

提出の提言書の検証についてであります。審査の経過及び結果について順次報告をいたします。

1点目、住宅新築資金等貸付金の滞納整理の状況については、5月16日現在の年度別収納状況の比較報告、貸付金完済は平成22年度8件、本年度に入り2件、残債権は168件とのこと。また、法的措置等実施状況の説明がありました。質疑では、平成22年度の収納率低下の背景は競売ケース及び繰上償還が減少したとのこと、法的措置実施案件には一定の配当金の見込まれるケースがある。債務者の死亡等による債権放棄の見込等は現在のところ持ち合わせていない。また、処遇困難な案件が残っているとの報告がございました。

2点目、市営住宅使用料等の滞納整理の状況については、住宅使用料、駐車場使用料、徴収状況の年度比較は現状維持である。個別案件として強制執行1件について説明あり。水道使用料は現状説明にて大きな変化なし。質疑では、完済件数増加も別に新たな滞納者も出てきている。認識としては、件数減少のため具体的手だてを心がけてきたが、おくれながら支払っていくというくせのある方もおられるとのこと。水道料督促における訪宅時の滞納者への声かけは今後心がけていく。また、生活状況等についてはつかめていないとのこと。解体処理された黒土、前山住宅の滞納者への対応はケース・バイ・ケースとなっている。

3点目、長期病気休暇職員への対策については、休暇の取り扱いを、平成22年10月1日付にて「香美市職員の病気休暇及び休職の期間の取扱いに関する規程」を定め、6カ月以内に同一疾病にての病休は通算して考える改善を行った。また、給与、手当、昇給等への影響について説明がございました。現在4名の病休者がいる。対策として管理職は職員の身分保障等について弁護士から研修を受ける。病休者を生まないために労働時間管理等、現状把握に努める。また、病休からの復帰の際、本人意思のみによらず複数の者が医者と面談し聞き取りをしている。質疑では、復帰後のプログラムについてはケース・バイ・ケースにて勤務させているとのこと。4名が休職を繰り返しており、2名の仕事を臨時職員にて対応している。病気の再発率は感覚的には高いとのこと。病気休暇の結果、退職に至ったケースは現在のところないとのことであります。

4点目に、本特別委員会提出提言書の検証については、市長から回答のあった中から4項目の進捗状況、今後の計画等の審査を行いました。電算システム業務の総合的見直し等についての説明では、香美、香南、南国3市にて共同利用の方向でシステムの更改、費用を抑える方向で現在システム要件の確認作業を行っている。将来的にはコスト削減と安全運用は図られる。また、電算処理が職員にて可能になってくる。現在新庁舎に移り一時的にパソコン等過剰になっているが、情報系、基幹系とも今後整理をしていく。プリンターについても同様、削減額を見直し合理化を図る。質疑では、パソコン単価が高どまりではとの指摘で、があり、答弁では、入札にて安くなっているとの見解。工科大学活用については、現状把握できていない、また今後のことであるとの認識。

新庁舎の管理業務等については、機械設備委託月額2万2,680円、警備業務委託月額89万4,348円、ともに委託先セコム高知。清掃業務委託年額137万7,969円、委託先香美市シルバー人材センター。自家用電気工作物の保安管理委託は、従来依頼施設に本庁舎を加え年額520万1,000円、委託先四国電気保安協会。委託内容についての詳細について説明がございました。また、今後委託及び点検依頼業務について、法定管理としてエレベーター、受水槽、消防設備、メーカーによる点検管理として空調機保守点検委託等がある。質疑では、警備業務は平日5時15分から、午後5時15分から翌日午前9時まで、休日24時間にて時間1,500円の積算にて見積もりとのこと。セコムへの委託は、下請けで行ってきた行きがかり上から随意契約となった。警備委託料高額との指摘に対しては、遵法精神からいえば本来の形とのこと。

水道関係管理委託業務と影山配水池の件については、委託業務は平成22年度発注につき、日本水道協会の要領案をもとにして設計の歩掛かりの見直しを行うが不落や入札中止が相次ぐ。3回目での落札2件、辞退にて最低価格業者との話し合いにての契約が1件。影山配水池は、2名の方と賃貸借契約を結び、面積も概算から確定し設計済みである。質疑では、委託料高どまりは約50%程度の経費率がかかるため安価にはならないとの答弁。

一般廃棄物処理の業務委託については、平成22年から平成34年までの契約サイクルに基づき説明あり。業務ごとに3年の債務負担行為を行い見積もり競争にて業者選定を行う。質疑では、平成22年度可燃ごみ収集等の減額は年間82万2,456円である。地域における収集方法の違いは今後も検討は行っていくとのことであります。

以上で行財政改革推進特別委員会の報告を終わります。

○議長（西村芳成君） 行財政改革推進特別委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

続いて、議会改革推進特別委員会の協議の推移、進捗状況等について報告を求めます。議会改革推進特別委員会委員長、小松紀夫君。

○議会改革推進特別委員会委員長（小松紀夫君） おはようございます。それでは、去る4月15日及び5月18日に開かれました議会改革推進特別委員会の審議の内容及び決定事項をご報告いたします。

まず、4月15日の委員会におきましては、冒頭で詳細な提案理由の説明を求める要望書を去る4月7日に西村議長、矢野副委員長とともに市長に対し参考資料を添付して提出した旨を報告をした後に審議に入りました。なお、詳細な提案理由の説明書につきましては素早い対応をいただきまして、本定例会より細部説明書として配付をいただきましたことに感謝を申し上げます。

報告を続けます。最初に、一般質問等の発言内容について審議をいたしました。

この件につきましては、6月定例会、本定例会からのライブ中継、また録画配信も視

野に入れまして、議員として再確認をしておく必要があるということから議題といたしました。事務局長より町村議会議員必携から抜粋をしました質疑、討論、質問等の発言における注意事項について説明を受けた後審議をしました結果、議員個々の意識の問題であり議員協議会で周知徹底をすることといたしました。

続きまして、議場等の使用規程についてを議題とし、審議に入りました。

議場等の使用規程につきましては、新庁舎への移転を踏まえ以前からの使用規程を変更する必要が生じたために、事務局が作成をいたしました使用規程案をベースに語句の訂正や追加を行いまして使用規程案を作成をいたしました。今後は執行部とのすり合わせを行って、事務局において最終確認を行うことといたしました。

続きまして、議会報告会についてを議題とし、審議に入りました。

まずは、報告会を実施する方向で検討するのか否かを審議をいたしました。各委員の意見といたしましては、議会が地域へ直接出向き市民の皆さんの意見を聞くことに意義がある、議会の活動が市民に見えないのが現状ではないか、市民に開かれた議会となるためには報告会を実施すべきである等々のご意見がございました。審議の結果、議会報告会を実施することと決定をいたしました。まず、報告会の内容につきましては、議会また委員会等の活動報告、また本会議、常任委員会、特別委員会における審議状況の報告、また、市民からの意見、提言の聴取及び回答といたしました。また、報告会に当たっては十分な準備と周知、また統一見解を持って臨むことを確認をいたしました。さらに回数及び時期につきましては、当面年1回3月定例会後とし、5月までに開催をすることといたしました。ただ、今後市民の皆さんの反応を見まして回数等は変更することがございます。また、実施の時間帯につきましては、地域の事情を考慮し日中、夜間いずれかを選択することといたします。また、参加議員の構成につきましては、3班に分かれて実施をするということといたしました。班の編制は特別委員会で行い、その際所属の常任委員会、期別、地元議員等を考慮しながら編制をするということといたします。また、実施場所につきましては、物部町が大柵地区、岡ノ内地区の2カ所、香北町が美良布地区、永野地区の2カ所、土佐山田町が繁藤地区、片地、佐岡地区、楠目、舟入地区、山田地区、香長地区の5カ所とし、計9カ所の実施場所を決定いたしました。議会報告会につきましては、審議しなければならない事項がまだまだ数多くあるため次回の特別委員会で継続して審議をすることといたしました。

最後に、一般質問における総括方式と一問一答方式の選択制の実施時期につきまして審議をいたしました。

審議の結果、6月定例会、本定例会から実施するということといたしました。

以上が4月15日の特別委員会での審議内容でございます。

引き続きまして、5月18日の特別委員会の、における審議の内容と決定事項をご報告いたします。

まずは、前回特別委員会より継続審議となっておりました議会報告会につきまして審

議をいたしました。

審議の結果、前回の審議内容を反映させた議会報告会実施要綱案を協議の上で作成をいたしましたので、実施要綱案の朗読をもってご報告とさせていただきます。

香美市議会議会報告会実施要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、香美市議会が実施する議会報告会（以下「報告会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 報告会は、市政全般にわたって、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する場として実施する。

（実施時期等）

第3条 報告会は、地区等を単位とし、原則として年1回開催する。

2 地区は、最大で土佐山田町が5地区、香北町が2地区、物部町が2地区とする。

（実施内容）

第4条 報告会の実施内容は、次の各号に掲げる事項とする。

（1）議会の活動状況の報告

（2）予算等、議案の審議状況の報告

（3）市民からの議会及び市政に対する提言や意見の聴取

（4）その他重要と思われる事項

（班編制及び構成）

第5条 班は、各常任委員会から議長を除き2人又は3人を選出し、合わせて7人で構成し、3班編制とする。議長は、原則として全報告会に出席することとする。

2 各常任委員会からの選出は、期別、年齢、会派別等を考慮して行う。

3 班の代表者は、構成員の互選により決定する。

（報告会での役割）

第6条 報告会における司会進行、報告者、記録者は、それぞれの班において協議し、調整する。なお、答弁は全員で行うものとする。

2 議員主体で実施するものであるが、必要に応じ事務局も同行する。

（日程及び会場）

第7条 各班が担当する地区等は、議会運営委員会において協議し決定する。

2 報告会の日程は、議会運営委員会において定めた期間内で、班の代表者が実施会場を含め調整し決定する。

続きまして、

（記録）

第8条 報告会の記録は、記録者において要点記録する。

2 会場には、録音機を持参する。

(開催時期)

第9条 報告会は原則として2時間程度の開催とし、次第は概ね次のとおりとする。

- (1) 開会あいさつ、代表者が行います。
- (2) 議会報告は報告者が行います。
- (3) 質疑・応答
- (4) 意見・提言等については全員で対応します。
- (5) 閉会のあいさつは代表者でございます。

(資料等)

第10条 報告会での配付資料は、共通資料とする。

(実施費用等)

第11条 報告会の実施に伴う費用は、前条による資料代及び会場使用料を除き支出しない。

- 2 報告会への議員の出席は、公務であるが費用弁償旅費は支給しない。
- 3 事務局職員には、時間外勤務命令を発し、手当を支給する。

(開催の周知)

第12条 報告会の開催に伴う周知は、自治会長等の協力を得て、地区の放送及び回覧等により行う。また、広報香美、議会だより及びホームページへの掲載を行う。

(成果及び回答)

第13条 報告会の成果及び回答は、報告会終了後、班ごとにまとめ、代表者が議長に文書による報告書を提出する。

- 2 前項の内、市行政に対する要望や提言等は、議長の判断により各常任委員会で調査又は意見集約の上、議長において市長に文書等で報告すると共に、その旨を発言者等に回答する。また、議会に対する要望や提言等につきましても、議長の判断により議会運営委員会において協議の上、同様に対処する。
- 3 前項の結果を含め、報告会の結果等は、議会だより及びホームページに掲載する。以上でございます。

続きまして、既に導入が決定をしております会派制の導入時期について審議をいたしました。

審議の結果、慎重意見もございましたが、9月定例会までには導入をするということとし、それまでに会派の届出ができるように関係要綱や届出の様式等を整備することといたしました。次回の特別委員会で会派及び代表者会議要綱(案)について審議をすることといたしました。

次に、特別委員会委員以外の議員からの申し入れのあった審査事項でございます適正な議員報酬についてを議題とし、申し入れのあった3名の議員から申し入れに至った経緯等につきまして発言を求めました。

主な発言内容は、現在の報酬額が高いとは思わないが市民への説明責任が果たされて

いないのでは、人口比による変動型の報酬額を提案する、また、報酬が安ければよいとは思わないが、市民の生活が苦しい中少しでも削減したらどうか、さらに、上がった報酬額の半分を削減したらどうか、定数は現状で報酬を削減すべきである等々でございました。次回の特別委員会で申し入れ者の発言内容や種々の資料等に基づきまして、市民の皆さんに説明ができる、また理解をしていただける適正な報酬額とはいかにあるべきかを審議することといたしました。

次に、市議会関係例規の整備についてを議題といたしました。

まず、一般質問における執行部の反問権を認めることから会議規則の改正が必要となったため、このことについて審議いたしました。審議の結果、会議規則の一般質問第63条の次に第63条の2を加えることといたしました。条文を朗読をいたします。

（市長の反問権）、（市長等の反問）、失礼しました。

第63条の2 議長のと求めに応じて本会議に出席する市長その他の者（法第121条に規定する者をいう。）は、議長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができる。

以上でございます。

会議規則の改正につきましては、6月定例会の初日に、本日でございますが初日に上程をし提案理由の説明から採決まで行うこととなりました。

次回の日程等につきましては、6月定例会会期中の特別委員会にて決定することを確認をいたしました。

以上議会改革推進特別委員会からのご報告といたします。

○議長（西村芳成君） 議会改革推進特別委員会委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第5、承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについて 平成22年度香美市一般会計補正予算（第6号）から日程第23、同意第2号、香美市固定資産評価員の選任に伴い議会の同意を求めることについてまで、以上19件を一括議題とします。

行政の報告並びに提案理由の説明を求めます。市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） おはようございます。本日平成23年第2回香美市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましてはご多用の中をご出席を賜り厚く御礼を申し上げます。また、日ごろは住民福祉の向上に対しまして各地域でのご活躍に心から敬意と感謝を申し上げます。

さて、去る3月11日に発生をいたしました東日本大震災に関しましては、発生から3カ月がたち、本日までに1万5,000人を超える方々が亡くなられ、また8,000人近い方々が依然として行方不明であります。震災の犠牲となられました方々に心からお悔やみを申し上げます。また、震災や福島原発事故の影響により避難生活を余儀なくされておられます多くの方々に心からお見舞いを申し上げます。震災に関しましては、

当市でも市民の皆様方の大変温かい支援の輪が広がり多額の義援金をも寄せていただきました。市といたしましても救援物資や人的支援を行っておりますが、義援金や支援内容の詳細につきましては後ほど諸般の報告にて申し上げます。

当市役所におきましては、4月1日に組織再編を行い5月6日からこの新しい庁舎での業務を開始しておりますが、このすばらしい庁舎に負けないように職員一同職務に対する気持ちを改め、市民の皆様への行政サービス向上に努めるとともに、さらに市民の皆様方より信頼される行政を目指し努力してまいります。また、今定例会より議会ライブ中継や選択制による一問一答方式など新たな議会運営方式も導入され、私どももこれまで以上に気を引き締め、さらなる説明責任と市政運営に努めてまいりますので、議員各位におかれましては審査の上、適切なるご決定をよろしくお願いをいたします。

それでは、諸般の報告を申し上げます。お手元に配付をしてございますのでご参照いただきたいというふうに思います。

各課関連の行政報告でございますが、総務課から組織再編について、4月1日付で組織再編と職員の人事異動を行いました。また、新庁舎への移転後は住民サービス向上のために昼休み窓口業務を拡大をいたしました。

高知県議会議員選挙につきましては、4月10日に執行されました。市内81投票所で投票、中央公民館で開票が行われました。選挙当日の有権者数は2万3,664人、投票率は57.40%でございました。

政策企画財政課から、香美市の補助金パンフレット作成についてでございます。本年度市民の皆様方に活用していただくために、個人や地域組織などが活用できる香美市の補助金パンフレットを作成をいたしました。内容は、個人と地域組織などで活用できる補助金に大別をいたしております。なお、市から個別に補助金通知があるものや、1団体のみへの補助金は掲載をいたしておりません。

専決処分事項につきまして、平成22年度香美市一般会計補正予算は、地方譲与税、地方交付税の国庫金、地方消費税交付金などの各種県交付金及び市債の額が決定をいたしましたことにより、平成23年3月31日付で専決処分といたしました。

管財課から、庁舎建設の進捗状況についてでございますが、予定どおり3月末に建設JVから現庁舎の引き渡しを受け、IT工事も4月に完了し、5月の連休中に旧庁舎からの移転作業を完了いたしました。現庁舎につきまして、お客様からは庁舎入り口がわかりにくい、駐車場の位置がわかりにくいなどのご意見がございます。対応策といたしまして案内図の設置や職員が積極的な案内に努めておりますが、外構工事完了予定の10月末までいましてばらくのご辛抱をお願いを申し上げます。今後は、6月中に旧庁舎の解体を完了し、7、8月に雨水水槽と防火水槽を埋設し、9月には駐車場舗装工事を行う予定で作業工程を進めております。

まちづくり推進課から、東日本大震災への支援についてでございます。3月11日発

生をしました東北太平洋沖地震では、東日本各地で甚大な被害が発生したことから本市では物資及び人的支援を行うとともに、住民の皆様から寄せられた温かい災害義援金を日本赤十字社に託し目録を手渡しました。義援金の支援、義援金や支援状況につきましては下記のとおりでございます。物資支援状況につきましては、平成23年3月22日にクラッカーであるとかカロリーメイトそれぞれを送付をいたしました。また、人的支援状況につきましては、3月17日から19日の間香美市消防署職員を3名派遣をいたしました。また、5月26日から30日までの間、健康介護支援課保健師を派遣をいたしました。災害義援金につきましては、香美市から100万円、一般義援金といたしまして1,001万1,816円でございます。

防災計画策定につきまして、香美市地域防災計画の策定について株式会社ぎょうせいと業務委託契約を締結し、6月7日にスケジュールや仕様確認作業を実施いたしました。本計画は災害時の所掌事務や、所掌事務の見直しや平成20年3月以降の法改正などに対応するための見直し作業を行うものでありますが、東日本大震災の影響や研究成果も十分に勘案し今後策定作業を進めてまいります。当計画策定のため香美市防災会議の委員が、各関係機関や団体のご協力によりまして市職員10名を含む25名で組織され、本年度末をめどに新計画策定を目指します。

平成22年度ごみ分別収集実施状況につきましては、総収量が8,172トンで、昨年と比較しますと249トンの減量となっております。今後ごみ減量と分別リサイクルを推進をいたしております。以下、表に載せてございますのでお目通しをお願いいたします。

姉妹都市交流につきましては、6月9日に北海道積丹町におきまして姉妹都市10周年記念盟約調印式が行われ、相互の友好と発展を誓い合いました。また、6月11日から12日に札幌市で行われましたYOSAKOIソーラン祭りに総勢60名の合同チームを結成して参加をし、より一層の交流を深めました。

なお、追加でございますが、お手元の資料には載ってございませんが、大規模災害時における香美市と香美警察署との市庁舎使用に関する協定書に昨日締結の調印を行いました。香美警察署につきましては、昭和42年の建設で耐震基準を満たしてなく、今後発生が予想される南海地震では倒壊の危険性も懸念されております。災害等で警察署が被災した場合の市庁舎の使用につきましては以前から話し合いを続けておりましたが、市の旧庁舎が警察署より古い建物であったことから実現に至っておりませんでした。今回の調印によりまして、仮に警察署が被災した場合におきましても警察署の機能をすべて失うのではなく、一定の機能は確保できるというふうに思われております。

健康介護支援課から、小規模特別養護老人ホーム用地の造成工事につきましてでございます。平成22年12月から行っておりました物部町の小規模特別養護老人ホーム施設用地の造成工事の完了検査を5月9日に行いました。引き渡しを受けました。今後は社会福祉法人によりまして建物の建設が進められる予定であります。

東日本大震災による被災地への保健師派遣につきましては先ほど申し上げましたが、東日本大震災の被災地への人的支援の要請を受けまして、保健師1名を平成23年5月26日から30日までの間に宮城県の南三陸町へ派遣をいたしました。高知県チームとして避難所や仮設住宅を巡回いたしまして健康チェックや健康教育などの保健活動を推進、実施いたしました。7月ごろにも保健師の被災地派遣を予定をしております。こうしたことから支援に努めてまいりたいと思っております。

産業振興課から林業振興につきまして、平成22年度は切り捨て間伐230ヘクタール、搬出間伐212ヘクタール、作業道開設20路線、高性能林業機械の導入に対しまして補助事業の実施を行いました。

また、4月1日から5月31日までの間、市民の皆様にご協力をお願いをいたしました。6月8日時点で総額167万3,493円を預かっております。ご協力に心から感謝を申し上げます。

農業施設など災害につきましては、5月29日の台風2号の影響によりまして市内におきましてハウス倒壊が0.14ヘクタール、被覆資材破損が4.63ヘクタール、農作物では小ねぎが0.91ヘクタールの被害が出ました。

水田農業戸別所得補償制度につきましては、食料自給率向上のための水田農業戸別所得補償制度は4月下旬から受け付けを開始をいたしております。5月末時点で受け付け数は3,108件で、631件が戸別所得補償の対象になりました。2,477件は制度要件を満たしてないため対象外となりました。

商工観光につきまして、昨年4月にオープンをいたしました香美市いんふおめーしょんの年間来場者数は1万2,792人でございます。

平成22年度の緊急雇用創出臨時特例基金事業は、16事業で新規雇用66人、事業実績は5,959万1,026円でございます。また、ふるさと雇用再生特別基金事業では、6事業で8人を雇用し4,377万7,682円の実績となりました。

消費者相談関係は、平成22年5月からの県の補助を受けまして相談員を1名雇用し消費者相談や多重債務相談などを行った結果、3月末までの相談件数は38件であり、市民の生活不安の解消の一助となっております。

林業事務所から、物部町別府における林道施設災害につきまして、5月29日の台風2号の影響によりまして林道大栃線で山腹崩壊が発生をいたしました。西熊との連絡道が不通となっております。現在査定準備などの作業中で、復旧工事費に約9,000万円を計上し、査定終了後は直ちに発注して早期復旧を図ります。

建設課から、土木関係につきまして、社会資本整備総合交付金の減額による影響は、橋梁の点検業務ほか2件の委託事業が対象となり次年度以降への計画変更となりました。

災害復旧事業につきましては、5月29日の台風2号の影響により市道拓岡舞線で山腹崩壊が発生し国査定の準備を行っております。

県営施工による高知山田線の伏原地区から佐野地区へ抜ける山田バイパスは、設計調

査、予備設計でございますが、ここに着手いたしております。年内には完了、調査完了予定でございます。

都市計画関係につきましては、広域都市計画に基づく新町西町線は関係機関との事前調整を行っており、早期着手のため準備を進めております。

地籍調査につきましては、本年度の調査地区は物部町仙頭地区、香北町河野地区、土佐山田町本村地区において地籍調査を行うことが予定どおり決定され、対象地区の皆様には現地調査の事前説明会を行う準備を進めております。

福祉事務所からは、生活保護の状況につきましてでございますが、前年度と比較しますと被保護人員13人、被保護世帯11世帯、相談延べ件数43件、申請件数21件、保護開始件数15件、それぞれが減少をいたしました。被保護世帯の内訳を見ますと高齢者世帯が約半数を占めておりますが、失業を理由に保護受給となるその他世帯の占める割合が年々増加しており、保護開始世帯の50%以上をその他世帯が占めるようになっております。以下、その推移につきましては表に載せてございますのでごらんいただきたいと思っております。

教育振興課から、あけぼの保育園の開園についてでございます。4月2日午前にあけぼの保育園の落成式を行いました。午後からは園内見学会を実施したところ、大勢の親子や地域住民にご参加をいただきました。4月5日には初めての入园式、5月2日にはこいのぼり運動会が行われ、約180人の園児たちが元気に活動いたしております。

生涯学習振興課から、図書館についてでございますが、本年度から香美市内の全図書館は祝祭日も開館し、利用者の利便性向上を図っております。

土佐山田スタジアムでの四国アイランドリーグplusの公式戦が5月に予定をされておりましたが、雨天のため中止となりました。今後は土佐山田スタジアムにおきまして同リーグの公式戦が8月に2回、9月に1回、そして9月には福岡ソフトバンクホークスとの交流戦が予定をされております。

上下水道課から、繰越工事につきまして、中組、楠目地区の公共下水道管渠築造工事2件とこれに伴う既設水道管布設替工事は予定どおり5月末で終了し、現在検査の準備に入っております。

逆川地区で行っております農業集落排水事業・管渠築造工事における県道龍河洞公園線部分の幹線管渠工事は、6月中旬に終了し取付管工事に入る予定であります。

美良布簡易水道の第1水源施設整備工事は、7月末完成を目指して工事を進めております。

消防課から、平成22年1月1日から4月30日までの火災、救急及び救助出動件数についてでございますが、昨年同期と比較しまして火災件数は7件の増、救急出動は55件の増、救助出動は3件の減となっております。特に火災件数は大幅に増加しております。5月末現在で昨年の年間発生件数と同数となっております。また、4月4日の14時20分ごろに発生をいたしました船谷山林野火災では、消防職員・団員を大量に

動員するとともに香南市、南国市、愛媛、徳島、広島各県及び、並びに自衛隊への応援を要請をいたしました。その後3日間にわたる懸命の消火活動によりまして、43ヘクタールの山林を焼失をいたしましたものの民家などへの延焼もなく、4月6日17時40分に鎮火をいたしました。消火活動にご協力いただきました市民、住民の皆様方に、また関係各位の方々に改めて感謝を申し上げます。以下、火災件数、救急出動件数等につきましては表に載せてございますのでお目通しをお願いをいたします。

香美市消防団演習訓練の実施についてでございますが、香美市消防団では団員の技術向上と方面隊の連携を図るため、4月3日に土佐山田方面隊が中継訓練を、4月17日には物部方面隊がポンプ操法訓練を実施をいたしました。

では、続きまして、提出議案に対します提案理由の説明を申し上げます。

まず、報告第8号は、一般会計の繰越明許費繰越計算書の報告についてでございます。報告第9号から報告第11号は、各特別会計の繰越明許費繰越計算書の報告であります。

報告第12号は、平成22年度香美市水道事業会計予算繰越計算書の報告であります。

報告第13号と報告第14号は、専決処分事項の報告についてで、学校給食費滞納整理における和解についてであります。

報告第15号から報告第17号の専決処分事項の報告については、新庁舎建設工事の各種工事に係る請負契約の一部を変更する契約の締結であります。

報告第18号の専決処分事項の報告につきましては、住宅新築資金等貸付事業に係る訴えの提起についてであります。

次に、承認第1号から承認第9号は、平成22年度香美市一般会計補正予算（第6号）と各特別会計補正予算並びに条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分事項の承認についてであります。

次に、議案第47号は、平成23年度香美市一般会計補正予算（第1号）について、今回の補正予算の規模は、歳入歳出予算の総額に1億6,789万4,000円を追加し、歳入歳出予算それぞれ148億6,189万4,000円といたしました。

概要は、東日本大震災の影響による道路整備に係る社会資本整備総合交付金の減額、台風2号の豪雨により崩落した林道大栃線の災害復旧事業費の追加、庁舎建設事業に係る起債対象事業費の増額に伴う庁舎建設事業債の追加のほか、地方債の補正などが主なものとなっております。

議案第48号から議案第51号は、各条例の一部を改正する条例の制定です。

議案第52号は、条例の制定であります。

議案第53号と議案第54号は、市道の路線の認定と変更についてであります。

議案第55号は、山間部市道において道路幅が狭い上見通しが悪く、崩壊危険箇所が多いなどの理由から、地域住民が日常の生活道として利用する中で非常な不便を強いられている現状に対して、早期に改良整備をし、交通安全の確保や利便性の向上を目的と

して辺地に係る公共的施設の総合整備計画を策定するものであります。

次に、同意第2号は、固定資産評価委員の選任に伴い議会の同意を求めるものであります。

以上、今定例会に提案をいたしております報告11件、承認9件、議案9件、同意1件の議案詳細につきましては、お手元の議案細部説明書をご参照いただきたいと思います。

なお、議案第47号の平成23年度香美市一般会計補正予算（第1号）につきましては、予算執行時期の都合により開会初日に議決をいただく提案をいたしておりますので審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

以上、提出議案に対します提案理由の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（西村芳成君）　これで市長の行政の報告並びに提案理由の説明を終わります。

これから報告第8号、繰越明許費繰越計算書（一般会計）の報告についてから報告第18号の専決処分事項の報告について、住宅新築資金等貸付事業に係る訴えの提起についてまでと、あわせて香美市土地開発公社の平成22年度事業報告及び収支決算報告について質疑を行います。質疑はありませんか。

3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君）　3番、山崎眞幹でございます。報告の第13号そして報告第14号ですけれども、これに共通する部分でこれの6番目ですね、和解条項の6番目において訴訟費用は本件支払督促申立手続を除いて各自の負担とするということになっておりますけれども、この各自の負担というのは原告、被告それぞれ幾らぐらいなのでしょう。

○議長（西村芳成君）　収納管理課長、収納課長、岡本明弘君。

○収納課長（岡本明弘君）　報告第13号と報告第14号の山崎議員のご質問にお答えします。

原告、市側ですけれども、には手続費用等が発生するわけですが、被告のほうの負担というのはちょっと把握はできておりませんので、ほとんど本人が、弁護士等に頼めばその費用が発生するかと思っておりますけれども、本人が出廷ということで代理は頼んでないようですので一般的には費用の発生はないものと思われま。

○議長（西村芳成君）　ほかに。

14番、片岡守春君。

○14番（片岡守春君）　14番、片岡です。報告の第16号、これは今までのこういう報告の中では非常に特異なというか1,352円の増額という、これほどちっちゃなお金でも業者さんはもとの請負金額では工事はできないものなのかどうか、これはひたすらまだ1円に近づくまでこういう補正を要求してくるもんか、その点お尋ねをします。

○議長（西村芳成君）　管財課長、前田哲雄君。

○管財課長（前田哲雄君） 片岡議員さんのご質問にお答えします。

額としては、これは結果がですね契約内容の変更なんですけれども、結果としてはこの少額になったんですけれども、実質的にはですね設計内容が大きく変わっている部分もございましてこういう契約内容になっております。で、ちょっと内容をですね説明させていただきますと、当初設計では守衛室とかそれから住民課書庫につきましては、重要な機器が入るということでございまして窒素ガス消火設備を設計に組み込んでおりました。ところが、実際に着工するという中でその、消防署からもですね、消防課からもそこまで必要なのかというような疑念もありまして、その消防との協議等もありまして、そこでですね窒素ガス消火設備は中止をしました。その額が、その時の減額が直工ベースで914万円という減額になっております。それから、増額の部分もございまして、無線設備室とか電算室とかのですね納入機器が変更になっております。その関係で当初設計したよりも熱量が増大したということがございまして、空調機がですね、当初設計した熱量よりもですね大幅に大きくなったということがございまして空調機の仕様を変えるというようなことがございまして、それにはですね約300万円ぐらいの増額がかかったと。それから、その他、設計段階では気がつかなかったんですけれども消防署の指導によりまして、免震ピット階にですね消火ポンプ室を設置してるんですけれどもそこは一応部屋でないといけないということが判明しまして、その設計変更で120万円かかったとか。それからですね、守衛室から管財課までの警報を連動さすように途中で設計変更をしまして、といいますのは集中管理は、守衛室に集中管理システムがございまして。ただ、そこに昼間ですね職員が詰めることができませんので、何か問題があったときには管財課、職員がおる管財課のほうにですね警報ブザーが鳴るような、そういうシステムを途中で設計変更によりまして計上しました。それが445万円余りかかったと。こういうようなことがございまして、突く引くしてですね、こういう1,352円という結果にはなりましたけれども、そういう細々とした事業を進めていく中でですね変更点を生じた中でこういう結果になったと、こういうこととございまして。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに。ほかに質疑ありませんか。

14番、片岡守春君。

○14番（片岡守春君） 14番、片岡です。土地開発公社の関係ですけど、6ページによね、資産というところでその普通預金、定期預金というお金があるんですけど、この公社は解散の方向に向かっていきゆうと聞きますが、最終的にはこういうお金はだれが、だれのものになるのか、お尋ねします。

○議長（西村芳成君） 管財課長、前田哲雄君。

○管財課長（前田哲雄君） 片岡議員さんのご質問にお答えします。

最終的にはですね、解散が国に申請しまして認められますとですね、最終的には市のほうにこの財産は寄贈することになります。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑ありませんか。

3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） 3番です。先ほどのその報告、庁舎関係ですけれども、報告の第15号、報告第16号、報告第17号です、それぞれ細部説明書をずっとこう読ませていただきますとですね、先ほどもおっしゃられてましたけども消防署の指導による仕様変更ということがありました。自分はよくわからないんですけどもこれって設計段階とか、いわゆるですね建物が完成したときに初めて消防は調査するのか、その前段階でこういう大きな公共の場合なんかはですよ、ひょっとそういう調査ってというのは一緒に考えるといいますかね、そういうことはなかったのかなということが1点と、もう1点、済みません。報告第18号についてですけれども、これ細部説明書によりますと平成21年の11月10日の議会において訴えを提起したということで4件を提起されておったということなんですが、これ2件に今回絞ったということがありますけれども、その理由について説明をいただきたいと思います。

○議長（西村芳成君） 管財課長、前田哲雄君。

○管財課長（前田哲雄君） はい。ご質問にお答えします。

消防署とはですね設計段階から設計時点における、その段階段階に応じてご相談をしてきました。ほんで、建築確認をもらうためには消防の承認とかも必要な部分もございしますので、ただ、それは物すごく細かいところまで詰めたのではなくて、設計段階ではこのことがかかりわかったらいいよとかいうような段階がございしますので、で、その中でまた実際に施工していく中でですねいろんな細部の設計に、実施になったときに具体的に消防のほうにですねご相談をさしてもらって指導もいただきながら建築を進めてきたと、こういう過程がございします。そのために順次その時点時点で適切な指導、アドバイスをいただきまして、よりよいですね選択、方向転換ができる時点で相談してきてますので、その時点時点で適切なですね方向、変更をさせていただいたと、こういうことでございします。

以上です。

○議長（西村芳成君） 収納課長、岡本明弘君。

○収納課長（岡本明弘君） 報告第18号の山崎議員のご質問にお答えします。

4件から2件になった理由ということですが、簡単に言いますと回収可能なものに絞ったということで、回収の見込みがないものを除いたということです。

○議長（西村芳成君） はい。ほかに。

13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 13番、大岸です。報告第15号ですが、細部説明書を読みますと機構改革に伴う家具工事等で1,290万6,177円増額が専決処分をされております。それから、これが建築本体工事、あと機械設備工事とか補正、専決でこう

いうふうに増額がされていってるんですが、大体もう本体工事にかかるその増額というのはもうこれで終わりなのか、まだ発生しそうなのか。それから、これから解体をして駐車場等の設備に入るかと思うんですが、そうしたものに見込まれる費用、全体、大体どれぐらい庁舎建設にかかる総費用がかかる見込みなのかわかりましたら。それと、合併特例債、それから庁舎建設基金、それから地方債等の財源内訳が現時点でわかりましたらお願いをします。

それと、もう1点、この開発公社の関係で微細なことなんですが、さっき開会前に訂正の報告がありまして7ページのその「町道」をそれぞれ「市道」というふうに訂正されたんですが、3ページもやはり訂正の必要があるかと思うんですがそれはどうですか？この3ページに言及されなかったかと思うんですがどうでしょうか。

○議長（西村芳成君） 管財課長、前田哲雄君。

○管財課長（前田哲雄君） ご質問に、大岸議員さんのご質問にお答えします。

まず、土地開発公社の関係なんですけれども、ご指摘のとおり3ページ気がつきませんでした、申しわけありません。「町道」を「市道」と訂正をお願いしたいと思います。

それから、庁舎建設の設計変更の関係なんですけれども、本体につきましてはこれでほぼ完了しました、ほんで、これからですね、今解体工事が始まっておりますけれどもほとんど解体して、今後もう残っているのが基礎とあるちょっとしたところが残ってるんですけれども、こっから外構工事に入っていきます。ほんで、外構工事につきましては、V S側溝にするとかですね、それから当初設計になかった、設計から漏れておりました広告のタワーを増設するとかですね、ある程度変更を想定しております。その部分につきましては予算要求もさせていただいたというところがございます。総額では現在契約をしているのが約、全部足して22億円ぐらいだと記憶してるんですけど、定かではないですけど、たしか契約金額は22億円程度だったと思うんですけども、その1割ぐらいの増額で済むんじゃないかなというふうに現時点では考えております。財源内訳につきましては、ちょっと自分のところではですね把握できてません、済みません（後に追加答弁あり）。

以上です。

○議長（西村芳成君） はい。ほかに。

13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） そうしましたら、内訳につきましてはまた把握されて報告していただけますでしょうか、後ほど。

○議長（西村芳成君） 管財課長、前田哲雄君。

○管財課長（前田哲雄君） はい。後ほど調べてご報告したいと思います。

○議長（西村芳成君） ほかに。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんので、これで質疑を終わります。

以上で報告に対する質疑を終わります。

なお、平成18年1月から指定管理者制度を適用している財団法人奥物部開発公社の平成22年度事業報告及び一般会計決算報告並びに森林総合利用施設等事業特別会計決算報告、同じく同公社の平成23年度事業計画及び一般会計予算並びに森林総合利用施設等事業特別会計予算について、同じく同年3月から制度を適用している財団法人アンパンマンミュージアム振興財団の平成22年度事業報告及び決算報告、同じく同財団の平成23年度事業計画及び予算について、同じく同年8月から制度を適用している株式会社香北ふるさと公社の平成22年度事業報告及び決算報告、同じく同公社の平成23年度事業計画及び予算について、以上の報告については別途に機会を持つことにしたいと思います。

お諮りいたします。先ほど議会運営委員会委員長の報告にもありましたが、議案第47号、同意第2号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。

暫時休憩をいたします。

議案第47号、同意第7号は委員会付託を省略、同意第2号は委員会付託を省略することに決定をいたしました。

暫時休憩いたします。

（午前10時33分 休憩）

（午前10時51分 再開）

○議長（西村芳成君） 休憩前に引き続き会議を行います。

これから日程第14、議案第47号、平成23年度香美市一般会計補正予算（第1号）を審議します。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） 議案第47号、平成23年度香美市一般会計補正予算（第1号）について説明をいたします。

議案第47号、平成23年度香美市一般会計補正予算（第1号）

平成23年度香美市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,789万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ148億6,189万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成23年6月16日提出、香美市長 門脇槇夫

今回の平成23年度香美市一般会計補正予算（第1号）は、東日本大震災の影響による道路整備に係る社会資本整備総合交付金の減額、台風2号の豪雨により崩落した林道大栃線の災害復旧事業費の追加、庁舎建設事業に係る起債対象事業費の増額に伴う庁舎建設事業債の追加等により変更が生じたため補正予算を調製したもので、地方自治法第218条第1項の規定により提案を行うものです。

なお、第1表、議案47の3ページから議案47の9ページまでの歳入歳出予算補正と、それと議案47の11ページから議案47の13ページまでの歳入歳出補正予算事項別明細書、それと款・項・目・節の内訳、これは議案47の14ページから28ページまでですけれども、これにつきましては概括取りまとめとして今議会から議案細部説明書が作成をされ事前に配付をされておりますので、その中で概要をお示しをしておりますことからそちらのほうをご参照いただけたらというふうに思います。

続きまして、議案47の10ページですけれども、第2表の地方債補正ですが、こちらにつきましても細部説明にて概要をお示ししておるとおりでございます。合計1億1,730万円を増額をいたしまして限度額を15億7,773万6,000円といたしました。

なお、本年度の一般会計予算に係る市債の内訳資料につきましては、細部説明書の、多分後ろの端になっておるとも思いますけれども別紙資料としてお示しをさせていただきます。また、起債の方法、利率、償還の方法につきましては補正前と同じです。

以上で補足説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君）　これで質疑を、あっ、これで説明を終わります。

これから質疑を行います。

本案の質疑は歳入一括、歳出一括として行います。

まず、歳入の質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君）　12番。14ページの、ここの先ほどから説明されていきます国庫支出金の社会資本整備総合交付金についてお尋ねするものですが、この交付金、本市の計画に基づいて配分されてきたわけと思いますが、実際この減額幅ですわね、それがどれぐらいのものなのか。それから、事業自体は繰り越しされていくというふうな説明もあったかと思いますが、実際この減額された分は将来的には担保されるものなのか、先送りされてるという考え方でいいのか、その点についてお尋ねします。

○議長（西村芳成君）　建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君）　山崎議員のご質問に、道路サイドのお答えとしましたら、基本的には高知県への配賦については地域戦略とか、そして災害対策とか、それから道路の継続事業等には特に影響はさせないよという割り当てになっております。ただ、香美市の道路事業単体につきましては、ちょうど新規事業、ようやく切りかえてですね新規事業の提案が多くございました。そのしわ寄せは一定この額が出ております。ただ、

将来の見込みについてはですね、まだ私たちに伝わる情報では明確にはなっておりません。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番。関連して伺いますが、実際市の場合は、本市の場合は新規があったということでそういう減額ということで、ほんで県の場合には影響させないという部分であると。ということは、東日本の災害の影響でという事前の説明もあったわけですが、現実的には一律ではないという、いうたら継続してやってる部分については今までね、それについては事業の完成を見るためにはやっていると。だからその、私が気になるのは一律でやったのか、そうじゃなかったのか、その点を再度確認をしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） 山崎龍太郎議員のご質問にお答えをいたします。

総体的な数字としてですねカットされてきたということでございまして、特に継続すべき事業については、これは財源がここからその外されたということがあってもですね別途の財源を確保して継続すべき事業はしていくということ。新規の事業につきましても、財源がなくなったからというてやめるということにならない分については引き続いて同じように財源を新たにつけてですね事業を進めていくという考え方でございます。ただ、財政的な面でいいますと、この負担金、交付金といいますかお金についてはカットされましたので、数字としてこう挙げさせていただいたということでございます。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 3回目、関連して最後聞かせてもらいますが、そういうことでありますと実際財源を継続事業等については振りかえてというか、起債比率等が高くなっていくというふうな危惧もされてくるわけです。だから、やっぱりそこ、事業はさび分けてやられるとは思いますが、そこら辺のところの東日本の災害大変なことでしたら、ほんで、実際私どもが考えるにやはりかなり長期に続くということになったときには、本年度当初は可決されたけれどもかなり広範囲に、今回は道の関係等がね、橋梁等出てますけども、続くんじゃないかという懸念されます。そこら辺のお見通しがあれば少しお示しいただきたいと思います。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） 山崎龍太郎議員のご質問にお答えをいたします。

おっしゃるとおりですね、東日本の震災に向けて国のお金がシフトしていくということとはもう十分考えられます。そういったしますと、我々のほうに回ってくる交付金あるいは税含めてこういったものが下がってくるということは考えられますので、今後の市の事業については、そこら辺についてはかなりその注目した予算の立て方あるいは事業の組み方、このあたりを考えていかないかというふうに思っております。おっしゃられますように財源振りかえたから、じゃあ例えば起債充てるとということにしますと公債比

率の問題も出てきます。こういったことにもやはり勘案をしながら今後の本市の事業展開というものを考えていかないかということ、ご指摘のとおりだというふうに認識をしております。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに。ほかに質疑ありませんか。

5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 5番、濱田です。15ページの県支出金の目の3、衛生費県補助金の中で説明のところががん検診受診促進事業費補助金とありますが、この説明書のほうで見ますとこの衛生費県補助金の104万5,000円の追加はがん検診受診率向上のため補助要件が緩和されたことによると書いてますが、この補助要件の緩和について教えてください。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） はい。濱田議員さんの県支出金の衛生費補助金、がん検診受診促進事業補助金についてお答えいたします。

この補助金につきましては、平成22年度、昨年度から創設されたものでありまして、昨年度の補助の条件といたしまして、まず、1点目に郵送による個別通知をするという条件があります。そして、2点目に胸部レントゲン検診を初めとしましてすべてのがん検診の未受診者である者について受診勧奨を行うという条件がございました。昨年につきましては、レントゲンを初めとしましてすべての未受診の対象の方をシステム上拾い出すこともちょっと難しい面もございましたので昨年度は補助をもらえなかったわけですが、本年度につきましてはその要件が緩和されまして、1点目の受診勧奨事業、個別通知というものと、それを行うことと、そしてもう1点、各種がん検診のいずれかが未受診である者について再度受診勧奨を行うということになりまして、すべての者でなくっていずれかの未受診ということになりましたので、こちらでありましたら個別通知も行っておりますので対象になるということで該当で今回補正したものです。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで歳入の質疑を終わります。

次に、歳出の質疑を一括して行います。質疑はありませんか。

1番、有元和哉君。

○1番（有元和哉君） はい。1番、有元です。幾つか質問をさせていただきます。

19ページ、香美市民憲章における補正の予算についてですが、これは本年平成23年度が検討、策定となっております。この委員会についての予算だと思います。これは委員会は年何回行われるのか。また、幅広く市民が参加し多くの意見を取り入れ市民との合意形成のもとどうたわれておりますが、策定委員会のみ補正予算では、これ策定委員会のみ補正予算というふうに今回は上がっているのか、それとも市民参加もす

べて含めた補正予算としているのかについてお伺いをいたします。市民参加を含めた予算であればこの予算では少なすぎるように感じますのでその点をお伺いします。

それと、もう1点、21ページ、保育園費のところでございますが、5月の広報を見たところによりますと保育園の職員が示されており、7つの保育園で園長7人、副園長5人、主任保育士10人、保育士35人、主任調理員5人、保健師1名、それから看護師1名の64人の職員が従事しております。そのうち1名がほかの職と兼務ということになっておりまして、総務課で確認したところ現在63名の職員ということで予算が組んでありますが、3月議会の時に職員数を尋ねたところ60名というふうに答弁がございました。それで、今回の補正予算でこの3名ふえているというふうに読み取っていいのか、それとも3月議会の時の答弁が60名ではなく63名であったのか、その点についてお伺いをします。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） 有元議員の市民憲章にかかわる予算に関してお答えを申し上げます。

まず、今回その市民憲章を制定するという事になったことについて少し前段お話をしておきたいと思っておりますけれども、本市ではこれまで合併時の新たなまちづくりの基本理念といたしまして「輝き・やすらぎ・賑わいをみんなで築くまちづくり」として、まちづくりの大きな精神規範となっている、きたところでございますけれども、一方、市民と行政の協働によるまちづくりを進めるための行動規範も明確にする必要があるだろうというふうに考えました。この行動規範を身近で親しみやすい表現、これは言葉という言い方もありますけれども、そういった表現で簡潔に示すものがいわゆる市民憲章とも言うべきものでございまして、今次の行政改革集中プランにおきましても制定が求められておるところでございます。この策定作業を進めるための予算としてお願いをいたしました。特に本年度は振興計画の基本計画の見直し作業をしているところでございます、これと密接な関係も有しているということから、本年度において市民憲章づくりもちょうどタイミング的にはできるということで作業をすることにしたところでございます。市民が日常生活を送る上で心の中に定着をし受け継がれていく道しるべとなる憲章を制定をしていきたいと思っております。その制定につなげていかなければならないというふうに考えておりますので、まず前段この点ご理解をいただきたいというふうに思います。

お尋ねの会の回数等についてですけれども、振興計画の関係と後追いをしながら並行していくという作業を想定をしております。そういう意味では庁内の中で整理をしたりとか、それから委員さんとの会合とかいうものはまだ具体的な回数は明確にこうだという言い切りはできませんけど、一応5回程度ぐらいはかかるんじゃないかなというふうに考えております。お金についてはとりあえず立ち上げの経費ということで考えております。このお金の限りの中でやっていくということで、あんまりそこでもうがちがちの動きはしたくないなど。というのも、振興計画につきましても今回はですね、審議会につ

いては特に最終、そのほぼ原案ができたところで審議をしていただくという形をこれまではとっておりましたが、今回は検証作業から入っていただくということがございます。これが大体予想で5回ぐらい想定をしておるところで、策定までにですねご審議をいただく回数5回を想定しておりますから、それとの作業との絡みがあるんで3回想定から5回想定の範囲内だろうという思いでおります。意見のとり方ですけれども、そういったその振興計画をつくっていく中では地域の住民に対してアンケート調査もいたしますし、それから、これからの作業としてほかの手法もありゃあせんだろうかと。これまではそのホームページで公開して意見をいただくようなことも手法として持ちましたし、そういったことも今回もできれば取り入れてやっていきたいと。このあたりは現在その策定に関して専門部会が立ち上がったばかりでございますから、ここの意見も聞きながらですね、これからの作業に当たってはどのような状況で作業を進めていくかということについて検討をしていきたいということでもあります。そういう意味では、多くの市民の意見を聞くという立場からすると予算が少ないんじゃないかのご意見ですけども、こちら辺はその状況を見ながらまた改めて補正をお願いすることがあるかもわかりません。あくまで立ち上げの段階ではこれだけのものを想定し、振興計画との片側の並行作業として見込んでおる部分での予算をお願いしておるというふうにご理解をいただけたらと思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） 有元議員さんの保育所の職員の件についてお答えいたします。

3月議会で60名と言って、先日総務課のほうで確認をされたら63名ということなのですが、その63名の確認されたこと、申しわけないですが私ちょっとわかっておりませんので、ただですね、3月末で保育所の職員数名退職しております。そして、4月1日付けで補充したのが1名だと私の中では思っておりますので、そういったしますとこの数字何か合いませんね。合わないの、済みません、ちょっと確認をさせていただいてご報告ということよろしいでしょうか。63名が合ってるのか、60名が合っていたのかということがちょっと私今手元では資料持っておりませんので、申しわけありませんが後で報告をさせていただきたいと思います。

○議長（西村芳成君） 1番、有元和哉君。

○1番（有元和哉君） はい。済みません、保育園のその職員の数ですが、その調べるのであれば早急に調べなければいけないことだと思います。それで、あと関連いたしまして教育委員会のほうに行きましても確認したところ、そこでは保育士の数が59名というふうに言われました。非常に数があいまいとなっておりますので、非常に人件費の問題シビアな問題だと思いますので早急に説明をしていただきたいと思いますので、いつごろにはっきりとするのかをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） はい。早急に確認をしますけれども、保育士の数と保育職員と、保育職員のほうは例えば給食とかそういったものも含んでのことだったでしょうか。そのあたりどういうふうに聞かれたかということがちょっと私今不明ですので、そのあたりもですね担当のほうと確認をいたしまして、きちんと精査いたしましてご報告をいたします。早急にいたします（後に答弁あり）。

○議長（西村芳成君） ほかに。

13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 13番、大岸です。市民憲章の関係で1点だけ関連でお尋ねをします。

この予算、立ち上げの経費として計上されたものだというふうにお聞きをいたしました。策定委員さんは何名ぐらいを予定をしておりますでしょうか、それが1点と、同じ19ページで地籍調査費の中の役務（えきむ）費か役務（やくむ）費かで香北町の府内地域でその成果の修正復元の測量手数料というふうの説明書にもございましたけれども、これは測量した、確定をしたけれども違っていたということかと思うんですが、その持ち主というか地権者の方からの申請でそれが判明してこういうふうな予算が計上されているのかというのが1点。

それと、もう1点ですが、20ページ、老人福祉費の中の23節、還付金、老人保健交付金の返還金ですが、これは老人保健会計閉じたことにより最終のものかと思うんですけども、老人保健事業の中の何に対する交付金であってそれを返還することになったのか、返還をするのか、それがわかりましたらお願いをいたします。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） 大岸議員のご質問にお答えいたします。

委員を何人想定しておるかということですが、一応予算見積もりといたしましては半日単価の3,000円の5回で10回、済みません、10人を現在のところ予算の要望としてお願いをしております。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに。

あっ、ごめん、ごめん。市民保険課長、山崎泰広君。

○市民保険課長（山崎泰広君） はい。大岸議員の老人保健交付金の返還金についてのご質問にお答えをいたします。

これはですね、最終のものというふうにお聞きをされましたが、最終のものではありません。これはレセプト修正に伴って生じる返還金でありまして、これは社会保障診療報酬支払基金に対しての拠出に対して返還をするものでございます。後日また、公費分についてもまた返還が生じるもんだというふうに思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君） はい。地籍調査の件についてお答えをいたします。

もちろん復元測量、この再調査に伴う部分でございますが、法務局、法務処置をした後ですね修正が必要になった部分と、そういうことで個人から言われてきた部分の修正業務でございます。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 先ほどの老人福祉費ですが、返還金最終ではないということをお聞きをいたしました。別途修正であるというふうなことがありますが、後がちょっと聞こえづらかったのですが再度お願いします、説明を。

○議長（西村芳成君） 市民保険課長、山崎泰広君。

○市民保険課長（山崎泰広君） はい。失礼しました。後半の部分がちょっと聞き取りにくいということで後半部分についてお答えをさせていただきます。

このほかにですね公費分がございます。公費分についてはまた別途の返還になるとお思いますので、今後またそういう作業が出てくると思います。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 後のほうというよりは最初から聞こえづらかったです。何の何に対する交付金を返還するものか。支払報酬の、診療基金の関係、医療費、そうすると医療費ですか、過誤ではなくて、過誤ですか、わかりました。

○議長（西村芳成君） 個人で取り引きのような話をせんとってください。

（笑い声あり）

○議長（西村芳成君） ほかにございませんか。

2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） 2番。22ページ、5款、雇用対策費の中の4節、7節、自主防災組織育成強化事業、これについてお聞きをいたします。

細部説明書を読ませていただきますと、この組織強化のための臨時職員雇用というふうになっておりまして、昨今の状況を見ますときに非常に大事なことであろうと、私もそのように考えております。であるからして、この臨時雇用をいたします方はかなり防災に対して知識を持っておられる方が望まれるわけでそのような方を雇用すると、このような認識でよろしいでしょうか、これが1点。

そして、その強化を、組織を強化するための業務内容、これについての説明を求めるものであります。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 矢野議員のご質問にお答えいたします。

雇用する方でございますけれども、まだ確定はしておりません。できればそういった専門的な方を雇用すれば一番よろしいことでございますけれども、募集しましてですね、適切な人員を確保したいというふうを考えております。それと…。

○2番（矢野公昭君） 業務内容。

○まちづくり推進課長（今田博明君） あっ、済みません、失礼しました。業務内容につきましては、現在自主防災組織のほうがですね今88組織ありまして、それぞれの組織で年間40回を超える訓練が行われております。現在では職員が対応をしておるところでございますけれども、なかなか職員の負担も大きくなっているような現状もございまして、育成は、雇用される方の育成は必要になってきますけれども、こういった自主防災組織が行います訓練とかそういったことに対しまして支援をお願いしたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに。

2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） 関連でありますけれども、先ほど課長はできればそのような方を雇いたいと、このような答弁でありましたけれども、できればやなくしてぜひそのような方を、せつかく強化をするためであるとすればぜひそのような方を目指して雇うような方向で持っていつてもらいたい、このように思います。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） そのような方向で検討させていただきます。

○議長（西村芳成君） 15番、竹平豊久君。

○15番（竹平豊久君） 15番、竹平です。2点ほどお聞きをいたします。

まず、19ページの2款の総務費、6目、企画費の9節、旅費として5万9,000円の補正計上についてですね、よりよい計画づくりの観点からお聞きをいたします。

細部の説明書によりますと、地域支援員設置事業を行っている先進地である和歌山県高野町を視察する内容となっております。このこと自体はですね、本年度香美市で事業化された地域支援員設置事業の制度設計の一環として行うことで中山間地の集落対策事業が具体的な取り組みを始めたということで評価をするものでございます。そこでお聞きいたしますのは、先進地の視察先は今回1町であるのか。つまり、視察先の和歌山県で同様の事業に取り組んでいるほかの自治体といたしましてすさみ町、それから那智勝浦町がございまして。何の事業でもそうでありますように企画立案、こうした具体的な立ち上げの段階ではよりよい計画づくりのために幅広い調査、そして情報収集を行い、そうした点をも加味をいたしまして独自の計画を組み上げていくことが肝要だと考えておりますが、そう考えますと多くの事例を研修して計画に反映さすべきものとするものであります。したがって、同じ県で同様の事業を推進している他の自治体もあわせて視察することが効果や効率面からも向上するんじゃないかと考えるものでございますが、今回のこの行程とですね、その意図するところをお聞きをいたします。

次、2点目でございます。24ページの8款、土木費、1目、住宅管理費の11節、需用費100万円の補正計上についてですね、修繕の内容とこれに関連する条例との因

果関係についてお聞きをいたします。

細部説明書によりますと市営住宅の退去に伴う修繕費の追加とございます。つまり、当初予算で修繕費をですね400万円計上してる中で今回100万円の追加補正を計上したことは、これ端的に申しますと400万円の修繕費を消化してまだ不足したということになります。そこでお聞きするのが、どこの市営住宅で何が原因でどれほどの修繕を行ったのか。また、香美市営住宅条例第20条、「敷金」の第3項では、入居者が明け渡すとき還付する。ただし、未納金、損害賠償金があるときは敷金からこれを控除した額を還付すると。また、同第22条、「修繕費用の負担」、この第1項では、市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用は、市の負担とする。ただし、括弧書きがございまして、畳の表がえ、障子及びふすまの張りかえ、破損ガラスの取りかえ等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器、その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除くとございますが、この関連する第20条そして第22条との因果関係はどうなのか、あわせてその内容をお聞きします。

以上2点よろしくお願ひします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 竹平議員さんのご質問にお答えいたします。

19ページの企画費の中の企画の旅費、地域支援員制度を導入するに当たりまして視察を行うものでございますが、細部説明書のほうには高野町という記載をしております。高野町につきましては既に視察の受け入れの承諾をいただいておりますけれども、まちづくり推進課としては複数の市町村を視察させていただきたいというふうに思っております。もう1つの町村につきましては現在調整中でございます。はい。

○議長（西村芳成君） 管財課長、前田哲雄君。

○管財課長（前田哲雄君） 済みません。詳細をですね把握できておりませんので、またお時間いただきまして後ほど答弁させていただきたいと思ひます。申しわけありません。

○議長（西村芳成君） 香北支所地域振興課長、舟谷益夫君。

○香北支所地域振興課長（舟谷益夫君） 住宅の修繕費についてお答えいたします。

今回のあの修繕費の計上につきましては、100万円の内訳がですね、細部説明書のほうでは撤去後のその修繕費ということになっておりますが、上町第2団地ベランダ外部壁修繕を50万円予定しております。3階建てか、ベランダのほうのその道路側の部分に木のこういった縦にこう張り合わせて外見上やっております。ところが、その長年の風雨でこう反り上がってこう接合部がはがれて下にこう落ちるような状態になっておりまして、その押さえの工事修繕ということで50万円組んでおります。

それと、撤去後の部屋のほうの修繕でございますが、原形への復旧及び修繕費の費用の負担ということで、入居者の方の責任において壊れたもんとかの復旧は費用を請求させていただいておりますが、それ以外の部分で建物の老朽化等の、今度また貸すときに

はもう対策をせんとちょっと住みにくいということで蕪生野第2団地と裕・YOU第2団地の2室についてですね、30万円、20万円ということで修繕費を計上させていただいております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 管財課長、前田哲雄君。

○管財課長（前田哲雄君） 先ほどのご質問に対しまして、てっきりうちの管轄の、住宅ですので管轄ということで理解してないといけないところでございましたけれども、支所の修繕でありまして、今説明いただいたとおりですので申しわけありません。

○議長（西村芳成君） ほかに。

6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） はい。6番、山崎です。25ページですけれども、教育費の2の事務局費の中の8、報償費、旅費と入ってますが、これ不登校・いじめ対策事業ということですが、この事業の内容をもう少し詳しくご説明をお願いしたいのと、それから、この報償費の269万円、謝金ということですが、結構大きな額ですが、これ講師を呼ばれての謝金なのか、ちょっとそのあたりもご説明をお願いしたいのと、それから、旅費で視察に行くということですが、行き先などが決定しておればご説明をお願いいたします。

以上です。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 山崎議員さんのご質問にお答えします。

この事業につきましては、不登校・いじめ対策小中連携事業という県の事業を受託したものでございます。全額県費でございます。基本的には、さまざまな要因でですね不登校やいじめ等生徒指導上の課題の解決に積極的に取り組む市町村において、人権が尊重される学校、学級づくりを行い、小・中学校を通じて連続性のある人間関係づくりや生徒指導を重点的に行い、不登校・いじめ等の発生率を改善するという目的で行っております。

それとですね、報償費、講師の分ですが、これにつきましてはですね1件1時間2,000円で4時間が5日、それから35週と継続してやりますので金額が乗ってきております。これが2人分ですね。

それと、旅費につきましては、大阪のですね松原第7中学校等を視察研修すると。ここでちょうど先進地でございます、ここが研究発表をちょうどやるという情報がありましてそこを研修先と指定しております。

以上です。

○議長（西村芳成君） はい。ほかに。

14番、片岡守春君。

○14番（片岡守春君） 片岡です。14番、片岡です。ページは23ページ、国か

らの予算が削られたということがこれへ、ここにきめん出てきてる土木の関係でございすけども、橋梁点検委託料というもんが800万円減額になってる。これは耐震の点検であったと私たちは理解してるんですけど、これはこういうことで減額して調べなくてもよいのかどうか、1点。

それから、もう1点、その工事請負費の関係で市道須江野開北幹線、これ1,500万円当初で予算組んでたけど半額以上減額になって、地元の方としては大変この当初予算を報告したときに喜んでおりました。そういうことでここはぱったり切られるということでよね工事の内容も大きく変わると思いますが、残りの金額で一応この年度で手はつけるのかどうか、これを聞いてちょうだいということですのでその点ひとつよろしゅうにお願いします。

それから、この27ページですけど、この教育費の関係でよね吉井勇記念館の関係でございす。これ説明では来館者へのサービス向上ということで館長1名置くということですけど、今までもサービスはしてきたと思うんですが、この期に至ってこういうお一人を館長という名称を掲げて置かにかあいかん、そこの位置づけはどうなっているのか、費用対効果だとか、そういうことで年間の入館者はどれほどあるもんなのか、できればお答えをお願いします。

○議長（西村芳成君） 建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君） 片岡議員のご質問にお答えをいたします。

減額になってどうしてもし寄せをせざるを得ない部分、そしてまた新規事業の着手ができないという中でいろいろ緊急順位も検討さしていただいて、1点目の橋梁点検委託業務につきましてはもうこの1年で完了する予定でございました。長大橋から順次頻繁に通る橋、やはり利用の多い部分から先行してですね済ましてきてもう1年で完了、点検、完了をする予定でしたけどもう1年どうしてもずらさざるを得ないと。

それから、もう1点の須江野開北幹線につきましても、もう要望いただいてから早く着手をしたいという中で予算編成をしましたけれど原資となる財源がないと、その中で一番危ないところ、その残った予算の中でですね危ないところをまずはやっていきたいと、続けての次年度の予算提案もしてまいります。

○議長（西村芳成君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） 片岡議員さんのご質問にお答えいたします。

吉井勇記念館につきましては、香北町の時代から2名体制というような形で来館者のサービスに努めてきたわけでございますけれど、合併の関係もございまして生涯学習振興課が土佐山田のこの本庁へ来たわけでございます。そういったこともございまして、なかなか電話等で専門的なお問い合わせが結構ございます。それで、2名でやっていますとどうしてもお互いが16日勤務という、学芸員さん、嘱託員そういう形ですので常時、日数がどうしても2人ではなかなか運営が厳しいような状況が発生しております。香北支所とこちらからも応援にそのときは行って、行くような計画はしておりますけれ

ど、なかなか急なことがございますと、なかなかそういった住民とのトラブルの原因もつくるようなこともございますので、そういったこともございます。そういったこともございましてちょうど従来の、今までの嘱託員さんと学芸員さんがそういったご負担もかけていたかどうかはわかりませんが、ちょうど春をもちまして退職をされたいというふうな旨がございましたので、これを機会にそういったところも再度すべてを見直しまして、今後そういったところの組織をしっかりさせて、お客様もですけれど職員のほうにも負担がかからないような、そういった体制を今回とらさせていただいたところがございます。よろしくお願ひします。

あつ、それから、失礼します。来館者につきましては1,000人から1,200人程度でございまして、相対費用につきましては物すごく、実際はもう入よりは出が多いという状況でございまして。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 吉井勇、13番、大岸です。吉井勇記念館の関連でお尋ねします。

そうすると、これは細部説明書によりますと嘱託職員を学芸員にしたことによる増額とありました。それで、当初の予算計上は学芸員の分が179万2,000円、それから管理運営嘱託職員が157万6,000円というふうになっておりまして、そうなりますと、その細部説明書によると嘱託職員が学芸員になったのもう学芸員は必要なくて、それで2人体制にするために吉井勇記念館長を新たに雇い入れたというふうにとりましたけれども、そうではなくって3名体制ということですか。

○議長（西村芳成君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） お答えします。

当初は学芸員さん1名と嘱託員1名、計2名で運営しておりました。今回は新たにそういったところを見直しいたしまして館長1名と学芸員2名、この3名で運営するように今回予算を計上させていただきました。よろしくお願ひします。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 13番、大岸です。そしたら、この記念館の館長のこの報酬151万7,000円は6月以降から来年度3月までということですか。

○議長（西村芳成君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） 今回の議会を通していただきましたら7月から館長さんを任命させていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（西村芳成君） 大岸眞弓君。13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 13番、大岸です。吉井勇記念館関連で最後にお尋ねをします。

その館長を置いた意味合い、その平成21年度のこの主要な施策とその成果をちょっと読んでみましたら、その入館者の増を図ることも大事であるけれどもその専門的なね、

その大事な資料の収集とか調査研究などもしなければならぬということになっておるんですが、そうであればですねなぜ当初にそれが組まれてないのか、なぜ補正なのかを1点お聞きをしましてこの問題での質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） お答えします。

先ほど冒頭にも申しましたようにお二方のやめる機会という時期がしっかり定まっていなかったことをごさいましたので、4月以降にハローワークを通じてこういった形をとらさしていただいたわけでございます。今後またそういった形でしっかりやっていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） 2番。少し前に戻りますけれども、山崎晃子議員の関連にもなろうと思っておりますが、不登校・いじめ対策事業、これは道徳教育重点推進校、楠目小学校のことでありますけれども、他の学校へも普及をさせるために委員報酬、そして費用弁償、委員の費用弁償、このようなことも予算に組まれております。これは先ほどの山崎議員の答弁にもございましたとおり県外視察研修でもって他の学校へも普及をさせていくと、このような認識でよろしいのか、これが1点。

そして、この推進校指定を受ける場合に指定制であるのか、それとも手挙げ方式であるのか、この推進校、各方面に推進校と呼ぶのがございますけれども、その時の選択基準というものはどのようになっておるのか、この2点をお聞きいたします。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） お答えいたします。

まず、初めにですね、報酬の道徳教育と後のですね7款、7節から後の分とは全然関係ございませんので、事業が全然違います。道徳教育につきましてはですね、既にご存じ、質問の中にありました楠目小学校のほうで指定校としてやっております。その分で既に県の指定を受けてですね楠目小学校で、香美市は楠目小学校でやっております、3年間高知県下で10校という指定校受けてます。それを受けまして今年につきましてはですね、その指定校があるところの推進地区で地域での体制づくりをしてほしいという要請がございましたので香美市、お隣の香南市、いの町等々でこういった予算を組んでですね、その指定校のある地域をまず広げていくという方向でやっております。今後につきましては、県の考え方は県全域にこういった地域の協議会を立ち上げていくという方向のようでございます。

その分とですね、その後のですね報償費とかいうのは、これはいじめ対策ですので全く事業内容が違うということでございます。なお、いじめ対策につきましてはですね、先ほど謝金の云々でいろいろありましたけど、それはですねいわゆるコーディネーターですかね、中学校は鏡野中学校へ1人、それから小学校へ1人という2名の分をですね週5日、4時間でしたかね、5日で4時間ずつ配置するという計画でこういった報償費

を組んでおります。

以上です。

○議長（西村芳成君） 2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） 大体わかりましたけれども、この推進校の選択基準ですよ、これをお伺いします。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 矢野議員さんの先ほどのご質問にお答えいたします。

道徳教育につきましては県のほうも大変力を入れて、県内全域で道徳教育を推進したいという思いがありまして指定校、今回の場合だったら10校指定をするようにしています。希望の学校というふうなことが、希望の学校に指定をしていくというふうなことの形をとっています。

以上です。

○議長（西村芳成君） 2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） 希望校ということになりますとですよ、例えば香美市本市内に何校も希望が出たときにはその基準はどうなりますか。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） はい。香美市としても道徳教育は進めていきたいというふうに思っていますので、たくさんの学校でこう取り組みたいというのがありますけれども、希望していたところに対して県のほうが県内全体の地域性とかも考えながら指定をしていくというふうな、決定は県のほうがしていくというふうな形になっています。ですから、香美市の場合は楠目小学校が中心となってやっていただいて、先ほど言った協議会なんかをつくって今年は全部の学校で道徳教育を推進するというふうなことでだんだんこう全体へ広げていくというふうな形を、県のほうが方向性をそういうふうにしてやってきてるのを香美市としても受けてやっているというふうなことです。ただ、香美市の道徳教育は、今年から香美市全部に広げるから今年から取り組むというわけではなくて、学校に非常に意識高くありますのでもうずっと道徳の参観日をしたりですね、ということで何年か前から順次こう広がっていますので、今年はまだ協議会つくって全部の学校で取り組むというふうな方向では意思統一してやっております。

はい。以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに。

11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 11番、依光です。22ページの労働費の中の1、雇用対策の13節、委託料の増額の部分で、どういう事業のために増額が必要になったのかの説明をお願いします。

そして、23ページの先ほど言われました橋梁点検ですが、今回その緊急度の高いところからやっていくと、入ってくるものが入らなくなったからということですが、この

今年予定してる基準があるんじゃないかと思うがですよね、長さだとか何かそういう、そういうとこ、地区とかあれば、どの部分を優先的にやるのかがわかればお願いします。

それと、もう1点、27ページの教育費の中の学校給食費の3節の職員手当、ここに時間外が出ておりますが、この設備の修理に要する時間外ということですがどんな修理を要するのか、それと、徴収アップを見込んでということですが、徴収アップをどれだけパーセンテージを見込んでるのか、以上お願いします。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、中井 潤君。

○産業振興課長（中井 潤君） お答えを申し上げます。

22ページの委託料の412万7,000円なんですが、これは3カ年の継続事業でやっておりまして本年度が最後の年になります。オルソ図と言いまして航空写真で撮ったものを図面に落としまして、それに過去のデータや施業履歴、森林のその状況を入力することによって一覧できるというような図面にする事業でございます。そのデータの入力する人員の確保だとか、データ入力に関します指導員の日数をふやしたとかいうことで410万円の増額となっております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君） 依光議員の土木費の橋梁点検、これについてお答えをいたします。

3年目になります。1年目は大きな長大橋、15メートルを超すぐらいの橋梁から始めまして1年、2年やってですね、この3年目は道路の1、2級、交通量の多いという幹線道路を主体に進めてきております。この残った今年の予定箇所ですが、その他の道路というところまで来ております。だから、一番、どちらかという小さい橋が今残っております。この予定はその小さい橋の予定としておりました。

○議長（西村芳成君） 学校給食センター所長、竹内 敬君。

○学校給食センター所長（竹内 敬君） 依光議員さんのご質問にお答えをいたしたいと思います。

学校給食費の中の職員手当等につきましてですけれども、まず、1点目のそのどういう内容の修繕かと申しますと、かなりちやがまってきておりましてどこが壊れても構わないような状態になっておるところですけれども、その給食の調理中ですかそういうときに修繕できるものであればよろしいですけれども、水回りでありますとかボイラー関係等々、その給食、土日とか休みのときでなければならぬときにしか修繕できないものが、修繕が出てきたときにやるために予算を計上しております。

それと、もう1点、その学校給食費の徴収業務ですけれども、平成22年度につきましては96.5%の徴収率、大体96.5%の徴収率が上がっております。それで、何%という基準といったものはございませんけれどもできれば1人でも多く、98%ぐらいをめどに今年度につきましては徴収業務に力を入れたいと思っております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 1番、有元和哉君。

○1番（有元和哉君） はい。1番、有元です。3点ほど質問をさせていただきます。

まず、1点目、竹平議員の関連の質問といたらちょっとおこがましいんですが、この予算書のほうにはですね「企画旅費」と書いてあります、細部説明書のほうには「視察旅費」と書いてあります。この「視察」と「企画」では意味が違ってくるのでこれはどちらのほう正しいのか、それを質問させていただきます。

それと、次に22ページになりますが、4款、2項の2目、臨時職員賃金124万1,000円とありますが、これは当初予算になかった分になってます。これはどうして発生したのかについて説明を願います。

そして、最後に、25ページの教育費のところでございますが、先ほど矢野議員もおっしゃってありました道德教育重点推進校の取り組みをほかの学校にも普及させるというふうにあります、これで委員を選任して等々がありますがこの委員会の構成はどのようなになっているのか。道德教育に関しては民間であったり法人であったりさまざまな団体が香美市にも存在しております。そういったところも取り入れた委員の構成になるのか、その委員の構成について教えていただきたいです。よろしく願います。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 有元議員のご質問にお答えいたします。

企画費の中の旅費、これが企画旅費となっているということで細部説明書のほうは視察旅費ということでございますけれども、内容的には視察旅費でございます。入力時ですね、予算書への入力はその企画のほうへの項目へ入力させていただいたということですがけれども内容は視察旅費でございます。また、今後この辺につきましては財政と調整をしていきたいというふうに思っております。

それから、22ページですね衛生費の中の臨時職員の賃金でございますが、当初予算には計上されておりました。これにつきましては、職員の病気休職に伴います臨時職員の雇用についての予算でございます。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 有元議員さんのご質問にお答えいたします。

ちょっと手元にですね、どういった部分という部分の要綱等定めておりますけどきょう持ってきておりません。また後日お知らせします（後に答弁あり）。

○議長（西村芳成君） ほかに。

12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番。3点ほどお伺いします。

まず、19ページですが、財産管理費の不動産鑑定の手数料等についてですがけれども、実際この農機具倉庫というのは、の跡地というのはすぐ近くですわね、ね？そこでこれ

行政財産か普通財産かちょっとわかりかねますが、私も知りませんでした。これ売却の方向ということで書かれてるんですけれども、実際ここら辺ではN T Tの会社の跡を購入したとかいう部分もあって、素人考えでいえば駐車場としては適地やというふうに思うて、今後そういう、もう発生する可能性はないのか、駐車場が新たにね。最寄りというたら、これは市の財産であるんやったらそういう方向性をもともと持ち合わせてなかったのか。もちろん不要な財産を処分するという点については否定はしませんけれどもそこを。それから、解体して処分していく方向なのか、そのまま売却の方向なのか、その点ちょっとこの間の経過も含めて伺います。

次、20ページで、賦課徴収費の中のシステム改修構築費283万5,000円上がってるんですが、この固定資産の部分について3市共同のシステムじゃ難しいと。何が背景にあるのか、原因なのか、その点確認します。

それと、その下の民生費の中のシロアリ防除についてですけれども、これ言われてきてやるのか、それとも基準があって何年かに一遍シロアリ防除をするのか。楠目老人憩の家の部分でありますけれども、ほかにもいっぱいありますわね、たくさん。そういうときに定期的にこういうシロアリ防除、駆除やったら虫が出たので駆除しますわね。防除というがは防ぐためにやるわけですが、定期的にこういう駆除関係はやっているのか、その3点お尋ねします。

○議長（西村芳成君） 管財課長、前田哲雄君。

○管財課長（前田哲雄君） 山崎議員さんのご質問にお答えします。

まず、19ページの財産管理費の関係でございますけれども、ご指摘のとおり旧農機具倉庫を売却する予定でですね鑑定、それから境界確定をするという費用でございますけれども、この3月末で旧の農機具倉庫につきましてはその使命を果たしたということで4月からですね普通財産になったということでございまして、管財課のほうにその管理が任されたということでございます。そういう経過に基づきまして、あそこはですね議員さんもお指摘のとおり市役所にも比較的近くって市街化区域でもございますし価値もあると、見込まれるということもございまして、売るという方向でですね検討をさせていただきゆうというところでございます。ほんで、内部でですね検討した結果、ほかの目的、旧農機具倉庫ではなく違う行政目的を持ってですね、あそこを使用するという計画も現時点ではなかったものですから売るという方向でですね作業を進めさせていただきゆうと、こういうことでございます。

○議長（西村芳成君） 税務課長、阿部政敏君。

○税務課長（阿部政敏君） はい。山崎龍太郎議員のご質問にお答えいたします。

3市共同利用型のシステムの構築が、南国、香美、香南と3市で現在続けられておるところであります。このシステムの構築につきましては、補正予算の、業者が選定された時点で、現在香美市が固定資産税はピカソシステムといたしますが、行っております評価が共同導入のシステムではできないということがわかったようでございます。それ

で、評価システムを別に構築する必要が生じたので今回補正予算として要求させていただきます。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） はい。老人福祉費の役務費、シロアリ防除ということでございますが、おっしゃられますとおり楠目老人憩の家のシロアリの、今回シロアリが入っておりますして駆除ということになっております。済みません。これは防除でなくて駆除になります。それで、言われてするのか、定期的に防除していくのかということでございますが、なかなか中身が見えない、家の中どこに入っておるのかというような状況も見えない状況もありますし、またシロアリに入られずに済むお家もございます。そういう点でいきますと、やはり発覚したときにしていくというのが現状でございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 関連して伺います。

まず、19ページですが、そのご答弁いただいたわけですが、そのどうしてもこの間の議論からね、もちろん価値はあると思いますよ、売却すればね。市街化の区域の中にもありますが、ただ、片一方で買い、片一方で売るという部分で、3月で使命を終えたので普通財産にしたと。これから売却の方向やと。その時点ではそろそろ使命が、農機具倉庫としての使命が終わるということはわかってますわね、そういうことを踏まえて検討してきたかということを知りたいですわ。そのまま、もちろんスペース的に違いますよ、片やNTTは防災倉庫にも使うという部分もありますけども、そういうことを平場の論議で議論されたかということを知りたいわけですが。3月まで使うてたから、それがなくなったので次のステップで売る方向ですと、すごくわかる気はしますが、行政が一連に流れていく中でですわね将来を見越して考えて当然というふうには思うわけですが、それが緊急的に3月末でその農機具倉庫としての使命が終わったのか、そこら辺の検討の具合を再度尋ねるものです。

それと、システム改修構築費についてちょっとこれシステム自体が、でしょうか、それとも業者の都合なんでしょうか、ちょっとそこら辺が説明がちょっとわかりにくかったという部分がありますので。いうたら先ほど行革の報告もさせてもらったんですが、これによって経費がやっぱり削減されていく方向ということもしたわけですが、ただ、片一方でこうやってシステムはこれだけは別個やというふうなことに、はいそうですかというふうにはなかなか聞けない部分がありますので再度お尋ねします。

それと、シロアリについては、管理者が言ってこられて、シロアリ出たので駆除してもらいたいということでよろしいですね、その点を確認します。

○議長（西村芳成君） 管財課長、前田哲雄君。

○管財課長（前田哲雄君） 山崎議員さんの再度のご質問にお答えします。

農機具倉庫につきましては、やめる方向で半年ぐらい前、去年の秋からですね検討はなされてたようです。そのやめる方向で権利者といいますか利用者がおりますので、その方々に同意の判をいただくとかいうそういう作業をしていきゆう中で、同時進行としてほかにも使い道ということも検討はしたようでございますけれども、現時点でですねこれといった行政目的に使える、使うという土地ではないということですので、今回はちょうどその市街化区域内でもございますし、売れる、売れると踏んでですねこういう作業にかからしていただきゆうということです。ほんで、あくまでもその何か将来必要なことが起こるかもしれないから普通財産で自治体がですね、普通財産で今まで使ってきた土地を持ちよつたらいいというふうには考えておりません。使命が終わればですね、それは速やかに処分をして、そして必要な事業のときには必要な土地を求めて事業をしていかななくてはいけないというふうに考えてます。そうしないと、普通財産としてたくさん土地を持ってしまうと不動産屋さんのような形になってはですね、自治体がそういう形になってはいけないというふうに考えておりまして、今回はこういうような判断に基づいて作業をさしていただきゆうと、こういうことでございます。

○議長（西村芳成君） 税務課長、阿部政敏君。

○税務課長（阿部政敏君） 山崎議員の2回目のご質問にお答えいたします。

3市共同システムの中では業者のほうができないということで、新しく固定資産の評価について別個立てで関連する評価システムを構築するという事になった次第でございます。香南市につきましても別立てでこの評価をしておるようですので、この共同システムの中へは取り込んで評価はしないことになっておるようでございます。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） はい。シロアリのこの駆除につきましては、管理している方からの連絡を受けまして予算化しております。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番。その前田課長の部分でですね、どうしてもこう私どもが理解できないのは、ある部分NTT全部買って解体もしますわね、駐車場ということでね、防災倉庫も含めて、そういう流れで来たわけですね。片一方で農機具倉庫が、はっきり言うたらNTTを解体するよりはあれ解体したほうがすごく予算的にも安く済みますわ、実際のところ。そういう中で現実的にですわねあれを、NTTやったら解体する部分を買わんと今使いゆうところをかうておいて、片一方の農機具倉庫を駐車場に使えばよ、使ったら実際市の負担としては安くいったんじゃないかという推測がつくんですわ。だから、そういうことも含めて、それとあわせましてですね、実際職員の福利厚生らあいつたときも駐車場がこれ以上必要にならないのか。駐車場に使えとは言ってませんよ。実際そういうことも含めて総合的にですわね、庁舎の財産管理の部分で検討されてきてるふうには見えなかったのだから聞いてるわけです。その都度その都度これは買います、これは売りますというふうな発想やったら要らないお金の負担が要るんじ

ゃないかというのが私どもの考えです。だから、そこら辺のところやはり、もう半年も前からそういう農機具倉庫としての役割を終わるといふような状況が推測できてるんやったら、もっとそれ以前からあったと思うんですわ。そしたら総合的な部分で今後、今やってる新しい駐車場ができて日曜市の南の駐車場とか、N T Tもうやったから仕方ないと思うてるかもしれませんが、現実的に余分な予算、お金が発生したんじゃないかということをお私に危惧して質問している、質疑しているわけです。その点について、今後のことも踏まえまして再度お尋ねします。

○議長（西村芳成君） 管財課長、前田哲雄君。

○管財課長（前田哲雄君） 山崎議員さんのご質問にお答えします。

N T T住宅を取り壊して倉庫をつくと、防災の倉庫をつくるという計画が出た時点で同時進行でこの農機具倉庫のほうもですね解体の話も進んでいたと思われまうけれども、ただ、その農機具倉庫につきましては、利用者の方もおられて確定的なことがわからなかったと、未定であったというところもございまして、やはりそのN T Tのほうは、どうしても備蓄倉庫が要するというところもございましたので確実な土地をですね求めて計画を確実に進めていくと。どうしてもその、今となつてはですね、今の時点でどちらか選べるということであればまた選択の余地もできると思うんですけれども、そういう行政が動いている中でですね、同時進行しゆう中で片や不安定要素がたくさんあり、片や確定事項でいけるとかいうたときの判断というのはその都度都度、その時点時点での判断にならざるを得ないんじゃないか。やはりそういうところはですねご理解いただきたいというふうに考えます。でないと、結果だけを見て後からですねこっちのほうがかよったんじゃないかと、そら確かにそういうところはあるかもしれませんが、その選択してるその時点ではですね今の状況ではなかったのだから正確にですね比較検討ができなかったという部分のご了解をいただきたいと、そういう部分もあったというところでご了解いただきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに。

13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 13番、大岸です。これで最後の質疑といたします。

26ページの図書館費ですが、子ども読書活動推進役、子どもに読書活動の推進役になってもらうための司書、子ども司書の養成講座ということで予算が計上されておりますが、どういう選出の仕方を子どもさんするのか。それと、香美市内の全小・中学校にこの子ども司書を置く予定なのか、その点をお尋ねします。

○議長（西村芳成君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） はい。大岸議員さんのご質問にお答えいたします。

一応この子ども司書の養成につきましては、県のほうから委託を受けて今回香美市で

行うわけでございますけれど、一応この養成講座に応募するために各学校へ応募要領を配付する予定でございます。幾つか、その応募するには3点ほど項目を定めさせていただきまして、まず平成22年度に読書楽力検定2級以上を取得している子どもさん、それから平成22年度中に40冊以上の本を読んだ子ども、また在籍校の校長先生か地元の公立館長さんから推薦されたお子さんと、この3点ほどにして募集をかけております。以上でございます。

○議長（西村芳成君） ほかにありますか。

最後言うたでしょう、13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 関連です。本来のその読書活動をするのに司書の役割って非常に重要なわけですが、香美市内の小・中学校本来の司書さんというのはどの程度の配置をされてますか、全然今はいないですか、それだけお願いします。

○議長（西村芳成君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） 一応香美市に図書館を3つ構えてございますけど、そこにはそれぞれ司書を置かさせていただいております。

○13番（大岸眞弓君） 学校？

○生涯学習振興課長（田島基宏君） いや、図書館のほうですけど、学校の。

○議長（西村芳成君） ほかにありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） ほかに質疑がないようでありますので、質疑なしと認めます。歳出の質疑を終わります。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（西村芳成君） 討論がありますので、初めに原案に反対の方の発言を許します。ありませんか。

それでは、賛成の方の討論がありますので討論を許します。

1番、有元和哉君。

○1番（有元和哉君） 議案第47号に対して賛成の討論をいたします。先ほど私の質疑の内容からいけば反対の立場をとらなければいけないのですが、ここで賛成を表明させていただきたいと思います。

まず、保育園の人件費の問題については、これは補正予算に入っていない内容でございますので今後の展開を見てまた議会で質問をしていきたいと思っております。

また、最後に私が質問をいたしました教育費の道徳教育重点推進校の取り組みについての質疑に対しての答弁はいただいておりますので、本来であれば答弁をいただいている以上反対の立場をとらなければなりません、しかし、今回のこの補正予算、見るからにサービスの向上であり、また、この道徳教育の推進というのは非常に重要なことであるかと思っております。後ほど答弁をいただけるということはしっかりと決まっている、計画が立っているということで私のほうで判断し、そして、この道徳教育の推進につい

ては、今後厳しく私もしっかりと見させていただくということを添えてこの補正予算に賛成をさせていただきたいと思います。

以上で賛成の討論を終わります。

○議長（西村芳成君） ほかに討論はありませんか。

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第47号を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） ありがとうございます。起立であります。よって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

昼食のため1時20分まで休憩いたします。

（午後 0時16分 休憩）

（午後 1時20分 再開）

○議長（西村芳成君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

ここで前田管財課長から発言を求められておりますので許可いたします。

管財課長、前田哲雄君。

○管財課長（前田哲雄君） はい。午前中の大岸議員のご質問につきまして回答をさせていただきます。

新庁舎の建築、電気、機械の現在の契約金額につきましては21億円余りでございます。最終的には22億円弱ぐらいになるという見通ししておりますけれども、これに対する財源内訳でございますけれども、起債につきましては約17億5,000万円程度、それから残りがですね基金取り崩しと、こういう財源内訳になっております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 次に、総務課長、山崎綾子君から発言を求められておりますので許可いたします。

○総務課長（山崎綾子君） 同じく午前中の有元議員のご質問の保育士の数ですけれどもお答えをいたします。

当課の総務課の職員が63名とお答えいたしましたのは保育園費の予算ベースでお答えを申し上げまして、その内訳といたしましては保育士57、保健師1、そして調理員が5でございます。そして、平成22年度60名とお答えしたのは、それは保育園費とですねそして子育て支援センターに配置をされている保育士のみが合計で60名でした。そういうことでございますのでよろしく願いいたします。

○議長（西村芳成君） 次に、教育次長、後藤博明君から発言を求められておりますので許可いたします。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 午前中で有元議員さんの道徳教育の関連

しまして、答弁漏れございますのでお答えさせていただきます。

協議会の委員さんにつきましては、全員13名の委員というふうになっております。内訳を申し上げますとですね教育委員会の職員、それから教員、保護者及び学識経験者の構成となっております。学校関係は楠目、山田、鏡野等々の校長、教頭、教諭というふうな形で構成しております。事業としましては年6回の協議会を開催いたしまして、最後のほうにこの道德教育振興方策の提言といったものを作成するというふうな内容になっております。

以上です。

○議長（西村芳成君）　これから日程第23、同意第2号、香美市固定資産評価員の選任に伴い議会の同意を求めることについてを審議します。

その前に、阿部政敏税務課長の退席を求めます。

（税務課長、阿部政敏君　退場）

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君）　同意第2号、香美市固定資産評価員の選任に伴い議会の同意を求めることについて

香美市固定資産評価員に下記の者を選任したいので、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求める。

平成23年6月16日提出、香美市長　門脇慎夫

記

住　所　香美市土佐山田町京田50番地2

氏　名　阿部政敏

生年月日　昭和27年4月14日

提案理由につきましては、議案細部説明書（1）をご参照ください。よろしくお願います。

○議長（西村芳成君）　説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君）　質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君）　討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第2号を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君）　ありがとうございました。全員起立であります。よって、同意第2号は、原案のとおり同意することに決定しました。

阿部政敏君の入場を認めます。

(税務課長、阿部政敏君 入場)

次に、日程第24、発議第1号、香美市議会会議規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とします。

まず、提出者からの提案説明を求めます。21番、小松紀夫君。

○21番(小松紀夫君) 21番、小松でございます。

発議第1号、香美市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

香美市議会会議規則、(平成18年3月6日議会規則第1号)の一部を次のように改正する。第63条の次に次の1条を加える。

(市長等の反問)

第63条の2 議長の求めに応じて本会議に出席する市長その他の者(法第121条に規定する者をいう。)は、議長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができる。

附 則

この規則は、平成23年6月16日から施行する。

平成23年6月16日提出、香美市議会議長 西村芳成殿、提出者 香美市議会議員 小松紀夫、賛成者 同 矢野公昭、賛成者 同 前田泰祐

提案理由の説明といたしましては、本定例会から執行部に対しまして反問権を認めるということになりましたので今回発議をしたものでございます。ご審議どうぞよろしくお願いいたします。

○議長(西村芳成君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

「進行」という声あり

○議長(西村芳成君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

「進行」という声あり

○議長(西村芳成君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。起立全員であります。よって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。これで本日の日程は全部終了しましたが、ここで去る5月26日、高知市で開催されました四国市議会議長会定期総会において、四国市議会議長会一般表彰、正副議長3年以上で17番、石川彰宏君が、同じく一般表彰、議員8年以上で11番、依光美代子君、13番、大岸眞弓君、14番、片岡守春君、16番、島岡信彦君が受彰

されましたので、これから表彰状の伝達を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君）　これから四国市議会議長会表彰の伝達を行います。

職員に紹介させます。事務局長、小松清貴君。

○議会事務局長（小松清貴君）　それでは、改めて紹介をさせていただきます。

四国市議会議長会一般表彰、正副議長3年以上で17番、石川彰宏議員、同じく一般表彰、議員8年以上で11番、依光美代子議員、同13番、大岸眞弓議員、同14番、片岡守春議員、16番、島岡信彦議員でございます。

それでは、お名前をお呼びいたします。17番、石川彰宏議員。

○議長（西村芳成君）　表彰状、香美市　石川彰宏様

あなたは市議会議長、副議長として在職3年にわたってよく市政の発展に尽くされ、その功績は特に顕著なものがあるので、ここに今回表彰規定により表彰します。

平成23年5月26日、四国市議会議長会会長　高知市議会議長　岡崎　豊

（拍手）

○議会事務局長（小松清貴君）　11番、依光美代子議員。

○議長（西村芳成君）　表彰状、香美市　依光美代子様

あなたは市議会議員在職8年にわたってよく市政の発展に尽くされ、その功績は特に顕著なものがあるので、ここに今回表彰規定により表彰します。

平成23年5月26日、四国市議会議長会会長　高知市議会議長　岡崎　豊

（拍手）

○議会事務局長（小松清貴君）　13番、大岸眞弓議員。

○議長（西村芳成君）　表彰状、香美市　大岸眞弓様

あなたは市議会議員在職8年にわたってよく市政の発展に尽くされ、その功績は特に顕著なものがあるので、ここに今回表彰規定により表彰します。

平成23年5月26日、四国市議会議長会会長　高知市議会議長　岡崎　豊

（拍手）

○議会事務局長（小松清貴君）　16番、島岡信彦議員。

○議長（西村芳成君）　表彰状、香美市　島岡信彦様

以下、同文。

（拍手）

○議会事務局長（小松清貴君）　14番、片岡守春議員。

○議長（西村芳成君）　表彰状、香美市　片岡守春様

以下、同文。おめでとうございます。

（拍手）

○議長（西村芳成君）　ここで受彰されました5名の議員の皆様におかれましては、

今後ますますのご活躍をご祈念申し上げましてお祝いの言葉といたします。

ここで受彰者を代表いたしましてごあいさつをお願いいたします。17番、石川彰宏君。

○17番（石川彰宏君） それでは、表彰いただきまして代表でごあいさつさせていただきます。

本日は、四国市議会議長会会長より伝達表彰でございますが、表彰いただきましてまことにありがとうございます。また、この新庁舎に移りまして初議会で、そしてこの場でいただけることは本当に光栄でございます、一生の思い出になるんじゃないかと思えます。これもひとえに住民の皆さん、また執行部の皆さん、議会の皆様のたまものだと思っております。これからは住民に開かれた議会改革のため、また香美市発展のため、住民福祉のためにますます頑張りたいと思っておりますのでよろしくようお願い申し上げます。本日はどうもありがとうございました。

（拍手）

○議長（西村芳成君） ありがとうございます。以上で四国市議会議長会表彰の伝達を終わります。

次の会議は6月22日水曜日の午前9時から開会いたします。

本日はこれで散会いたします。

（午後 1時35分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 3 年 第 2 回

香美市議会定例会会議録（第 2 号）

平成 2 3 年 6 月 2 2 日 水曜日

平成23年第2回香美市議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 平成23年6月16日（木曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 6月22日水曜日（会期第7日） 午前 8時59分宣告

出席の議員

1 番	有 元 和 哉	1 2 番	山 崎 龍太郎
2 番	矢 野 公 昭	1 3 番	大 岸 眞 弓
3 番	山 崎 眞 幹	1 4 番	片 岡 守 春
4 番	利 根 健 二	1 5 番	竹 平 豊 久
5 番	濱 田 百合子	1 6 番	島 岡 信 彦
6 番	山 崎 晃 子	1 7 番	石 川 彰 宏
7 番	爲 近 初 男	1 8 番	竹 内 俊 夫
8 番	千 頭 洋 一	1 9 番	前 田 泰 祐
9 番	織 田 秀 幸	2 0 番	山 本 芳 男
1 0 番	比与森 光 俊	2 1 番	小 松 紀 夫
1 1 番	依 光 美代子	2 2 番	西 村 芳 成

欠席の議員

な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	門 脇 慎 夫	福祉事務所長	小 松 美 公
副 市 長	明 石 猛	産業振興課長	中 井 潤
総務課長	山 崎 綾 子	林業事務所長	久 保 和 昭
政策企画財政課長	濱 田 賢 二	建設課長	宮 地 和 彦
会計管理者兼会計課長	野 島 恵 一	上下水道課長	佐々木 寿 幸
管財課長	前 田 哲 雄	《香北支所》	
まちづくり推進課長	今 田 博 明	支 所 長	二 宮 明 男
市民保険課長	山 崎 泰 広	地域振興課長	舟 谷 益 夫
健康介護支援課長	丸 内 一 秀	《物部支所》	
税務課長	阿 部 政 敏	支 所 長	岡 本 博 臣
収納課長	岡 本 明 弘	地域振興課長	和 田 隆
ふれあい交流センター所長	高 橋 千 恵		

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 恵 子	生涯学習振興課長	田 島 基 宏
教育次長兼教育振興課長	後 藤 博 明	学校給食センター所長	竹 内 敬

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

【その他の部局】

選挙管理委員長 松 尾 禎 之

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小 松 清 貴 議会事務局書記 野 邑 裕 永

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成 2 3 年第 2 回香美市議会定例会議事日程

(会期第 7 日目 日程第 2 号)

平成 2 3 年 6 月 2 2 日 (水) 午前 9 時開会

日程第 1 一般質問

- ① 1 3 番 大 岸 眞 弓
- ② 1 2 番 山 崎 龍 太 郎
- ③ 6 番 山 崎 晃 子
- ④ 1 0 番 比 与 森 光 俊
- ⑤ 2 番 矢 野 公 昭
- ⑥ 1 1 番 依 光 美 代 子

会議録署名議員

1 1 番、依光美代子君、1 2 番、山崎龍太郎君 (会期第 1 日目に会期を通じ指名)

議事の経過

(午前 8時59分 開会)

○議長（西村芳成君） ただいまの出席議員は22人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許します。

13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 皆さんおはようございます。13番、大岸眞弓です。私は住民こそが主人公の立場で総括方式で質問を行います。私は新しい議場となりました本議会で、このたびの東日本大震災を受けて、これまでの政治や経済のあり方を改めて問い直し、今後のまちづくり、地域づくりについて建設的な議論を深めたいと考えております。

まず、1点目の災害に強いまちづくりをからです。

今年3月11日に発生した大地震は、地震、津波だけでなく重大な原発事故が加わり世界的にも例を見ない災害をもたらしました。福島原発では今も予断を許さない状況が続いており、加えて政府や東京電力の情報を小出しにして対応をおくらせるやり方は、住民を不安に陥れる一方で終息のめどが立っていません。そして、いまだに瓦礫が山積みで仮設住宅建設も進まず、つらい避難所暮らしをされている様子を見聞きするとたまらない気持ちになります。被災地の東北地方は、これまで日本の食糧供給を支えてきました。それだけでなく自動車や電気など日本の基幹産業を支える部品、素材の供給基地として役割を果たしてきました。ここが打撃を受けたために日本全体の生産活動にも影響を及ぼし、地域経済にとどまらず日本経済そのものに打撃を与えることになりました。このことは逆に、地方経済の活性化が長期の停滞に苦しむ日本経済の再生にとっていかに重要であるかを示しています。その意味からいうと、これまで歴代政権の進めてきた大都市や大企業、富裕層に偏重する経済運営を見直し、地域循環型の経済運営で地方を再生させていくことが1つの復興のかぎではないかと思うところです。

また、宮城県で51年前のチリ地震による津波と今回の東日本大震災の両方を体験された日野秀逸東北大学名誉教授は、「地震や津波は自然現象でそれ自体は天災だが、被害がどのような形であられるかは政治や社会構造、地域共同体のあり方で大きく左右される」と述べられています。そして、やはり「今回の震災被害の拡大、復興のおくれは、これまでの政治のあり方、公的サービスにも市場原理主義を持ち込み、生活基盤を支えてきた社会保障を次々と後退させてきたもとで起きている人災であり、政治災害である」と述べています。東日本での3月11日以降の様子を見たとき、災害に強いまちづくりとは日ごろから住民の安心、安全の土台である福祉をしっかりと充実させておくこと、また、コミュニティーを再構築しておくことではないでしょうか。とりわけ医療や介護などは広域でまとめるのではなく地域、地域に整備されることが重要で、そうし

た医療、福祉施設がいざというときには防災の拠点となることも明らかになりました。

以上、述べてお聞きいたします。

①の教訓についてですが、1980年代後半からの政治や経済が成長戦略、自己責任論で、余りに人の支え合いをなし崩しにしてきました。今、震災復興とあわせ、そうした政治経済の転換から出発しなければならないというのが1つの教訓ではないでしょうか。

次に、②です。東日本大震災では被災して孤立した地域がありました。テレビにSOSの文字が映し出されて、これが現実のことかと目を疑うような光景でした。本県でも近い将来大規模な地震が起きると予測されていますが、国道、県道が寸断されたり、河川にかかる橋が崩落しないという保証はなく、また、輸送手段が確保できないなどの要因で集落が孤立するということは想定しておかなくてはなりません。それを考えると、やはり旧町村単位に公共サービス機能を残しておくことが大事だということと、エネルギーや資源の地産地消が一層促進されることが望ましいと思います。福島での原発事故以来、自然エネルギーへの関心が高まる中、梶原町が全国から注目されています。梶原町は町の総面積の91%が森林です。それを生かし庁舎だけでなく町の、町内の公共施設にふだんに町産材の木材を使い、また、個人の住宅でも町産材を使って建築する住宅に対し最高200万円まで補助金を出し木材の地産地消を進めています。エネルギーでは太陽光発電設備を町内21の公共施設に設置し、その他小水力、風力発電で新エネルギーによる電力供給率を現在の27%から100%にすることを目指し取り組みを進めています。また、農産物は商工会が中心となって特別養護老人ホームや学校給食の調理場、雲の上のレストラン、ホテル等に町内産の農産物を供給し、米は100%、生鮮野菜は90%以上の自給率だということです。

そこでお尋ねします。本市でも豊富な森林資源や太陽光、小水力などを生かしたエネルギーの生産、また、地域で生産される米、野菜が100%地域で消費できる仕組みを災害時の備えとしてもつくっておけないでしょうか。災害でライフラインが寸断されても、エネルギーや食料が身近に調達できる環境にあればこんなに心強いことはありません。

以上が②の質問です。

次に、③でお尋ねします。震災後、何日かして市民の方から「香美市は被災者の受け入れはどのようにしていますか」という問い合わせの電話をいただきました。市のほうに聞きますと、県から市営住宅の空き室などの問い合わせが来ており、県の指示、調整のもとに行っているとのことでした。福島原発事故の影響で避難区域の方、また、それ以外でも子どもへの影響が心配でやむなく県外への移住を決めた方もおられます。突然日常生活を奪われ、まだ先の見通しがつかないまま右往左往されている様子は本当に気の毒でなりません。何とかしてあげたいという市民の方がたくさんいらっしゃいます。本市からも義援金を送り、消防士、保健師を派遣するなどの人的支援も行っていますが、

被災者を支援するということではもう少し踏み込んだ対応が考えられないでしょうか。先日、室戸市の小松市長が被災者の受け入れを表明したとの報道がありました。30世帯100人程度の受け入れで、被災者の就労や就学支援も進めるとのことです。これは被災者の移住を促進するNPO法人と連携した取り組みでございます。また、本市でも民間団体などが自発的にチャリティーコンサートやバザーなど多様な支援活動が展開されました。私たちが政党として集めた義援金6億円余りを被災した県や市町村に直接届けたほか、交代でチームを組んで被災地にボランティアを送っています。福島県に入った高知のチームは、これまで浪江町や双葉町といった役場機能が他県に移らざるを得ない20キロ圏内の児童たちを受け入れている南相馬市の学校給食センターにカツオ節や乾燥ワカメ、野菜などを送り届けております。

そこでお聞きします。行政の支援はどうしても県を通じてとか法の枠にくくられがちですが、私は、条件が整うなら一度福島県に職員さんを派遣して、被災者の声を直接聞いて支援を強めてほしいと考えます。というのは、津波や地震の被害と原発被害は質的に違う困難性があるからです。被災した方々が何を一番必要とされているか、受け入れなど望んでいないかを聞き取りして必要とされている支援を申し出てはどうでしょうか。その中で移住については、希望があれば香美市民にも呼びかけ態勢を整えていけばいいと思うのです。こうした行動は必ず本市の災害に強いまちづくりにつながると思い、提案をして質問いたします。

以上が震災関連です。

次に、住宅リフォーム助成制度についてお尋ねします。この問題が再三の質問となりますが、今年1月に四国では先駆的に実施に踏み切った徳島県の石井町に議員団で視察調査に行っていました。その結果、やはり非常に地域の経済対策として有効との思いを強くして提案、質問するものです。

全国の実施状況の資料をお手元に配付をしてありますが、2枚目のB4の資料をあけてごらんになっていただけますでしょうか。これは全国のこの制度を導入した自治体の、北海道から南は宮崎まで全国の導入した自治体の数が載っております。実施状況は県では秋田県が1県のみですが、173の市区町村でこれが導入をされております。ただ、これは昨年12月の状況でございます。商工新聞によりますとさらに、これが今年の6月なんですけど導入が波及をいたしまして、現在330の自治体にまで広がっております。県では秋田、広島県とが導入というふうになっております。このように大変な広がりを見せているところでございます。本県では、新聞報道もされましたが須崎市がトップを切って実施をすることとなりました。

徳島県の石井町の視察では、制度導入を促す質問を行った町会議員のご案内で担当課長、係長、建設業組合の方などからお話を伺うことができました。石井町では、議会質問を受けて平成22年に住宅リフォーム助成制度を導入しました。1枚目の添付資料の要領、これが市民の方に制度の内容を、町民の方に制度の内容をお知らせするものでご

ございます。これを、こういう説明を行った上で往復はがきで募集を募ったところがございます。それから、対象工事になるものとならないものも裏面に記載をされておりますのでなおらんください。それで、工事枠40件のところ応募100件と申し込みが殺到し、くじ引きで抽選を行うことになりました。工事費が20万円以上の工事に対し補助率30%、補助額は30万円を上限とし、施工業者が町内であること、建築資材は原則として町内での購入を希望との条件です。担当課長によれば、平成22年1,200万円を投入し1億円の経済効果があったとのこと。実施の決断をした町長も効果を認め、平成23年度はより多くの町民が使えるよう補助率を20%、補助限度額を20万円とし100件分、2,000万円の予算を組んでいます。住宅のリフォームを考えてはいるが工事費を心配してためらっている方々は結構多く、この補助が背中を押す役割を果たし町内業者への仕事発注につながっています。建築資材、水道、電気、大工、左官など多くの業種に仕事が生まれ、他県ではクリーニング屋でも洗濯物の依頼がふえたとか、仕出し屋さん、飲食店にもお客がふえたと喜ばれています。石井町には視察が相次ぎ、徳島県や徳島市ほか県内五、六件の問い合わせもあっているようです。印象的だったのは、担当課の方が「われらは役所の仕事で住民から怒られることはよくあるが、この制度はみんなが喜んでくれるのがうれしい」とおっしゃっていました。町に活気が出てきたと感じており、隣の市ではこの制度の導入を求める署名運動に建設労働者組合や業者さんらで取り組まれているとのことでした。

そこでお尋ねします。このような少ない投資で数倍もの経済効果があり地域が活気づく住宅リフォーム助成制度を本市でもぜひ導入できないでしょうか。市内業者が潤うということは税収にもつながり、あるいは国保税の収納率の向上にもつながっていきます。なにより仕事があるということが市民を元気にします。そして、これは毎年、永遠に予算化するというものでもありませんから、石井町のようにとりあえず単年度実施を試みて、後年度、効果を見ながら必要なだけ予算化していく方法がとれるのではないかと思います。住宅リフォーム助成制度、ぜひ本市にも導入できないかお尋ねをいたします。

次に、新庁舎完成に際しましての質問を行います。

住民サービスの拠点となる新庁舎が完成しました。これにより数カ所に分散していた市役所の機能がまとめられ、利便性が図られることとなります。また、新庁舎は本市の玄関とも顔ともなるものであり、ぜひ市民の矜持が示される建物であってほしいと思うところです。

そこで1点目ですが、旧庁舎の植え込みに設置されておりました「非核、平和都市」宣言のポールはどこに設置されるでしょうか。合併直後の議会では、非核、平和都市宣言の決議も全会一致で上げており、ぜひ役所を訪れた市民やお客様の目につくところに設置をしてほしいと思うものです。その際、新庁舎とのバランスからして、木のポールを雨でも腐らない材質のものにするなどの検討はできないでしょうか、あわせてお尋ねいたします。

次に、市民憲章の制定についてです。

平成23年度の当初予算では、市勢要覧及び資料編作成委託料として300万円が計上されています。私は、この市勢要覧に市民憲章が織り込まれるとより深みのあるものができるのではないかと思い質問に取り上げました。6月定例会初日に市民憲章の制定のための補正予算が組まれた議案が既に可決されていますが、質疑では策定委員に10名を予定しており、5回程度の委員会を開くとのことでした。私は、本市の市民憲章制定の構想を伺うとともに次の点を提案します。以前視察しました京都綾部市では、世界連邦都市宣言を昭和25年に、綾部市市民憲章を昭和49年に制定し、全地球の人々とともに永久平和確立に邁進することを宣言するとし、「平和を願い、祈りのあるまちにしよう」を市民憲章の1番目にうたい込んでいます。綾部市がすばらしいのは、市民憲章を制定するだけでなく憲章理念の継続発展を目的に協議会を設立し、101人の市民、団体が参加してさまざまな活動を行っている点です。終戦記念日には、市民が市民憲章を唱和する平和祈願の集いや小中学生によるポスター、作文コンクール、平和をキーワードとした国際交流などを活発に行っています。戦争やテロで家族を亡くしたイスラエルやパレスチナの子どもたちを招き交流する中東和平プロジェクトも行っており、憲章の理念を大人も子どもも参加して体現し世界に発信している、それが町の顔にもなっています。

そこでお聞きします。香美市長は平和市長会議にも参加されておられます。それは市民の誇りとするところでもありますが、本市の市民憲章はそのことを生かし、平和や住民福祉、豊かな香美市の自然環境を大切にすることをうたい込み、全国に発信するようにできないでしょうか。

以上、市民憲章制定についての構想をお聞きするものです。

また、策定委員は幅広い層で構成されることが望ましいと考えます。教育長にお伺いをしたいのですが、市民憲章の制定にぜひ香美市の児童・生徒が参画できる場を設けることはできないでしょうか。私は、子どもたちは提起の仕方で大きな力を発揮することができると思いますし、なにより香美市の1人の市民としてこの制定に加わってもらうことが将来のまちづくりに生きてくると思います。こうした場を教育の一環として設けることができないかお聞きするものです。

続いて、鳥獣被害対策についてです。

植生学会がシカの植生への被害状況について、初めて全国調査を行ったという記事が新聞に掲載されました。草木の減少や土壌の流出など重度の影響が出ている地域として、高知県の香美市周辺や四万十市周辺も挙げられていました。新聞報道によるとシカによる植生への影響は全国的に確認されましたが、生態系保全に向けた有効な手だてではなく、植生学会では、これだけ影響が出ると自治体で対応できない。国は早急な対策をと警鐘を鳴らしています。本市でも同様の危機感を持って対処していますが、この2月に大豊町、徳島県的那賀町と本市の3首長が連携捕獲やニホンジカの効果的な捕獲方法につい

て協議を行ったとのことでした。3市町間の首長による協議は前進であり、問題解決に向けて今後の展開が期待されるところです。三嶺の森をまもるみんなの会主催で1月30日に行われたシカの食害を考えるシンポジウムでは、被害対策について関係市町村間でとらえ方の違いや危機感にやや温度差があるように感じました。これからは立場の違いを越え、3市町村だけでなく四国4県が認識を共有することが深刻な被害を食い止めるためには必要ではないでしょうか。

そこでまず、1点目にお尋ねします。現時点での鳥獣被害対策、特にシカ被害対策について取り組みの到達点と課題をどのように把握されているかお聞きします。

次に、2月県議会でも鳥獣被害対策が議論されました。県は、平成22年度は1億6,600万円だった予算を、今年森林環境税など導入し平成23年度3億7,300万円と大幅に増額をしました。捕獲頭数の目標をおよそ5年をめぐりに3万頭としています。

そこでお聞きいたします。3万頭捕獲のための専門の捕獲チームを編成、2チームが東部に派遣されるとのことでした。また、新たな技術を導入して落とし網タイプの大型罠を急峻な地形に合わせ改良するため200万円を予算化するとしていますが、大型捕獲技術について本市との連携はどのようになるでしょうか。3万頭捕獲となると本市でも担当部局の体制強化が必要と思われますが、どのようにお考えでしょうか、お聞きします。

次に、先月兵庫県の森林動物研究センターに四国4県の、私たちの党の議員団が18名の編成で視察調査を行ってまいりました。それをもとに質問を行います。同センターは、添付資料の組織図を見ていただいたらわかるかと思いますが、この「(4)森林動物専門員」となっているのの裏側をごらんになってください。この組織のところですが、これで見ただけでしたらわかりますようにもともと大学のそのワイルドライフ・マネジメントということで大学の研究機関として発足をいたしました。そして、大学の研究部門と森林、動物、それから表の、真ん中の表に、「普及・指導体制」のところを見ていただきたいと思うのですが森林動物専門員を置き、県民局、市町村と連携して実践活動を行いながら地域の実情に応じた問題の解決に取り組んでおります。科学的、専門的な見知からデータの提供、実際の技術指導などで現場を応援しながら捕獲を進めているところですが、そのワイルドライフ・マネジメントにつきましても4枚目の資料につけてあります。そして、機構などをわかりやすくコンパクトにまとめたものとなっておりますのでなおごらんください。

そして、そういう取り組みの中でこの5枚目の資料ですが、「出猟カレンダー結果報告」、これ裏表にあります。これはコピーですがこれが実物です。それで、猟師さんが出猟するときにカレンダーにこのように「罠で捕った」とか「猟で捕った」とかを、どこでどういうふうに捕ったとかを、これが報告、県のほうに、動物研究センターのほうで研究されて、その分析結果でどうどうしなさいということがまた現場に返されております。確実に捕獲頭数を上げていっているわけです。本県でニホンジカの適正頭数は9,200頭ということですが、平成19年の調査で県内生息数が4万6,909頭と推

測されました。しかし、現時点では生息数12万頭ぐらいではないかと推定されております。それで捕獲目標数を本年から3万頭と変更したところでございます。森林動物研究センターでその生息頭数の数え方について質問をしますと、サンプルのとり方で違ってくるので現在ソフトの開発中だということです。また、兵庫県の平成22年度の捕獲実績は3万5,000頭です。平成23年度の捕獲計画は3万2,000頭で、そのペースでいくと平成28年には適正頭数になるということを見込んでおります。捕獲技術の向上が必要とのことでした。

以上を述べてお聞きいたします。兵庫県の森林動物研究センターのような体制での取り組みが本県や本市にも必要ではないでしょうか。もちろん県や国のバックアップがないと直ちにこういう体制が組めるとは思いませんが、しかし、取り組みの方向性として科学的知見で対処すること、捕獲専門の職員を配置すること、鳥獣被害に強い集落をつくることなど体制強化を図る必要があるのではないのでしょうか。

以上がシカの食害対策です。

次に、児童クラブの運営に関してお聞きをいたします。

2月9日に児童クラブ連絡協議会がありました。私は、児童クラブ運営の問題ではたびたび議会で質問に取り上げ、指導員さんらの身分保障、子どもたちの放課後の安全のための施設改善などを求めてきました。高知市などは、早くから市の直営で学校敷地内に専用施設もあり、児童クラブが比較的安定的に運営されていることに比べますと、本市の児童クラブは同じ香美市内の子どもでありながら児童クラブごとの条件がまちまちで、指導員さんらから切実な要望をいつもたくさんお聞きします。先日の連絡協議会でも、あのような時刻に教育長、次長、課長、担当職員さんらが出席され関係者の方々から話を聞き取ろうとすること努力は評価されるものと思いますが、不十分な中で随分頑張っておられる現場の皆さんから出てくる要望が数年前と余り変わらないこと、本当にどうにかしなくてはいけないのではないかと改めて思った次第です。

そこでお聞きいたします。

まず、1点目として、運営協議会に出席されました教育長の率直な感想をお聞きいたします。

2点目として、外に遊び場がない児童クラブ、たけのこや大宮小児童クラブは外に遊び場がなく車の頻りに往来するところでやむなく遊んだりしていますが、これなどは本当に急いで改善されたい点です。どのように対処されるのでしょうか。

3点目ですが、児童の家庭環境が厳しくなっている、そういう家庭がふえているとの話も出されています。児童クラブと保育園、学校との情報交流、情報共有はやはり必要だと思いますが、これが双方の認識になっているのでしょうか。

4点目ですが、学校の教室でもグレーゾーンの子どもさんへの対応に追われているという話をお聞きします。児童クラブにおいては、専門性の面からも非常に苦慮されているのではないのでしょうか。運営協議会でそういう話が出されたわけですが、何らかの支

援策を検討されているのでしょうか、お聞きをいたします。

次に、保育所の運営についてです

本市ではなかよしに続きあけぼの保育園が開設され、長時間保育や子育て支援センターなど保護者の多様なニーズにこたえるものとして本市の保育への期待が高まっています。今後子育ての拠点として、それぞれの地域で乳幼児が就学までを安全に健やかに過ごせる場となるよう充実させていかななくてはなりません。保育を取り巻く環境は厳しくなっていますが、保育への投資は本市の将来への投資として条件整備していく必要があるのではないのでしょうか。

そこで、以前から課題となっています保育の職員確保についてお聞きします。どこでもゼロ歳児保育や長時間保育など親の就労支援の側面も達さなくてはならないということで、ニーズが多様化する中、職員の配置に頭を悩ませているところだと思います。特に正規雇用、非正規雇用の比率配分はどうなっているのでしょうか。子どもの安全や安定した保育が保証できる配置となっているか、実態を問うとともに今後に向けてどのように対処されるかお聞きをいたします。

次に、臨時職員やパートの処遇の改善は急務ではないのでしょうか。臨時職員さんも有資格者で担任を持つこともあると聞いていますが、専門性や継続性に見合う処遇でしょうか。また、他市では一時金の支給などもあると聞いていますが、本市ではどうでしょうか。非正規雇用の処遇改善についてお聞きをいたします。

最後に、国保の問題です。

財政安定化支援事業交付金が、当初予算で地方交付税への算入額が繰り入れられました。国の指導は10割の7,364万円ですが、一步前進ととらえたいと思います。これを担当課ではどのように活用されますでしょうか。積極的な答弁を求めまして私の1回目の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 大岸議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の大震災で本市の教訓とするところとはということに対しましてのお答えをさせていただきます。

まず、最初に、今回の東日本大震災によりましてお亡くなりになられました方、また被災をされました方々に心からのお見舞いとお悔やみを改めて申し上げる次第でございます。過去に度重なる地震と、そしてそれに伴う津波の被害を受けていた地域であるわけでございますが、また同時に今回の地震の発生の確率も高い予想がされておりました中でのこうした地震、大津波でございました。事前に相当の防災態勢がとられていたと思われませんが、このたびの被災状況を見たときに本当に何もかもがまさしく想定外の大きさであったということがわかっておるわけでございます。

こうしたことから教訓とすることは、まず一番に何としましても想定外のことが起こりうることを想定した対策が必要であるということはどこでも言われておりますが、ま

ずそのことが大切ではなかろうかというふうに認識をします。また、台風などそうしたことはあらかじめ通過する経路や時期は一定予想をされていますが、日常生活が通常に営まれている中で突如として発生するのが地震であるわけでございます。そのときの対応は相当の冷静さをもって行動をしなければならないと思いますが、なかなかその冷静さを伴うということは大変なことであろうと思います。しかし、そのためにもやはり日ごろの防災訓練、あるいは徹底した防災対策、そうしたものが万全でなければならないというふうに痛感をいたしております。特に自主防災組織の立ち上げの充実、あるいはさまざまな今後検証の中で今回の東日本大震災の実態というものが明らかになってくるわけでありますが、そうした中で発生確率が年々高くなっております東海・東南海・南海地震が発生をした場合に、今後における本市として想定をされることを十分に認識をいたしまして、国、県の情報とも共有をしながら対策をとっていかなければならないというふうに認識をいたしております。また、この香美市は一定高台にあるわけでございまして、そうしたことから近隣からの避難の方々も多くなるのではないかというふうなことも予想をされると思います。そうしたときの対応、あるいはまた近隣市とのネットワークの構築、そうしたものも必要であろうというふうに思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 大岸議員さんの1回目の質問の災害に強いまちづくりをの中の2番、エネルギーや資源の地産地消促進をと、3番の被災者の支援強化と受け入れネットワークにつきましてお答えいたします。

まず、エネルギーや資源の地産地消促進をでございますが、我々が豊かな生活を維持するためには大量のエネルギーが必要でございます。しかし、地球環境や資源の問題を考えると、有限の化石燃料資源や危険性を伴う原子力発電からではなく、持続性のある再生・循環型のエネルギー資源から得ることが求められています。ただ、この新しいエネルギーの確保は容易ではなく、まず20世紀の大量生産、大量消費、大量廃棄をベースとした豊かさから考え直す必要があります。現在の私たちの豊かな生活はエネルギーで支えられており、豊かさを追求すればするほど大量のエネルギーを必要とします。現在ほとんどのエネルギーは地域外から持ち込まれる化石燃料あるいはそれを利用した電力などによって供給されるため、その対価は直ちに地域外に流出して地域を回るお金を減少させるとも言われております。

地方は自然環境に恵まれておりますので、再生型の非化石燃料エネルギーは都市部より豊富です。河川を利用した中・小水力や風力、太陽などの自然エネルギー、1次産業に関連したバイオマスエネルギーなどがすぐに浮かびます。今国会で政府は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法、通称、固定価格買取制度の成立に意欲を見せておりますが、この法案が成立すれば発電事業者が再生エネルギー発電設備への投資を行う際のリスクを低減することができるため、今後多くの企業の参

入が見込まれているとも聞きます。また、この法律は住宅用の太陽光発電にも適用されるため、一般家庭での太陽光発電も一段と進むのではないかというふうに考えます。今回の地震で原子力発電の不安が現実となり、クリーンで安全な自然エネルギーへの転換は地方自治体レベルだけではなく国の政策として取り組むべき課題であると考えますが、冒頭でも申しましたとおり我々が大量消費、大量廃棄をベースとしたこの豊かな生活を見直さなければ、すべてを自然エネルギーに転換することは難しいと思います。エネルギーの地産地消は、今後避けて通れない大きな課題であると考えております。

次に、資源の活用につきましては、本市には豊富な森林資源や水、そして山田のネギや香北の蕪生米を代表するような農産物があります。災害発生時には地元産物を活用できることは、都市部と比べ非常に恵まれているというふうに考えます。そして大きな財産でもあるというふうに考えます。防災面におきまして活用できる仕組みを今後検討していきたいというふうに思っております。

次に、被災者の支援と受け入れネットワークについてでございます。

東日本大震災で家族を失い、家屋を失い、職場を失い、また原発事故による放射能汚染により住み慣れた地域に帰れないなど被災地は広範囲になっておりまして、被災を受けた方が立ち直り、従前の生活を取り戻すことは容易でないと推測されます。この災害の被災者の支援を行うため多くの自治体が受け入れを表明しておりますが、被災者の方々はふるさとを離れがたいとして現地にとどまっているとも聞きますし、また、仮設住宅への入居も進んでないというふうにも聞きます。やはり、苦しくとも住みなれた土地で生活したい、これが被災者の願いではないでしょうか。

さて、支援と受け入れですが、被災者の方で高知への移住を希望されている方は少ないのではないかというふうに推測します。これは高知県全体で公営住宅等580戸が受け入れ可能として示されておりますけれども、実際入居されているのはわずか37世帯、6.4%であることからわかります。もし今後高知への移住希望がふえ、受け入れ住宅の不足が見込まれるようであれば、本市としましても受け入れ体制を整え、被災者への積極的な支援を行いたいというふうに思っております。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） 大岸眞弓議員の住宅リフォーム助成制度についてまずお答えをいたします。

この制度につきましては、言われるとおり地域産材ですね、それとか地域人材の活用にもつながり、また地域マネーフローとしての効果もあることから、資料でご紹介いただいた自治体、お隣の徳島、それから県内の須崎市だとかいった取り組みも含め全国的にこういった取り組みが大変メジャーなものになってきている制度だというふうに受けとめております。

この件につきましては、経済対策としての効果もございますし、割合実現しやすい事業であるとは考えますけれども、実施をすれば、タイミングとしては以前からだ

んだんの議員諸氏から提案のございます事業、これは市内行政や地域産材の活用などについてですけれども、こういった特に定住対策としての主要施策として総合的に検討してみたいと考えております。全体構想として住宅対策をどうするかということが見えないうちに、単年度だけ実施するというところで、もし優先する事業が出てきてこれを中止するということになると、かえってマイナスイメージとしてのインパクトを与えてしまうんじゃないかというふうに感じるところでございます。

また、実験的といえども、特にこういったことにつきましては事前の準備とか計画等が必要な住宅のリフォームなどへの対応として、今年度は実施をするけども来年度以降予定がないとかいうようなことになれば、たまたまその年度に当たった人だけに制度が生かされるということにもなるんじゃないかということで、実験であっても一定年度にわたって実施すべき、必要があるんじゃないかというふうに考えます。すなわち始めたらやっぱり一定の期間をやる必要があるという考え方でして、事業の性質上からも単発での実施はなかなか市民の理解が得られんんじゃないかというふうに考えます。今年なかなかその補助いただいてもできんということで、来年やるとしても来年制度がなければできんということもありますので、そのあたり公平性という観点も若干やっぱりこうしんしゃくしながら制度というものについて考える必要があるというふうに考えております。

もとより事業効果といたしましてはきわめて優れたものであるとの認識は十分に持っておりますし、検討に値するものだというふうに考えております。できることからやるべしという思いはしっかり受けとめさせていただきましたが、全体構想を描く中で検討させていただくということでご理解をくださるようお願いをしたいと思います。

次に、新庁舎完成に際してっていうことで2つ目、②のほうですけども、市民憲章に関して平和や住民福祉、自然環境を大切にす町として全国に発信してはどうかという、策定の構想についてのご質問をいただいたところですけども、まず、市民憲章につきましては、予算をいただきましたので具体的な作業にこれから着手をするということになりますけれども、策定に当たりましては策定委員会、これは補正予算のときにご説明しましたように委員会10人構成を考えています。こういった委員会を設置をいたしまして、その中で策定方針等検討していただく、そういう意味では最初から市民の手づくりによりつくり上げていただきたいというふうに考えておりますけれども、同時並行的に実施をされます振興計画についての市民アンケートを参考にすることも考えられますし、策定委員会において別途意見公募をとるということになればそうした手法もまたありかというふうに思います。そして、パブリックコメントなども参考に作成していくことになろうというふうに考えております。

いずれにしても市民憲章ですので市民の意見が当然反映されることが前提になりますし、また、香美市のよさや香美市らしさが盛り込まれたものをつくられるものと期待をしているところであり、平和や住民福祉、自然環境といったことも検討内容に含ま

れてくるというふうに考えております。なお、市民憲章は市民の皆さんが理想とするまちづくりの行動規範となるものですから特段に全国に発信をするということは考えておりませんが、当然ホームページに掲載することで全国に発信することにつながるものであるというふうに考えております。

次に、③の策定において教育の一環として子どもをかかわらせることについてのお尋ねですけれども、教育長にということでしたが、策定事務を所掌する主体の担当課としてお答えをしたいと思います。

もとより策定委員会は有識者や市民の代表で、かつ幅広い層の方の参加により構成できればと考えておりますが、子どもを策定委員会の構成員とすることは現段階では考えておりません。なお、市民憲章の策定に当たっては、現在策定に着手しております振興計画において市民アンケートのほかにですね中学2年生全員のアンケート調査を実施したいと考えておまして、先にも申し上げましたようにそのアンケートにも、市民憲章策定に反映されるようおつながりをしてまいりたいと考えております。

まず、策定に当たりましては、子どもからお年寄りまで親しみやすくわかりやすいものにしたいと考えており、公募あるいはパブリックコメントを通じて子どもたちにも市民憲章の策定に参加していただけたらと思いますし、また、策定に当たって策定委員会と子どもたち、これはどういった子どもたちをっていうことは教育委員会ともご相談をしなければならないというふうに思いますけれども、何らかの参加の機会づくりというものを考えてみたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 管財課長、前田哲雄君。

○管財課長（前田哲雄君） 大岸議員さんの新庁舎完成に際して、①の「非核、平和都市」宣言のポールをどこに設置するかというご質問にお答えします。

「非核、平和都市」宣言のポールは、旧庁舎に設置していたものを現在大事に保管しております。新庁舎の外構工事が完成しましたら、県道に面した緑地帯の中に設置したいと考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、中井 潤君。

○産業振興課長（中井 潤君） 大岸議員の鳥獣被害対策につきましてお答えを申し上げます。

現時点での鳥獣被害対策とシカ対策の到達点ということでございます。

香美市の現在の対策としまして、1つ目としまして県の補助を受けてニホンジカ1頭につきまして6,000円から1万円の補助金、サル1頭について1万円、イノシシ1頭について6,000円の報奨金を支払って有害鳥獣の捕獲を行っております。2つ目としまして、平成23年度は国の補助金を受けまして箱わな9基が要望をされておりますのでその設置と、幼木保護カバーの購入を予定してございます。3つ目としまして

は、県の補助を受けましてほ場の周りにネット、トタン、電気さくの機材購入費の一部助成を行っております。過去二、三年の実績を申しますとニホンジカを年間1,500頭程度の捕獲になっております。

対策の到達点としましては、シカを適正頭数に減らすということになります。この適正頭数というのは1平方キロメートルあたり2.2頭で、香美市では1,032頭まで減らすということになると思います。県の行いました糞粒調査によりますと1平方キロメートルあたり27.3頭が生息をしております、これに香美市の森林面積を掛けますと香美市には1万2,803頭のシカがいる計算になります。つまり、1万1,771頭を減さなければならないということになります。先ほども申しましたが、年間1,500頭程度の駆除をしておりますが、香美市におります狩猟者というのが280名程度で平均年齢が66歳と高齢になっております。子ジカを産まないとしても適正頭数にするには7年余りかかるという計算になります。このような状況の中で、平成21年度から3年に1回の銃器の所持更新に射撃の試験が入ったことで高齢の狩猟者が減少と言われております。この先狩猟者を減らさないために、狩猟免許取得についての事前講習会の費用を補助しております。今後はさらに高額な狩猟税の補助など狩猟に関する一切の費用助成も必要になってくるのではないかとというふうに考えております。

2つ目の県の森林環境税などを投入して大量捕獲、被害防止に乗り出している県とも連携を深め、大量捕獲技術の開発、担当部局の体制強化ということでございます。

高知県の平成23年度の事業としまして、山岳地での大量捕獲技術の開発を目指すシカ捕獲技術改良事業、地域ぐるみの被害対策を推進しますシカ広域捕獲推進事業の実施が計画をされております。特に大量捕獲技術につきましては、現在被害が深刻化しております山岳地においては重要事項でありまして、実施に関しましては国有林を管轄します高知中部森林管理署とも相談しながら、設置に適した箇所の情報提供等を積極的に行うことによりましてより密な推進、連携を進めてまいります。

森林環境税につきましては、シカ広域捕獲事業で県直轄事業としまして4,200万円程度、高知県内で150日間の継続事業を行い、被害の深刻な地域の状況を抜本的に改善をするということになっております。シカ広域捕獲推進事業費補助としまして、市町村への補助として、広域的な捕獲で県の捕獲隊や市町村、狩猟者、農林業者等による広域的な連携捕獲の対策の推進ということで3,000万円が計上しておられるようです。

3つ目の兵庫県の森林動物研究センターのような体制での取り組みということでございますが、野生動物の中には農林業被害を起こして人とのあつれきを起こすものや森林などの生態系に悪影響を及ぼすものがありまして大きな問題になっております。ニホンジカ、イノシシ、ニホンザルがそうございまして、野生動物問題は人と野生動物が共存し、豊かな自然を維持するために解決されるべき重要な課題であります。兵庫県の森林動物研究センターは、人と野生動物、森林などの自然環境の豊かな共存を目指し、科

学的、計画的な野生動物の保護管理、これをワイルドライフ・マネジメントと言うそうですが、に取り組んでおります。必要な科学的知見と情報を提供する研究拠点施設として2007年4月に開所いたしております。兵庫県立大学自然・環境科学研究所の教員である研究員と野生動物の専門技術者であります森林動物専門員が配属されておりました。これらの人員が連携して活動することによりましてワイルドライフ・マネジメントの推進に必要なデータの収集、分析と政策提言を行っております。また、被害防止のための地域支援活動や野生動物出沒対応、人材育成や普及啓発など総合的な活動を展開しております。このような活動につきましては、広域的に取り組まねばなりません。広域的な取り組みとして高知県において体制を整え、市町村と連携して実施するよう要望していきたいというふうに思います。

それから、大岸議員にお示しをいただきました出猟カレンダーがございます。これにつきましては、先だって6月10日に鳥獣捕獲対策の許可をするときに狩猟者に対して渡していただきますよう班長会でお願いをしております。捕獲日時、場所、頭数なんかを、場所につきましてはメッシュを切りましてですね、ここらあたりで獲ったということで記入していただくようお願いをしております。

以上お答え申し上げます。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 大岸眞弓議員さんの放課後児童クラブの運営に関するご質問の中で、運営協議会に出席した教育長としての感想をというご質問にお答えをいたします。

変化する社会情勢の中で保護者が就労等により昼間家にいない家庭がふえていることから、子どもたちに適切な遊びや生活の場を提供する放課後児童クラブは大切な居場所だと考えています。2月9日に開催いたしました放課後児童クラブ連絡協議会では、各児童クラブの工夫された取り組みに感心いたしました。親子関係を強くすることを目指した親子キャンプや親子忍者大会、工科大生、高校生、民生・児童委員さんのサポートもいただいて充実をしております学習支援や夏休みの活動、駄菓子屋風にして計算力を高めながら楽しむおやつの時間など、日々学習や遊びを通して全力で成長を支えておられる指導員さんの皆さんの努力に頭が下がります。

運営上の切実な課題もお聞きをいたしました。生きる力の不足、特別支援教育の必要性は学校教育が今持っている課題と同様ですので、学校と連携した取り組みが必要だと思いました。施設環境、運営上の課題についてはさまざまありますので、今後ご意見をお伺いしながら考えていきたいと思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 私のほうからは、大岸議員さんの児童クラブ運営に関しての②から後につきましてお答えさせていただきます。

まず、外に遊び場のない児童クラブの改善や児童数の減少で運営が困難な児童クラブの支援ということにつきましてですが、香長、うぐいす、かたじ学童クラブにつきましては学校の運動場が使用でき、くじら、めだか児童クラブは施設に遊び場を備えておりました活発に運動ができる施設となっております。問題のもんべえ、たけのこ、大宮小児童クラブにつきましては、当初が開発センター、集会所等の空き室等の施設の広間を利用して遊び場を備えておりません。このような状況につきましては今後の課題と認識しております。現在の場所で外の遊び場、そういった部分を確保することは非常に難しく、児童クラブの設置場所から検討することになると思いますので、今後の大きな課題として認識しております。それにつきましては、児童クラブの利用者、地域の方々の協力を得て検討していくことが必要であるとは考えております。端的に言えば、理想的に現在されておるのは楠目のうぐいすですね、ああいった形に全部が持っていければ幸いであろうかと。ただ、これには大きな財力、そういった部分がありますのですぐには何ともしがたいという状況でございます。

次に、児童の家庭環境等についての保育園や学校と児童クラブとの情報交流の件でございますが、小学校との連携は必要であると考えております。また、連絡協議会でも同様の意見があったと聞いており、学校との直接連絡ができない場合につきましてはですね、個人情報等がありますので、それにつきましては現在教育振興課を通じてですね情報の共有ができる仕組みを学校と確認しております。

ただですね、就学前、保育のほうについての部分につきましてはまだ手だてができておりませんので、そういった部分をどうするかというのが今後の課題ということになっております。

それから、グレーゾーンの子どもへの対応についてでございますが、国の基準で平成23年度障害児受入推進事業ということがありまして、1クラブあたり152万円の事業費が交付されております。これにつきましては6児童クラブが現在活用しております、障害児加配の指導員に特別な資格が必要ではございません。がしかし、専門的な知識等を有する指導員を設置するための経費のこれは対象経費となっておりますので、この事業を利用してですね専門知識を身につけてもらいたいというふうに考えております。また、市としましてあらゆる情報提供等を支援をしていくというふうに考えております。この件につきまして、県のほうも研修会等を年2回継続実施しております。

以上でございます。

次に、保育所の運営体制についてということでございますが、当然現場を見られての質問でございます。非常にお答えしにくい問題、大きな問題でございますので、できる範囲内でお答えさせていただきます。

まずですね、職員の確保につきまして、正規、非正規雇用の比率配分でございますが、まず保育所につきまして保育職員全体ですね、正規職員が63名、臨時職員が68名、比率で言いますとですね正規職員が48%で大体、それから臨時職員が52%というよ

うな結果になっております、今のところ。ただ、これは調理員とかそういった部分も全部入れておりますので。

それからですね、今後に向けてどのように対処されるかというご質問でございますが、担当課としましてはですね基本的には100%というような理想的なものは持っております。ただしですね、これは香美市全体の雇用計画の中の1セクションでございますので、その中で検討していただくような方向になろうかというふうに考えております。その際にですね私どものほうとしましては、現場でのデータ、それから今後の方針、そういった部分をそういった担当部局のほうへ提示させていただき、同じような検討というふうな形に今後はなろうかというふうに考えております。

それから、非正規雇用者の処遇の改善でございますが、今現在、先ほども申しましたようにかなりの人数の者が年間臨時、パート等として存在しております。この臨時職員の賃金でいきますとですね、これはですね、保育所、保育園に限りますと、一般行政職のですね短大卒の初任給の21分の1というふうな部分で決定しております。それから、現在それと同じように、正職と同じような通勤手当というふうな形で雇用させていただいております。これにつきましては、ハローワークを通じてですねこういった雇用条件でいいですかという本人面接を経て順次来ておるわけでございます。

ただ、この賃金を決める際の基準がですね、地公法第22条の第2項または第5項による臨時的任用職員を基礎としておりますので、短期、1年間、11カ月ですけど、その分につきましては決して安くはないというふうに考えております。ただ、それが継続となりますと色々な問題が生じてくるというのが現実でございますので、この件につきましても先に出した正規雇用の部分と、こういった部分全体のものに影響してきますので、そういった部分は色々な資料などを提供をしまして考えさせていただきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 市民保険課長、山崎泰広君。

○市民保険課長（山崎泰広君） それでは、大岸議員の国保に関してのご質問にお答えをいたします。

平成23年度の当初予算の財政安定化支援事業交付金に計上した額は、平成22年度の国が示した算入額を計上しております。この交付金は限定されたものに使われるのではなく、国保会計に繰り入れ保険給付などに充てられます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 13番、大岸です。それぞれにご答弁をいただきました。2回目の質問を行います。

まず、震災関連での教訓につきましてでございますけれども、当然のことでございますが、市長としましては大震災の想定外を想定したものを対策として香美市でも強化し

ていかなくはないと、当然その日ごろの防災訓練とかネットワーク、自治組織の立ち上げの充実が大事と、そういうご答弁で当然のことかと思いますが、私が少し質問の1回目で振っておりますその、今の震災が起きてもう3カ月が経過している中での、あの復興がなかなか遅々として進まない原因がどこにあるのかということから政治、経済のあり方を見直す、そういうことも必要ではないか、それも教訓ではないかというふうにお尋ねをいたしました。その点どんなふうにお感じになっておられるかお聞きしたいと思います。

今テレビで毎日のように国会での政争の様子が報道されておりますが、昨日、20日の日ですか、復興基本法が成立、可決をしました。この復興基本法がですね、中身が問題でして、この基本理念が被災者一人一人の生活再建という視点はありませんでして、「21世紀半ばにおける日本のあるべき姿を見直し、国境を越えた社会経済活動の進展への対応」と、こんなふうな理念のもとにやろうとしているわけです。それで、参考人質疑で明らかにされましたのは、農水産業に企業のノウハウを入れていくとかですね、農漁業にサラリーマンとして従事する形態があってもいいですとか、農漁業の関係者とおよそかけ離れた内容で震災復興基本法が成立をされました。私はあれを見ておりました、一体その被災者の何を見てそういう構想になるのか。昨日の地元紙の夕刊に「日本の試練、限界の避難所生活」と題した記事がありました。被災して3カ月以上たつのに避難所暮らしの方々への食事がいまだにおにぎり、缶詰、コロッケ、パン。場所によっては夕食時に翌日の朝食や夕食が渡され、やはり菓子パンかおにぎりということです。避難所というのが空気も悪く、魚の腐敗臭、ハエに悩まされたりと耐え難い暮らしを被災後3カ月もたってもされておられるという記事を見ましてですね、本当に今政府がなすべきは、行政のトップも同じと思うんですが、被災者に人間らしい暮らしを1日も早く取り戻すことが先ではないでしょうか。それが私は本当の復興だと思いますし、そのためには日ごろの市政の、人のコミュニティがちゃんとあり、暮らしの安心、安全の土台がしっかり日ごろからしていることが大事という点でお伺いをいたしました。

実は、森林動物研究センターに視察に行きましたときに神戸市のほうへ寄りまして、兵庫の県議さんらと懇談をいたしました。この震災でもその教訓としてですね、全体16兆円の復興財源を創造的復興ということでもとにするんじゃなくてそれ以上のものにするということで関空の2次工事、神戸空港などに10兆円投資をされたそうです。神戸空港は被災者がまだ避難所にいるうちに着工したということでした。これと同じことが今東北で起ころうとしているのではないかと、被災者を置き去りにした復興をまたしようというのか、私はこうしたことを見ましたときに、その陰で避難所や仮設住宅とかで、震災で命は助かって仮設住宅の中で孤独死をされた高齢者の方がたくさん神戸にはいらっしゃるわけです。それで、こういう過去の教訓に学ばない政治は国民を不幸にしまう、これも私は1つの教訓だと思ひまして質問させていただいたんですが、これについてどのようにお感じになるか、簡単に結構ですのでご答弁をよろしくお願ひします。

エネルギーの地産地消ですが、これからはもう避けて通れない問題だろうと。それで生活の見直し、これは私もそう思います。24時間型社会の見直しとかね、本当に必要でない電気は小まめに消すとか、私たちのライフスタイルを見直すことも当然必要かと思えます。課長のご答弁では「防災面において活用できる仕組みを考える」というふうにおっしゃいましたが、これを少し具体的にお聞きできませんでしょうか。その具体的な構想を持っていないのかということですが、現在、県下の5市5町でもう既に太陽光発電システムを設置する個人への補助とか助成がもう制度化されて行われております。こういうふうに本市も具体的にそのエネルギーの地産地消を取り組む方向でもう考える、それを企画する方向で考えるというふうにならないものかお聞きします。

それと、被災者の支援強化と受入ネットワークですが、「そういう要望があれば、なかなか高知県までは来ないんじゃないかと、見込まれるなら支援する」というふうにおっしゃいましたが、それがなかなかこう、どこかを通じますととても遅々として進まないし、その被災者の本当の要望というのがわかりにくいので、ぜひその現地に行っただご要望をお聞きしてですね、じゃあ香美市で何ができるか、香美市の有利な地理的条件を生かしてですね何ができるか考えていく。まず現地でご自身が、職員さんが聞いてくるというふうな方向は持てないものかお聞きをいたします。

住宅リフォームについてでございます。

大変経済効果もあるし実施の方向で考えてもいいんじゃないか、検討に値するという前向きのご答弁をいただきました。ただ、住宅対策の一環でやるというふうなことでしたけれども、始めたら単発は難しいと言われますけど、そんなことはないと思えます。須崎市では、最初に申し込まれて漏れた方にも補正を組んで対応してますし、それがその年のうちに5倍、10倍以上の経済効果があるわけですから、私はそういう形で補正もふえていくと思えますし、それから、これは耐震対策と絡めてやる方法もあると思えます。神戸の震災では80%以上が倒壊した住宅の犠牲になって亡くなられましたね、そういうことから考えますと、後から倒壊した家屋に補償するよりこういう住宅リフォーム助成制度を耐震と絡めて、耐震は耐震で別に制度がありますけれども、市独自にそういう上乘せをしてですね、家屋の倒壊予防にお金をかけて生命と財産を守るという考え方もあると思えますので、この住宅リフォーム助成制度をそういう意味から検討していただきたいと思っております。

また、先進地、須崎市へ担当課の方、視察に行かなくてもいいかもしれませんが、この前の様子などをお聞きいただいでですね、よく調査もあわせてしていただきたいと思えますがいかがでしょうか。

新庁舎につきましてです。

ポールは、外構工事が終われば道路に面したところに立てられるということでした。これ木のポールですが、庁舎の外観と合わせて腐らないものに、石とかですね、するとかいうふうなことはお考えにないでしょうか、その点を1点お聞きをいたします。

それから、策定の、市民憲章のどういう策定をするか、どういうふうにするかということで構想をお聞きしました。私は、その10人の策定委員さんというこの数字、それから5回程度の委員会、これで果たしていい市民憲章ができるかなというのがちょっと心配なわけです。もう少しこう、こんなに今年度中に間に合わせるとかいうふうなことを目的にしないでですね、十分に市民間で意見交換をしてつくっていただくように、場合によっては翌年度にこけるとかでも構わないと思いますので、慌ててつくりませんようにですね、こういう言い方は失礼かもしれませんがこれまで何かとやるたびに、プランなんかつくる時にひな形をたたき台にして、ここはこうやって直そうとかいうふうな形ではたばたと仕上げたというものがよくありましたので、市民憲章だけはそうならないように、よく意見公募なんかもしてですねつくっていただきたいと思うところです。

子どもの策定委員、会議に同時に参加するというのはちょっと物理的にも無理があるわけですがけれども、私は教育長、ぜひこういう課題を子どもたちにね、提案していただいて、今総合とかいう授業はないかもしれませんが、あるならですね、あるならそこで継続してこれを考えてみようとかいうふうな教育の、授業の課題、テキストとしてできないか考えていただけないかと思います。私は、これを通じて子どもを市民の1人として扱う、こういう市の姿勢を見せていただきたいと考えております。

鳥獣被害につきましてです。

現在の到達点と課題をお聞きしましたら香美市で1万2,700頭をあととらんと適正頭数にならんとするので、年間1,500頭で、山の状態は5年が限度と言われていた中でなかなかこれは大変だなというふうに感じたところですが、ぜひ課長もおっしゃったように関係市町村が連携をしまして、国、県にもその国土の保全については強くその体制を強化していただくように要望をしていただきたいと思います。

それから、カレンダーにつきましては、早速使っていただくということでありありがとうございます。この、ただ、こうやって猟師さんが記入をしまして、これをどこの部署に持って行って分析してまた現場に返しますでしょうか。それから、私は、このシカを適正頭数にするため、シカというのはイノシシやサルと違いまして生態系を壊しますのでシカの対策は特別に重要視してやらなくてはいけないと思って質問してるんですが、今お話しされたように猟師頼みもう限界だと。それで、わなも猟師さんが嫌うと。そんなことでなかなかうまくいかないという現実があると思います。それで、動物をよく知ることが大事ですし、やはり大量捕獲技術の、わな以外に何かないか、物部の地形に合ったものが何かないかということで研究が必要だと思いますが、1つ私が考えましたのは高知工科大学が県立になりました。これで県に呼びかけてですね、工科大学をこの森林動物研究センターのような研究機関としてできる方法はないか。これに高知大の農学部も入るならですね相当私は効果的な研究が可能ではないかと思うんですが、これは香美市が単独でやるわけにはいきませんので、こういう方向を県に呼びかけていただけ

ないかお尋ねをいたします。鳥獣被害の関係です。

学童クラブに関しましてでは、教育長から指導員さんの子どもへの接し方についてよくご理解をいただいているありがたいと思いますが、学校と連携をして取り組んでいられる、そのグレーゾーンの子どもさんにしても、子どもの情報にしても。あと、具体的には学校が、学童から、指導員さんから聞きに行ったときに先生から情報が提供されるのか、あるいは今年学童に入る子どもさんがこういう家庭環境でというか、こういう障害があつてとか、そういう情報が先にいただけるものかどうか。それと、かたじけなく学童クラブは子どもさんの数が減少したりとかなかなか困難なわけですが、経済的に大変で保育料が払えないお子さんがふえてるんですね。それで、就学援助支援制度なんかも知らない親御さんに学校側から情報を提供するとかね、そういうこともできるかどうか、できないことはないと思うんですけどもそれをお願いをいたします。

施設から考えていかななくてはならないということでもなかなかなんですが、ここにきて私思いますことは、楠目の学童の専用施設ですが、これは保護者や指導員さんが14年かかって運動してやっとできました。なかなか進まないと言いながら指導員さんも2人、3人体制となりつつありますが、本当に遅々としています。私は、大人の10年と子どもの10年は違うと思うんですね。ですから、子どもの10年にはやっぱり特別な大人のかかわりように意味があると思います。その意味で、やはり健全な成長、発達が保障されるようにですね庁議なんかで学童クラブの問題を今以上に、すぐに施設ということにならなくても議論をしていただけないものか。具体的に今掲げられてる問題について1歩でも前進するようにできないかお尋ねをするものです。

障害児加配についてはわかりました。

保育所の運営につきましてです。

私の持つております手元の資料、課長のご答弁もよくわかります。保育士さん、正職が63名、臨時さんが68名、48%、これもう非常に保育内容いろいろ求められる中で、これで継続性のある、子どもたちが安定した状態で日ごろを送れるその保育が可能なかどうか、臨時さんにやっぱり負担がかかっているんじゃないか、それは、ひいては正職さんにも負担がかかっているんじゃないかと思うんですが、これで見ましたら子どもさんの数が少ないですけども臨時さんだけで担任を持っている例なんかもありますね、それから、障害児加配も臨時さんばかりと。ちょっと今、課長がおっしゃったように正職さんの割合をもうちょっとふやすことも必要だと思いますし、1カ月来ないだけで継続して来られている臨時さんに対する処遇の改善、これは急がれると思います。

それから、一時金についてお聞きをしたんですけども、人の確保をする上でなかなかこの、そんなにほかの民間と比べるとこの金額は安い単価ではないかもしれませんが、働く時間が短いパートさんなんかはなかなか大変でして、一時金のあるところへ行こうかというふうにながら人が流れていくと、そんなふうなことも聞いたことがあります、改めて処遇改善につきましてもう1回だけお聞きをしたいと思います。

国保につきましてです。

給付事業に充てていくというふうに言われましたが、この間、国保に関しては大分やりとりをいたしました。それで、今、国保の基金を使って国保料を引き下げてもらいたいというような質問を何度もやっているわけですが、でも赤字が発生するので、それに置いておくんだと、この財政安定化支援事業交付金もちゃんと繰り入れられるけども置いておくんだということですが、ちょっとここに、前に課長にいただいた資料がございますが、以前交付金がですね3,000万円とか4,000万円とかいう時期がございます。平成18年はですね、国基準は1億1,500万円が基準で、交付税に9,241万円が算入されております。それで実際に国保会計に入ったのは3,000万円です、ここで6,200万円。それから、平成19年には4,700万円。これが、あとそんな形で、これだけのお金が国保会計に入らずに来ているわけですが、こういうものがきちんとあれば私はそんなに深刻な赤字ではないと思うんですね。国保会計は大丈夫だと思うんですが、それに以前、岡本課長のときにこの財政安定化支援事業交付金がきちんと国保会計に入るように要望しているので、それが実現したら国保料も下げることができるというふうな答弁が本会議場であっております。そういう方向で、経済的な理由で医療が受けられず手遅れで亡くなるという方も香美市でもふえてきておりますので、この、そういう方向で活用を考えられないものかお聞きをいたしまして私の2回目の質問いたします。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 大岸議員の2回目のご質問のお答えをさせていただきます。

最初の本市の大地震を受けての教訓とするところの質問の意味、大体わかっておりましたが、この通告へは震災でのということでございますので当たり前のことを申し上げました。当然3カ月後の復興の状況、今の状況を見たときに何が原因なのかということは私が申さなくてもわかろうと思います。政治的な中での混乱が今日まで続く中で大変な状況が生まれておる。被災地の皆さん方にとっては大変お気の毒でいたし方がないというふうに思っております。

ここに1つの論文がございますが、「これでいいのか政治家諸君」ということである方が書かれています。ちょっと読まさせていただきますが、「もう帰るんですか、と短時間の視察で切り上げようとした菅総理に被災者が発した怒りの一言は象徴的であった。また、延べ数百人の政治家が被災地を訪問し、頑張ってくださいと言いながらもこの3カ月間、何も復興の計画も立ち上がっていない。黙々と働く自衛官や警察、消防に対する被災者の尊敬と感謝の念は強く、復興の足がかりとなるNPOやボランティア活動に対する評価も非常に高い」ということで、そうしたことが今の現状であろうというふうに思います。私このジェラルド・カーティスさん、若い時分に大分県でお会いをしてお話しをしたことがございますが、今コロンビア大学の教授でございます。日本の政治学に大変詳しい方ですが、この方も日本は社会がしっかりしているから政治が貧困なまま

でいられる。日本の政治家は国民に甘えてるといふふうに変な批判を受けているわけ
です。

このようにしてやはり今の現状というものは、余りにも政治の貧困が見え過ぎる、
また、それを生みだしてきた今日までの我が国の政治に対する体質、そうしたものが大
きな私は1つの議員おっしゃるように教訓であるいふふうに思います。このことをなぜ
言いたくなかったかと言いますと、このことを言えば私も通ずると思いますので、この
ことは言いたくはなかったわけですが、しかし、やはりそういった政治家を選
ぶということにはやはりこうした有事の際にきちっと対応できる、そうした政治家を選
ぶ、このことが事前の大きな教訓であろうし、これから求められる我が国のあり方では
ないかなといふふうに思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 大岸議員の2回目のご質問にお答えいたしま
す。

まず、災害に強いまちづくりの中のエネルギーや資源の地産地消の促進をとということ
で、私の答弁の中でですね、「防災面においてですね、活用できる仕組みをつくってい
きたい」といふふうに申しあげましたけれども、これにつきましては資源ですね、例え
ば農産物等をですね災害時において防災面で活用できる仕組みをつくっていただきたい
というような意味でございました。

ただですね、この新エネルギーですよ、これを防災面に活用することは十分可能や
と思います。例えば避難所に指定してあります建物の中には、やはり市の施設等もござ
います。先日の高知新聞の中にも安芸市の四国電力のOBさんの例がありましたけれど
も、自宅に太陽発電をつけてですね震災時には電力を供給する仕組みをつくったと。ま
さしくこれが市有施設でできないかといふふうには、市の市有施設の中の避難所ででき
ないかといふふうには考えております。例えば普段は集会所等でしたらですね電気をそれ
ほど日中使うことはないと思いますので、普段は売電をして、災害時においてはスイッ
チで切りかえをしてですね活用すると。一般の住宅の例にとりますと3キロワットくら
いの最大出力が得られるようですので、そうすると炊飯器なら数台分が使えると。夜間
については蓄電装置が要りますので今後研究していく必要があると思いますけれども、
こういった面も含めてですね研究する必要はあるといふふうに思います。

そして、太陽光の補助につきましてですけども、大岸議員の申しましたとおり、現
在県内の市町村ではですね10団体で太陽光発電システムの導入に対する補助を行って
おります。補助の額はさまざまございまして、最高は、これは梶原町やったと思うん
ですけども1キロワット20万円、それから3万円までの補助額となっておるような
状況でございまして。香美市には、現在のところこの補助制度はございませんけれど
も、問い合わせ等も多くてですね住民のニーズも多いといふふうに思われます。その他の再

生エネルギーの補助も含めまして、国や県内自治体の動向も踏まえながらですね検討していきたいというふうに思います。

それから、3番目の被災者の支援強化と受け入れのネットワークについてでございますが、既に香美市のほうは消防士や保健師のほうを被災地のほうに派遣しておりますけれども、また新たに今月末からはですね保健師1名を南三陸町のほうに派遣する予定となっております。そうした派遣した職員からの聞き取り調査も行いたいと思いますし、それも重要だと思います。また、自分のほうも東北へぜひ行けということでございましたけれども、自分のほうもですね、この被災状況の確認とかですね避難所の状況、これはやっぱり見てきたいところはございます。市長が行けと言ったら行きますけれども、ただ、県内でですね、もし、計画はまだないんですけども県内でそういった被災地のですね状況の調査とか、そういった機会があればですねぜひ参加させていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） 私のほうから大岸議員の2回目の質問についてお答えをいたします。

まず、住宅リフォーム助成制度についてですけども、やはり単発にこだわりますと、どうもその補助制度があってもその年度に自己資金が間に合わないという方のことを考えると、やはり公正、公平性の観点から若干ちょっと疑問を感じる場合がございます。ちなみに須崎市の例を見ますとですね、50軒1,000万円の予算に対して71軒ほど申請がございまして、事業総額から見ても7,000万円ほどの効果があったということですから、確かに経済効果を含めて、あるいはその地域の産材あるいは人材という活用にも大きくつながり貢献をするということはよく理解をしておる、そういった立場に立ってですね今後検討をしていきたいという考え方です。

もう1つ、住宅耐震化に対する助成制度との抱き合わせを考えたらどうかという、それ1つの考え方だろうというふうに思っておりますけれども、これもですね耐震化の計画を立てても、実際その額が太ると申請したものの辞退が出てきたりとかいうこともありますので、このリフォームまで含めた部分で抱き合わせでやると額がより太ってちょっと大変じゃないかなっていう、余計な心配かもわかりませんがそんなことも考えたりいたします。

一方で、その耐震化の部分と抱き合わせということになってきますと、これは耐震化の対象になる方だけしか限定をされないということになってくるんで、やはり私としては地域資産、人材あるいは産材の活用の観点で、もっと広くの人が対象となるようなことをやっぱり考えていきたいというふうに思っておりますのでご理解をよろしく願いをいたしたいと思います。

それと、市民憲章に関してですけども、10人、5回で事が足りるかというご指摘ですけども、この前お願いをいたしました予算のときにも若干触れたかと思っておりますけれど

も、事によったら補正もお願いする必要があるかも知らんというお話しもさせていただきました。ただ、やはり計画を立てるためには一定シミュレーションをしながら期間、あるいは予算というものを考えないけませんので、現段階では10人の委員さんによって5回程度の会合によってつくり上げていきたいというふうに思っております。何が何でも10人、5回ということでもないんだろーと思えますけども、いろいろ今回もご質問をいただいておりますので、そういったご意見をですねやはり参考にしながら考えていきたいという思いがあります。基本的には手づくりの形で市民憲章をつくっていききたいということでありまして、片側で振興計画の見直しとのタイミングを合わせていきたいということがあるんでこういう計画をしておりますけども、ご指摘もいただきましたようにこの年度内に何がなんでもせないかんかという思いでもありません。ただ、やはり計画ですから、しっかりそこら辺についてはだらだらとしないような形での作業というものは必要であろうと。そういう意味からいうと、やはり年度計画でしっかりくくってこうということは、私は大事なポイントだろうというふうに思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇慎夫君。

○市長（門脇慎夫君） シカのことにつきまして私のほうからお答えをさせていただきます。

先ほど課長のほうから詳しく現状につきましてはお答えをさせていただきました。先だって那賀町、大豊町、香美市で、3市町村で話し合いを行いまして連携捕獲の話をしたわけでございます。このときはさまざまな具体的な話も出ましたが、特に越境をした場合の対応ということで、新たに越境をしても捕獲、追わえていくほうから捕獲ができるような、そういうこともぜひやっていきたいのうという話の中ですぐ知事にお会いをいたしまして、そうした当然免許証は県が違いますと違いますのでそうしたことができるような対策がとれないかというふうなこともしたわけなんです。そうしたことも配慮されてだと思えますが3,000万円、隣の市町村あるいは隣の県との連携、そうしたものへの捕獲をしていく支援がついているわけでありまして。そうしたことを具体的にじゃあやっていけるのかということはまだ詰めていきたいと思えます。

また、そうしたことを県の市長会、そして四国の市長会、国の市長会まで今年も上げました。県の市長会で採択をされ、四国の市長会でも愛媛県の方からも同意の言葉をいただき、賛同の言葉をいただき、また四万十市とも連携をしながら、西のほうにも大変な被害がございますので、そうしたことで四国の市長会でも採択をされ、この間行いました全国の市長会におきましても、全国的な鳥獣被害のことからしてこれも採択をされ国の担当へ上がっていくようになっております。

また、わなの件ですが、工科大の先生が開発をされておりますわなにつきましては、研究室へ参りまして先生とお話をし、そして開発をされておりますわなの仕組み、また問題点等に含んでも意見交換をさせていただきました。まだ若干山の状況、これ遠隔で

操作するような形にもなるわけですが、若干まだ課題も残っておりますが、研究をぜひ先生、捕獲をお願いをしますということでお頼みをして帰ってきたことをございましたので、なおこれからもそうした先生方の研究をも参考にさせていただきながら、本当に実践、使えれるわな、そして大量に捕獲できるわなを開発をお願いをしたいというふうに思っております。

ありがとうございました。よろしく申し上げます。

○議長（西村芳成君） 管財課長、前田哲雄君。

○管財課長（前田哲雄君） 「非核、平和都市」宣言のポールについて、2回目のご質問にお答えします。

ポールは、庁舎建設に際し石とか耐久性の高い部材で新しくつくり直してはというご提案でございましたが、現在の木製のポールはまだまだ現役で、使用に耐え得る状態にあると認識しております。少し時代はついてきておりますけれども、宣言の主旨の継続性を体現するという意味合いも含めてですね現在のポールを再設置していきたいと、このように考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 大岸議員さんの2回目のご質問にお答えをいたします。

まず、市民憲章策定に子どもがかかわる機会が持てないかというご質問ですが、香美市の将来を託す子どもたちの意見を市民憲章制定に反映させることは大変重要だと考えています。策定委員として直接会に出るというふうなことにつきましては、日とか時間とか回数とか、少しそここのところにネックもあつたりしますので、直接の場合もあり得ると思いますけれど少し無理もあるかとも思っています。けれども、アンケートだけでなくほかにも生徒会活動や授業でかかわることはたくさんできる機会がございます。子どもは鋭い感覚と行動力を持っています。ぜひ市民の1人としてかかわる方法を工夫していきたいというふうに思っています。

次に、放課後児童クラブの運営に関する2回目のご質問ですが、まず、1点目の配慮を要する児童の状況について、学校と連携した取り組みがどのようにできるかというふうなことですけれども、この配慮を要する子どもの状況は、学校でも児童クラブでも本当に同様の課題になっています。放課後児童クラブからとか学校からとかいうふうな一方的な話ではなくて、互いに子どものことについてよい支援をしていくための方法を考えていかなければならない重要な問題です。ですから、例えば年度の初めには学校のほうが先に多分情報をつかんでると思いますのでそのあたりを学校から投げかけるとか、日常的にはいろんな困難なことについてお互いに話し合いの場を持つとかいうふうなことを頻繁にしていかなければならないというふうに思っています。校長会等ではそのこともお話しをしたりはしていますけれども、ちょっと難しいところは、グリーゾーンの子どもさんのお話が出ていましたけれども、保護者の方のご理解を得てというふうなこ

とが非常に大事なものですから、学校として保護者と一生懸命話しているという途中段階があったりしまして、そのあたりの難しさでひょっとしたら放課後児童クラブのほうとすぐにこう率直な話ができにくい部分があるのかもしれませんが。

ただ、このことに関しましては、子どもの成長に関して放課後児童クラブと学校と保護者の方といい連携をとりながら支援をしていかなければならないと思いますので、今後も積極的に進めていけるように委員会としても声がけもして、間にも入っていきたいというふうに思っています。

2つ目の経済的に負担のあるご家庭のことについてですが、就学援助を受けている子どもさんについての補助制度もございます。ところがですね、この就学援助そのものの制度というか、就学援助そのものが個人情報が大きくあるものですから、放課後児童クラブの方がお聞きをしても学校のほうが直接情報を出せないというふうなこともありまして、そのことがこの前の連絡協議会の中でも明らかになったところです。ですから、先ほど次長がお答えをさせていただきましたように教育振興課のほうが入りながら、そのあたりのその就学補助制度が使えるようにそこはやっていかなければならないなというふうなことを確認したところでした。今後これはスムーズに進めていけるように最大の配慮をしていきたいと思っています。

3つ目の施設、環境の問題についてですが、これは教育委員会でも課題として取り上げて、もう長年検討をしている大きな課題でもあります。費用もかかる問題ですので、教育委員会内でも検討を進めていきたいし、使える補助制度があればそういうものも探していきたいというふうに思っていますが、今後このことについては何とかいい状態をつくれるようにさらに検討を進めていきたいと思っています。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 保育所の関連につきまして、大岸議員さんの2回目の質問にお答えいたします。

まず、非正規雇用、いわゆる臨時職員の処遇改善についてですが、これは最初申し上げましたようにですね基本的には保育所のみ賃金体系ではございませんので、香美市職員全体の賃金体系になっております。だから、保育所のみがですね、確実にこれを一番高いところへ設定するとかいうようなことにはならないだろうというふうには今のところ考えております。

それとですね、いわゆる臨時職員がこれほど多くなってきたという部分につきましては、先ほど、一番最初に申し上げましたように正規職員の雇用問題が非常に絡んできております。執行する側の考え方としますとですね、保育所等につきましては児童福祉施設最低基準というのが示されております。第33条第2項に、乳幼児でしたら3人につき1人とかいうふうにもう確実に示されております。これに見合った正規雇用があればこれほどの臨時職員要らないという、こんなやり方もできますのでですね、我々としてはそれに相当するような必要数を確保していきたいというふうな考え方は持ってい

ます。

それに関連しましてですね、保育所の保育支援、香美市すこやか子育てプラン等、長年をかけて保護者、いろんな方にお世話願ってつくってきております。現在、今一番問題になっておるのはですね、公立保育所全園で11時間保育というようなことをやるということでやってきておりましたけど、現時点では3保育所ができてないというのが今年の課題になっています。これにつきましても何が足りないのかということはあるんですけど、そういう状況であります。

これについて、臨時職員の雇用、それから処遇につきましても、やっぱり市全体です、どういった人員配置をしてですね雇用計画、職員採用計画を立てていくかというように見直しをしていく中のお話になろうかというふうに考えておりますので、またよろしくお願ひしたいです。

○議長（西村芳成君） 市民保険課長、山崎泰広君。

○市民保険課長（山崎泰広君） はい。それでは、大岸議員の国保に関しての2回目のご質問にお答えをいたします。

国保税を下げる方向で活用できないかというご質問だったと思います。このたびの国が示した財政安定化支援事業交付金の算入額が、そのままの額で平成23年度は繰り入れられたことにつきましては国保財政にとっては喜ばしいことでございます。しかしながら、平成22年度の国保会計の単年度収支を見ますと、まだ赤字を計上しております。歳入におきましては厳しい経済状況で、所得減少に伴う国保税の収入額の減少や国庫負担金の減少により歳入確保が厳しい状態となっております。また、ここ数年の傾向を考えますと、近い将来の税率の見直しを検討しなければならない状況にあると言えます。今回のように交付金が増額をしたということでこれを活用し、財政の安定化に努めながらできるだけ現状の税率を維持していきたいと考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 13番、大岸です。それぞれにご答弁をいただきました。3回目の質問を行います。

震災関連で市長からやや踏み込んだご答弁をいただきました。私は、この震災後のその状況を見てということで、全体を通して感じるのですが、市長のおっしゃったようなこともございますし、それから、昨日の夕刊で避難所のなかなか深刻な実態と別にもう1つの記事が出ておまして、それが出色でした。憲法学者の樋口陽一氏がですね、「現在の震災の3月11日と終戦の8月15日を日本の転換点として対比してみると」、こういうふうに前置きをした上で、それまでの神話の崩壊の共通点、つまり神の国は不滅という神話と原発の安全神話が崩れたと。こうしたときに、8月15日のように1億総ざんげ的に流れてはいけない、8月15日を繰り返してはいけない。そして、8.15と3.11の違いは、前者は明るく後者は混沌としている。今まさに混沌としており

ます。市民に対しては、市民は立ちどまって考える、怒りをエネルギーに変えていく、そういうことが必要であるというふうに、そうしないとどんどん漂流をしていくと、示唆に富んだ発言をされておりました。これは、私たちが市政に議員という立場で携わるわけですし、市長も香美市のトップとしての立場もございますが、そういうふうに市政運営に従事する者として、この示唆に富んだご意見も本当に教訓になるのではないかと考えたところです。ご答弁は結構です。

住宅リフォーム助成制度ですが、「単発にこだわると」というふうに課長おっしゃったんですが、別に単発にこだわっておりません。とりあえず単年度でも実施してみて、必要だったら2年、3年と補正を組んだらどうかと。お家の補修ですので、そんなに1回やったらまた来年もなんていうことはあり得んわけですね。それで、一定行き渡ると終息すると思うんです、それまでやられたらどうですかと。ずっとこの間提案をしてきてまして、なかなか具体的に話が進まないもんですから、とりあえず単年度だけでもやってみたらどうですかというふうに、そういう提案の仕方をしたところです。単発にこだわってはおりませんので、なお前向きにご検討いただけるということですので検討いただきたいと思います。

鳥獣被害の関係ですけれども、そのカレンダーを活用して、カレンダーに記入してどこで分析して現場に返すかというご答弁がちょっとなかったかと思うんですが、それと、それから市長からもご答弁がありました。本当に四国4県が連携する方向というのは食害対策にとって歓迎すべきことだし、その方向でいかないとなかなか将来が見えないと思います。そして、やはり高知県の目標の立て方もそうですけれども、今足りないのは一番やっぱり科学的な知見、その上での対策、これが足りないと思いますので、四国市長会とかいろいろ市長も働きかけてくださってますけれども、せっかく私は市内に高知工科大学というものがありますのでそことか、高知（大学）農学部を研究機関としてやるような、その提案を知事に対してですね、ほかの3市長とも連携して進言をしていただけないか。こういう施設が私は四国に1つあるとずいぶん違うし、5年という年限を限られておりますこの食害対策に有効だと考えておりますので、その点を再度ご答弁をお願いをいたします。

国保でございますけれども、なかなか一致をしません、課長はもちろん財政を安定的にね、運営するというところをお考えになるのは当然のことです。しかし、これは市民の大切な医療だということの観点も、この間ずっと私は抜けてきているんじゃないかと。よその市町村も、税率を上げてないということは評価はしておりますけれども、やはりその市民に医療をどういうふうに行き渡らせるか。保険証のない方もおられる、そして保険証があるのかないかさえわからない方がたくさんいらっしゃる、こういう状況の中で本当に治療に行かずに家でじっとしているとかですね、市販の薬を買って飲んでいくけど続かないとかですね、そんな切実な話を最近とてもよくお聞きするんです。その、この国保の運営の中に、やはり医療をどう保障するかという観点を持って考慮していた

だきたいと思っております。そして同時に、県のほうでは、やはり県下一体、国保の一本化の話が進んでおります。そうしたときの国保会計の基金の処理の仕方とかですね、そういうことも市民に納得のいく形で考えていかななくてはならないと思っておりますので、その点をお願いと言われん、質問をいたしまして、私の質問をすべて終わります。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） 大岸議員の3回目のご質問、住宅リフォーム助成制度についてお答えをいたします。

この制度につきましては、ずっと言っておりますように地域産材あるいは人材の活用という視点、経済効果、これに貢献する部分については、もう既にですね、手元の資料で見ますと4月1日現在、全国40都道府県330の市町村で実施がされておって、本当に大きな効果をもたらしておるということはもう既に実証済みであるというふうに考えておりますので、単発的な試験的实施ということではなくって、やるならしっかり制度化して取り組みたいというふうに思っておりますのでよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、中井 潤君。

○産業振興課長（中井 潤君） 大岸議員の3回目のご質問です。2回目のご質問のお答えが抜けておりました。

カレンダーの成果につきまして、まず成果につきましては市が集計をいたします。そして、県下の情報を県に全部集めますので、市、県それぞれに対策を考え実施することになろうと思っております。それが補助事業になるのか直轄事業になるのかはわかりませんが、それぞれに現場で実行することになろうというふうに思います。

それから、工科大と高知大学を拠点施設にしたらということでございます。4月の24日にシカのネット張りに三嶺のほうに上がってまいりました。その折には両大学の関係者がたくさん参加をしてくださっておりました。非常にこう関心が高いというふうに考えております。兵庫県のような施設になるかどうかはわかりませんが県に進言をいたしまして、とにかく適正頭数にするための研究、対策をするように要望してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 市民保険課長、山崎泰広君。

○市民保険課長（山崎泰広君） はい。大岸議員の3回目のご質問にお答えをいたします。

医療として国保をどう保障するかという観点で答えてくれと、大変究極的なご質問やったと思っておりますけど、今年は国民皆保険制度として国が国保制度をつくって50年目に当たるということでございます。今まで国保が果たしてきた役割というのは非常に重要なものだと考えております。この国保制度を維持していく、安定的に維持するということは、やはり財政の安定的なことが必要だというふうに考えておまして、この視点で

国保会計を維持していくような方法をとっていきたいというふうに思っております。

また、広域化の問題ですが、昨年12月にですね高知県が国民健康保険の広域化等の支援方針の第1次版を示しました。この中で広域の大枠の方向性というものが示されておりますが、細かい箇所、対応等についてはですね、まだ具体的になっておりません。基金のことであるとかですね国保料率の問題とか、そういったものについてはですね今後の検討、議論を重ねていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 大岸眞弓君の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

（午前10時58分 休憩）

（午前11時10分 再開）

○議長（西村芳成君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番、山崎龍太郎。一問一答方式による最初の登壇者となりました。手探り状態ではありますが、通告に従い順次質問をいたします。

最初に市長選、市議会議員選挙における公費負担についてお聞きします。熱い、熱い市議会議員選挙が終わりはや9カ月が経過し、またこの間、他市等の選挙応援にも行ってきた中、この際一度、本件についての見解等を伺ってみたいとの立場から質問に至りました。

選挙後の議会質問において有権者、選ぶ側の利便性を図る等の声は数多く寄せられたわけではありますが、選ばれる側、被選挙権を有する者の立候補しやすい環境づくり等は検討されている気配を感じません。合併して市となった上は、公選法上も認められている制度運用によってより活発な政策論争がなされ、候補者の顔が見える選挙戦となることを、候補者はもちろんのこと選挙管理委員会も検討される時期に来ているのではないのでしょうか。逆に立候補を制限する部分では、市となったことで供託金を納めるという一定のハードルが要件として設定されているわけであります。具体的に申しますと、選挙に対し公費負担条例を制定しているところでは、選挙運動は可能な限り自由に行われることが望ましいが、金のかからない選挙の実現と選挙の公正を確保するため、選挙運動を規制する一方で自治体が選挙運動費用の一部を負担するとしております。本市では、ポスター掲示場の設置や選挙運動用はがきの郵送料は公選法上の規定にて公費負担されておりますが、自動車使用、ポスター作成等々は条例制定していないわけで、旧町村のときと同様で、候補者サイドから言えば選挙運動全体としては多額の負担を要しているところであります。

そこでまずお尋ねします。立候補する人の負担を減らし、資産の多少にかかわらず選挙運動の機会を持てる等の視点から公費負担についてこの間検討をされてきたのか。ま

た、公費負担を行うという点に対しての見解をお尋ねします。

○議長（西村芳成君） 選挙管理委員会委員長、松尾禎之君。

○選挙管理委員会委員長（松尾禎之君） 山崎議員のご質問にお答えをいたします。

新議場になりまして、早速にお呼び立ていただきまして大変ありがとうございます。それもインターネット中継だとか、一問一答とか、新しい議会改革の一環のこの議事の議場でございます。何せなれておりませんで、今もどの瞬間に出ていっていいのかよくわからないという感じでしたので、ちょっとやり取りでそごを来すかもしれませんが最初にちょっとお詫びをしておきたいと思えます。

山崎議員の現在の質問でございますが、公費負担につきましてということでご質問をいただいております。

大変申しわけないことではございますが、公費負担に関しましては幾つかの制度がございますが、残念ながら私個人的には余り精通をしておりますので、この質問をいただいてから少し調べさせていただきました。その中で年度別にいろんなものが制度としては、法、制度上もできております。公職選挙法がもちろんもとの法律でございますが次々と出ております。公職選挙法と選挙運動に関しましては、戦前、戦後を通じていろんな形でいろんな制度、規制、それから公営の部分、いろんなことが検討されてきておりました、順次変わってきておるわけでございますが、この公営制度につきましてはですね、さっき山崎議員も申しましたとおり金のかからない選挙ですとか、候補者間の機会均等、財政力による立候補の断念とかいうことのないような形とかいう一般的な話でございますが、詳しい立法趣旨につきまして、どうも短期間で調べたところによりますと、どうも精通するほどわからない部分がございます。といいますのは、例えば議員もご存じのとおりで、土佐山田町の時代にはですね町村では適用できないというふうな法制度になっておりました、町村でできなくてほかでできるという、その金のかからない選挙とか機会均等とかいう考え方についてですね、ややちょっと理解に苦しむようなところもございます。その辺も含めてお答えをしたいと思います。選挙公営、ご存じのとおりで、現在やっておりますのは投票記載所の氏名等の掲示、それから公営施設の個人演説会、同施設は1回だけということになりますが、のがありますし、それから通常はがきの交付というのがございます。これは制度として利用されてるわけでございます。これに至りましてもはがきを全部使うとか使わないとか、中身によっていろいろあるわけで自由裁量でございますが、あと、質問にありましたとおり、あとと言いますか、それ以外にポスター掲示場の設置、市内大体150カ所ぐらい、これは市議選に限りでございますが、ほかの参議院とかではもっと300何ぼと多いわけですが、150カ所ぐらい掲示場の設置をしております。この辺はやっております。それから、前回、後の質問にも出てまいりますが、前回同僚議員の方からご質問がございました、選挙公報についてというのが新たにできると。それから、選挙運動用の自動車の使用、これは運転手とかガソリン代を含めてできると。それから、ビラにつきましては市長だけでございま

すが、それ以外に市議でございますとポスターの作成の費用、これについて別途条例を定めれば無料で行うことができるということになっております。

平成17年、合併時にですね、当然市になりましたので、こういう法的な制度につきまして事務局レベルで公職選挙法等々に限らずいろんな制度のすり合わせを多分行ったんだろうと思いますが、その際に事務局レベルでこの制度をどうするかということの中でですね、近隣市町村等、それから町村のときのレベル、いろんなことを勘案しまして、その際、合併そのものもですね財政的な負担をなるべく下げるといって、非常に危機的な財政状況という考え方もあったのでございますので、そういったことを勘案しながら検討をしたようでございます。それで、一応ほかの香南市とか他合併市町村に倣ってといひますか、同じようにですね採用してないということでございます。現在採用しておりますのは高知市と南国市の2市になっております。合併のとき四国では愛媛県がほぼ全市がこの制度を採用したというふうには聞いておりますが、その際の我々の事務局レベルでの話ではそういうことではございました。

選挙管理委員会として、そのことについて検討を詳しく加えるべきだったかどうかということについては、ちょっと私も今のところ意見を申し上げるレベルにございませんが、そういう経緯できております。検討状況はそういうことではございますが、見解といひますか、選挙制度で公的なものを導入しますと、それに伴う規制枠も同じように発生をします。選挙の自由というようなこととかいろんなことを勘案して、どういう形がいいのかということは時代背景、それから財政状況、いろんなことを勘案しながらですね検討する必要があると思われまふ。今回質問をいただいておりますので選挙管理委員会としても再度議論も進めたいと思ひますが、現状では次回の市議選挙、まだ日にちがございまして、それへ向けて少し検討しながら、議員の方々ともご相談をして検討を加えていきたいというのが現状でございます。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番。総括方式的な、全体にわたって最後まで言ってもらったような気もするんですけども、実際ははっきり言ったら検討してない。事務局レベルですり合わせはしたけれども、話を聞くと検討に値しなかった、勉強不足であったというふうなところが見えてくると思ひます。財政的なことも触れられましたが、それは後で触れますけれども、実際私は、議会制民主主義は国民主権のもとで人類の英知が生み出した大きな財産であるというふうには思ひてます。選挙によって選ばれた者が代表として議会を構成し、市政のチェックや市民生活向上に向けてあらゆる提案等がなされていると考えるとき、その選挙を公正に民主的に開かれたものにするには費用にかかる一部の公費負担も議会制民主主義を守り発展させていく上のコストであると思ひます。市長選についても考え方は同様でありますけれども、実際あの、先ほどの委員長の話で精通してなかったということ、また選挙管理委員会としてもその動きはなかった。他市等の部分も調べられたようでありましてけれども、私はやはり今後検討していく

という部分においては一定の前へ行くかなという部分もありますが、やはり香美市自体のやっぱり独自性も発揮できると思います。その側面のことも若干言われたんですけども、財源的に言ったらですね、基準財政需要額の算定基礎ともなっておりますので、普通交付税にて措置されている部分もあるんですね、具体的に額はわかりませんが、もちろん選挙を賄って余りあるものではないと思いますけども、そういう部分も視野に入れてですね、また他市のことも言われましたけども、実際調査をされてですね検討すべき。

また、本市においてですけども、今年の市議会議員選挙において、最終的には2,200万円くらいのお金を要してます。実際のところ市議会議員選挙で2,200万円、参議院選挙で2,660万円というお金です。一番身近な議員を選ぶのにね、片や国費でやるわけですけどもその程度でいいのかなと。それと、あわせて言えば、多くの部分が職員の給与、休日出てくれるね、そういう部分とか、ほとんどと言っていいほど経費節減の方向が補正ではマイナス、マイナスということで出てきてるわけですね。そこら辺のことも踏まえて、やはり一番身近な議会議員選挙、市長選挙なんかを行うときには十二分にやっぱり予算で立てた部分を執行できるような格好と言うんですかね、そこら辺についてどう考えているのか、再度見解を伺います。

○議長（西村芳成君） 選挙管理委員会委員長、松尾禎之君。

○選挙管理委員会委員長（松尾禎之君） はい。それでは、2回目の質問ということでございますが、実は1、2、3とご質問をいただいております、今全般にわたる話をお答えをさせていただいたわけですが、なかなか分けて発言する内容が難しい部分もございまして、ちょっと1番と3番なんかは絡んでくるということで、ちょっとご容赦を願いたい部分がございます。

1回目のお話で申し上げましたけれども立法主旨といいますか、その公営をすることについて、その歴史的背景、時代背景で、果たしてどういうものかということについては検討する余地が大変多いということで、今回合併時に際しましてその辺の検討が選挙管理委員会として十分にできていなかったということは、ご指摘のとおりでまことに申しわけございません。

ただ、この制度はですね条例の制定をもって行われる制度でございまして、選挙管理委員会のみならずですね議員さん方の間でも検討していただける余地のある課題でございますので、同時に、一緒にと言ったらおかしいですけども検討していく課題ではないかなと思っております。

金のかからない選挙ということでやりますけれども、実際上あの公職選挙法で規定されています費用の中身をちょっと見てみますとですね、例えば、これちょっと3番に絡むような話ですが自動車の費用なんかは、例えば業者から借り上げると6万4,500円ですとか結構大きな金額になっておりますし、それからポスターにつきましても企画制作費が30万円プラス、ポスター1枚あたり幾らというようなことで、高知市なんか

の例でいくと年間90万円ぐらいの限度額みたいなことになっております。昨今いろいろな状況を見てみますと、この条例を制定した後にですね不正請求等の事例が起こったりをしております、条例そのものを廃止をする市、県あたりも出てきているように聞いております。慎重にですから中身、それから金額ベースを含めて検討を加える必要があるんじゃないかなと思っております。

ただ、選挙全般にわたります投票率の向上ですとか、さっき言いました、一番市民に密接な関係であります市議会の議員ですので、ここのレベルで十分な活動ができる、それから立候補ができる体制をつくるということはやぶさかではございません。

一方で、じゃあ町村にないということとの絡みで言いますと、町村は供託金制度がございません、町村議会は。ただし、町長は供託金ございましたので一概に言えんわけですが、その絡みでそういう制度がないのかなとも思いますが、いろんなその立候補に当たる制約条件を検討した上でということになるかと思っておりますので、再度選挙管理委員会で取り上げて、重点的に検討を加えていきたいということをお願いをしたいと思っております。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎） 答弁のほうが先、先行きますので非常に。

（笑い声あり）

○12番（山崎龍太郎君） 質問のほう重複するかもしれませんが、よろしくお願ひします。

2点目に移ります。

公費負担にて最優先に求められるのは選挙公報、この発行であると。先ほど委員長さんも若干言われましたけども、広大な面積を有し、山間部まで市民が居住されている。片や市長選、市議選におけるポスターの掲示場は147カ所だそうですね。国政選挙、県議会議員選挙の330カ所の半分にも満たないわけでありまして。市民からすれば、立候補者の顔も知らない、政策もわからない、その状況の打開は選挙公報の発行であろうかと思っておりますが、必要性について認識を伺います。

○議長（西村芳成君） 選挙管理委員会委員長、松尾禎之君。

○選挙管理委員会委員長（松尾禎之君） 済みません。なんか一問一答になってなくて申しわけございませんが、次、2番目のほうにちょっと移りまして選挙公報についての話をしたいと思っておりますが、選挙公報につきましては昨年の10月の議会でも同僚の山崎議員からも質問がありまして、そのときに次期の市議会議員の選挙に行くまでに検討を加えて、前向きにやっていきたいというふうなお話しをさせていただいたと思っております。實際上、高知県で言いますと高知市と、つい最近四万十町が条例を制定をいたしてございまして、四万十町は今回、春の統一地方選挙において選挙公報を発行いたしました。町でございますので選挙期間は5日間という短い期間の中で実施をしたということで、従来、期間が短くて出せませんよと言っていたわけですが、實際上出されたということで、

四万十町にもちよつと寄ってまいりましてそのときの選挙公報をいただきました。原稿用紙で書いていただいて、そのまま写真製版かなんかで載せるような形で、多分、告示当日の5時なら5時とか、時間までに全部出していただくと。幸いに事前審査とかいろんな制度がございますので準備を整えていくことはある程度できると思われませんが、何にせよ最終の5時までには待つ人があって、万が一出てきた場合には若干ばたばたするというようなことであります。載せ方につきましても、くじ引き方式でやったり、届け出の順番でやったりとかいろいろございます。

それから、中身につきまして、どんなようなものを載せたらいいのか。結構ですね四万十町のやつを見てましても経歴、写真、名前、それからあとそうですね、スローガンみたいなことが出てたんじゃないかと思いますが、ぱっと見比べますと似たり寄つたりの話の方々も多く見受けられまして、実際上の効果について中身をもう少し検討する必要があるのかなという気はしておりますが、その辺はあんまり手を出しますとですね、議員さん個人のマニフェストといいますか政策の提案ということにまで首を突っ込むこととなりますので難しいわけですが、なるべく出すからには効果のある、それから市民の皆さんにわかりやすい選挙公報を出していきたいと思っておりますので、随時、次回までには検討を加えて、どういう形で提案するのがいいのかちょっとわかりませんが、議会に案を提示をしてですね議員の方にもんでいただくのが、ちょっと条例の制定方法については承知しておりませんのでなんとも申しわけございませんが、検討を加えていきたいと思っております。

四万十町は、配布方式では新聞折り込みをやられたようですが、新聞が果たしてどれくらい普及を香美市の場合してるのかということ調べてみんといきませんけれども、その辺の方法論、広く渡せるような方法論というようなことも検討の1つになります。これにつきましては、何とか、投票率がどんどん低下をしておりますので、新聞紙上にいろいろ経歴とか載るわけでございますが、全部が新聞をとっているわけではございませんので、前向きな検討は加えていく方向で現在進めておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番。よくわかりましたが、1つ確認しておきたいのは、これは昨年10月、おっしゃるとおり議員が聞いて、その後四万十町のことなんかは調査されたということですが、それで選挙管理委員会として議論したことが今、委員長の発言ですか、委員長の思いですか。選挙管理委員会でそのことを踏まえて議論してそういう方向性になってるのか、それを確認します。

○議長（西村芳成君） 選挙管理委員会委員長、松尾禎之君。

○選挙管理委員会委員長（松尾禎之君） 当然、選挙管理委員会で検討させていただきました。四万十町の公報も持ち帰りまして、現在の候補者数から見てですね同じサイズのようなもので、大体枠組みも似たような形でいけるのではないかと、細かいこと

も含めて。それと、期間的に1週間しかないが配布方法はどうかと。今私がお答えしたような内容について皆さんの意見を聞いて、今後もう少し調べて、四万十町の住民の意見なんかも、もしつかめればもっとつかんで進めたいということでございます。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番。事務作業の大変さ等も委員長は言われたわけですが、他市の例も参考にしているということで、また事前説明会なんかもやってるということで、他市も間に合ってるということは、本市もその方向でやっていただきたいと思います。これは答弁えいです。

3点目に移ります。

公費負担の条例等を制定している自治体を調べてみますに、選挙カーの賃貸料や運転手代、ガソリン代、ポスター等、先ほど委員長が言われたですが、それぞれの項目ごとに上限を決めて候補者と業者が契約を結ぶと。その書面を選管に提出し業者が請求を起こすという仕組みを取っております。ただ、この制度がおっしゃるとおり不正の温床となっている事例もあります。その点は、候補者たる資格の問題でもありまして、ここではおいておきますけれども、私は制度の柔軟な運用について最小限の公費負担を検討すべきということで、先ほど来、検討もするというふうな方向ですが、前回の市議会議員選挙を振り返ってみても、各候補者さまざまな選挙スタイルにて市民に訴えておりました。私は、候補者の個性や工夫を凝らした主張や選挙運動に一定の範囲でやっぱり公費が総枠として支給される方向性ということを考えます。その点についてまずお伺いします。

○議長（西村芳成君） 選挙管理委員会委員長、松尾禎之君。

○選挙管理委員会委員長（松尾禎之君） 議員ご存じだと思いますが、個別、具体的な費用を割り出してその限度枠を決めているわけですが、どういう形でやるのが一番いいのかが、ちょっと私も即座に判断ができないわけですが、再度、例えば申し上げますと、国の基準でいきますとですねポスターは1枚あたり510円何がし、それへ企画費が30万円くらいということになりますので、例えば2,000枚つくるとかなりな金額になって、総額で多分これでいきますと130万円くらいになるのかなと、ポスターにつきましてはね。それから、同じような形で自動車とか燃料費、運転手代の費用なんかもそれぞれ個別に決まっておりますのでかなりな金額になります。

ただ、實際上、例えばポスターで見ますと、高知市が限度が大体36万円くらいですかね、それからお隣の南国市は15万円くらいのポスターについての限度枠、計算方式は、さっき言った単価と企画費みたいなことですが、例えば単価、南国市は462円、1枚あたり、それへ企画費が8万円ということで、国の基準の30万円からいうとぐっと少ないわけですがそういうような決め方をしております。まあ決めた上でトータルの限度枠をどうするかというやり方を現在とっておりますので、どういう方法が一番いいのかわかりませんが、それを参考にしながら、もしやるとなればですね理解の得られる

範囲での費用形成になろうかと思えます。全体には、国の基準からいいますとかなり圧縮傾向になっておりまして、不正請求が起こらないような形、実費の請求ですが、ただ、どうやってもですね、限度額を決めますと請求が限度額いっぱいという候補者が散見すると。いかんということではもちろんないわけですが、そういう方向性が出てまいりますので、その辺の整合性についてはきちっとした考え方で進めていく必要があるかと思えます。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番。現在の公選法の施行令から見ると、選挙カー、賃貸料の公費負担を主にしているという点は否めないと思えます。これは名前の連呼の選挙運動を後押しているようにも見えますし、政策や考え方を市民に訴え支持を募るといった方向性から若干違うんじゃないかと私も考えております。

先ほど、やはり政策中心の選挙運動ということで選挙公報のことも出たわけですが、やはり市長選、市議選においても一定のどのレベルなのか。財政負担がもちろん要りますのでね。その基準の上限というか、1つには、やっぱり角度は違いますが供託金というレベルもあると思えますね。実際市長選は100万円、市議選が50万円か、若干計算の根拠になる部分には乏しいかもしれませんが、先ほど来言われてます高知市が、私の粗計算では100万円ぐらいかな、1候補者に対して、南国市が35万円くらい、選挙カーとかポスターとかを中心に。そういうことを私は何も言っておりませんが、基本的にやはり選挙管理委員会として一番身近な選挙に対してどういう見解を持っているのかという部分はですね、議会に対する行政サイドの認識というものがその、現在まで余り検討してこなかったという部分があって私は聞いているつもりなんです。だから、その部分では、委員長のほうからはこの間で検討の期限も次回の選挙に向けてというふうなことも明確にされましたし、検討の範囲についても言われましたので、それはおのずと行う方向であろうがそうでなかろうが結論としては出てくると思えます。そういう部分ではまた結果もお知らせいただきたいんですが、やっぱりそういう、県下でやってる南国市とか高知市の状況等を見るときにそういう意味合いじゃなくて、私はやはり選挙に対する選挙管理委員会の、先ほど投票率のことも言われましたね、そういう部分でどうチャレンジしていくのか。攻めの選管と言いますかね、そういうことを聞きたくてこの質問をしたわけでありまして。再度お尋ねいたします。

○議長（西村芳成君） 選挙管理委員会委員長、松尾禎之君。

○選挙管理委員会委員長（松尾禎之君） はい。選挙管理委員会としましては、いろんな使命が多分あると思えます。前々から言っております投票環境の整備とか投票率アップに対する方策、それから、このたび直接は触れてませんでしたが立候補における機会均等等についての制度、トータル的に考える必要があると思えます。個別の今回議案でございますけれども、それから波及するところの選挙制度全般における香美市の選挙管理委員会の考え方、それから全般にわたる、どういうところが今不足をしてい

て、どういうことをするともう少し投票率なり、それから住民に浸透する選挙みたいなものができるかということを一時的に考える必要があるというのはご指摘のとおりでございます。何かと個別の課題が起こったことのみに対応にどうしてもならざるを得ない部分がございますけれども、今回ご指摘をいただきましたので、総合的に他市との交流なんかも積極的にやっておりますが、なかなかその辺の話が従来他の選管からも出ることが少なかったものですから少し弱い部分ではあろうかと思っております。今回のご指摘を受けましてですね、少し選管としても研究を進めてやりたいと、進めていきたいと思っております。

ただ、申しますとおりですね、公的制度を導入しますとそれに対する制限等々の問題もございまして慎重にやる部分もかなりあろうかと思っておりますし、先ほど申しましたとおり、どうも緩きに流れるということも考えられないわけではございませんので、その辺のことを果たしてどう考えるかということ。それから、今回の立候補に当たる費用負担をやることと、ほかのことを先やることと、勘案の問題。いろいろ考えようがあると思っておりますので、ご指摘をいただきましたので前向きに検討して、検討内容につきましてはまた随時、案が出てまいりましたら議員さんのほうにも提議をすとか報告をするなりで進めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番。以上で市長選、市議会議員選挙における公費負担についての質問を終わります。

続けてよろしいでしょうか、議長。

○議長（西村芳成君） どうぞ。

○12番（山崎龍太郎君） 続きまして、高齢者実態調査についてお尋ねしてまいります。

質問に入ります前に、3月議会質問時にお約束いただいたとおり調査票に長寿手帳を同封いただいたことにより喜ばれている方がたくさんおられるということをお知らせいたしました。

本題に入りますが、本調査は香美市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画第5期計画の策定に向け、現状を把握し事業計画策定の基礎資料にするとともに、災害時、緊急時に備えた要援護者台帳の整備を行うことを目的に実施したものであります。国の示した日常生活圏域、ニーズ調査に独自の項目も追加され、16ページにも及ぶもので高齢者にとっては大変な作業になっていると伺いました。

そこでまずお尋ねします。6月17日までに投函くださいとなっておりますが、現時点での回収率と、また目標数値が設定されていたのか、その点をお尋ねします。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、丸内一秀君。

○健康介護支援課長（丸内一秀君） おはようございます。それでは、山崎龍太郎議員さんの1点目のご質問にお答えいたします。

高齢者福祉計画並びに介護保険事業計画のアンケート調査についてでございますが、現時点での回収率、また目標数値はということでございます。昨日までの集計でございますが、発送数につきましては65歳以上の方9,067名に発送をいたしております。昨日までの集計によりますと、回収の数につきましては6,537人、回収率約72%の回収率となっております。回収目標としましては、毎年行っております75歳以上の日常生活アンケートですか、こちらの回収率と同程度を予定しておりました。今回65歳以上の方も入っておりますので少し高い目標ではないかというふうには思っておりましたが、何とか75%に近い数字が現段階では出ております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番。72%ということで、アンケートとしては及第点であろうかと思えますし、目標が75%ということは、こう言ったら失礼ですがまだまだ悪いのかなと、私が聞き取りした中ではなかなか大変やきということで送り返すことをためらっていた方もおられますので。

ただ、調査票の意味合いからすればどうかということですね、この調査票の位置づけについてですけれども、アンケートの位置づけであれば回収率、悪くなって当然と思ってたんですが72%。ただ、もう少し集めねばならないという側面から言いますと、行政サイドとしましては地域包括ケアの実現のために、どこに、どのような支援を必要としている高齢者がどの程度生活をしているのかを客観的データとして把握することを出発点にしていると思えます。そして、災害時等に備えた要援護者台帳整備にも活用させていただく。苦勞して回答をする高齢者に何のメリットがあるのかが、このアンケートの様式を見たときに私は見えてこなかったわけです。モデル事業を行ったところでは、回答を受けて個人ごとに日常生活のアドバイス表を送り返している、送付しているというわけでありまして。そういう点を1項目書いてですね、「この結果は、個人の状況に応じてお返しします」とかいうことはできなかったか、その点をお尋ねします。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、丸内一秀君。

○健康介護支援課長（丸内一秀君） はい。アンケートにつきましては、通常の国の定められましたアンケート内容と、独自に定めました追加項目とがあったわけですが、やはり言われますように調査票の意味合いということを考えれば、やはりこちらに情報として欲しい面もございますので、回収率としましては高い回収率を望んでおります。そんな面もありまして、そのような情報につきましては、すべてが集まるわけでも緊急時の連絡先とかいうことの内容につきまして集めるわけではございませんので、これまでの資料とか、また社会福祉協議会等と連携をとりまして、またその辺の補完をしていくことになろうかというふうには思っております。

それで、日常生活のアンケート内容に基づきましてアドバイスのようなものが入れられなかったかということでございますが、とりあえず高齢者福祉計画と介護保険事業

計画の策定についての基礎資料ということでございまして、そこまでは考えていなかったというのが実態でございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 再送付等は考えてなかったと。実際、現実的にはそこら辺のところはこれからのことになろうかと思いますが、私はやはり個人から情報をいただくというときにですね、やはりその人が苦勞する部分があるんやったら行政として何を支援できるのか。これは後でも聞きますけれども、そういうがはやっぱりフィードバックするということは大切な視点であるということをもまず申しておきます。

この調査票の中でですね、このもう1点気にかかることを言いますが、2ページの初めの、この最後のところに「香美市個人情報保護条例に基づく適正な取り扱いを行います。ご同意の上、アンケートに回答ください」、大変丁寧な文章ではありますけれども、ある方がこの文言を見てですね、「個人情報保護条例も知らんのに同意とは」、それとあわせて「アンケートやき、もう送り返すのは構んろう」というふうなことを言っていました。実際そういうふうに聞きますと、もちろん行政としては大事な視点かもしれませんが、その方はそこで記入をやめたそうですので、やはり、もう適正な取り扱いをするという部分で留めておいてもよかったのではないかなというふうな思い入れもあります。

それと、もう1点、ここに皆さんに最初から張ってますわね、返していただく部分を。その部分について「記名式は嫌や」ということを言われてる方もおられました。そのような点も踏まえて、これからまだまだ回収を進めていくという部分で、現時点での総括をもう1回していただきたいと思います。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、丸内一秀君。

○健康介護支援課長（丸内一秀君） はい。まず、最初に、アンケートの初めにということがあります。「個人情報保護条例に基づく適正な取り扱い」という表現でございまして、やはり条例としまして香美市には個人情報保護条例というのがございます。それに「本人の同意」という条項をいただきまして、それによって他機関へも照会といいますか目的外利用ができるという面もございまして、表現的には難しい表現にはなっておりますがやはり掲載して、適切な表現にしておいたほうがいいのではないかなというふうにも思っております。

それと、現時点の総括ということでございまして、やはり国の定めますアンケート項目が主となっております。それに加えて香美市独自の調査ということで、やはり独自の調査につきましては緊急時の連絡先等がメインとなっております。これによって個人、個人のもうすべての状況がわかるわけではございませんので、とりあえずこの国の定めたアンケートにプラスした条項につきましては、個人の緊急時の連絡先、すぐに対応がとれるような情報として持っておきたいという思いがございまして、あえてつけさせて

いただいた側面もございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番。2点目に移ります。

本件に関して問い合わせも数多く寄せられたと思います。私が担当課を訪ねたときもアンケートについての、調査票についての問い合わせの電話なんかもかかっておりましたが、その内容等の詳細について伺います。

それから、中にはみずから記入することが困難であるという方はおられなかったでしょうか、その場合の支援体制はどのようにとっていったのか、その点をお尋ねします。

○議長（西村芳成君） 昼食のため1時まで休憩いたします。

（午前11時59分 休憩）

（午後 0時59分 再開）

○健康介護支援課長（几内一秀君） 2点目のアンケートについての問い合わせ状況、また記入支援体制ということでございますが、アンケートの内容につきましては3年前の計画策定時に比べますと、幾分内容自体は簡素化はされております。しかしながら、問い合わせの電話や来庁する方もたくさんおいでしております、記入に当たっては大変ご苦労もされたかというふうに思います。来庁の場合につきましては、職員が質問を読み上げながら一緒に記入もさせていただきまし、電話につきましては、対応を丁寧にしただけ記入がされ提出されるような形で対応してきております。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番。たくさんおいでたということですが、数的にはつかんでおられるのでしょうか、電話も含めてですね。漠然とした数字なのか、72%ですか、現時点いってるといことはかなりの数の問い合わせ等もあったと思います。また、高齢者の方々が大変な労力を割かれてそれだけの調査票を寄せてくれたということは大変敬意を表するところでありまして、実際出てくることができない、電話で対応でもなかなかやりとりがうまくいかなかったということで、こちらから出向いたということはないのか、その点を伺います。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、几内一秀君

○健康介護支援課長（几内一秀君） はい。数的に多数の電話、来庁ということですが、数的に押さえているのかということですが、健康介護支援課、アンケートの受け付けを1階、2階という形で、2カ所に健康介護支援課も分かれておまして、1階で受け付けた分、2階で受け付けた分とそれぞれあります。それで、そういう数的に押さえておらないのが現状です。ただし、1階、2階とも職員のほうが対応して、アンケートに記入していただいた件数も、自分が上がったりそれから1階で見かけたりしたときも多数ありましたんで多数あっているということを感じております。

それから、出向いて、記入等が難しい方に出向いてということですが、こち

らのほうにつきましては特に出向いてという体制はとっておりません。自分が思いますには、包括支援センター等、出向く、訪問で出向く場合がありますので、そんな中で対応した件数は少なからず、数的にもそれもわかりませんが若干あったのではないかとこのように思います。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番。先ほどの答弁で記入についての電話問い合わせ等はあって、また来庁者もあったということですが、逆に言うとクレーム的なものはなかったのか。ネット等で見てみますとね、こういうのは書きたくないという部分で、他市町村でそういう例があったというのを聞いていますが、本市の場合はそれがなかったのか。

それと、出向くということは今回はしていないということではありますが、先ほど課長のほうも若干答えられましたけど、社会福祉協議会では、住民票上のひとり暮らしの75歳の方に、大体約2,000人と伺ってますけども、民生委員等による実態調査を行い、要援護者の台帳整備も行っております。今後連携の含みを持たすような話もありましたが、その点について具体的にお考えをお持ちなら答弁をお願いします。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、丸内一秀君

○健康介護支援課長（丸内一秀君） はい。まず、アンケートについてのクレーム的なものということですが、自分が職場におりまして、周りを見る限りクレーム的なことにおいでて、アンケートに記入しているというような状況はございませんでした。また、担当のほうからもそういう、電話等でもお話は伺っておりません。

それから、要援護者台帳的な形で社協のほうを持たれておる独居の台帳がございますが、そちらのほうとの連携ということも今後出てこようかと思えます。今回のアンケートで、設問として問12のほうで緊急時の連絡先とか、それからかかりつけ医というようなことを問うておるわけですが、そちらのほうにつきまして社協の要援護者台帳ですか、そちらのほうとの突合といいますか、不十分な分については連携をもって整備をしていきたいというふうに思っています。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番。それでは、3点目に、現時点の教訓から回答されていない方へいかに対応していくかについて伺ってまいります。

基本は調査の目的を高齢者の方々にどう理解していただけるか。その部分では、4分の3近い方が回答をされているという現状をかんがみたときに、ただ、それでもできていないという方はさまざまな理由があるかと思えますが、未回答者の中には要援護者等も多く含まれておると思えます。

お尋ねしますが、再送付についてお考えはあるのか、再度送付するということですね、再送付です。行うならその時期的なものをお尋ねします。

また、先ほどは、現時点では考えてないし行っていない個別的な訪問ですね、職員に

よる、それは行うでしょうか、行うのならだれが行うのか、いつ行うのか、その点をお尋ねします。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君

○健康介護支援課長（凡内一秀君） はい。返信に当たっての現在の未回答者への今後の対応ということになるかと思いますが、未回答者につきましては本日再交付ではありませんが、改めて提出をお願いするはがきのほうを発送する予定にしております。それでも出てこない方もおいでますし、書けないというようなこともありますので、個別の対応ということでございますが、なかなか個別に対応というのはちょっと事務的にも難しい面があるかと思っておりますので、これにつきましては社会福祉協議会の台帳とか、また、以前に包括支援センターが調査して台帳も更新されていけませんので古くなっていますが、そちらのほうも活用しながら今後整備といいますか、記入して台帳を整備していくということになるかと思っておりますのでよろしくお願ひします。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番。モデル事業を行った大分県臼杵市では、未回答者に対して地区の区長、民生・児童委員、福祉委員、健康づくり推進員に協力を依頼したとのことであります。もちろん調査票送付前に説明会も開催して調査の趣旨も理解いただき、地域での声かけによる回答をしましょうという動き、そういうもんをつくり上げてるわけですね。最終的には訪問による督促もしたそうではありますが、基本的には先に回収が難しいであろうという部分の予測があります。

私の予測以上に現時点集まっているんですけども、先ほど語る述べましたとおりましたまだこれからの部分もあります。臼杵市の場合では、結果92.7%の回収率です。さまざまな要因でどうしてもおられない方なんかを省きますと95%に上ると。だから、その高齢者の実態が手に取るように地域でわかっているというふうな部分もあります。本市の場合は、そういう部分で事前準備にちょっと不足の部分があったと思っておりますけれども後手に回っていると。ほかのアンケートに比べたらかなりいい数字ですので余りこれを詰めて言ってもどうかとも思いますが、そこのところを事前準備の点等についてはかなり計画的にやられたのか、その点を確認します。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君

○健康介護支援課長（凡内一秀君） はい。事前の準備が余りされていないというのは現状だと思います。やはりアンケートを含めて調査でございましたのでできる限りの回収をというふうには思っておりましたが、やはり事前の準備というものは少し足りなかったのかなというふうには思っております。

先ほど今後の未回収者の対応ということがございましたが、その辺含めまして、今後訪問活動の中で訪問できるところについては名前もピックアップできる面もあろうかと思っておりますので、若干なりそういう手だても組ませていきたいというふうに思っております。よろしくお願ひします。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番。はがきは出されたということであります。訪問も視野に入れてるということであります。その後ですわね、実際、私はやはり今後もこういうアンケートは継続的に実施する必要性はあるし、しなければならいわけでもありません。そういう中で、やはり町内会組織等でそういう単位での回覧をすると。そして、趣旨を示して出し忘れていませんか、記入困難な方は支援いたしますというふうな一声がかかるようにすべきと常に思うわけです。区長や民生・児童委員等に協力を依頼して啓発に努めていくという、そういう視点は常に担当課として持つておくべきだと思います。

かなりの数が集まっておりますが、最終的な台帳整備まで至るのか心配しておりますが、その点についてのお答えをお願いします。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君

○健康介護支援課長（凡内一秀君） 先ほど申し上げましたように事前の準備といたしますか周知に至る面につきましては大変不十分な面があったかと思いますが、今回提出いただきましたデータにつきましては問12がメインになろうかとは思いますが、そちらのほうをシステムに取り入れて整備をしていくというふうな予定にしておりますので、今後とも役立てていきたいというふうに思っております。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番。次に移ります。4点目ですが、私が大切に感じるのは先ほども若干申し上げましたけれども、個人ごとに何が困難かということが介護の側面でも結果出てきますわね。そういう時にやはりあなたはこういうこの日常生活に困難を来しているのです、こういう部分の生活スタイル、そういう部分についてそういう分析的なこともされるわけですから。その中でそういうアドバイス表を作成して、それをフィードバックすることによって介護予防への普及啓発をしなければならないというふうな位置づけもあろうかと思えます。

そこで問7の部分ですが、ここに一番、10ページ、この調査票の一番最初に社会参加の部分で「年金等の書類が書けますか」という部分で、「いいえ」にマルをした場合は下のほうでだれが相談してくれるかという部分なんかも出てます。こういう方に対してどういう行政支援を具体的に行っていくのか、そういうことはお考えでしょうか。

あわせて、その台帳整備にかかる部分、要援護者の。そこで地域の避難場所を知らないと答えた人にはどのような答えを送り、知らないままで放置するということはないと思えますが、そういう部分について結果連絡等が大切と考えます。その点について見解を伺います。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君

○健康介護支援課長（凡内一秀君） はい。本人の状態がある程度把握できる内容の問もございます。そちらの方たちに対して結果の反映といいますか支援をどうしていくのかということになりますが、今回アンケートとしましては大量の9,000通という

てということも考えられますが、なかなか資料的にも多くなりますとそれを見るのもなかなか大変であろうということもございますし、またアンケートの中に記入しますと余計煩雑になる面もあると思いますので、今回についてはこういうことでさせていただいております。

なお、言葉の難しい、それから仕事内容の不明などの、とかにつきましては、日ごろの周知活動の中で努めていきたいというふうに思います。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番。高齢者実態調査についての質問を終わります。

続きまして、納税の猶予制度の積極活用についてお尋ねしてまいります。

本市においては、税等の滞納整理においてはフローチャートどおり督促状、催告書、再度の催告書発送、その間に納税指導等を行っているわけでありまして。給与照会やさまざまな差し押さえに及ぶケースもございます。この間の経過では、滞納処分の停止要件に該当の場合は制度運用も行ってきましたし、私債権の管理に関する条例制定も行い債権管理の適正を期してきたところであります。もちろん行方不明、死亡、何の財産も持ち得てない等々の税等の滞納をそのまま放置しても絵にかいたもちみたいなもので、そういう部分からいえば一定の方向性を見出したことは評価するところであります。

ただ、私が常々思うことは、昨今の景気の状態等から自然発生的に生まれてくる滞納をいかに早期に解消の方向へもっていくか。また、納税する市民の意識改革も担当課の重要な責務と考えます。収納課の事務に納税思想の普及に関することがうたわれております。過年度分の滞納は、滞納処分の執行停止から不納欠損処理にて今後減少していくかもしれません。しかし、現在の過年度分徴収率の推移は15%程度の横ばいでありまして。もちろん原課における現年対応が重要であります。収納課としても分納誓約を結ぶ一本やりの取り組みではなく、納税する側の権利として認められている納税の猶予制度の活用を求めるところであります。

ここに2008年の国会における我が党の佐々木憲昭議員の質問で財務金融委員会の議事録がございます。この見解はまだ変わっておりませんし、税務署の徴税問題についてのことであります。地方税においても見解を同じくするもので納税の猶予にかかる1項を参考として読み上げます。佐々木氏と国税庁次長のやりとりです。佐々木委員、「事業者が諸般の事情で納税が困難になった場合、国税通則法、徴収法では、納税の猶予あるいは換価の猶予という措置があります。その立法の趣旨と適用要件、これを述べていただきたい」。国税庁次長、「国税通則法の納税の猶予、それから国税徴収法の換価の猶予の規定でございますけれども、その立法趣旨は、国税はまず納期限内に自主的に納付されるべきでございますけれども、納税者の実情によってこれが妥当でない場合があるということで、納税者の個別の実情に応じまして租税の徴収を緩和し、弾力的な扱いをするということを目指して、納税の猶予や換価の猶予の制度が設けられているものであります。要件でございますが、納税の猶予の要件は、一つは、納税者がその財

産につきまして、震災、風水害、落雷、火災その他の災害を受け、また盗難にかかったこと、納税者またはその者と生計を一にする親族が病気にかかり、また負傷したこと、納税者がその事業を廃止し、また休止したこと、納税者がその事業につき著しい損失を受けたこと、それから上記の事実に関連する事実があったこと、これらのいずれかに該当する事実があった場合におきまして、その該当する事実に基づいて、納税者がその国税を一時に納付することができないと認めるときは、その納付することができないと認める金額を限度といたしまして、納税者の申請に基づいて納税の猶予を行うことができることとされております」。佐々木委員が「それから、通達ですね、納税の猶予等の取扱要領。その猶予該当事実の中に、納税者がその事業につき著しい損失を受けたこととありますが、それはどのような場合か」ということに対し、次長は「納税の猶予取扱要領におきまして、納税者がその事業につき著しい損失を受けたということにつきまして、例えば直前の1年間の利益金額の2分の1を超えた損失が生じる場合など著しい損失を受けた場合においてというふうにされております。その要件を満たす場合に納税の猶予の要件に該当するものと扱っている」と。佐々木委員、「その通達を見ますと、購入予定の資材の高騰、在庫商品の価格の下落などによる損失の発生、それから下請企業である納税者が親会社からの発注の減少等の影響を受けたこと、その他納税者の、市場の悪化等、その責めに帰することができない、やむを得ない事由により従前に比べ事業の操業度の低下や、また売上等の減少の影響を受けたことというふうになっていると思いますが、そういうことですね」ということに対して、「そのとおりであります」と述べております。ここで佐々木委員が「納税者の責めに帰することができないやむを得ない事由の中にこういうことが書かれているわけで、つまり、資材が高騰した、それから市場が非常に悪くなった、不況が深刻化した、そういう経営環境の急激な悪化というものも納税猶予の要件に含まれる、そういう理解でよろしいですか」という確認に対して、「そのとおりでございます」という国税庁次長の答弁であります。

課長にはこの資料を前もって渡していますので一読いただけたかとも思いますけども、まさに経済的理由も納税の猶予の適用となることを示しております。そこでまず、それについての見解を求めます。

○議長（西村芳成君） 収納課長、岡本明弘君。

○収納課長（岡本明弘君） 山崎議員のご質問にお答えします。

国会答弁においての国税庁次長の、国税局次長の本制度の弾力運用についてですが、これは市町村も一緒だと思います。地方税法第15条で徴収猶予の要件等が規定をされております。徴収猶予はこの規定に該当する場合に認められることとなります。弾力運用についての見解とこのことですが、個々の状況を聞いて、納付相談等の聞き取りにおいて規定の範囲内での運用となると考えます。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番。市町村も同様の見解ということで、徴収猶予の

規定にのっとしてということでありましてけれども、私が先ほど言った経済的理由もという部分で、その判断基準の持ち方という部分がどうあるかということが私は大事になってくると思います。個々の実情においてということをおっしゃいました。これについては詳しく後で言いますが、実態については、課税は前年所得にされるわけですね。今年も収入減少で食べていくのが精いっぱい税金を支払う部分がなかなか出てこない、滞納となる、そんなケースは、課長着任されてあんまり日がありませんが、この間なかったのでしょうか、伺います。

○議長（西村芳成君） 収納課長、岡本明弘君。

○収納課長（岡本明弘君） 相談の中で所得の減少という方もおいでました。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番。相談の中で所得の減少という方がおられたということで、先ほど課長が言われたのは個々の実情に応じてと言われましたが、聞き取るだけでしょうか。個々の実情でその所得の減少がどの程度であるのか。そのことによってこの人はこの要件にあてはまるかもしれないとかいうふうな頭でその方に対応されて、そういう制度もあるという。もちろん申請主義ですけど、私が最終的に求めるのは、その方がそういう権利の部分のことをまず知ってるということは少ないということですね。そこまで現時点、課長がそういう個々の実情を聞き取る中で発想が及んだかどうかということについてお尋ねします。

○議長（西村芳成君） 収納課長、岡本明弘君。

○収納課長（岡本明弘君） 納税相談の中でですね、その納税猶予の制度について該当するかどうか考えが及んだかというご質問だと思うんですが、ちょっと納税猶予の関係については自分はそこまで知ってなかったです。そこまでは判断の中にはなかったですけども、調べているうちに、その議員からもお話がありましたが、その相談の中で担当課の職員と話しているうちにその制度もあるということがわかったわけですけども、該当になるかどうかということについて調べたところ該当にはならなかったということです。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番。該当にならなかったということもありますけれども、実際そうなのかどうなのかということは、これ今の時点の話ですわね、該当にならなかったと。ほんで、そういう部分では課長もこれから収納のことを勉強されて、納税者の立場に立った、ある部分整備もされていくとは思いますが、ここで国保においてですね、以前保険課長でしたのでおわかりだと思いますが、自己都合退職以外の場合です。所得の3分の1にて国保税を課税するように制度変更もされております。これは国民の生活がどんどん大変になってなかなか回復基調にいけないということで国が制度変更していると私は考えております。

私は、徴収の猶予の地方税法で規定されている部分、それをですね、やはり本市の場

合どう要綱等で整備して運用できるのか考える必要があるんじゃないかと思います。その根底はあくまでも市民に支払い意欲を生ませる、そういう取り組みですね、その点求めますがいかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） 収納課長、岡本明弘君。

○収納課長（岡本明弘君） 1回目のご質問の時に、国会での答弁の、質問、答弁のやりとりの中で納税の猶予等取扱要領というのが出てきたと思うんですが、これ国税の関係だと思ってしまうんですけども、やっぱり市町村もこれに基づいて取り扱っていかねばならないのではないかというようには思っておりますので、改めて市町村で要綱を設置するという必要性はないのではないかというようには思います。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番。改めて要綱を整備する必要はないということですが、そうすれば先ほど言った経済的理由によって前年の所得の2分の1になったということになれば検討を加える余地があるということの認識でいいか確認します。

それと、納税の猶予、徴収猶予の様式はありますね、つくっているはずですけども、そこで、現在のところ、そしたら納税、徴収の猶予の適用件数について重ねて、あわせて答弁を求めます。

○議長（西村芳成君） 収納課長、岡本明弘君。

○収納課長（岡本明弘君） 1点目のご質問が国税庁の次長の答弁でよいかというご質問だったと思うんですが、これに該当すれば市町村もそれに倣うものだというようには考えております。その上位の法律が市町村では地方税法第15条の分ですので、その第15条の中にある項目の詳しい説明が、説明というか取扱要領が納税の猶予の取扱要領だというようには思っておりますので、これに準じて取り扱っていかねばならないというようには考えております。

それと、2点目のご質問では本市に本制度の適用があるかどうかということですが、今まで適用した事例はございません。

以上です。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番。納税の猶予の様式はあるのかということをもた答えてください。

それと、適用件数ゼロということですが、その様式が、あれが活かされていないということになると思いますけど、もちろん申請主義ですのでね、現時点においては。市民のほとんどがその制度を知らないのも、また、課においてもまだこれから勉強をしなければいけないという側面もあるというふうに聞き取りました。

私が要綱等を、要領等を整備せえというのは、先ほど課長が言われたように地方税法第15条、徴収猶予の要件等の第4号に納税者または特別徴収義務者がその事業につき著しい損失を受けたとき、また、その第5号にはそのような事実に類する事実があった

ときというふうにかかれてます。それを具体的に2分の1と、所得が前年所得の2分の1になった場合には、猶予の要件等に当てはまるというふうに規定するというのが条件整備ということになるかと思ひます。現在分納誓約時に生活状況や、もとい、その部分で少し再度の答弁を求めます。

○議長（西村芳成君） 山崎議員、②の本制度の適用へ移っておるんですか？両方一緒に質問しておりますので。

○12番（山崎龍太郎君） 済みません。では、もとへ。

実際適用件数はゼロということでありますのでその部分と、再度様式についてお答えをお願いします。

○議長（西村芳成君） 収納課長、岡本明弘君。

○収納課長（岡本明弘君） 本制度の適用は現在までありません。

様式については作成を、申請書の様式については作成をしております。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番。3項目に移ります。

現在分納誓約時に生活状況や健康の問題等、聞き取りをしているはずであります。その時に、現在、先ほどまで述べておりました、持ち合わせてる市の徴収猶予の要件等に当てはまる事由に該当したケースですね、どれくらいあられたのかお尋ねします。

○議長（西村芳成君） 収納課長、岡本明弘君。

○収納課長（岡本明弘君） 制度についての周知については、相談の時にどれほど周知したかというご質問だったと思うんですが、該当になると思われる場合には制度について詳細な説明も必要と考えますけれども、今までは該当になると思われるケースはなかったというように考えております。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番。済みません。少し聞き方が悪かったかと思ひますけれども、周知についても聞くつもりでありますけれども、実際のところ今の本市が持っているその徴収猶予の要件に当てはまる分はなかったと。そういう中で、そうすれば所得の減少による部分ですね、先ほど若干あるみたいなことを、減少されていたケースはあったけどその人は該当にならなかった旨の発言もありましたが、経済的理由を部分にしたところでの場合はどうであったか、そういうケースに遭遇されたのか。周知はおいておきまして、そういうケースに課長として遭遇されたのか、その点をお尋ねします。経済的理由で、先ほど言った2分の1くらいに減ってて払えないという、分納誓約を結びに来ている方でおられたのかということを確認します。

○議長（西村芳成君） 収納課長、岡本明弘君。

○収納課長（岡本明弘君） 4月の1日からですので、現在まではそういった方がいるということは聞いておりません。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番。前任者が隣におられますのでそれまではどうやったかということは聞いていただけたらわかると思いますが、やはりそのところで様式までつくっているところでありますけども実際のところは活用していないし、まだその部分について経済的理由のところまで、一步踏み込んだところまでいきましたけれどもこれからどうなるかということについて少し聞いていきますが、先ほど来言っています、納税者の責めに帰することができない事由の場合ですね。いうてみたら意図的に払えないのと違いますわね。納税者の責めに帰することができない事由の場合、こんな制度がありますから頑張って支払えば延滞金がつきませんよと、そういう周知は可能だと思います。そうであるんやったらその人が申請主義ですので自分からアドバイスに基づいた申請を行うということをお私には可能だと思いますが、そこについてお答えをお願いします。

○議長（西村芳成君） 収納課長、岡本明弘君。

○収納課長（岡本明弘君） 地方税法、それから地方税法の逐条解説、それから先ほど来の納税の猶予等の取扱要領など、すべてわかって職員も対応しているわけではないですけれども、大体はわかって対応をしてくれてると思っておりますので、この納税の責めに帰することができないやむを得ない事由についても、ここに書いてあります資材が急騰したとかいうことなどについても取扱要領の中に入っておりますので、こういったことも該当になるということはおわかって対応をしておりますので、その辺は問題はないというようには考えております。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番。周知の分を聞きますけれども、それがわかって対応するということにですね、そういう聞き取りの中でそういう要件に当てはまるという部分。実際の問題、私もほかの関係で納税の猶予について若干勉強させてもらったことがあるんですけど、病気の状況、健康の状況とかね、そういう家族の関係とかで納税の猶予の適用を受けた他市の例も見てきたことがあります。

そういう中で今回は健康であるけれども所得が2分の1に減ったと、以下に減ったと、払えないと。そういうときに、こちらが知ってるわけですからね、担当として、そういう制度もありますよと、申請するのならしてみてくださいという周知はされるのかということの今後についてお尋ねします。その部分では逆に言うと、延滞金がなくなるかわりにですね担保の提供とかさまざまな部分がありますわね。そういうことも含めて周知せないかんわけですがその点をお尋ねします。

○議長（西村芳成君） 収納課長、岡本明弘君。

○収納課長（岡本明弘君） 納税相談での聞き取りで納税者がそういった該当になると、納税の猶予の該当になるという項目に照らし合わせて該当になるという判断をすればこういった制度もありますよという話はさせていただきたいと思います。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番。以前、大分前の課長にこういう答弁をもらいま

した。延滞金を納税の猶予等でもし適用してまけるということになったときに、9割の方に、まじめに払っている9割の方に顔向けできないというふうなことを言われたことがあります。それは3回目で質問、答弁されたので答えようがありませんでしたけど、私は、先ほど来言っている納税者の責めに帰することができない事由で滞納になっていく場合、そのときほかのまじめな納税者の方々、多くの市民はどういうふうにかということを自分なりに整理してみました。やはり多くの市民の方々は、早く滞納をなくして仕事も業績も上げて所得を回復してほしいと、そういうふうに理解してくれると思います。滞納者が支払い意欲をなくして、市の債権が最終的に不納欠損となる、そんなことは市民は望んでないと思います。そういうことを踏まえまして、担当課の仕事はかなり大変というふうに思いますけれども、その部分、課長は延滞金を最大、納税の猶予、最大限2年使うことによって猶予できるという、それについては大分前の課長でありますその方と見解を異なることはございませんね、それを答弁求めます。

○議長（西村芳成君） 収納課長、岡本明弘君。

○収納課長（岡本明弘君） その前の課長がどのような、ちょっとニュアンス的にちょっとわからんがですけど、基本は適正な課税がされてそれに基づいて決められた納期に納税していただくというように考えますが、先ほど来言われている所得が減って納税が困難になった場合に納税相談に来られて、事情を聞く中でそれぞれの事情に応じてどうすれば適切かを判断すべきものというように考えてますので、その中で納税の猶予が活用できる方であれば活用するし、納税の猶予とはいえ免除するわけじゃないです。最高2年、1年後には次の年の分も入ってくるわけですので、その年の分だけが次の年に払うたらえいというものでもないです。その納税者と相談する中でどういうふうにしたらいいのかということを検討していくということにはなろうかと思えます。確かに、ちらっとその言われたほかの納税者との間の負担の公平というものもあると思えますし、それから納期っていうのが限られていますので、それらも納期が希薄にならんよというところも考えていかないかんというようには思います。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） これで私のすべての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（西村芳成君） はい。山崎龍太郎君の質問が終わりました。

次に、6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 6番、くらしと福祉を守る会の山崎晃子です。私は、住民の皆さんの声を大切にし、その思いを真っすぐ届けられるよう丁寧な質問に努力いたします。市長並びに関係担当者から率直で誠実な答弁をいただきますよう求めまして、通告に従い質問いたします。

本日の質問は、あったかふれあいセンター事業に関して、介護保険に関して、災害時の避難対策に関して、国保に関しての4項目についてお伺いいたします。

まず、あったかふれあいセンター事業に関してお伺いいたします。

中山間地域においては、人口の減少や高齢化の進行などにより地域の支え合いの力が弱まってきており、集落機能の維持さえも困難な状況になってきています。このような現状の中で全国一律の基準で提供される介護や障害の福祉制度サービスは、地域に多様なニーズがありながらも利用者が少ないために必要なサービスが提供されにくい状況があります。そのため県は、住みなれた地域で必要なサービスを受けながら安心して暮らし続けるように、平成21年度から福祉制度のはざまを埋めるために必要な福祉サービスを提供できる拠点としてあったかふれあいセンター事業の整備を進めてきました。主な事業内容は、だれもが集える場としてのサロン活動を基本に世代間の交流や地域住民との交流、センター利用のための送迎や外出支援、季節ごとのイベント、創作活動、園芸などの楽しみ、認知症高齢者の一時預かり、障害者の就労支援、認知症予防教室、健康介護等の勉強会などのほかに配食サービス、買い物の代行などの生活支援や高齢者世帯等の見守りなどの訪問相談等となっています。今年の2月末現在で30市町村39カ所が地域の実情に応じた取り組みを行っていると考えています。私は、だれもが住みなれた地域で安心して暮らしていけるよう、物部などの地域の状況に見合った地域福祉の仕組みについて何かよい方法はないかと考えていたところ、この県の事業構想を知り、ぜひ取り組んでほしいと期待を込めて平成21年12月議会で質問させていただき、昨年12月議会でもこの事業の実施状況と成果、今後の取り組みにおける課題などについてお伺いをしています。きょうは、これまでの一連の質問に引き続きましてお伺いいたします。

あったかふれあいセンター事業に関しては、通告のとおり事業の意義について、事業の今後について、地域福祉計画について、支え合いの仕組みづくりのための具体的施策についての4点に分けてお伺いいたします。

初めに、事業の意義について2点お伺いいたします。

1点目に、市長にお伺いいたします。

先ほども述べましたように、県は、高知県の実情を考えて独自の福祉制度であるあったかふれあいセンター事業を地域福祉の拠点として積極的に推進しています。長年介護、福祉の現場に携わってきた者として、私は高知県の実情に見合った事業で大変意義のある取り組みだと評価しているところですが、門脇市長はどのようにとらえておられるのでしょうか、見解をお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 山崎議員のご質問にお答えをいたします。

当事業の導入の際、当初掲げました地域の資源をつなぎ、すき間を埋めながら地域生活を支援をしていくという事業目的に沿った内容でモデル事業を組み立てて活動を進めてまいりました。県下でも例のないような香美市独自の特色がある取り組みも行っておりまして、この事業を実施していなければなかなか目の届かない、また手の届かないと

ころにも支援ができたというケースもあり、意義のある事業であったというふうに認識をいたしております。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 6番。市長からは、この事業の意義を認めていただいたということで、県の思い、市長の思い、市民の思いを1つにして、この事業が地域福祉の拠点となってだれもが住みなれた地域でともに支え合いながら、心から願いまして2点目の質問に移りたいと思います。

2点目は、関係課長にお伺いいたします。

先月の27日に香美市社会福祉協議会より事業の中間報告がありました。この中間報告によりますと、本市においても認知症高齢者や閉じこもり者の増加、経済的な困難、家族や身寄りによる支援の低下、地域の支え合い機能の低下などによりこれまでの制度では支援が困難な事例が増加してきていると聞きました。このような現状から困難ケースを早期発見する仕組みや対象者の意識の壁を取り払うため、専門職による粘り強く継続的なかわりが求められ、また、必要なサービスの働きかけや調整、制度のはざまを埋める資源の活用や開発などの必要性が浮かび上がってきたとのことでした。そして、地域の資源をつなぎ、すき間を埋めながら地域生活を支援することを目的にほのぼの教室のお試しサービス、緊急ヘルプサービス、見守り支援、緊急預かり、ひとやすみサロンなどの事業が行われていることが報告されました。その後、班ごとに事例を通して意見交換が行われました。一律のサービスでは対応できないケースをどう支援していくのか。制度のすき間を埋めることの必要性を再認識し、この取り組みを評価する意見が多く聞かれました。この事業の中間報告について、参加された関係課長はそれぞれの取り組みをどのように評価しどのように受けとめられたのか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） 山崎議員の2点目、5月27日のあつたかふれあいセンター事業の中間報告につきまして、どのように受けとめたのかということで、関係課長となっておりますが、自分のほうからまとめさせていただいて述べさせていただきたいと思ひます。

あつたかふれあいセンター事業につきましては、おっしゃられましたように高知型福祉の実現ということで重点事業として各市町村で取り組まれておるところです。香美市は昨年度、平成22年度からの取り組みとなっておりますが、地域住民の交流、またいやしの場としての集いの場、そして制度のすき間を埋めるといいますか現在の福祉制度ではすぐに対応できない、またかかかわっている方の負担が大きくなるなどの課題に対しましてつなぎの役目としての事業を実施しておるところです。当日の事例の中にもありましたように、あつたかふれあいスタッフの粘り強い働きかけや、既存の制度では対応できないことについてすぐ対応できることのスタッフがいることで民生委員さんなどの特

定の方への負担の軽減、そして対象者の生活の向上が果たされていると感じて、その日感じたことでした。あったかスタッフ等につきましては、大変さはありますが大変有意義な事業であると思いますし、また、制度と人的支援がうまくつながっていくのではないかとこのように思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 6番。今回中間報告っていう形で、このあったかふれあいセンターがこれまで取り組んできた事業の内容を聞くことができました。それで、この取り組みの必要性を課長のほうも確認、必要な意義のある取り組みということで認識をされているっていうことでしたけれども、これを、この取り組みがですね、今後地域福祉を推進する足がかりとなるものだというふうに私は思ってるんですけども、ここでその、やはりこの地域福祉を進めていくっていうことで、福祉事務所長にも私はこの、これをどういうふうに評価して受けとめられたのかっていうことをお聞きをしておきたいと思います。というのは、この取り組みというのは健康介護支援課だけでなくってこの福祉という、地域福祉という観点からいうと大変重要な取り組みであると思いますし、これを支援する側ですね、健康介護支援課だけでなくって福祉事務所とも連携っていう形では強化されていかなければならない部分だと思いますので、ここで福祉事務所の所長の見解をお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所所長、小松美公君。

○福祉事務所所長（小松美公君） 山崎議員のあったかふれあいセンター事業に関してお答えします。

2点目のあったかふれあいセンター事業の中間報告につきましてどのように受けとめたかというところでございますが、あったかふれあいセンター事業の中間報告ではあります、今回あったかふれあいセンター事業で取り組んできたことのご報告や、あったかふれあいセンター事業を利用しましていろいろな困難事例等に対処できた場合等、もしこのあったかふれあいセンター事業がなくって、この事業で対応できなければこのような状態に陥ったであろうというような実態を予想しまして、実際にあった3つの事例を比較をしながらの報告でありました。実際の事例をもとに成果と課題についてグループ討議もありまして、この事業の内容の成果は参加しました皆さんにはよくわかった報告会だったと思います。

平成22年度に社会福祉協議会に業務を委託しておりました担当課としましては、常日ごろから福祉の現場等で法と法のすき間における事案等に大変苦労や苦慮していると、そして対応しているっていうことも見聞きしておりますので、この中間報告を聞きましてそういった事例に対処していく上でもこの事業は継続していかなければならないなと思いました。

ただ、平成24年度からは確実に市の一般財源が必要になってきますので、この事業

を実施するために要する経費や体制等についても再度、十分検討して取り組んでいく必要があるのだと思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） はい。6番。事業の意義については質問を終わります。

次に移ります。

事業の今後についてということで、先ほど福祉事務所長のほうは継続の考えがあるということではありましたが、あつたかふれあいセンター事業はふるさと雇用再生特別基金を活用して行われています。しかし、先ほども言われましたようにこの交付金は本年度で終了します。昨年11月の高知新聞の報道によりますと、県は地域支え合いの拠点として全県に展開している小規模多機能施設あつたかふれあいセンターの運営事業を2012年度以降も継続する方針を示した。人口が点在する本県に不可欠な仕組みと判断し、機能強化を図る。国へ要望中の新たな補助制度などが実現しない場合は、県単補助も検討するとしています。本市としてこの事業の継続をどのようにお考えなのでしょうか、今後の見通しなどもあわせてお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、丸内一秀君。

○健康介護支援課長（丸内一秀君） はい。3点目の来年度以降も継続ということの話でございますが、先ほど福祉事務所の所長もお答えしましたように大切な事業であるということでもあります。経費につきましては、来年度以降基金事業はなくなりますので単独事業ということになります。県のほう、県単の事業でも考えてもおられるということではございますが、県単となりましてもやはり2分の1の助成ということになるかと思っておりますので、一般財源が必要ともなってきますので、今後その辺も考慮しながら検討を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 6番。この事業の今後については継続の方針ということで、県の単独事業となつて一財が必要であったとしても必要な事業ということで、継続をしていく方針ということで確認をさせてもらってよろしいでしょうか。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、丸内一秀君。

○健康介護支援課長（丸内一秀君） はい。事業としては大変、今年度、平成22年度におきましても一定の成果も上がっております。すき間をつなぐ事業として大変大事だとは思っておりますので、予算、平成24年度に向けての県単事業となるかとは思いますが、そちらのほうで予算要求のほうはしていきたいというふうに思っております。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 事業の今後については継続をしていくということで確認をさせてもらいました。

それで、続きまして、地域福祉計画についてお伺いをいたします。

この県の地域福祉支援計画によりますと、あったかふれあいセンターの来年度以降の取り組みについて自治体が作成する地域福祉計画に盛り込むことが提示されています。私は、平成21年の9月議会で地域福祉の推進についてお伺いし、地域福祉計画の進捗状況をお聞きいたしました。この時にはまだ未着手ということでした。地域福祉計画は、だれもが安心して暮らしていけるよう地域の助け合いや支え合いなど、ともに生きる社会づくりを目指すための理念と仕組みをつくる大きな柱になるものです。あったかふれあいセンターを地域福祉の拠点として位置づけ、地域福祉の推進を図る上でも地域福祉計画と社会福祉協議会が策定することになっています地域福祉活動計画の策定が急がれますが、策定に向けて今後の予定などをお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所所長、小松美公君。

○福祉事務所所長（小松美公君） 山崎議員のあったかふれあいセンター事業に関しての地域福祉計画についてお答えします。

今後の予定ですが、平成24年度、平成25年度の2年間での策定を考えておりまして、平成24年度の当初予算に予算要求をしていきたいと思っております。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 6番。平成24年、平成25年、来年度の策定ということですが、このあったかふれあいセンターをこの地域福祉計画に位置づけるということが県の地域福祉支援計画にありますけれども、そうしたことがきちんと計画に、地域福祉計画に入っていないと、県の補助というのもありますけれども、そういったことの対象にならないとかっていう、そういうようなことはないのでしょうか。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所所長、小松美公君。

○福祉事務所所長（小松美公君） 県の補助事業の対象になってこなくなるかということだと思いますが、確かにあったかふれあいセンター事業につきましては高知県の補助事業として位置づけられておりまして、市の地域福祉計画の中にあったかふれあいセンターを盛り込むことがこの事業の補助対象となる要件ともなってくるというような話もございましたが、現実的に平成23年度中に地域福祉計画を策定することは現実的には困難であります。それからまた、そうすると平成24年度からのあったかふれあいセンター事業の補助を受けられなくなるかっていう懸念もありますが、ちょっとこの点につきましても県に問い合わせをしました。あったかふれあいセンター事業は高齢者対策でもありまして、平成23年度に策定します高齢者の福祉計画、この中にあったかふれあいセンターの活動を位置づけていければ補助対象と考えることができるのではという回答もいただいております。当然平成24年度以降に策定します地域福祉計画におきましても香美市のほかの計画なんかと整合性は保ちますので、高齢者の福祉計画なんかに盛り込まれた内容はですね、あったかふれあいセンターの活動を地域福祉計画の中に盛り込んでいくっていうことの担保と言うたらあれですけど、そういったことにもなるとかどうかと思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 傍聴者の方、申しわけございませんが帽子をとっていただくようお願いします。申しわけございません。

6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 6番。そしたら、本年度に予定されておりますその高齢者の福祉計画の中に盛り込めばということで、来年度の事業のめどは立つということでしょうか。そういうふうに取り取りましたので次の質問に移ります。

次は、支え合いの仕組みづくりのための具体的な取り組みについて3点お伺いいたします。

1点目は、集いの場についてですけれども、物部町では昨年5月末から集いの場としてひとやすみサロンが実施されています。利用者は子どもから高齢者、障害のある方など、だれでも気軽に利用して交流できるようにとの思いからスタートし、昨年度は延べ942人の方が利用されたそうです。学校帰りの子どもさんや病院の帰り、バスの待ち時間などに立ち寄られる方、ひとり暮らしで話す人がいないからとほぼ毎日利用されている方など物部町の大切な憩いの場となってお聞きしています。今は昔のように井戸端会議をする機会も少なくなり、住民同士が声をかけ合う機会も少なくなっているようですので、だれもが気軽に立ち寄って話ができるこのような集いの場があるということは、市民にとって大変有意義なことだと思います。

そこで1つ提案したいのですが、この集いの場の取り組みを拡大し、香北町や土佐山田町でも実施してはいかがでしょうか、見解をお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） はい。5点目ですね、5点目の物部町のひとやすみサロンを香北、山田にということでございますが、物部町のひとやすみサロンにつきましては、大変たくさんの方においでいただいております。高齢者だけでなく障害者や子どもさんの利用もあっておりまして、買い物、そして病院の受診時に立ち寄りやすい場所でもありますのでにぎわっておるところです。8月には子どもさんの利用も35名ほどあっておりまして、それぞれ世代間の交流も図られて、心のいやしにもなっていることだと思っております。

それで、香北、山田でもということではございますが、集いの場は、やはりそれぞれ身近な場にあつて身近に行けるところであればいいとは、理想だとは思っておりますが、場所をふやしますとやはり当然スタッフの問題、そしてまた経費の問題等も出てきます。今後の検討課題であるとは思っております。

それで、それと先ほどのご質問の中で来年度以降の事業の実施の確認をとということでさせていただいたということでおっしゃってございましたが、事業のほうも今後県単、そして地域福祉計画等の絡みもございまして、実施したいとは思っておりますが、その中でそれに伴う今後予算を要望していくということでご了承いただきたいと思います。

- 議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。
- 6番（山崎晃子君） 済みません、先ほど課長が言われたのは、まだはっきりしたことではないということでしょうか。
- 議長（西村芳成君） 山崎議員、手前の質問かね、今のは？手前の質問やね。
- 6番（山崎晃子君） 先ほど継続のことですね、これに関してはまだはっきりしたことではないと。
- 議長（西村芳成君） 山崎議員、その質問はもう終わっておりますので、次へ移っておりますので。
- 6番（山崎晃子君） はい。わかりました。
- そしたら、先ほどの集いの場のことですけれども、スタッフの問題があって今後検討課題ということでした。確かにこれ職員さんが張りついてっていうことはなかなか難しいかと思しますので、ここにボランティアさんですね、そういったスタッフを養成していくっていうことが必要ではないかと思っておりますけれども、この点についてはどのように考えておられるでしょうか。
- 議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。
- 健康介護支援課長（凡内一秀君） はい。人的資源につきましては、今後ボランティアさんの養成ということも必要になってくるかと思っております。社会福祉協議会のほうがボランティアさんの養成講座並びに人的資源等で努力をされておりますので、そのあたりとの連携も必要になってくるかと思っております。
- そしてまた、それぞれ各地域にですが、高齢者が集まって自主的に運動しておるグループもございます。こちらにつきましては、社会福祉協議会のほうと連携しまして保健支援班が健康体操などの支援にも入っておりますので、そちらのほうの自主的な活動をふくらましていくとか育てていくということも必要かというふうに思っております。
- 議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。
- 6番（山崎晃子君） 6番です。この集いの場は、先ほども課長が言われましたように小地域で取り組むことが一番そのポイントというか、だれでもが気軽に利用できるってことで必要だと思しますので、社協がやってるいきいき教室とかですね、そういったところもふくらましてってことでそれは大変いいことだと思いますが、また、あるいは香北のほうには香北の保健福祉センターがありますけれども、あそこが今社協が入ってましてデイサービスをしてるんですけれども、そういったところなんかは利用できるんじゃないかと思っておりますけれども、こうした香北の福祉センターなんかも利用してはいかがでしょうか。
- 議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。
- 健康介護支援課長（凡内一秀君） はい。香北の保健福祉センターにつきましては、現在社会福祉協議会のほうがデイサービスを行っております。あちらのほうのデイサービスにつきましては、介護保険のデイサービスということで介護保険制度に乗ったデイ

サービスを実施しております、そこと一緒に、デイサービスといいますかそういう集いの場と一緒にというのは若干困難があるかとも思っておりますが、施設自体をそういう集いの場ということは貸館等の都合もあります。その辺で調整すれば、スタッフ等の問題もクリアできればできていくのではないかというふうに思います。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 6番。その集いの場については、2011年版の高齢社会白書でもその社会的な孤立ってということで、高齢者の方が非常に孤立している状況が新聞報道なんかにもありましたので、やはり集いの場を積極的にあっちこっちつくっていくということをぜひとも取り組んでいただきたいというふうに考えまして、集いについての質問を終わります。

2点目の見守り活動についてお伺いいたします。

去る3月19日に、見守り活動の一環として物部町榎山地区にて民生委員、行政による独居高齢者宅の一斉訪問活動が行われたと聞きました。この訪問を受けられた方にお話を伺いますと、「こんな山奥へ普段はだれも来てくれぬのに、役場（市役所）の人も来てくれて大変うれしかった。1人で暮らしているので心強く思う」とのことでした。この取り組みは、行政が地域福祉の担い手である民生委員の活動を支援するとともに、行政も地域の状況や一人暮らしの実情を知ることによって必要な手だてを見出すことができるものではないかと考えますが、訪問の結果をどのように分析しておられるのか。また、必要な対応策などをお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、丸内一秀君。

○健康介護支援課長（丸内一秀君） はい。物部町の一斉訪問につきましては、3月に大変多くの方にご参加をいただきまして訪問することができました。この一斉訪問活動につきましては見守り支援ということになっていきましたが、まず地域を知ることとともに行政や社会福祉協議会そして民生委員さんとの、お互いが顔の見える関係を築いて円滑なつながりを持てるようにすることが目的でありました。今回の訪問の中で物部町のほうでは、地域の人とのつながりの深さや、家族が遠くにいても気にかけている家庭が多かったことなどが挙げられております。まとめの報告でも多く出されておりました。また、実際にあの地域を見ることによりまして民生委員さんの活動範囲の広さや、また多様さを職員も知ることができまして有意義な訪問活動であったというふうに思っております。

そこで対応策ということですが、訪問をした結果、物部町地区におきましては地域のつながりが強いといううれしい報告の反面、やはり家屋が点在、そして高齢化というような状況があります。このような厳しい状況がありますのですぐに対応策ということにはつながってはいきませんが、今後とも関係機関と連携を深めながら一斉訪問を行う予定としておりますので、そんな中からまた課題を、課題といいますか、課題、そして解決策を探っていきたいというふうに思っております。

- 議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。
- 6番（山崎晃子君） 6番。この訪問は今後も行うということでお話があったかと思えますけれども、具体的にはどういった、計画も今年度あるのかどうか、具体的にお聞かせ願います。
- 議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。
- 健康介護支援課長（凡内一秀君） はい。今年度につきましては、まだ具体的には予定を立てておりません。今後計画していきたいと思えます。
- 議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。
- 6番（山崎晃子君） 6番。今後はまだこれから計画を立てるということですが、この見守り活動ですが、その福祉事務所とかそれから健康介護支援課の職員さんとかが行かれたと思うんですけれども、支所のほうからも、物部の支所のほうからも参加されたと思えますけれども、この支所のほうとそうしたこの社会福祉協議会、どういったふうに支所のほうはかかわりをされていってるんでしょうか。というのは、支所のほうに福祉係っていうか福祉担当っていうのがちょっと置かれてないように思うのですが、そのあたりでちょっと支所とこの関係っていうのをお聞かせ願えたらと思えます、お聞かせください。
- 議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。
- 健康介護支援課長（凡内一秀君） はい。物部支所とのかかわり合いということでございますが、支所のほうはそれぞれ各課の事務に対応しました職員も配置されておまして、やはり何かあったときには支所のほうで対応していただいておりますし、連絡等もいただいております。その3月の一斉訪問当日におきましても、支所長を初めとしまして担当課の職員のほうも出ていただきまして一緒に訪問もいたしました。連携のほうは、支所にも情報を流しながら常にとっていっております。
- 議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。
- 6番（山崎晃子君） 6番です。そしたら、この訪問活動の後にですね行政とその民生委員とか、関係者間で定期的な話し合いを持つとか、そういった連携を強めていくような話し合いとか、そういったことは今後予定されているのでしょうか。
- 議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。
- 健康介護支援課長（凡内一秀君） 今後の連携のとり方ということでございますが、これまでもおきましても民生委員さん、社会福祉協議会等とは連携をとっております。今後定期的な連携ということでございますが、そこまでは考えてはおりませんでした、今現在、常に何かあれば民生委員さん等にも情報をお願いして対応を一緒にしていただいておりますので、今後ともそういうつながりを大切にしながらやっていきたいというふうに思えます。
- 議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。
- 6番（山崎晃子君） 6番。定期的なそういった話し合いとかそういったところは

まだ考えていないということでしたけれども、民生委員の定例会がございますよね、そういうところに職員さんも一緒に参加をしてっていうふうなことも1つの連携の形だと思いますので、そういったことも検討されてはいかがでしょうか。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、丸内一秀君。

○健康介護支援課長（丸内一秀君） はい。健康介護支援課には保健師がおります。昨年度からといいますか、昨年度業務を担当した配置で保健師もおりましたが、今年度から地区を主体とした配置として見直して活動していきたいということで進めております。そんな中でこれまでも民生委員さんの会合には出ておりましたが、本年度につきましてもそれぞれの地区担当が地区民生委員さんのほうの会合にも出まして、情報も集めながら進めていっておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 見守り活動については以上です。

3点目のあったかふれあいセンターの取り組みで、だれもが住みなれた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域の実情やニーズに応じて必要な生活支援や訪問相談等を行い、新たな地域の支え合いの仕組みづくりを構築することがあったかふれあいセンターの目的だと思います。制度のはざままで困難を来しておられる方の中には、障害のある方や生活に困窮している方もおられます。また、中にはどこに相談に行ったらいいのかわからないという方や、どんな支援が受けられるのか知らないという方もおいでになります。

そこで、この取り組みの趣旨を障害のある方や生活に困窮している方などへの支援にも適用していただければと考えますが見解をお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、丸内一秀君。

○健康介護支援課長（丸内一秀君） はい。あったかふれあいセンター事業につきましては、特に高齢者に限った事業ではないと思っております。障害者並びに生活困窮者につきましても該当者といいますか、やはりそういう相談がありましたらそれぞれの状況に応じましてサービスなどの検討を行い支援をしていっておりますので、支援をしていっております。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 高齢者に限ったことではないということでしたので、障害のある方、それからこの生活に困窮されている方なども対象にということで、これは本当、このあったかふれあいセンター事業は、こうやって県が取り立てて進めているのはやはりこの地域福祉、その福祉力、地域で支え合うっていうところをもう一度再構築するとかね、そういったところにその大きな目的があると私は思っています。これは今までに本当はこういう事業をやってこられたと、やってきたと思えますけれども、なおその地域のそういった支え合いとかっていうのは、地域が希薄になってましてそういったところが十分でなくなったということで、この事業を県のほうも取り組んでその地域で支

え合い、地域でその解決できることは解決をしてっていう、そういったところにあると思いますので、高齢者だけじゃなくってみんなが、だれもがっていうところを強調をしているのだと思いますので、この点に関して、やはりもっとこう積極的にこれに取り組んでいくというふうな姿勢を見せていただきたいというふうに考えますが見解をお聞かせ願います。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 先ほどのあったかふれあいセンター事業でございますが、昨日県知事との、尾崎知事との懇談会が香南市のほうでございました。その中で特に知事の訴えたい1つの中で、県が打ち出しております日本一の健康長寿県構想というものがございます。その中では、県民が健やかで心豊かに支え合いながら生き生きと暮らすためにという大きなテーマのもとに、今年、平成23年度においてはバージョン2ということで1つの大きな目的を3つ掲げているわけです。その中に先ほど言いました、ともに支え合いながら生き生きと暮らす高知型福祉の実現ということであったかふれあいセンターの位置づけをしております。

特に中山間地の多い本県、また香美市においても、先ほど私のふれあいセンターの中での答弁を言いましたようになかなか目が届かない、手が行き届かない人たちに対してどのような福祉ができるのか。また、障害者、あるいはまたさまざまな形の中で苦勞されておる市民の方々にいかに福祉の手を差しのべれるかという、きめ細やかな1つの政策だというふうに思っております。そういう意味では、香美市としましてもより積極的に取り組んでいく必要があるということ認識をいたしておるところでございますので、どうぞ今後もまたご指導いただきながら進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 6番。以上で、市長のご答弁をいただきましたのであったかふれあいセンター事業についての質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 山崎晃子君、ちょっと待ってください。

○6番（山崎晃子君） あ、はい。

○議長（西村芳成君） 暫時休憩をいたします。

（午後 2時40分 休憩）

（午後 2時50分 再開）

○議長（西村芳成君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 6番。続いて、介護保険に関してお伺いいたします。

厚生労働省の2012年度実施に向けた介護保険法改定案は、6月15日に可決、成立しました。この法案に盛り込まれている介護予防・日常生活支援総合事業は、市町村

の判断で要支援者を保険サービスの対象から外すことができるというものです。これは地域支援事業を受け皿にした予防給付体系の大幅な見直しであり、従来から焦点とされてきたヘルパーの生活援助の制限、打ち切りとも抱き合わせた形で実施されることとなります。また、この新たなサービスを実施するかどうか、実施した場合、要支援者をどう振り分けるか、サービスの内容や自己負担をどうするかについて、すべて市町村の判断にゆだねられます。介護の水準を確保するために国が定めた全国一律の基準を市町村任せにすることは、ますます市町村格差、地域間格差が拡大するおそれがあり、今後の対応が非常に心配されます。この法案が成立したことによりサービスを切り下げる仕組みが導入されることは、要支援など比較的軽度と判定されている方はサービス切り捨ての方向に進むことが危惧されます。

このことについて3月議会でもお聞きしていますが、その際にはまだ法案が未成立でした。法案が成立した今、ちょうど担当課長もかわっていますので、この改定が本市の対象者に与える影響と今後の本市の対応についてどのようなお考えなのか、新課長の見解をお聞かせいただければと思います。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） はい。介護保険法案の改正、改定についてということで、影響と対応ということでございますが、このほど介護保険法案、改正案が可決されました。その中で要支援者、そして介護予防事業対象者向けの介護予防・日常生活支援総合事業というのが創設されております。お話の中にありましたようにこれは訪問とか通所の介護予防と配食、また見守り等の介護保険外サービスを総合的に提供する制度ということになっておるところです。この総合事業を実施するかどうかにつきましては市町村の判断と、また実施するとすれば利用者の状態や意向によって地域包括支援センターがケアマネージングを行いまして介護保険の予防給付で対応するのか、また新たな総合サービスを利用するのかということ判断をしていくことになるようです。

4月現在、香美市の要支援者は約470人おいでます。このうち介護保険の利用者につきましては、約280人が何らかの介護保険制度のサービスを利用していますが、今後、まだ法案改正が成立という段階でございまして、市の資料としましても2月の県の課長会の資料しかございません。具体的な資料がございませんので、今後内容等が示され、検討されたものが示されてくると思いますので、詳細な資料をもとに検討していきたいというふうに思っております。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） はい。6番。まだ詳しい通知が届いていないのでこれからということのようですけれども、1つ確認ですけれども、その市町村の判断ということで、地域包括がどうするかっていうことで判断していくということですが、この本人の意向っていかね、希望っていうものはどうなっていくんでしょうか。今、介護保険のほうは本人の意向も確認しながらということになっておりますけれども、その点では

どういう形になってくるのかお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） はい。地域包括支援センターがケアマネジメントを行うということでございますので、その中で利用者の状態も把握していくことと思います。そんな中で本人の意向というもんも問い合わせといいますか意見を聞きながら調整を図るということになります。やはりサービスを提供する上においてこの方にはどういうサービスが合っておるのかということが第一となってきますので、そこらあたりサービスの提供をする種類、そして本人の意向というものをやはり調整しながら決定していくようになるのではないかとこのように思っております。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） はい。6番です。本人の意向を確認しながらということですが、これ地域支援事業の中にこれ入ってくるというふうな形になってくるかと思うんですけれども、その地域支援事業は今現在は確か給付費の3%内でこの事業行われてるかと思うんですけれども、これが先ほど要支援の方470人で介護を受けている方がそのうち280人というお話でしたけれども、この方たちが全部ではない、その本人の状態に合わせてってということで先ほど言われましたけれども、総合事業に移ることになりましたら、ちょっとその辺、財源的にも心配なところが出てくるのではないかとこのように思いますが、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） 財源的な問題ということでございますが、介護保険につきましては第1号並びに第2号、そして国等の交付金によりまして運営をされておるところです。その中で介護保険を利用する場合には1割の負担というものをいただいてその残りの90%を給付ということになっておりますが、そのあたりが総合事業になりますとどういうふうになるのかということも見えておりませんし、財源、地域支援事業の中で今行っておる事業につきまして、財源の3%ということでございますが、こちらのほうが振り分けられていくのかどうかというののもちょっとまだ勉強不足でございますので、今後その辺も勉強しながらまた考えていきたいというふうに思います。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 6番、山崎です。まだ勉強しながらということですが、この事業は、今の状況でいきますと恐らく市町村がするかどうか、これを入れるかどうかというのを判断するという事になってますが、その方向でいくような感じに受け取っておるわけですが、ここでもう一度言いたいのは、もう1回お聞きしたいのは、この要支援の方が、要支援などの比較的軽度の方がこうした介護保険、地域支援事業に移ってってことにこうどんどんどんどん流れていって行くということは、軽度の方は介護保険のサービスの対象外にもうこれからなってくるというふうな、この制度が始まりましてね、その2006年に要支援というのが要支援1、2と分かれて、地域

支援事業が入ってきてっていうことになって、今度はまたこういう改定があつてますので、これはどんどんどんどん要支援の方、軽度の方を対象外にしていくという方向に進んでいってると私は思ってるんですけども、こういう方々がですね、やはり高い保険料を支払っておりますのにその介護保険がなかなか利用できないというふうな状況になってきてること自体に私はすごい不安を感じてるんですけども、この制度の改定をどういうふうにとめられておられるでしょうか、お聞かせください。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） はい。確かに、おっしゃられますように軽度の方が総合事業のほうに移るということは、介護保険制度から外されるということにつながるかと思います。これにつきましては判断を市町村でということですが、やはりサービスをこの方にはどういうふうに提供したらいいのかということが一番の問題であると思いますので、そこでの判断とはなっていくとは思いますが、年々要認定者数、ああ、認定者数もふえ介護給付費等もふえる中で大変財政的にも苦勞しておる面もあるかと思います。そんな中で介護保険制度とは別にまた総合支援事業という形でこちらのほうも経費が要ることとは思いますが、全体として経費を削減しながらいろいろサービスをしていくという方向で改定もされておるのではないかとこのように思っております。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） そしたら、経費の削減ということですが、そういうふうなことがどんどん進んでいきますと、これ介護保険料を市民の皆さんから徴収しておるわけですが、なかなかその介護が必要になってもなかなかサービスが利用できないということになりますと、こうした介護保険料の徴収ってということにもちょっと影響が出てくるのではないかとこのようにも考えますけれども、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） これまで介護保険料を納めていただき介護保険も利用されておる方等もおいででございますが、やはり介護保険制度で運営してきたサービスで介護軽減等図られてきておるわけですが、それ等含めて総合、この地域、あつ、介護予防・日常生活支援総合事業の中でサービスを受けて、やはりそちらのサービスが適当であるという方もおいでることと思います。やはり介護保険受けることによって介護保険料を納めていただいている面はありますが、やはり介護保険自体はやはり保険制度でございますので、やはり地域の方々、地域住民として助け合っていくという制度でもありますので、その辺でご理解もいただきたいと思っております。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） この介護保険に関して、この問題についてはまだ詳しいところが出ていないということだったのでまた今後質問もしていきたいと考えております。

以上で介護保険のことについて終わります。

次に、災害時の避難対策についてお伺いいたします。

去る3月11日に発生した東日本大震災は、未曾有の被害をもたらしました。1万5,000人以上の方々の方が亡くなられ、3カ月たった今なお8,000人近くの方が行方不明となっています。まだ多くの方が避難生活を余儀なくされておられ、被害の大きさに心が痛みます。被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

さて、災害は忘れたころにやってくるとよく言われますが、地震や台風、集中豪雨など改めて自然の脅威を感じています。今後30年以内に発生するであろうと言われていた南海地震が心配される場所です。こうした自然災害の被害を少しでも少なくするために、私たちは可能な限りの備えをしておくことが大切です。

そこでお聞きをいたします。この災害時の避難対策に関しては、避難場所や避難経路について、災害時要援護者避難支援計画について、福祉避難所についての3点をお伺いいたします。

まず、避難場所や避難経路について3点お伺いいたします。

1点目に、現在市が指定している避難場所の中には、その場所や建物の構造上、避難場所として適当でない箇所があると住民の方よりお聞きをしました。私は以前の議会で、住民の方にその場所が適当な避難場所かどうか話を聞くなど調査をするようにと提案もさせていただきました。その時、当時の防災対策課長から、今後地域の防災計画を進めるとの趣旨の答弁をいただいております。その後、避難場所の点検や調査などは行ってこられたのでしょうか、結果あるいは進捗状況等をお聞かせください。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 山崎議員の避難場所の建物の構造や場所は適当か、住民の声を反映した調査等を行っているかという質問にお答えいたします。

現在市が指定しております避難所につきましては、旧3カ町村で指定しておりました避難所をそのまま引き継いだ形となっております。その後もですね調査は行ってないということでございます。ただし、本年度地域防災計画の見直しを予定しております。この作業の中で現在の避難所が適切かどうか、この調査をですねやっていきたいというふうに思っております。また、避難場所の中でもですね、震災時の避難場所と例えば風水害の避難場所等の区分、そういった区分もですね必要になってくるのではないかとこのように思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 6番。まだ点検、調査をしていないということですが、ぜひその地域のね住民の方も、どういうふうに調査をされるのかちょっとわかりませんが、住民の方からもぜひそういったこう情報をお聞きになって調査をしていただきたいというふうに考えますが、その点お聞かせください。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 地域の住民の方の声を聞いてということですが、多くの避難所がですね地域の集会所等が指定をされております。当然調査に当たりますと、地域の自治会長さん等にお話ししまして建物の中も点検させていただくこととなると思いますので、その中でですねお話等も伺いましてですね生かしていきたいというふうに思っております。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） それから、6番。先ほどですけれども、3町村のまま引き継いだ形ということで今指定されているということですが、その中で大栃高校ですけれども、現在も避難所に指定されておるわけですが、これは歴史民俗資料館の資料保管庫として利用することが決まったという報道が出てたかと思うんですが、避難所として利用は可能なのか。これどうなのかっていう心配する住民の方の声をお聞きしましたので、避難所として今も利用できるのかどうかお聞かせください。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 大栃高校についてなんです、ほかのところもですね、今土佐山田の保育園なんかですね避難所に指定されておるところがあるんですけれども、実際もう廃園等になってですね使えない状態にもなっているところもあります。ただ、今の防災計画の中でですね避難所としてのまだ登録がありますので、そういったものも含めてですね今後見直しをしていくようにしていきたいと思っております。まだちょっと大栃高校につきましてはですね、現在のところ把握はできてません。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） では、次の2点目に移ります。

2点目の避難場所の周知についてですけれども、地域を回っていて感じたのは避難場所を知らない方が意外に多かったということです。現在は広報や香美市防災の手引などでお知らせしているようですけれども、さらに詳細な内容を市民に示し、避難場所の徹底した周知が必要ではないかと考えるところですがいかがお考えでしょうか。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 避難場所の周知についてお答えいたします。

確かにそのとおりでございます。けさの高知新聞でも香南市のことが載っておりますけれども、津波のおそれのある香南市でもやはり避難所の認知度が低いんだなというふうに感じました。避難所の周知につきましては、議員のおっしゃったとおり過去に広報や防災マップを配布してですね周知を行っておりまして、ホームページのほうにも掲載はしております。各地域の避難場所を周知するには、自主防災組織の防災マップの作成時や訓練、活動の中でお互いが確認し合うことが最も重要で効果的であるというふうに考えております。しかしながら山間部での組織化、特に物部町での組織化がおくれているのが現状でございます。組織率の向上に向け今後も説明会を開催する予定でござ

いますんで、市会議員の皆様にも組織化に向けお力添えをお願いしたいと思います。また、その他の手法による周知につきましては、検討していきたいと思っておりますのでよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 6番。その周知の件ですけれども、なかなか十分にできていないということでしたけれども、例えばですね各自治会などを通じて、自主防災がね、ないところもありますので、その各自治会などを通じて避難場所に行けるかどうかという、そういったことも含めて避難場所の確認行動っていうかね、そういった対応をするというふうなことをしてみたいかどうでしょうか。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。避難場所の確認行動ということでございますけれども、手前にお話ししましたとおり避難所の今回見直しを考えております。その中で新たに指定しました避難所につきましては、防災計画作成後そういった取り組みも必要であろうかというふうに考えております。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 6番です。ぜひとも周知の徹底をお願いしたいと思います。

3点目に移ります。学校や公共施設では避難場所の掲示がされているところもあるようですが、地域の公民館などにはここが避難場所であることの掲示はありません。いつ災害が起こるかわかりませんし、避難はその地域の方々だけとは限りませんので、そこが避難場所であることを掲示するなど目に見える形で周知することが必要であると考えます。また、避難場所の掲示とともに避難ルートを明示することや住民への指導、連絡体制、避難ルートへの街路灯整備など細部まで踏み込んだ検討を行うべきと考えます。見解をお聞かせください。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。3点目の避難場所の明示、避難ルートの住民への明示、指導、連絡体制、街路灯の整備を細部まで踏み込んだ検討というご質問にお答えいたします。

避難場所の掲示につきましては、旧の香北町管内は合併前に既に行っていましたけれども、山田、物部についてはまだ十分にできていないというふうに聞いております。その他のハード整備とあわせて、地域防災計画見直し後に検討していきたいというふうに思っております。

また、避難ルートの指導や連絡体制でございますが、避難ルートにつきましては特に海岸線を有しておる市町村ではですね津波からの避難ということが非常に重要で、短時間で高いところに避難するという必要性がございますんで避難ルートを設定してですね、安全な避難ルートを設定しましてそちらに誘導灯なんかをつけてまして迅速にその避難ができる体制の整備を進めているというふうに聞いております。香美市の場合、現在

の想定の中では津波の被害がないということで、そこまで踏み込んだ対策ができておりません。また、避難所が町の真ん中にある場合は360度から住民の方が避難所に来られるようになりますので、その中で避難ルートを設定するというのは至難の業でございます。ただし、自主防災組織等の中です、そのエリアの中です、そのエリアの中です、最も安全な道路を歩いて避難所まで来るルートづくり、それとかです、自主防災組織の中です、連絡体制づくり、こういったこともです、自主防の中の計画の中で十分できていきます。やはりこういった連絡体制や避難ルートの策定をするにはです、自主防災組織の立ち上げ、育成が最も重要だというふうに考えております。今議会でもです、自主防の育成の賃金を予算、議決いただきましたけれども、今後もそういった形でです、防災学習や自主防に対するアドバイスは積極的に行っていきたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 自主防災組織が山間部ではね、なかなかこの組織を立ち上げるというのは非常に困難を伴うと思うんですけれども、そのあたりはどういうふうに考えておられるでしょうか。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。山間部では自主防災組織の設立が困難であるということですが、確かに山間部におきましては高齢化も進んでいる、そして世帯数も少ないといった事情もございます、自主防災組織の設立がなかなか進まないといったこともあるだろうと思います。ただまあ地域の中で連絡体制を設けるとかです、その避難ルートを確認するとかいうことはできようかと思っております。それがつまり自主防災組織の設立につながってくるのではないだろうかというふうに思っております。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 6番です。先ほどの避難ルートの件ですけれども、香南市では避難、津波からのルートってことで言われてましたけれども、例えばです、例えばではないですけども香美市のほうは津波は直接ね、来るってことはなかなか予想はされにくいかなと思うんですけれども、これ香南市とか南国市とかそういったところは津波をかなり予想されているってことになるかなと思います、そうした方々が本市に避難をしてくるというふうなことも考えておかなければならないんじゃないかなと思いますけれども、こうしたときの対応はどのように考えておられるでしょうか。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） そうですね、ちょっと質問からちょっとずれちゃうような気もするんですけれども、香南市、南国市、当然です、津波の被害があるところはですね被害の少ないところに避難をするということはあろうかと思っております。今中央防災会議のほうで現在の被害想定の見直しを考えております。その見直しの中で

すね、津波の被害等については県のほうがですねシミュレーションをしていくようになってくるだろうというふうには思っております。その中で相当な被害が想定されるというふうになればですね、香美市としてもその受け入れ態勢をどうするか、そういった細部まで詰めていく必要があるのではないかとこのように思っております。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君、質問の趣旨からそれのように質問してください。

○6番（山崎晃子君） はい。6番です。次に移ります。

次、災害時要援護者避難支援計画についてお伺いいたします。

今回の大災害でも多くの尊い命が奪われましたが、その半分以上を65歳以上の方々が占めているとのこと。また、大震災後、耳の聞こえない人が避難を呼びかける地域の防災無線を聞き逃したり、車いすの人の避難がおくれたということもあったと聞きました。私はこれまでも高齢者や障害のある方などの要援護者の事前把握を行うこと、また、災害発生時にだれもが安全に確実に避難できるように避難支援計画を立てておくことなどが重要であると申し上げてきました。当時の担当課長から、全体計画は平成21年度中に作成し、平成22年度中に全部できずに残れば平成23年度までには個別避難支援プランを作成するとの答弁をいただいております。その後の進捗状況をお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所所長、小松美公君。

○福祉事務所所長（小松美公君） 山崎議員の災害時要援護者避難支援計画についてお答えします。

進捗状況をとということですが、平成21年度に香美市災害時要援護者避難支援計画の全体計画を作成し、平成22年度に要援護者台帳の整備を行い、台帳整備が早くできれば平成22年度の終わりから平成23年度末をめどに個別支援計画を作成したいと考えていましたが、要援護者台帳の対象者が多く個別避難支援計画策定への取り組みが少しおくれております。平成22年度に作成しました要援護者台帳の対象者が約6,000人（後日「8,300人」と訂正あり）ぐらいになり全対象者の個別支援計画は策定できませんので、今後広報等を利用して手挙げ方式で災害時の避難支援を希望する方の個別支援計画を作成していく予定です。また、要援護者台帳の中で支援の必要性、地域、家庭の支援力、居住地の脆弱性などから支援すべき要援護者の優先度を検討して、優先度の高い方から可能な範囲で個別支援計画を作成していく予定であります。

以上です。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） はい。6番。手挙げ方式ということではとされていますけれども、これ具体的にどういった計画なのかお聞かせ願います。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所所長、小松美公君。

○福祉事務所所長（小松美公君） 手挙げ方式ですが、先ほども言いましたように広報

などを利用してこういった個別支援計画を作成したい方を募りたいと思っております。それだけではなかなか手を挙げてくる方が少ないかもしれません。そのために先ほども言いましたように要援護者台帳の中からですね優先度の高い方を検討していて支援計画をつくりたいと考えてます。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 6番、山崎です。できるだけ早く要援護者避難支援計画をつくっていただきたいというふうに考えます。

次に、福祉避難所について伺いたします。

災害が発生したとき、いつも心配になることの1つに高齢の方や障害のある方、妊産婦の方々の避難に関して避難場所がきちんと確保されているかということがあります。私自身日常的に介護が必要な状態の両親がおりますが、私たちのような家族がいざ避難するとなったとき、果たして一般の方々と同じ避難場所がいいのだろうか、生活できるだろうかと考えてしまいます。報道によりますと、今回の東日本大震災でも介護の必要な方が一般の避難所ではほかの人の迷惑になるからと避難所に行かずに半壊した自宅で生活されていたり、一たんは避難所に行ったけれどいづらくて自宅に帰ったという記事を目にしました。介護の必要な方の中には、おむつを利用しなければいけない人や歩行器や車いすで移動しなければならない人がいます。狭い避難所では自由に移動することやおむつがえの場所などもなく、プライバシーさえもない状態と聞きました。さらに避難所生活が長くなるにつれ、日常生活動作が衰え心身機能が低下するなどして寝たきりになったり認知症が進行したケースも出ていたとも聞きました。また、自閉症の子どもは環境の変化に対応できず大声を出す、いきなり走り出すなどパニック症状を起こしてしまい、家族は周囲に気を使って避難所を出ざるを得なかったとの報道も耳にしました。

このような状況を知り、災害時に備え高齢の方や障害のある方、妊産婦の方々などが安心して避難生活を送ることができる場所、いわゆる福祉避難所を計画的に整備しておくことが重要だと考えます。本市の地域防災計画では福祉避難所を開設することになっていますが、どのような施設を福祉避難所として考えて進めているのか。また、どのような連携体制で、そしてどのような手順で誘導する計画なのかなど、福祉避難所への取り組み状況について具体的にお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所所長、小松美公君。

○福祉事務所所長（小松美公君） 山崎議員の福祉避難所についてお答えします。

地域福祉計画では福祉避難所の開設として、福祉班は避難所からの災害時要援護者支援要請に対して災害時要援護者専用の福祉避難所を開設するとあります。福祉避難所については、今まで具体的な取り組みや検討を行ってきていませので現在香美市内には福祉避難所として指定している福祉避難所はありませんが、今後福祉避難所の指定等について協議をしていかなければなりません。関係課や関係機関と協議をしなければいけません。市の福祉施設でありますプラザ八王子、保健福祉センター香北、高齢者福祉

センターこづみのそれぞれの一部の部屋等を福祉避難所として利用してはと考えています。また、災害の規模にもよりますが、災害時要援護者が多く福祉避難所が先ほどの3施設で不足するとなると、その3施設を専門性の高いサービスを提供する拠点的な福祉避難所として設置し、災害時にすぐ避難できる身近な福祉避難所として、施設の安全性やバリアフリー化なども考慮しながら学校や公民館などの指定避難所等の中に介護や医療相談を受けることができる空間を確保するなど、福祉避難所の対象となる要援護者の状態に応じて対応していきたいと考えてます。

体制等じゃないですかね？についてですが、福祉避難所については今まで具体的な取り組みや検討を行ってきておりません。体制とかそういった手順とかにつきましては、この4月に大幅な課等の編制もありまして、香美市の地域防災計画の見直しが行われます。各部署等の役割も変わってくるため、地域防災計画の見直し後に体制等についても協議していきたいと思えます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） はい。6番です。まだ具体的にできていないということでしたけれども、初期の段階ではそのプラザとかこづみとかっていうことになろうかと思えますが、この介護施設なんかともやはりそういう協定というかね、そういった福祉避難所として民間の施設なんかも考えておかなければならないんじゃないかと思えますけれども、そういったことに関してはどういうふうに考えておられるでしょうか。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所所長、小松美公君。

○福祉事務所所長（小松美公君） 介護施設等との協定を考えていかなければならないということですが、確かにそのとおりだと思います。民間の社会福祉施設等につきましても福祉避難所として指定できるかっていう部分も協議、検討していきたいと思えます。今、県のほうが社会福祉施設等にアンケート調査とかを行っておりまして、福祉避難所として提供できるスペース、そういったものがあるかとの調査なんかもしております。そういった中でまだ検討しているとか、これぐらいのスペースは提供できるかっていうような回答もありますが、そういったこともあわせて今後検討していかなければならないと思えます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） はい。6番です。まだ具体的についていうことがないので今後検討ということになろうかと思えますが、ぜひ検討、地域防災計画を見直しをされて今度は具体的に、具体的にこうだったらこうっていう具体的なものも示していただけたらというふうに考えますし、またその中にこの福祉避難所の訓練というかね、そういった実際起きたときにどうなのか。避難訓練というのはやられててもその福祉避難所への避難とか、そういった訓練のようなことも検討していただけたらいいのではないかと思

ますが、この点についてご答弁をお願いします。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所所長、小松美公君。

○福祉事務所所長（小松美公君） 福祉避難所における訓練ということだと思いますが、避難訓練は福祉避難所に限らずですね、その地域で全体的な避難訓練等がありましたらそれとあわせて実施していったらと思います。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 6番です。以上で災害時の避難対策に関する質問を終わります。

最後に、国保に関してお伺いいたします。

本市の国保加入者の中で、失業や病気などが原因で収入が落ち込んだことから生活に困窮し病院にかかるお金もなく、ただ我慢して病気の悪化を招いてしまったというケースを聞きました。また、病院の窓口負担の減免制度である一部負担金減免制度の相談をしたけれど、もろもろの理由から対象外として適用されなかったケースもありました。このような場合の救済策としては生活保護を申請するしか方法がないのが現状です。本市の一部負担金減免制度の要件では適用が難しく、実際に過去に1件も適用されていないと聞いています。病院の窓口負担だけでも減額してもらえれば生活保護を受けなくても何とかやっていけるというケースであっても、生活保護を申請せざるを得ない状況です。この制度の適用要件を緩和し利用しやすい制度にすることにより病気で苦しむ市民の支えとなり、そして早期受診を促し治療を勧めることで重症化を防ぐことになるのではないのでしょうか。また、生活保護の場合医療費のすべてを国と自治体が負担し、その金額は生活保護費の中の多くを占めています。一部負担金減免制度の適用範囲拡大により生活保護に係る医療費の低減にもつながっていくのではないのでしょうか、見解をお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 市民保険課長、山崎泰広君。

○市民保険課長（山崎泰広君） それでは、山崎晃子議員の国保に関して、一部負担金減免制度の適用要件緩和についてのご質問にお答えをいたします。

国保の一部負担金減免については、昨年9月に国が示した減免基準に準じて香美市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予の実施に関する取扱要綱を定めておきまして、これに基づき処理をしていくこととしております。もともと一部負担金につきましては、一定額以上の自己負担をした際の軽減を図るための高額療養費制度があり、それぞれの所得に応じて上限の金額が定められており、低所得者にもそれに応じた自己負担限度額が定められております。減免制度の適用につきましては、失業等により生活の状態の変化によって支払いが困難となったときに要綱に照らして該当者かどうかの判断をし、適切な処理がされると考えております。以上の点から現在のところ現行の取り扱いを継続したいと考えております。

以上です。

- 議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。
- 6番（山崎晃子君） 香美市国民健康保険一部負担金減免及び徴収猶予の実施に関する取扱要綱に基づいてということでしたけれども、この中に休廃業、失業等で30%以上減少したときという適用要件があるんですけども、休廃業、失業で30%以上っていうことはわかりますけれども、それ以外にその30%以上減少したときっていうのはどういった状況になるのでしょうか、お聞かせください。
- 議長（西村芳成君） 市民保険課長、山崎泰広君。
- 市民保険課長（山崎泰広君） この要綱の部分で言いますとですね、これは本人の意思に反して会社等ですね事業が休廃止をした場合、それからリストラで失業した場合を想定しております。自己都合による退職等については想定をしておりません。
以上です。
- 議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。
- 6番（山崎晃子君） 6番。この30%っていうところですけども、その30%にならない状況で年々収入が減少していく人は適用されない、これは前回もお聞きしたんですけども、非常にこの部分要件が厳しく非常に門戸が狭いというふうに思いますし、実態からこうかけ離れた要件になっているというふうに感じておるわけですけども、高知市では所得減のパーセントを引き下げ、たしか30%を20%にということになってたかと思うんですが、パーセントを引き下げたりとか、あとその要綱の中には病気のために働けず収入が少なくなった方々とかっていうことで、市民が利用しやすい制度にしようとする前向きな姿勢で改革に取り組んでいるように感じておるんですけども、本市もこういうふうに適用要件を見直すなど前向きに検討するお考えはないのでしょうか。
- 議長（西村芳成君） 市民保険課長、山崎泰広君。
- 市民保険課長（山崎泰広君） 確かに要件の基準というものは各自治体で定めることが可能だというふうになっております。しかしながら、国の基準を超えて定めた場合、減免額の2分の1を現在は特別調整交付金で補てんをするということとなっておりますが、この補てん対象となるのは国が示した基準ということでこの対象には入ってこないというところから懸念、その基準についてですね緩和していくってことはなかなか難しいかなというふうには思っております。
- 議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。
- 6番（山崎晃子君） 国の示された通達の中には、その30%っていうのは具体的に書かれてなかったというふうに記憶しております。これは先ほど言われたように各市町村がっていうことですので、やはり市民の皆さんが困っているという状況ですね、そういったところでもっと利用しにくいように前向きに検討をしていただきたいというふうに考えておるわけですが、それで、この一部負担金減免制度を利用して様子を見て適用期間内に病気が治らない場合には生活保護を申請するとかっていう、そういった対象

者に見合った柔軟な見直しをするというふうなことはできないものでしょうか、お聞きをいたします。

○議長（西村芳成君） 市民保険課長、山崎泰広君。

○市民保険課長（山崎泰広君） はい。国に対して全然、緩和した措置をとっているかどうかということに関してはですね、国は入院というものが1つの要件になっておりますが、当市におきましては外来も対象としておるというところにはなっております。それから、その減少率の問題ですけれども、まあ現在のところこれが適当であるというふうに判断をしておりますし、社会情勢ですとかですね、国の基準が今後緩和されるようになりましてはですね改めて検討したいと思います。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 先ほどお聞きしましたけれども、その適用期間内に病気が治らない場合の生活保護申請、その対象者に見合った柔軟な見直しってというのは、も考えていないということでしょうか。

○議長（西村芳成君） 市民保険課長、山崎泰広君。

○市民保険課長（山崎泰広君） 当然その治らない、生活が苦しい、生活保護の申請につなげるとかいうことの状態がありましたらですね福祉部門との連携等が必要になってこようかと思っておりますし、国の指示もそういった対応をするようにという通知がっております。以上のことからですね、福祉部門との連携も必要かと思っております。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 6番です。この一部負担金減免制度が利用対象、利用できないという状況で困った場合に生活保護ということになってくるかと思っておりますけれども、この生活保護に係る医療費の軽減っていう視点で考えたときにはどうなのか、福祉事務所長の見解をお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君） 山崎議員のご質問にお答えします。

福祉事務所としましては、生活保護の対象となるように申請の中でなれば保護となり医療費の扶助ということになると思っております。医療、国保のこういった医療費の軽減制度でそちらのほうが対象になればですね、生活保護にならないというようなことであればこの対象にしていただけたいとは思いますが、そちらの国保の制度とかもありますのでその辺はやはりその制度に従うべきだと思います。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 6番です。このあたり、この一部負担金減免制度を利用することによって生活保護の申請をしなくてもよくなるという状況ってというのはあろうと思っておりますので、このあたりはぜひ研究していただきたいということです。その点について最後にお聞かせください。

○議長（西村芳成君） 山崎晃子議員、国保に関して一部負担金の減免制度の適用要

件緩和ですので、直接福祉事務所に関係ないわけですので、その点関連はすべていたしますので、その点は質問事項にも載っておりませんので。

課長、答えるかえ、所長、答えるかえ。

○議長（西村芳成君） 市民保険課長、山崎泰広君。

○市民保険課長（山崎泰広君） はい。そういった国等ですね基準が緩和されるということになりましたら改めて検討するということは先ほど申し述べましたとおりでございます。ただですね、福祉と違いまして国保の、保険制度の根幹というのが相互扶助となっております。そのことを考えますとですね一定の負担というものはどうしてもしていただかないと制度そのものが成り立っていかないということもありますので、その範囲内でできることはまた検討をしていかなければならないとは思いますが、制度そのものにはそういった考え方があるということをご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） 以上で私の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 山崎晃子君の質問が終わりました。

暫時時間の延長をいたします。

次に、10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） 10番、比与森です。通告に従いまして質問をさせていただきます。

東日本大震災から3カ月が過ぎた今、被災地の方々の復興に取り組むその姿に胸を熱くする思いがいたします。阪神・淡路大震災と環境面など大きく異なることから比較するには無理があるかもしれませんが、復興への政府の対応の遅さ、まずさに強い憤りを感じるところでございます。よきにつけあしきにつけ東日本大震災は、私たちに数多くの教訓を残してくれたのではないかと感じております。高知県は当然のこと地震対策の見直しが急務とされ、数多くの自治体ではこれまでの対策が見直されていることは周知のとおりでございます。本市にありまして、これまでの対策を踏まえた上で想定外への対策が不可欠となっております。私自身、地震によりどれだけ大きな津波が来ても土佐山田町は大丈夫との楽観視するところもありました。以前高知大学の岡村教授の講演をお聞きしたことはありますが、土佐山田町までは来ないだろうと感じておりました。東日本大震災から3カ月、複数の市民の方々から明治地区には水が来た歴史があるとの声を耳にします。特に古町までとその字名までのことがあります。本市にあっても給食センター建てかえ用地が現在の給食センター位置から変更する検討がされていることは、津波対策の一端ではないかと感じております。物部川の堤防が壊れた場合の香美市防災マップの土佐山田町地区洪水災害版でも、明治、岩村地区は広い範囲で浸水の災害地域となっております。大きな地震による物部川の逆流により堤防が崩壊することは考えられるわけですが、津波に対する見解と今後の対策をお尋ねいたします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 比与森議員の防災対策についての中で、①津波に対する見解と今後の対策につきましてお答えをいたします。

現在の津波の想定につきましては高知県が策定しております津波防災アセスメント補完調査、これによりますと本市と隣接する南国市で高知龍馬空港の一部が浸水する想定となっております。したがって、現在の本市の地域防災計画の中では津波被害は想定をしておりません。しかしながら、今回の東北地方太平洋沖地震では想定を上回る津波で多くの犠牲者が出ました。このことから南海地震における被害想定につきましても早急な見直しが求められておるところでございます。さて、本市で最も標高が低い地点でございますけれども、神通寺や京田の一部で標高約20メートルということになっております。現在の想定を大幅に超える津波が襲来しましても被害を受ける可能性は低いとは考えますけれども、具体的な対策につきましては今後の被害想定の見直しの結果をもとにして判断していきたいと思っております。

なお、気象庁のですね資料としまして、平成23年4月5日にですね今回の東北の津波の高さを調査した資料がございます。これによりますと青森県の八戸で、八戸、これで6.2メートル、これ浸水の高さでございますが6.2メートル、岩手県の久慈港で8.6メートル、岩手県宮古で7.3メートル、岩手県釜石で9.3メートル、岩手県大船渡で11.8メートル、宮城県石巻市の鮎川で7.7メートル、宮城県の仙台港で7.2メートル、福島県の相馬で8.9メートル、こちらの地点で平均をとりますと8.8メートル37センチという結果になっております。しかしながら、大地震発生時におきましては万が一の場合に備えて一刻も早く高い場所へ避難することは、これは大事やと考えております。自主防災組織の訓練等の中でもですね一定考慮してですね訓練を促すようにしていきたいというふうに思っております。

それから、これからの取り組みでございますが、現在やっている取り組みで続けていかなければならないものにつきましては、やはり自主防災組織の育成は最も重要だというふうに考えております。そして、耐震改修の推進やヘリポートの建設、そしてこれからの取り組みとしましては、まだこれは香美市になって実施はされておらんと思うんですけれども何とか総合防災訓練をやってみたいというふうにも思っておりますし、また今取り組んでおります防災計画も早急に見直しが必要になってきます。また、備蓄食料等保管する防災倉庫の建設や、そして住民の避難を促す施設としまして防災行政無線の整備も必要になってこようかと思っております。もし県の想定等によりまして津波の被害が生じるおそれが出てきましたら、当然ながら津波避難計画の策定も必要になってきますし、津波からの避難誘導路の整備も必要になってきます。また、低いところにあります小学校等におきましては避難タワーの設置もですね場合によっては必要になってこようかとは思いますが、最終的にはですね、先ほども申しましたように被害想定の結果を見てですねやはり判断するしか行政は仕方がないというふうに考えておりますのでよろしくお

願ひ申し上げます。

○議長（西村芳成君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） 県の被害想定を出るのを待つてというように受け取ったわけですが、県の津波浸水予測図の中にですね、この県、紹介してみますと、津波浸水予測図はこれ県のもので、各市町村における津波避難計画や津波ハザードマップを作成をするための基礎資料として、さらにハード整備における津波対策を検討するための参考資料として活用することを目的と。ただしですね、活用に当たっては次の注意事項を必ずお読みください。その注意事項ですが、この津波浸水予測は一定の前提条件、それは1854年安政南海地震、マグニチュード8.4クラスをモデルに計算した結果に基づき津波の予測される範囲や到達時間、浸水深を示しています。このため予測よりも地震の規模が大きい、予測よりも震源が近い、予測よりも大きな津波が来襲したなど前提条件が異なった場合にはこの津波浸水予測図で示した結果よりも広い浸水範囲や早い到達時間、深い浸水深になる可能性があります。必ずこの浸水する、津波予測図のとおり浸水するというものではありませんという注意事項があります。先ほど課長は県の予測を見てということで、この注意事項についての見解をお聞きしたいと思います。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） お答えします。

やはりどこの機関が想定はしましても、やはり自然が相手でございますんで確定した数値っていうのは出すのはできないだろうと思います。あくまで参考とするということが適切かと思ひます。今回の地震におきましては、それまで宝永地震が日本最大の地震と言われておりましたけれども、今回の東北で起きました地震はそれを上回る規模の地震であったと言われております。今後南海地震が発生するに当たりましてどの規模を想定するかはわかりませんが、やはり一定基準として見るのはですね国の定める被害想定、そして県の定める津波浸水エリア図、そういったものはやはり一定考慮してですね計画をしていく必要があると思ひます。そして、その県の、済みません、その被害想定の中からですねどれくらいプラスアルファして本市の計画を定めていくか、ここが最も重要であると思ひます。もし今回策定してあります防災計画にですね、策定に間に合えばですね、その計画の中にですね取り入れていくということで防災委員さんの中でも検討していただいてですね計画をつくっていきたいというふうにお思ひしております。

○議長（西村芳成君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） それと、先ほどの初めの答弁にもありましたけど、その地域防災計画の見直しがされるということで、この防災マップ、洪水の分は物部川が切れた場合、当然先ほどは岩村地区と言われてましたけど、物部川が切れた、はんらんした場合の洪水に対する浸水の深さは、このマップで見ましたらなかよし保育なんか非常に怖いと思ひますね。ほんで、この舟入小学校も浸水の中へ入っていますし、岩村地区老人憩の家、今言ったところは避難場所の中へ入っているわけですが、この辺も当

然その、今後その見直しの中、防災計画見直しの中で避難場所として見直しをされる計画なのか。また、当然先ほど言われたように高い建物が必要とされるかわからないというような答弁もございました。その辺の対策、その避難場所の、もう実際物部川がはんらんすれば3メートル、そのマップからすりゃあ5メートルという説明もあるわけですので、そうすると避難場所としては全く効力をなさないというふうに思いますけど、その辺の見解をお伺いいたします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 比与森議員のご質問にお答えいたします。

物部川ということで、今の堤防の話につきましては洪水時の話だとは思いますが、その洪水時のハザードマップの中でその施設はやはり危ない状態になっておるということは間違いないと思いますので、避難所の今後の見直しの中ではですね一定検討する必要が出てくるだろうかというふうには思います。

津波に関しましては、6月2日やったと思うんですけども高知新聞に高知高専の岡林教授の記事が載ってまして、単純に当てはめてみるとですね高知工科大まで遡上するという記事が載ってました。ちょっとこれも自分のほうも「単純に」という言葉が非常に引っかかりましたので直接教授のほうに電話をして確認してみましたけれども、実際講演の中では「単純に」の前に「勾配を考慮せずに」ということを言うたようです。新聞記事の中ではその「勾配を考慮せずに」という部分が割愛されておりました関係で単純に当てはめると工科大まで行くというような表現になったようなんですけれども、直接電話で話した中ではですね河川勾配が違えば当然ながら遡上距離も短くなるということでした。また、物部川はですね全国でも屈指の急流河川ということもありまして、遡上はですね工科大まで行くことはもちろんないだろうということでもございました。現在の想定の中ではですね、現在の県の想定の中ではですね、遡上はありますけれども河口から2.5キロの遡上というような形になっておるようでございます。

○議長（西村芳成君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） 先ほどその防災のマップについて言ったのは、その前に岡村教授の話やったがです。津波によって逆流をして物部川がはんらんするという事をお聞きした経緯があるので質問させていただきました。

2点目の質問に移りたいと思います。

保育園、小・中学校の避難訓練や防災教育の取り組みについてお尋ねいたします。

過日の舟入小学校児童のふれあい交流センターへの避難訓練は、新たな取り組みとして大変重要だと思っております。

初めに、防災教育の原点から学ぶ思いがすることから、岩手県釜石市の防災教育の取り組みと3月11日の様子の記事を少し紹介したいと思います。東日本大震災で巨大津波により破壊的な被害を受けた太平洋沿岸、その中で岩手県釜石市は死者・行方不明者が約1,300人に上ったが、市内の小・中学生は独自の防災教育が功を奏しほぼ全員

が無事に避難することができた。3月11日当日病欠などで学校を欠席していた5人の児童・生徒が亡くなっているようです。ほんで、学校管理下にあった約3,000人の児童・生徒は犠牲者がゼロとなっております。釜石の奇跡はどのようになし遂げられたのか、その取り組みを紹介するとともに同市の防災教育に携わってきた群馬県、あつ、群馬大学大学院の片田教授から話を聞いた。その11日の当時の記事です。「あの日大きな揺れが5分ぐらい続いた。津波だ、逃げるぞ。大槌湾に近い釜石東中学校では、副校長が避難の指示を出そうとしたときには既に生徒が大声を上げて全速力で走り始めていた。同中学校の近くの鶴住居小学校では、全校児童を校舎の3階に避難させていた。しかし、中学生が避難するのを見てすぐに合流、あらかじめ避難場所に決めていた介護施設に避難。すると、施設の裏山のがけが崩れかけたのを発見、堤防に激しくぶつかる津波の水しぶきも見えた。「先生、ここじゃだめだ」と生徒が言う。両校の生徒・児童はさらに高台を目指しもう一度走り始めた。子どもたちが第2の目的地に到着した直後、最初の介護施設は津波にのまれた。ぎりぎり助かった」、片田教授が当時の切迫した様子を語ってくれた。片田教授の3原則ですが、想定を信ずるな、はい、1点目です。ハザードマップの危険区域の外側であれば安全とは限らない。自然の振る舞いを固定的に考えてしまうことは危険だ。まずそこを払拭しないといけない。実際鶴住居小学校は、津波による浸水が想定される区域の外側にあった。今回の津波で校舎の屋上まで水につき、3階には車が突き刺さった。想定を信ずる怖さを思い知らされる。2点目が、ベストを尽くせ、ぐらぐらと揺れたときにどんな津波が来るかなどだれにもわからない。片田教授は、その状況下においてベストを尽くせ、人間はそれしかやりようがない。でも、多くの場合そうしていれば助かる。3点目に、率先避難者たれ、同じことを意味する2つの情報がないと人間は逃げられないと片田教授は指摘する。非常ベルが鳴っただけでは逃げ出す人は少ないが、だれかが火事だと叫ぶなど2つ目の情報があって初めて逃げることができる。子どもたちには、君が逃げればみんな逃げる、率先して逃げることで多くの人の命を救うことにつながると訴えてきました。これがその当時の記事の紹介です。

広大な面積の本市にあって、保育園、小・中学校を取り巻く環境は大きく異なっています。このことから具体的な対応は当然違ってくるとは思いますが、それぞれが明確な対策を学習しておくことが必要ではないかと思えます。香美市防災マップ、先ほどの質問で出た物部川が切れた際には、なかよし保育園では2メートルから5メートルの水没、舟入小学校では50センチから1メートル、避難が困難とされています。以上のことから、保育園、小・中学校の避難訓練や防災教育をどのように考えているのか、お尋ねいたします。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 比与森議員さんのご質問にお答えいたします。

保育園、小・中学校の避難訓練や防災教育の今後の取り組みとか防災教育の中身のこ

とだったと思いますが、まず、避難訓練につきましては、本年度保育園は毎月、小・中学校は年間複数回計画をしています。東日本大震災後直ちに行いました本年度当初の避難訓練では、舟入小学校、片地小学校が高台への避難訓練を行いました。これは、津波で堤防が決壊したというふうなことを想定をして行ったものです。また、各保育園、学校でこれまでの避難訓練や避難方法を再検討して、従来避難場所としていたところを他の場所に変更するなどして行っています、はい。それで、東日本大震災の教訓から再確認すべき課題がたくさん出ています。現在教育委員会では、各園、小・中学校とともに早急に検討しながらできるところから順次取り組んでいるところです。

まず、それをお答えします。

○議長（西村芳成君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） 防災教育等、それでその片田教授の防災教育の中にですねこのような教育の一端があります。「小・中学校で防災教育を進めるねらいは」に対して、「10年たてば最初に教えた子どもは大人になる。さらに10年たてば親になるだろう。すると防災を後者に伝える基本的な条件、防災文化の礎ができる。もう1つは、子どもを通じて家庭に防災意識を広げていくことができる」。また、防災教育を行う上で重要な視点として、「子どもたちに教えてきたことは知識ではなく姿勢を与える教育、自然災害に向き合うとき主体的に自分の命を守り抜くという意味が重要なポイントになる。行政がつくったハザードマップといっても1つのシナリオにすぎない。主体性がない防災意識のもとではそれを直ちに信じてしまう。災害のイメージを固定化することは危険だ。姿勢を与える防災教育のベースは、自分の命を守ることに主体的に、主体者たれということだ」というようなこの小・中学生に対する教育のその1つの信念というか、でやっていますが、この香美市においても先ほどから津波のそれほど影響は特に舟入小学校以外の高い位置ではないかもしれませんが、防災に対する教育、避難訓練などでは、やはりそういった教育の継続というか、が大切だと思いますけど、その辺の教育長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） お答えをいたします。

学校での防災訓練と防災教育につきましては、大きな観点が命を守ることです。自分の命をまず自分で守るということと、その後共助というふうなことを学校のほうでは思っています。それで、先ほど申しました各学校、教育委員会が一緒になって考えだしている課題はたくさんあるのですけれども、まず1つ目は、さまざまなその想定場面に応じての安全な避難場所の再確認ということ。これは絶対に外せませんので現在一番大きく考えているところです。2つ目は、震災の起きるさまざまな時間帯とか様子を想定をいたしますと、避難訓練や防災教育の積み重ねと即断即決できる、そういう教職員の資質向上ということがとても大事です。このことにも力を入れないといけないと思っています。3つ目は、地域と連携した自助・共助の取り組みが必要です。学校単独

では一生懸命行いますけれども、地域の中にある学校ですので地域とともに考えていかなければならないというふうに思っています。それから、避難場所にほとんどの学校がなっておりまして、避難場所としての計画は立てているわけですがけれども、東日本の大震災のあの避難状況を見ますともっと細部にわたって計画を立てておかなければならないというふうなことがあります。現在避難場所の計画というふうなことで受け入れ態勢について大きく見直しを進めているところです。ばらばらになりますが、保育園の乳幼児の避難についてはこれはとても重要で、特になかよし保育園の、もしかして水が来たらというふうなことなどにつきますと、1歳、2歳ぐらいの小さな子どもたちがパニックを起こしたときに乳母車等、子どもだけでは歩くことができない場合のことも考えて備品の整備等しなければならないというふうなことも考えるようになっていきます。順次早急にできるところから取り組んでいきたいというふうに思っています。

○議長（西村芳成君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） 次の質問に移ります。

今の答弁にも少し入ってました、その学校で地震がある時間帯もばらばらであるとか、地域とのかかわりということも少しありました。当然のこととして地震はいつ発生するかはわかりません。登下校時の対策には地域の自主防災組織との連絡協議も重ね、児童・生徒がそれぞれの通学路にあって危険箇所を知っておくことが不可欠ではないかと思っております。先ほども地域との交流も大切だというふうな答弁の中でありましたが、より一層、結局私の地域でも通学路の中に、町内でマップをつくったときに塀が、この塀は危険箇所であるとか、ここは電柱が危ないとかいう町内の自主防災組織のマップもつくっているわけで、各子どもに合ったその通学路におけるその自主防災組織との連携にあって通学路の安全な確保というか、危険箇所の認知というか、その辺も子どもたち、児童・生徒に一応連絡というか教えておく必要もあると思っておりますけどその辺の見解をお伺いいたします。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） はい。お答えいたします。

通学路の防災マップづくりとか通学路の安全性ということについては、もうずっと以前から県のほうからも指導があったり私たちもそれを考えてやっております。各学校がいろいろな取り組みをしてきたところです。けれども、十分かという、今回のことも思いますと見直しが必要というふうなことがあります。地域の自主防災組織とか市役所、消防署、関係機関との連絡協議とか、それから連携した避難訓練というふうなことをどうしても行っていかなければならないというふうなことを話し合っています。本年度地域の自主防災組織や関係機関と連携した取り組みとして佐岡小学校で親子防災訓練をしようというふうな計画をしておりますし、楠目小学校でオリジナル防災マップづくりというふうなことで再度こう計画をしたりというふうなことがあります。今後各地域で連携した取り組みを進めていかなければならないというふうに思っています。

○議長（西村芳成君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） 次の質問に移りたいと思います。

防災対策についての3点目、被災者支援システムの早期導入について質問いたします。

被災者支援システムは、1995年未曾有の災害となりました阪神・淡路大震災の際、災害の大きかった兵庫県西宮市でその発生直後から西宮市の情報システム担当職員が昼夜を問わず被災者台帳、被災者証明書の発行、避難所関連、仮設住宅等の震災業務支援システムを短期間のうちに次々と開発しました。この西宮市が独自に開発したシステムは、現在地震や台風などの災害発生時に被災者に対する被災者証明書や家屋罹災証明の発行から義援金の交付、そして生活支援金の給付の管理、救援物資の管理など一元的に管理できるシステムです。このシステムを全国の地方公共団体が無償で入手し災害時に円滑な被災者支援ができるよう、総務省所管の財団法人地方自治情報センターが提供する地方公共団体業務用プログラムライブラリーにある共同アウトソーシングシステムの1つとして登録されています。そして、被災者支援システムの普及促進を目的として被災者支援システム全国サポートセンターが設置されています。このセンターではシステムの導入から運用、操作方法に至るまでトータルに支援をしています。地震や台風災害が発生した場合、行政の素早い対応は復旧、復興には不可欠であり、被災者の情報を一元的に管理できる被災者支援システムは平常時のうちに構築していくことが極めて大切であると考えます。このたびの東日本大震災までにシステムの導入の申請があった自治体は約220にとどまっていたましたが、震災から2カ月半後の5月末には100を超える自治体から新たな導入申請があったようです。

以上のことから災害時の危機管理に役立つ被災者支援システムの早期導入を求めますが見解をお伺いいたします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 比与森議員の被災者支援システムにつきましてお答えをいたします。

被災者支援システムにつきましては、市民の安否や避難先、家屋被害といった個人データを初めまして、全国から集まる救援物資や義援金などの情報を一元管理することにより迅速に罹災証明書の発行、義援金の給付管理、生活支援金の貸し付け管理、避難所などへの救援物資の的確な分配などが可能になるシステムであると認識をしております。たしか平成19年やったと思うんですけど、バージョン2が送られてきておりましたけれども、最近バージョン4が一番新しくなっているというふうに認識しています。システムは議員のおっしゃるとおり地方自治情報センターがですね最新版を現在でも無償で提供をしてくれておまして、被災者支援システム全国サポートセンターへ使用申請すれば使用が可能ということになります。システムの構築に当たりましては住民基本台帳のデータがベースとなるため、関係各課とも協議しサーバーの構築や個人情報保護などの問題を検証し、システムの全体について研究をしていきたいというふうに考えています。

○議長（西村芳成君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） 前向きに取り組んでほしいところではあります。ほんで、この東日本大震災の後に震災、この導入を、システムを導入した福島県須賀川市では、同市は震災により本庁舎が被災、損傷が激しく倒壊のおそれがあったため、現在は分庁舎、文化センター、公共施設で応急的に窓口業務を行っている。罹災証明書の発行と義援金の支給担当課が別々の場所に分かれてしまったが、同システムが接続した端末を各所に設置することで、場所が離れていても確認作業などに手間取ることなく罹災証明書の発行とほぼ同時に義援金が振り込めるようになったと。導入したところの自治体からは本当によい印象とそのシステムの有効性が評価されているところで、これはもうすぐに、コスト的にも民間に委託しても20万円から50万円のようなようですし、もともとは西宮市の職員が開発したシステムですので、このパソコンに精通した職員であれば経費はかからず無償でシステムができると、このサポートセンターの照会というかサポート得ながら。ということですので、ぜひ導入に向けた今後の取り組みを望むところですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。導入に向けたということでございますけれども、早速うちの電算室からですねちょっとアクセスをしてもらいましたけれども、まずサポートセンターに登録をしなければちょっとソフトが開けないような、なってる関係でまだそこまでは至っておりませんが、まずそこで登録してですねシステムの内容を確認してですね、その中でうちの職員ができるならばそれにこしたことはありません。そこでまあ構築していくということができると思います。最終的にはその住基データがもとになりますんで、その住基データをどういうふうにそのシステムにリンクさせていくのか、ここが一番大事なことやと思います。今システムの3市の共同開発やるということで南国、香美市、香南市ですね、が共同開発しておりますけれども、そういったところの住基のデータをですねどういった形で持ってくるか、こういったこともやっぱり解決をしていく必要があるだろうというふうに思います。

なお、災害の被災地域に指定されたら、ましたら民間の業者さんが無償で立ち上げの作業もやってくれるというふうにも聞いておりますし、また、事前に立ち上げておけばですね、バージョンアップ等もかけていけば即座に対応できるというところもあるだろうかというふうに思います。ただ、サーバー自体が被災を受けた場合はですねシステム自体がダウンする可能性がございますんで、どういった形でシステムを構築していくか、ここもやっぱり一番大事だろうというふうにも思っております。導入に向けましては、電算とも協議しまして前向きに検討をしていきたいというふうに思っております。

○議長（西村芳成君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） 次の質問に移ります。

次に、小・中学校内における不審者対策についてお尋ねいたします。

8人の尊い児童の生命が奪われた悲惨な大阪教育大学附属池田小学校の児童殺傷事件から10年が経過しました。この事件を契機に校門の施錠や防犯カメラの設置など、全国の学校で安全対策が強化されたことはもうご存じのとおりでございます。過日県内の小学校において防犯用さすまたを使っての不審者対策の記事を目にしました。また、昨日の高知新聞には愛知県小学校に包丁を持った62歳の男が侵入、さすまたを使って校長先生らに取り押さえられたとの記事もございました。池田小学校の事件を過去のことと風化させてはならないと思っております。

以上のことから、本市における小・中学校での不審者の実態とその対策はどのようになっているのかお尋ねいたします。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 比与森議員さんの不審者対策につきまして、その①番、本市の小・中学校内での不審者の実態はということにお答えいたします。

現時点で市内小・中学校におきましては不審者ですね、があるという報告は受けておりません。なお、通告の後すべての学校に電話等で確認いたしましたが、各小学校の校内におきましては不審者の情報は上がっておりません。その対策等々につきましては、防犯教室につきましては香美署等のご協力をいただいております。小・中学校ともに毎年1回行っております。それに不審というか見知らぬ人が校内におられた場合につきましては、教員が気をつけ保護者であってもですね声をかけるようにしておるといふような状況です。

以上です。

○議長（西村芳成君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） 香美市ではないということで、まずよかったという思いです。当時は、正門を開けることにその開かれた学校づくりとの関係もあって、することにも反対の意見が地元から出たりとかいうような議論をした記憶もございますが、ないということで次の質問に移りたいと思います。

不審者対策の2点目、防犯ブザーの携帯状況とかみっ子メールの利用実態についてお尋ねいたします。

登下校時の児童を不審者から守る防犯ブザーですが、本市では小学校入学時に新入学児童全員に配付されていると認識しています。注意して気をつけて見てみますと、高学年よりは低学年が、男子児童よりは女子児童が数多く正しくランドセルに取りつけられているように思えます。配付されました防犯ブザーの携帯の状況は各小学校でチェックされているのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） それでは、私のほう防犯ブザーの携帯状況だけですかね？につきましては、これにつきましては先ほど質問の中にごございましたように、小学校入学時におきましてFM高知さんの寄贈によりまして小学1年生全員に

配付しております。携帯状況につきましては、これも小・中学で確認をいたしましたけど電池切れ、それからですね破損等で携帯していない児童は確かにいるというような情報を得ています。ましてそれに対しまして、市としましてですね補充とかというような状況もしておりません。

以上で、それとですね、議員さんもおっしゃられましたように上級生になると持たない子がふえる傾向であると。それと、確認でございますけど、一番やっておるのは楠目小学校、ここにおきましては毎月1回一斉にですね指導、携帯することを指導をしているということでございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） はい。破損というなにかがありました。うちの近所にも3年の男の子で、もう2年の時につついて壊れていかなくなったという男の子がおいでです。ほんでまあ楠目小学校では指導されようということですが、お金の要ることですので各家庭に強制はできないかもしれませんが、その壊れた、まあ電池なら当然かえて、かえるように指導、ほいたら破損した場合の、まとめて購入すれば安く購入も教育委員会のほうであっせんすれば、全市の小学校を対象者にすれば数がまとまれば安くも購入できると思いますけど、その辺の破損した児童・生徒で破損後購入を希望される家庭に対するその指導をするお考えはないでしょうか、お伺いいたします。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 現在ですね、そういった再度個人的に購入といった部分ですね、希望があるのかなのかといった調査もしておりませんので、まあ今後の検討になろうかと思えます。

○議長（西村芳成君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） 今後調査するということですので、つけていない児童・生徒に対しては、児童・生徒を通じて保護者の方にも言ってつけるような方向で、強制はできんと思いますけど、やるべきではないかというふうに思います。

次に、下校時、かみっ子メールですけど、下校時家族にメールを送信するかみっ子メールですが、有料であります利用されている家族の声として、あと何分ぐらいで帰宅するとの一定の心構えと安心感があるようです。現在のかみっ子メール利用状況と月額、これちょっと通告入ってなかったですけど、もし月額の料金、たしか400円か500円でスタートしたと思えますが、わかれば一緒に状況を、利用状況をお伺いいたします。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） それでは、かみっ子メールにつきましてお答えします。

かみっ子メールは、ご存じのとおり山田小学校、舟入小学校、楠目小学校がモデルと

なって始まっております。これは平成19年度の途中から、実際は平成20年度と記憶しておりますが、利用状況につきましては現在山田小学校が75名、全体の14.5%、それと楠目小学校が38名で25.1%、舟入小学校43名、36.4%となっております。初めた当時、平成20年度と比べますと全体で43.5%の減となっております。以上です。

○議長（西村芳成君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） 非常にこう利用者が減ってきているわけですけど、かみっ子メール、そのこと自体に対してどういう、教育委員会としてどういう見解かお聞かせ願えませんでしょうか、かみっ子メールに対して。そういうふうには減少してきた経緯もあるということで、最初スタートしたときには高知新聞にも大きく取り上げられて多数の児童が加入したと思いますけど、その後そういう状況にあるというのはもうそれほど利用価値がないのか、その辺のお考え、見解をお聞きいたします。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 先ほどの答弁で、使用料につきまして月額400円でございます。

かみっ子メールに対しての見解ということでございますが、もともとですねこの導入した当時には、これは県教委が中に入りましてですねいろんな部分が、情報が流せるよというようにたてりモデルとして香美市が手を挙げたと。それからですね、いろいろその立ち上げた後、このちょうど報告書ができております。この中で、その次の年にながらすぐに報告書が出ておりますので、学校現場での話ではですね、メール導入により先生がより多忙になったとか、それからですね、システムそのものが下級生についてちょっとややこしくて、カードを忘れるとかいろんな部分がある時点で既に出ておったようでございます。それで、次の年、次の年の導入につきましても既にですね、継続するというのでやや減少傾向に既に入っておったというふうな報告書が出ております。これにつきましてもともと導入がですね、カード等使用しましてですね登下校の確認とかですね不審者対策、それからいろんな今問題になってる防災、そういったものの情報を流せるというようにたてりではございましたがですね、今現在通常の携帯、そういったパソコン、そういった部分でこれを補うもんが出てきたという状況でございますので、保護者の方にしましてもですね月額400円払うのを、価値ですね、そういったものが見出せない状況じゃないのかというふうな見解でございます。

○議長（西村芳成君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） はい。という、かみっ子メールに対しては、現状のまま推移を見ていきたいというお考えというふうにとらえて結構、ああよいか、よろしいでしょうか、後で聞きます。

次に、3点目、地域住民とのかかわりについてお尋ねいたします。

地域住民の方々が児童・生徒を見守る目、あいさつの声かけは、防犯の意味からも大

変大切な行動ではないかと思っています。それぞれの小学校では開かれた学校づくり推進委員会が開催され地域との交流が図られていますが、防犯対策についての議論が希薄になってはいないか危惧するところがございます。開かれた学校づくり推進委員会などの地域の方々との交流の場での議題については各校に一任されているのでしょうか、教育委員会から一定の指導があるのか、地域とのかかわりについて見解をお尋ねいたします。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 地域社会での学校の立場としましてお答えいたします。

地域社会全体です。子どもを見守ることは非常に大切なことだと考えております。ただ、学校それぞれ独自のですね、いろいろな地域がございます。ですから、それぞれの地域に応じたですね学校の運営をなされておるといふふうに認識しておりますので、基本的には大まかな筋のところは統一はされておりますけど基本的には学校独自で、ということ。それと、ご存じだと思いますけど、香美市は教育の日、20日は教育の日です。これにつきましては、どなたでも教室へ入れましてですね学校のほうで授業参観とかいふふうのができるような状況でしております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） はい。教育、防犯、不審者については以上で、中学校の武道教育について質問させていただきます。平成24年度中学校学習指導要領が告示され、中学校体育授業での武道教育が必須化になることから2点お尋ねいたします。

香美市では現在の体育教育を見たとき武道教育には剣道を取り入れると思いますが、市内4校の中学校では防具の配置など大きなばらつきがあり授業の体制が整っていない中学校もあります。鏡野中学校では2年前から剣道授業が行われ、防具も授業で使用するには上等の防具がそろえられています。担当教諭からは喜びと感謝の言葉が聞かれました。また、鏡野中学校の剣道授業はしっかりとした授業内容であると外部からの評価も耳にしています。しかし、鏡野中学校と他の3校を比較したとき、剣道の授業をするにはその体制に大きなばらつきを感じるころでございます。正式に授業を行う上でこのままでよいのか、現状をどのように把握されているのかお伺いいたします。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） はい。比与森議員さんの武道教育の必須化に関する対応についてお答えをいたします。

来年度から完全実施されます中学校新学習指導要領では、体育において武道が必須となっています。1年生、2年生は剣道、柔道、相撲の中から1つを選択し年間10時間前後行います。また、3年生は武道と球技の中から選択をして履修するようになっていきます。本市では、新学習指導要領への移行措置としてもう既に武道を取り入れて授業を

行っております。現在4中学校とも剣道を選択をしております。剣道の防具や竹刀につきましては、購入等により整備ができています。学校が先ほど言われた鏡野中1校、本年度購入予定の学校が1校、ほかの2校につきましては古いものを使ったり、そろっているほかの学校から借りて授業をしています。各学年ともに年間の指導時間が10時間前後ですので、指導時期をずらせば市内各校での防具等の貸し借りは可能ではあります。剣道、柔道、相撲のうちどの武道を履修させるかにつきましては、指導する教員の専門性等を考慮して各学校で決定することとなるため、学習の充実、安全面に配慮しながら各校での体制整備を行っていかなくてはならないと思っております。

○議長（西村芳成君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） はい。1校でこの後購入予定というふうに今お聞きしました。それはどこの学校かをひとつお聞きしたいのと、現在繁藤は鏡野中学校から借りてやっているようにも聞きましたが、その場合防具の搬送といたしますか、それは教育委員会がするのか、学校の先生がされるのか、その辺もお聞きしたいと思います。それと、大栃中学校にありましても、24人一挙に1年生から3年生まで一緒にやったときに防具の数が竹刀も含めてセットで18組、とても足りないわけで、担当の先生は木刀を使っての日本剣道形をやるとか工夫をされての授業をされてるわけですが、ある一定やはり防具は授業で子どもたち、まあ先ほど10時間なのでそのプログラムといたしますか、それをずらせば運びながらできるというふうなこともお聞きしましたけど、香北中学校になると繁藤の中学校よりも数もかなり多いし、もう香北は全く使える防具がないというふうにも聞いていますけど、その辺今後どのような対策をお考えかお伺いいたします。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） はい。内容を申し上げますと、鏡野中学校が2年間で80組用意ができています。繁藤中学校が本年度5組を購入予定となっております。あと香北中学校、大栃中学校がその、まだ購入予定がなくて、古い防具を使ったり借りたりというふうなことが起こっているところです。それで、この難しいところはですね、購入はしてだんだん整備はしていかなければならないとは思っています。基本的にはそうですが、後のその手入れ等が結構大変でして、鏡野中学校なんかも多いので、これは剣道部の生徒さんなんかの手分けをして手入れをこうしてくれてたりですね、いろいろそういうふうなこともあっています。ですから、体育の先生がずっと1人でやってしまうと大変なことになりまして維持管理の面とか、それから竹刀が消耗品であって、これが早い時期に買い換えをしていかなければならなかったり修理をしないといけないというふうなこともあったりですね、カーボンのものを買えばとてつもなく高いというふうなこともあって、ちょっとそのあたりで悩んでいるところがあります。

この武道につきましては、先ほど申しましたようにその3つの種類を一応国としては示しております。そのいずれかというふうなことですけれども、剣道が一番道具が要るというふうなことで、あと柔道とか相撲でやってる学校もよそにはあつたりします。そ

この辺に課題も残りながらですけれども、香美市の場合は剣道が多分多くなるかなと思っています。3校については剣道の専門の教員が今いるというふうなことで、それから内容的には体育の教員であれば指導ができる基本動作を1年、2年あたりでやって、やっぱり試合もしたくなるので3年生までやっぱり連続してとってですね、試合までできるようにしようというのが大体の流れだと思いますけれど、選択というふうなことがあるので少し微妙なところはあります。ただ、来年度から正式に実施されていきますので、そのあたりについては順次考えていかなければならないと思っています。

○議長（西村芳成君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） 繁藤中学校はそろえられるということですが、先ほど言われたその手入れ、それから修理、これは本当に大変で、大栃では全部先生が見てやってくれてると、また鏡野では剣道部員に竹刀の手入れはさすというようなことで、特にその竹刀は、中学生ぐらいの男子生徒でありますとどうしてもささくれができたという事でその管理、以前でしたらそのささくれが目に入ったとかいう事故も過去にはあったわけですので、教職員の先生も竹刀の手入れには気を使われている現状です。それで、余裕を持ってですね、1本1,500円前後やと思います、使われゆうのが。余裕を持った本数があれば、1本の竹が破損すれば今おいでる香北、大栃、鏡野の先生でしたら別の竹刀と組み合わせて、組むことは可能ですので、竹刀についてはある程度余裕を持った、今後また購入を考えていただきたいというふうに思います。

大体の現状はお聞きしましたので次に移ります。

2点目の武道館の改修についてお尋ねいたします。

平成23年度予算では土佐山田武道館の耐震診断が予算化されていたと思いますが、耐震工事も含め改修工事も早期に取り組む課題ではないかと感じるところでございます。鏡野中学校では剣道の授業に武道館を利用していますが、昭和55年落成から30年が経過し、穴のあいた天井、テープを張り応急処置された床や壁、特に素足で競技する剣道では床の状態は、現在テープを張って応急処置していますが危険な状態であると自分では思っております。改修についての見解をお伺いいたします。

○議長（西村芳成君） 生涯学習振興課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） 10番、比与森議員の武道館の改修につきましてお答えいたします。

ご質問の土佐山田町武道館につきましては、昭和55年に建築しておりまして既にもう30年余り年数を超しております。ご質問にもありましたように大変老朽化しておりまして、修繕箇所も幾つか目立ってきているのが状況でございます。ご質問の中にもありましたように本年度は、耐震診断と耐震によります工事の設計を委託するように本年度は計画しておるところでございます。改修につきましては、そこでどのように設計ができるかによりまして今後改修すべきところを順次、その時点でまた考えさせていただきたいと、このように思っております。

○議長（西村芳成君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） はい。改修についても検討をされるということですが、もう課長も恐らくご存じ、見てきたと思います。天井に数々あいた穴、それから床のテープ、床のテープは、雨が漏らなければ天井の穴はまだ競技する上で問題はまあないとは言いませんけど、特にその道場の床、床はあのままでは本当に剣道、剣道クラブがクラブ活動するにも授業で使うにも素足ですり足なんかするにはふさわしくないんじゃないかなというふうに感じます。

ほんで、1点だけ、その検討するということですが、その際にですね担当の先生、利用される先生、特に野市か、香南か、武道館ができました。その場合にその剣道にかかわる先生の意見は聞かずにただ床を張ったもので、そのきれいな床へテープ、ラインをテープを張ってやるものでせっかく立派な建物で床もきれいな上にテープを張るでなしに、よくバスケットとかバレーの場合でしたら最初から床にラインが入ってますけど、そういう形で競技のラインを引くと、ことも含めて担当の教員との協議というか連絡というか、を聞きながら進めてほしいと思いますけど、その辺はどのようにお考えか質問いたします。

○議長（西村芳成君） 生涯学習課長、田島基宏君。

○生涯学習振興課長（田島基宏君） ぜひ現場の先生の声、または指導員さんの方たちの声を聞いて改修のほうへ臨んでいきたいと思います。

○議長（西村芳成君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） 以上で質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 比与森光俊君の質問が終わりました。

10分間休憩をいたします。

（午後 4時53分 休憩）

（午後 5時05分 再開）

○議長（西村芳成君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） 2番、矢野公昭でございます。お疲れの場合非常に恐縮をしておりますけれども、議長の許可を得ましたのでゆっくりとやらさせていただきます。

きょうは一問一答方式、それで行わさせていただきます。

まず、早うにやろうかと思っておりましたけれどもまあゆっくりということで、前段にはなりますけれども今回の質問内容に関連がありますので、この学習指導要領決定に至るまでの経緯を省略しながら説明を手短にさせていただきます。

小学校外国語教育は昭和60年代からの課題であります。おおよそ20年の経緯を経て今回の新設となっております。まず、昭和61年4月、臨時教育審議会教育改革に関する第2次答申によりまして外国語教育の見直し、これがされて、中学、高等学校にお

けますところの英語教育が文法知識の習得と読解力の養成に重点が置かれすぎていること、これが指摘されております。また、大学におきましては実践的な能力を付与することに欠けている点、この2点が指摘をされておるところでございます。第15期中央教育審議会第1次答申におきまして、小学校における外国語教育につきましては、教科として一律に実施する方法はとらないけれども、国際理解教育の一環として子どもたちに外国語に触れる機会や外国の生活、文化などになれ親しむ機会を持たせることができるようにするのが適当、このようにされており、これによりまして平成10年改訂をされました学習指導要領で総合的な学習の時間が設けられ、この中で英語活動が広く行われることとなります。今回の外国語活動新設に向けましては、平成14年7月に文部科学省により制定をされました英語が使える日本人の育成、このための戦略構想の中で小学校英語活動実施状況調査が行われ、平成15年には全国の小学校88%で何らかの形で英語活動を実施していることがわかっております。これが平成19年になりますと97%に達しております。そして、平成18年3月、中央教育審議会外国語専門部会から小学校英語教育について年間35時間程度について検討する必要があるとされ、これを受け、平成20年1月、中央教育審議会の答申の中で小学校段階の外国語活動については総合的な学習の時間とは別に高学年において一定の授業時数を確保することが適当であるとされ、これにより外国語活動の新設が答申をされ、これを受け文部科学省は学習指導要領改訂を行い、平成20年3月28日、小学校学習指導要領が改訂をされ、小学校5年、6学年に外国語活動年間35時間が位置づけをされ現在に至っております。

以上で前段終わりますけれども、以上のことからわかりますように、おおよそ20年前から英語教育は大事としながらも小学校英語が実施をされたのが今年である。このような事実を踏まえた上で、質問をさせていただきます。

まず、ALTの増員について伺います。

私今回質問をするに当たりまして、本市の全中学校、小学校のうち小学校1校のみにおきましては時間がとれずに電話での聞き取りとなりましたけれども、あとの12校すべて英語活動、学習の時間に授業参観をさせていただきました。そして、校長、教員の方と短い時間ではありましたが話を聞かさせていただきました。全小・中学校13校のうち中学校2校につきましては、中学校の場合はALTは現在のままでよい、しかし、小学校では増員すべきと言っております。他の小・中11校すべてでぜひ増員してほしいとの要望がございました。私も同じ思いをしておるものでございますけれども、ここでALT増員につきまして教育長の考え、これをお聞きいたします。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 矢野議員さんのALTの増員に関するご質問にお答えいたします。

本市には現在3名のALTがおります。小学校の外国語活動は担任が、中学校の外国語科は教科担当が主たる指導を行います。ネイティブ・スピーカーである、つまり母

国語として英語を使うALTを活用することにより、より効果的な指導ができますのでALTの存在は貴重です。現在外国語の授業が必須となっている小学校5年生以上の学年を中心に、計画に従って派遣をしています。増員については検討も必要だと考えています。

○議長（西村芳成君） 2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） 先ほどの答弁では現在3名おると、このようにお聞きをしておりました。これは以前から大体わかっておりましたけれども、私が言いますのはこの3名では少ないのではないかと。特に鏡野中学校1名、ディアンさんですか、この方は鏡野中学校専門ですよ、まあいわば。であるとすれば、あとの2名が全12校を回っておると、こういうことなんですね。それで、1校にしますと6校という、2で割りますとね6校、でありますけれども5年生、6年生を持っておりますよね、これでは12校と、単純に計算すればですよ、このようになります。それで、私がこの回らせていただいた、お話を聞かせていただいた、そういう中でですねALTが少ないんだと、ALTとの話し合いの時間がとれない、またALTは各学校を飛び回り非常に気の毒であると、このような課題といいますか、教育現場では問題が、課題がございます。それで、このALTを増員することによりましてですよ、ここでいわゆるALTと学級担任の事前打ち合わせ、これができることになると、そしてまた、ALTもあいた時間に子どもたちと接することができる。これALTと子どもたちが触れ合うことによりましてですね、この英語活動の目的の1つでもありますところの外国人、英語、そして文化等になれ親しむということに対しては非常に効果があると、このように思っております。

もう一度お伺いいたしますけれども、ALTどうでしょう、なかなか苦しいところもあるかと思えます。教育長のお気持ちはしっかりとわかっておりますけれども、をお聞きをいたします。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） はい。お答えいたします。

3名のALTにつきましてはそれぞれ割り振りをしまして派遣をしていますが、先ほどお話にもございましたようにディアン先生が鏡野中学の専属というふうなことで鏡野中にずっと入っています。あとデニス先生とブライス先生があとの学校を割り振って行っているというふうなことで、単純に6時間の勤務ですので、それでこう単純に計算をしたときに、5年生以上の授業の全時間とそれからこの3人の勤務の全時間をこう比較したときに少し足りないというふうな状態はもともとあります。ということと、それから、日を割り振っていますのでその時間のところ、行く時間のところに英語、外国語活動を小学校ではこう持ってきていると思います。ところが、中学校は今は3時間、週3時間ですが、来年度からは週4時間の英語の授業が入ってきます。そうなってくると時間割がありますので、そこにちょうどぴたっとこういつてるかどうかというふうなことになってくると、単独で行う授業は幾つかあるというふうなことにはなりません。もともと

と小学校の外国語活動は担任が行うというのを基本にして組み立てられていますけれども、やはりこの私たちもそうですけど十分な発音ができるわけではありませんので、やはりALTがいて生の英語をそこできちっと使ってくれるということはとても大事だというふうに思っています。そういう意味で今後中学校の英語の時間が各学年1時間追加をされるということも含めて、先ほど申しましたように検討も必要だと思いますというふうなお答えです。

以上です。

○議長（西村芳成君） 2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） それでは、次の質問に移らせていただきます。

小学校でのALTとそして学級担任との意思疎通についてでありますけれども、先ほど教育長が既にその中で聞こえゆうところを少し触れていただきましたけれども、それはそれといたしまして質問をさせていただきます。

ALTは指導助手と、こういうようなこと、なっておりますけれども、私各学校を回らせていただいた中で、失礼ではありますけれども学級担任が指導助手と、このように見受けてまいりました。これはあくまでも小学校のことです。中学校ではその限りではありません。これをつけ加えておきます。韓国、お隣の国でありますけれども、ここでは小学校教員全員がですね年間120時間の英語教育の集中訓練が受けられる、このような制度が、体制がとられております。振り返って我が日本を見ても、小学校教員の多数、ほとんどは子どもたちに英語を教える教育は受けておりません。こういうことを考えますときに、そしてまた、もう1つには2006年ベネッセが行っております第1回英語に関する教員調査、これは3,500人強が対象になっておりますけれども、英語を教える自信が余りない、そして全くない、2つ合わせて80%近くございます。以上のことから考えてみましても学級担任が指導助手であると、これはもう仕方がない、私はこのように考えております。

そこでですね、その一番大事になってくるのがいわゆる小学校の学級担任は英語が余り得意でないと、ALTはもちろん得意であると。そういう中で一番大事になってくるのは学級担任とALTとの意思疎通、これになってきますよね。で、その学級担任が英語を知らなければ、特に事前打ち合わせ、意思疎通、これについてはどのような取り組みがされておるのかをお聞きいたします。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） はい。お答えをいたします。

前段のその小学校の英語活動の授業をごらんになったときにALTが主で担任が逆に助手みたいな形に見えられたというふうなことです、ここの部分が今の小学校の英語活動の大きな課題で、やはり授業をリードしてきちっと指導していくのは小学校の担任が中心にならなければならないというふうに思っています。ALTのほうはあくまでも指導助手ですので、効果的な場面でこの生の英語をそこで使ったり、それから考え方だ

ったり文化だったりいうふうなことを、ともに子どもに伝えていくというふうな役割でないといけないというふうに思っています。そこがまだまだ小学校の外国語活動につきましては、移行期間を経て今年から始まったといってもまだ十分ではありませんで、今後教員の研修は重きを置いて取り組んでいかなければならないというふうに思っています。先ほど自信のない教員が80%というデータでおっしゃってくださいましたが、多分そのようなことだと思います。それで、今、本市では香長小学校が、今3年目になりますけれど、やはり市として英語活動の授業をこのようにしていったらというモデルを示してくれる学校として早くから研究に取り組んでくださっています。ほかの学校も実践はしていますけれども、今言われたように作り方がなかなかわからなくてALTさんの力を随分かりながらという授業も多いものですから、きちんと本当に子どもに力のつく英語活動の授業のあり方を進めていかなければならないということで研究には取り組んで、そこを参考にしながら各学校が内容とか資料の貸し出しとかいうふうなことも含めて行っているところです。

国のほうが英語ノートという、担任がそのとおりに流せば一応ずっと流れるということを示してくれている英語ノートというのを出してくれていますので、ほとんどの学校がもうそれを使って流していますが、いわゆるこの書かれてあるとおりにしてもおもしろくないというふうなことがあるので、英語の授業の工夫をしていくに当たってはいろいろな工夫がありますので、そのときにALTとの共同の授業づくりというふうなことが必要になってくるのです。それで、担任とALTとの意思疎通につきましては、おっしゃるとおりやはり時間がありませんので、ALTがここの学校を済ませたら大急ぎで次の学校の授業に向かってというふうなことになってくる傾向がありまして、十分な打ち合わせ時間がとれないという現実があります。今、香美市にいる3名のALTさんは、3名とも日本語での意思疎通が可能です。授業の打ち合わせは、時間さえあればほとんどの場合問題なく行われるというふうに思います。3名のうち1名は市の単独の雇用ですので、特にこう日本語が上手に話せます。2名の方につきましては、ALTの派遣を専門に行う株式会社インタラックというところがありましてその派遣を活用していますので、細部でどうしても意思疎通がうまくいかなかったときにはインタラックのほうを通してALTと、間に立っていただいて意思疎通するっていうふうなことができるような仕組みのものを使っています。だから、今のところその3名のALTとは意思疎通ができるのですが、問題はもとに戻ってその時間、たっぴりと時間をとってあしたの授業はとかいうふうなこうやるというふうなことにつきましては時間が足りないので、走るように休み時間なんか打ち合わせをして授業を行って、で簡単に反省をして次へというふうなことは起こっています。

以上です。

○議長（西村芳成君） 2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） 次に、小学校、中学校での英語活動、英語学習についてお聞

きをいたしますけれども、まず、本市におけますところの外国語活動検討委員会、これの設置目的、そしてその構成を伺います。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） はい。本市における外国語活動検討委員会の目的と構成ですが、平成20年度に立ち上げまして、目的は本年度から始まった小学校外国語活動完全実施に向けて指導方法や評価のあり方について研究を深めるということと、中学校外国語授業への円滑な接続を目指して各小・中学校の連携を図るためです。委員の構成は、小学校外国語活動担当者が9名、中学校外国語科担当者が4名、市教委の担当が1名、計14名で出発をしました。これは各学校から1名担当が入っているというふうな会です。検討委員会での検討をもとに、移行期間から各校が外国語活動のねらいや学習内容を確認し、指導計画の作成や授業研究を行ってまいりました。

以上です。

○議長（西村芳成君） 2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） はい。次に行きます。

その小・中連携でありますけれども、先ほども言いました、この目的にもありますよね、小・中連携、この中で小学校ではALT、そして学級担任、これの連携が非常に大事になってまいります。それで、次には小学校と中学校でのこの連携ですよね、これがすごく大事になってまいります。この先ほどの検討委員会、その活動に向けての指導方法とか小・中の連携とかいうことを目的にしておりますけれども、この中でですねこの小・中連携についてですよ、どのように、どのような協議がされてきたのか、これをお聞きいたします。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） はい。お答えいたします。

小・中連携は、先ほど申しましたとおり検討委員会での中心課題です。委員が小学校と中学校の両教員で構成をされておまして、これまで小・中学校教員による授業の相互参観や授業研究などの研修を行いながら検討をしてまいりました。今年度からは外国語活動検討委員会という名称を改めて、小学校が実施に入ったというふうなこともありましてその名称を改めて外国語活動連携協議会とし、小・中の連携をより一層明確にした検討を行っているところです。

以上です。

○議長（西村芳成君） 2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） 小・中連携ということについてですよ、立教大学教授、藤田保さん、この方が小学校英語、その活動の目的の1つに中学校での英語学習においてコミニセ、英語が難しい、コミュニケーション能力育成のための素地をつくることがあるが、そのためには小学・中学双方の教員が互いの学校で学んでいる内容を把握しておく必要があり、同時に相互授業参観、これはね本市もやっておられると聞いております。

相互授業参観により授業の進め方、児童・生徒の様子に関する情報を共有することも大事であり、特に小学6年と中学1年ではある一定の指導法の連続、これが必要だと言っております。ここからが非常に大事なところでありますけれども、ただし、これらのことを担任教員の個人努力に委ねるのは現実的には難しいであろうから、各自治体の教育委員会を中心とした行政主導で行っていくことが望ましい、このように締めくくっております。そしてまた、平成23年5月16日付の教育新聞紙上におきまして、文部科学省教科調査官の直山木綿子さんという人も、計画が連携して初めて小・中連携であり、その連携とは目標の一貫性、学習内容の系統性、指導法の継続性、この3つを指すと、このように言っております。また、小・中連携については、学校だけが取り組むものではなく自治体の支援が欠かせない、このように言っております。このお二方は、立場は違いますが同じく中学校との連携はすごく大事であり、そしてまたそれは行政主導で行うべきであると、このように申しております。

本市の小・中におきましてもお互いに授業参観、そして意見交換は行っておるとお聞きをいたしておりますけれども、この授業参観というのにつきまして先生が、中学校と小学校の先生がお互いにこう行き来をして参観をするという意味でしょうか、それとも子どもたちが、いわゆる小学校児童とそれと中学校生徒が独自の交流というか、これはどのようになっております？これは（通告に）なかったかねえ、まあ関連。

（笑い声あり）

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） はい。お答えいたします。

本年度から小学校での外国語活動が完全実施となり、中学校への円滑な接続が必須となっています。本市では、移行期間から全小学校で外国語活動の授業を行い、小・中連携についても検討してきましたが、連携の充実ということについてはこれから、内容的にはこれからだというふうなことを思っています。特に中学校の新学習指導要領の実施が来年度からというふうなことになって、中学校も英語の内容が少しまた変化をしていきますのでそこへ向けての接続というふうなこともありまして、課題は大きくそこにあります。それで、本年度は5月に香北中学校で、そして6月と11月には香長小学校で公開授業を通して小・中の学びの系統を検討をしてみたいです。特に11月に行われる香長小学校の公開授業は、香長小学校6年生担任と鏡野中学校英語担当教員によるチームティーチングが予定をされています。また細かい内容が決まりましたらお知らせをいたしますので、皆様ぜひ授業を参観していただきアドバイスをいただくと幸いです。

子ども同士のことにつきましては、まだこの教員の段階を今進んでおりまして、だんだん発展してくるとその子どもというふうなことも大いに考えられるというふうに思いますが、今はその域はまだたどり着いていません。それで、小・中学校の取り組みは小・中の先生方にも非常に課題意識がありまして、小学校は初めの総合的な学習の時間などでやったところには国際理解教育という面が強くて、まだまだ初歩、初期の段階で

した。今、小学校の英語活動ですので、子どもたちはあいさつの言葉だったり単語だったり英語が使えるように少しなっている状態です。それが中学校に行ったときに、今までは白紙の状態から子どもを受けとめて中学校の英語の授業が出発していましたが、もう既に単語も幾つか知って話せたりする子どもも少しいるというふうな状況で子どもを受けとめて、さて中学校の英語の授業をどう組み立てていくかというふうなことは双方にとって大変真剣でして、問題は小学校の英語活動にばらつきがまだありますので、そのあたりも含めて小・中学校の先生方のこの課題意識と、そして行政としてその全体を整えていかなければならないという私たちの大事な仕事と、そういうものを盛り込んで先ほど申しました外国語活動連携協議会というところを中心にしながら授業をつくりたり話し合ったりしては学校へ返し、学校の課題をまた吸い上げてというふうなことで動いていますので、ここを中心としながら進めていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（西村芳成君） 2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） ここでまた1つ紹介をいたしますけれども、佐賀県の三田川小・中学校での取り組みでありますけれども、この特に小学校におきまして今まで既に全学年、1年から6年までであります、全学年年間35時間活動を続けてきたと。そういう中で今年、平成23年からは小学3年から以上、3年以上についてはその教科型に移行をすると、今現在もう今年度進んでおりますのでなっておるはずでございます。この小・中連携につきましては、これを行うに当たり小学校での英語活動、これがしっかりと取り組みがなされていなければ中学校と連携はできないと、中学校に合わずのことであって中学校が小学に合わずではないと、こういうことですね。まあとり方ちょっとわからんかもしれませんが、とにかくにも小学校での英語活動をしっかりとやっておるということでこの三田川小学校につきましては、これは新聞紙上でありますから何年前から取り組んでおると、こういうことは出てはおりませんでした。しかし、私の考えるところによりますと、これはもうしっかりと1年生からの英語活動ができておると、年間35時間ですから。その上で3年生から、小学3年生以上につきましては英語、それを教科として中学校への接続、連携として取り組んでおると、こういうことだと思っております。

先ほど教育長、私がおの1つ前に質問をいたしましたのでこれからの質問全部答えが出ておりますので、まあけんどこにございますので少し。教育長、この3月議会におきまして、答弁の中で小・中連携については中学校英語担任との交流授業やゲストティーチャーを招いての学習を大いに、大いにですよ、大いに取り入れたい、このように言っておられました。まだ3月の6月でありますからして進捗状況、伺いするのは早いかもしれませんが、先ほどもかなり答弁いただきましたけれどもその進捗状況と、そして児童と生徒の交流授業、小・中連携に向けて教育長の考えをお聞きいたします。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） はい。お答えをいたします。

ゲストティーチャーの活用とか、それから工科大生の活用とかいうふうなあたりは学校が意識して取り組んでおります。ところがですね、何かこうやっぱり設定するのに4月から難儀をしているような状況もありまして、特にこのモデル校の状況よく、何とか、悩んで入ってきたりするんですけども、やっぱり人を捜したり、それから上手に日程を合わしたりとかいうふうなあたりで難儀をしながら今組み立てをしているところです。全部の学校というわけにはいきませんが、やれるところから地域の方を入れてというふうなことでいっています。工科大生などにつきましては、学校、工科大のほう为学校サポーターとして学生さんを回してくれますのでそことの連携はとりやすいのです。実際のその外国の方とかいうふうなあたりが少し難しさがあるようです。それから、小・中の子どもたちの交流につきましては、またちょっと今後の大事な検討課題にしていきたいというふうに思います。

○議長（西村芳成君） 2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） はい。それではですね、次に、中学校での英語学習についてお聞きをいたします。

小学校におきましては外国の文化、言葉等になれ親しんでおるのを、またコミュニケーション能力育成、その素地をつくる、これが中学校になりますと読むこと、書くこと、こういうことが加わってまいります。

そこでまずお聞きをいたしますけれども、中学校から読み、書き、文法等が学習に取り入れられてまいりますけれども、この理由、どうしてこれが取り入れられておるのか、この理由を教育長のわかっている範囲でお聞きをいたします。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） はい。中学校の学習指導要領の中に目的がこう書き切られているのですがけれども、新しい来年度に向けての新学習指導要領でいけば、外国語を通じて言語や文化に対する理解を深め積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、聞くこと、話すこと、読むこと、書くことなどのコミュニケーション能力の基礎を養うというふうになっています。小学校の外国語活動で外国語の音声や基本的な表現になれ親しみながらコミュニケーション能力の素地を身につけた子どもたちが、中学校でもう1段高い学習内容として聞くこと、話すこと、読むこと、書くことの4つの技能をその基礎となる文法とともに一体的に学び、コミュニケーション能力を培うことが大切だからだというふうに思っています。

○議長（西村芳成君） 2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） ちょっと関連はありますけれども1つここで、これは質問、後で質問にはなってきますけれども、その中学校から読み書きが始まるということにつきましては学習指導要領の中に目的として書かれておると。私はね、このように思っているんでよ。もしかしたら高校入試のための英語学習が中学校から入ってきたらいいかと、

このように思っておりますが、教育長の先ほどの答弁ではそれは目的ではないんだと、このようなお話でありましたけれども、高校入試は目的でない、このようにとらえてよろしいでしょうか。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） お答えします。

高校の入学試験は中学校3年までの学力のつきぐあいというのを確かめるというふうなことです。中学校の学習が先ほどの目的のようになされていく過程の中で知識、理解とか興味、関心とか思考力とかいうふうな力がついてくるわけで、それを試す形で高校入試が出されてくるわけですので、先ほどの目的に合わせてずっと学習を進めていけば高校入試の問題は解けるというふうに思っています。

○議長（西村芳成君） 2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） それでは、次に移ります。

5点目、中学校から英語嫌いの子どもが増加をすることについてお聞きをいたします。

まず、小学校では、全員ではありませんけれども私が聞きますとほとんどの児童が英語はおもしろいと、英語活動のほうでありますけれどもおもしろい、好きだと、このように言っております。これが中学校になりますと英語嫌いの子どもが、自分も英語は大嫌いでありましたけれども、やはり現代でもそのような子どもが中学になりますとふえてくると、こういうことが報じられております。これは調査でもわかっております。この原因、どうして中学校から英語嫌いの子どもがふえてくるのか、これを教育長どうぞ。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） はい。非常にこれ本当に何か言いにくい大変な課題ですけれども、移行期間に小学校の外国語活動があったとはいえ今までは中学校で初めて学ぶというふうなことのスタンスに立ってたものですから、そこからいけば幾つか原因はあると思うんですけど、原因の1つ目は、中学校で学び始める新しい言語活動への戸惑い、または今だったらその接続の課題っていうか、そのあたりにあるのじゃないかというふうに思っています。ギャップを少なくするために長年、これ本当に長年この本市では小学校での国際理解教育や独自の外国語活動で興味、関心を高めるようにこうしてきましたけれども、そこに課題がまだあるというふうなことで、本年度からは小学校での外国語活動が完全実施となったことから中学校への外国語授業への円滑な接続をしていかなければならないという大きな課題を持っています。

2つ目は、文法指導と言語活動の一体的な扱いが弱かったことに原因があるのではないかと私は思っています。新学習指導要領では、全学年でこれまで105時間だった指導時間を140時間、つまり週3時間だった授業時間を4時間にして指導するようになり、指導する語数を1時間ふえたというようなことで、900語程度までっていう今までの語数を1200語程度というふうに増加をして使える単語をふやしたりいうふうなことでコミュニケーション能力の育成の充実を目指しています。ただ、時間が1時間

ふえたといっても文法事項等の指導内容はおおむね従来のままいうふうなことがありますので、新たな指導事項の追加がほとんど行われてないというふうなこともあって学習がしやすいと思いますし、しやすくしないといけないというふうに思っています。

3つ目は、これ本市だけではありませんが書くことに対する苦手意識だと思います。このことに関しては本年度から県の教育委員会も非常に課題意識を持っておりまして、英語ライティングシートっていう書くことを中心とした練習プリントを配信をしてくれています。それを子どもたちは使って家庭学習をしたり、学校の授業で使ったりとかいうふうなことをして活用をして高めていきたいというふうなことで取り組んでいます。書くことにつきましては、いわゆるその英語を書くという小学校の活動は、これは言葉で話したりするほうを主にしますので書くというふうなことはしませんけれど、例えば文字について興味、関心を持つとかですね、別の意味で中学校に入って書いて覚えるという作業が普通にできるように、別の国語とか算数とか他の教科で書くことを習慣づけていくというふうなことを確かにしていないと苦手意識のままになってくるというふうなことを思っています。新しい言語というふうなことについては、私もそうですけど非常に抵抗がありますので、そのあたりを払拭するように上手に連携をしたり授業を持っていったあげないといけないというふうに思っています。

○議長（西村芳成君） 2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） 先ほどの教育長の説明の中でやはり私が思っておったとおりのことです。いわゆるその書くこと、読むことを含めましてそういった文法、これも含めまして、これが中学校から英語嫌いの子どもがふえる、その原因ではなかろうかと私も考えておりました。

ここで1つまた紹介をまたしますが、お隣徳島県の美馬市立三島小・中学校での取り組み、これは中学校のほうのことを言わせていただきますけれども、中学校においては聞く、話すを中心とした英語劇や討論などを行い、中心に行い、読み書きや文法事項の定着を目的としない方向で英語表現になれ親しまされており、これにより中学での英語学習に、後の学習ですよ、学習に大きな効果があったと、このように英語科教諭、福田 恵さんは言うておられます。私はね、国、文部科学省、これの指針どおりにやるのが能ではないと、このように考えております。現にこのように、ここは1例を出しましたけれどもこのようにして、教科書はもちろん基本ではありますけれども子どもたちの興味のあること、何が興味がある、何が嫌いであるのか。英語、小学校の英語活動とですよ中学校の学習、これは連携もちろんでありますけれども、一体何が目的で、これはあんまり言いますと次大事なことがありますのでこの辺で飛ばしておきます。

いよいよ最後の質問になります。今までの質問で大体おわかりであろうかと思っておりますけれども、ALTから始まりました私の質問すべてが今から行いますところの日本人の英会話能力育成についての布石となっております。そのため少々重複する箇所もあろうかと思っておりますけれどもご理解をお願いいたします。

今現実社会におきまして、国内外を問わず英語が使えない日本人ということが言われております。英語が使えない日本人、こういうことが言われますのは、これ裏を返せばですね英語が使える日本人、これを国際社会が求めておることへのあかしでもあろうと、私はこのように認識をいたしております。昨今日本におきましても国際化が急速に進んでおるのはご承知のことと思われまます。国際化といいますのは、これはもう皆さんご承知でありましようけれども食料、工業、商業、観光業等、人間も含めすべてのものの流れ、これが全世界、地球全体規模になってきたということでもあります。そのような状況下で大企業はもちろん中小企業におきましても何らかの形で外国人あるいは英語、英会話というものに関連をしてまいります。観光面にいたしましても外国人観光客の増加、これには目をみはるものがございます。この状況が今後ますます進むことが考えられておる今、世界共通語と言われておりますところの英会話というものが今後日本人にも大きく求められてくると私は確信をいたしております。

そこでお聞きをいたしますけれども、今後の日本人に英会話能力は大いに必要であるのか、必要でないのか、二者選択でお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） はい。大いに必要であるというふうに私は思っています。

少し例を申し上げますと、私もヨーロッパのほうへ研修に行ったことがあるのですが、食べ物欲しいとかあいさつとか、ここへ行きたいとかいうふうなことは、何かものを見せながらこことか、こういうふうにジェスチャーですればかなりの部分通じていきます。ですから生活上困ることがそのあたりではないのですが、例えば工業高校なんかへ行ってこのカリキュラムのこの特色はと聞きたいときに言葉がないからできない。通訳さん捜してもずっと向こうのほうに行って聞けないというふうなことがあって、本当にこれからの国際化のこの社会を生きていく子どもたちにとって、大人もそうですけれどもできるだけたくさんの単語を知っててつなぎ合わせながら何とかこう伝えようとするようなもの、そしてできればきちっと会話ができるという能力についてはとても必要だというふうに思っています。今の教育がそういうふうに使えていうふうなことを前面に出していますので、そこが本当に使える能力として教育ができていくように私たちも頑張らなければならないというふうに思っています。日本人は恥ずかしがり屋という特性があります。そのあたりを小学校の外国語活動で伸びやかに楽しく、外国の人と触れるのも楽しい、英語を使うのも何か簡単にできるとかいうふうなところから始まって、その興味、関心を中学校の授業の充実につなげていって、本当にこうできるだけ話せるという能力を身につけた、ああ話せる、書けるというふうなそういう言語能力を身につけた人材を育てていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（西村芳成君） 2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） 大いに必要であると、非常に私といたしましてはうれしい答

えをいただいております。がしかし、またまた次の質問の答えを先々先先言うてくれましたのでちょっと飛ばしまして、今年6月1日付教育新聞紙上におきましてPISA、これは食べるピザではございません、国際学力テストでございますけれども、その総括でOECD、経済協力開発機構顧問であるところのシュライヒャー氏、日本の教育についての課題を問われております。そのお答えは、一人一人の生徒が学びへのモチベーション、やる気ですね、モチベーション、これを上げることだと、他国よりまだまだ低い、このように答えております。そして、そのやる気を出すためにはですね、これはこっからはまた大事なところでありますけれども授業、授業を先生中心から生徒中心に変えることであると。普通に考えますと授業というのは先生が生徒、子どもたちに教える、これが授業でありますけれども、私自分でその意味を一生懸命理解いたしました。いろいろとありますけれども子どもの気持ちをわかってやると、子どもの気持ちをしっかりと把握した上でその英語にしても数学にしてもその授業を進めるべきだと、それによって子どものモチベーションを上げてくると、このように私はとらえております。

ここにねえ、まず先生方の意識改革が重要であると、このように思っておりますが、英語、先ほども前段で述べましたけれども英語につきましては非常に大事であると、国からして大事であると、そして国家的戦略としながらも20年近くたっております今日、ようやく、私に言わせればようやくこう言いますけれども、小学5年生、6年生からの英語活動の実施であります。縦割り行政の中で本当に取り組みがおそいと、このような感が私はいたしております。そしてまた、今日までの日本の小学校から大学までの教育課程、これを見ましても英語が使える日本人育成、これにはほど遠いのではないかと。私は別に教育者でも何でもございませぬ。がしかしながら、今まで大学まで出ていかに英語が話せない日本人が多いかと、これを見ましても教育内容が悪いと、私はこのように思っております。

ここで1点お聞きをいたします。英会話能力育成の素地を養うためにも小学1年生からの英語活動に取り組んでいくべきではないのか、お聞きをいたします。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 小学校5年生から正式に実施というふうなことになったのでその部分でずっとお話をさせていただいてきましたけれども、香美市の小学校では低学年からの英語活動を今までかなりたくさん取り入れてきてると思います。5年生からの英語活動が完全実施ということで、そこにできてしまったので日が当たらなくなったというふうなことはありますが、興味、関心を高めるという意味では、ALTさんの活用にしても低学年のほうからできるところへ取り入れながらというふうなことで実践はしています。

はい。以上です。

○議長（西村芳成君） 2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） 新学習指導要領実践の手引4の中で、上智大学教授、吉田研作さん編修の小学校英語の中で、平成20年、日本PTA連合会の調査によりますと小学校英語教育必修化、これは必要であるとする保護者が70%を超えております。しかし、その反面、小学校英語教育に期待はしないと、この保護者が同じく70%を超えております。一体これは何を意味するものであるのか、私勝手に1人で理解をいたしました。小学校英語の中途半端な取り組み方、これが大きく原因をしてくと、このように私は考えております。じゃあ何が中途半端と思われるのか、私それを今から4つ簡単に言います。1つには、これはあくまでも私の考えでございますので、1つにはですね小学5、6年生からの取り組み、これが1つ中途半端。そして、1つには年間35時間、週わずか45時間、45分ですよ、1週間に45分。継続は力なり、連続することに意義がある。しかしながら、いやしくも日本語でなくして外国語を習うのに週4時間ですよ、1週間たったら忘れておりますよね。まあそれは確かに英語学習ではありませんのでなれ親しむということにおきましては構んかもしれません。がしかし、私が今質問しておるところの英会話、この能力を養うためには週45分ではいかんがですよ、これ。これがまあ2つ。そしてね、あとALTの数の少なさ、これ原因ですよ。そしてね、もう1つは英語を教えることのできる教員の少なさ、これは小学校のことを私は言うておりますけれども、ほかにもあるかもしませんが私はこのように考えております。これ通告してないのでこれは返答いいです。

私、小学校での英語活動が中学校での学習の前倒しではない、これはもう重々承知をいたしておりますけれども小学校英語がなぜ大事であるのか。それはね、聞くこと、話すことを中心といたしました英語になれ親しむことを大きな目的の1つに挙げておるからであります。そして、この目的が十分に達成されたとき、初めて実社会で通用するところの英会話、いわゆる英語が使える日本人育成の大きな原動力になるとの思いをいたしております。TOEIC、日本のこれ英検のようなものでしょうかね、TOEIC、これによります2007年から2008年にかけての調査では、授業においてまず高校、読み、書き、これ主体が70%強、高校で、で当然ながら聞く、話すは30%弱である。これが大学になりますと半分半分になってまいります。そして、大学卒業して一般の社会へ出る、いわゆる企業、団体が何を求めているかといいますと、聞くこと、話すことが70%弱でありますけれども約70%、これはもう完全に逆転をしております。今現実社会におきましては英語が話せる人材、それをもう大きく求めておるんですよ。私が調べました限り、実社会におきましてすべての統計、調査結果でも英語が話せるということが最も重要視をされております。そしてまた、高校の学習、高校での英語教育でありますけれども、これ平成25年高校入学時、今の中学2年生からでありましょうか、入学時点から英語教育については基本的に英語で行うことに、これは高校の学習指導要領に明記をされております。

そこでお聞きをいたしますけれども、実社会においてほとんど役に立たないところの

英語教育を、国際化が進んでいる今、社会が求めております英語が使える日本人、そのための会話を目的とした教育に方向、方針を変えるべきだと私は思っておりますが、これに対して教育長の考えを問うものであります。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） はい。矢野議員さんの考えには本当に賛成するところたくさんあります。初めのほうで申しましたように、今度新しく指導要領が変わって来年から実施されるときに、そのコミュニケーション能力というところが前面に今までより本当に強く出されて、そこを中心として教育内容を組むというふうな形になっています。だから、その方向へ授業を大きく変えていくというふうなことを現場ではしないと本当に使える英語の力というふうなものが見つからないと思うので、そこへ私たちも学校とか話もしながら進めていきたいと思っています。初め申しましたその連携協議会のほうがその趣旨で進んでいこうとしている組織ですので、それを中心にしながら授業の充実へ向けていきたいというふうに思っています。子どもの力というのが本当に外国語についてはまだまだでして、非常に課題を感じているところですので、私たちも精いっぱい頑張っていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（西村芳成君） 2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） 教育長のそのモチベーション、これを大いに期待をいたしまして、本日の私すべての質問を終わりとさせていただきます。

○議長（西村芳成君） 矢野公昭君の質問が終わりました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決定しました。

本日の会議はこれで延会します。

（午後 6時02分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 3 年 第 2 回

香美市議会定例会会議録（第 3 号）

平成 2 3 年 6 月 2 3 日 木曜日

平成23年第2回香美市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成23年6月16日（木曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 6月23日木曜日（会期第8日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1 番	有 元 和 哉	1 2 番	山 崎 龍太郎
2 番	矢 野 公 昭	1 3 番	大 岸 眞 弓
3 番	山 崎 眞 幹	1 4 番	片 岡 守 春
4 番	利 根 健 二	1 5 番	竹 平 豊 久
5 番	濱 田 百合子	1 6 番	島 岡 信 彦
6 番	山 崎 晃 子	1 7 番	石 川 彰 宏
7 番	爲 近 初 男	1 8 番	竹 内 俊 夫
8 番	千 頭 洋 一	1 9 番	前 田 泰 祐
9 番	織 田 秀 幸	2 0 番	山 本 芳 男
1 0 番	比与森 光 俊	2 1 番	小 松 紀 夫
1 1 番	依 光 美代子	2 2 番	西 村 芳 成

欠席の議員

な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	門 脇 慎 夫	福祉事務所長	小 松 美 公
副 市 長	明 石 猛	産業振興課長	中 井 潤
総務課長	山 崎 綾 子	林業事務所長	久 保 和 昭
政策企画財政課長	濱 田 賢 二	建設課長	宮 地 和 彦
会計管理者兼会計課長	野 島 恵 一	上下水道課長	佐々木 寿 幸
管財課長	前 田 哲 雄	《香北支所》	
まちづくり推進課長	今 田 博 明	支 所 長	二 宮 明 男
市民保険課長	山 崎 泰 広	地域振興課長	舟 谷 益 夫
健康介護支援課長	丸 内 一 秀	《物部支所》	
税務課長	阿 部 政 敏	支 所 長	岡 本 博 臣
収納課長	岡 本 明 弘	地域振興課長	和 田 隆
ふれあい交流センター所長	高 橋 千 恵		

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 恵 子	生涯学習振興課長	田 島 基 宏
教育次長兼教育振興課長	後 藤 博 明	学校給食センター所長	竹 内 敬

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

職務のため会議に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 小 松 清 貴 議 会 事 務 局 書 記 野 邑 裕 永

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成23年第2回香美市議会定例会議事日程

(会期第8日目 日程第3号)

平成23年6月23日(木) 午前9時開会

日程第1 一般質問

- ① 11番 依 光 美代子
- ② 1番 有 元 和 哉
- ③ 16番 島 岡 信 彦
- ④ 21番 小 松 紀 夫
- ⑤ 17番 石 川 彰 宏
- ⑥ 7番 爲 近 初 男
- ⑦ 9番 織 田 秀 幸
- ⑧ 8番 千 頭 洋 一
- ⑨ 14番 片 岡 守 春

会議録署名議員

11番、依光美代子君、12番、山崎龍太郎君(会期第1日目に会期を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時00分 開会)

○議長（西村芳成君） おはようございます。ただいまの出席議員は22人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許します。

11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） おはようございます。11番、依光美代子でございます。昨日は皆さん本当にお疲れさまでした。6時まで議会をしたって、本当に私も議員になって初めてでした。それとこの暑さに本当にまいりそうで、皆さんもさぞお疲れのことと思います。

それでは、通告に従いまして3点について総括方式で質問をさせていただきます。

最初に、地震対策についてお伺いをいたします。今議会では8名の議員が防災関連の質問をするようになっており、それだけ今回の東日本大震災は私たちに想定外の自然災害の恐ろしさをまざまざと突きつけ、危機感を抱いてのことと思います。被災地の皆さんの1日も早い復興を祈りながら、香美市に今後起こるであろう震災被害を少しでも軽減させたいとの思いで質問をいたします。

今回の東日本大震災は、これまでの防災計画を根底から覆すような想定外の巨大地震、津波により町全体が一瞬に消え去りました。想定外の惨事で多くの命が奪われ、広域的災害となりました。いまだに安否確認すらできていない状況があります。想定外の一言で済まされることではありません。今回の震災は、私たちにいろんなことを示唆してくれたと思います。高知県に次に想定される南海地震は、このような巨大地震が想定されるのです。そこで地震対策について6項目お尋ねをいたします。

最初に、今回の震災を教訓に防災対策について見直しをしていると聞くが、特に地震対策については早急な取り組みが必要ではないでしょうか。地震対策についての現時点ではどのような見直しを考えておりますか、お尋ねをいたします。

そして、高知県には、過去およそ90年から150年間隔で繰り返し南海地震が襲ってきているのです。次の南海地震が発生する確率は、今後30年以内に60%と確率は上がってきております。しかし、私は、その発生はもっと早いのではないかと心配をしております。なぜなら、近年国内の至るところでマグニチュード7クラスの地震が発生しております。特に西日本においては、皆さんがご存じのように阪神・淡路で起きた平成7年1月17日の阪神・淡路地震マグニチュード7を皮切りに、その北に位置する鳥取県では平成12年10月6日鳥取県西部地震マグニチュード7.3でした。阪神・淡路の東に位置する三重県では平成16年9月5日三重県南東沖地震マグニチュード7.4が発生、そして西に位置する福岡県ではその翌年の平成17年3月20日福岡県西方沖地震、玄界島でありましたよね、マグニチュード7.0が発生、そういうように

約5年刻みごとに大きな地震が西日本に発生をしております。これを思うと南海地震がいつ起こってもおかしくない状況が考えられます。特に今回は、地震による津波の影響やダムの崩壊を心配し質問を続けます。

香美市では津波に対しては余り心配はしていないと行政連絡会などでは説明がありましたが、本当に大丈夫でしょうか。津波に対して心配ないというのであれば、何を根拠として言うのか説明をお願いいたします。

6月1日に南国市で行われた東日本大震災の被害の現地調査をした県内の研究者らの報告会において、高知高専環境都市デザイン工学科の岡林教授は、宮城県の仙台空港一帯の地形が南国市の高知龍馬空港周辺に似ている状況から、物部川を遡上する波は高知工科大まで達すると新聞報道がありました。私もこの新聞報道を見て少し心配になり岡林教授にお電話をしましたが、なかなかつながらなくてお話を聞くことができませんでしたが、今回、昨日課長の答弁によると、この記事の文言の前に「勾配を考慮せず」が抜かり掲載をされておったということがわかりましたが、地域住民はこの遡上する津波に大変不安を抱いております。なぜ不安があるのかというと、次に高知県に今後起こると言われる南海地震は、東海、東南海、南海の3つの地震が連動して起きたと言われる巨大地震の宝永地震級を想定すべきだと多くの地震研究者らが言っておるからです。その巨大地震の襲来を心配するのです。その宝永地震の規模とは、今回の東日本大震災と同じか、それ以上の大きさだった可能性があると言われております。また、一説によると、この宝永地震のとき県内には最大で高さ25メートルにも及ぶ、にも達する津波が襲来し、高知平野は2.5メートル程度地盤が沈下したと言われております。そして、高知城より東の地域が軒並み水没し亡所となり、亡所とは集落全部が一瞬にしてなくなることを言います。海水が引くまで何と3カ月もかかったと書き残した文献もあるようです。現在の浸水予想や津波の遡上の根拠は大震災以前につくられた基準ですが、現在の被害想定で本当に大丈夫でしょうか。舟入川より南に位置する物部川沿いの住民は、遡上してくる津波を大変心配をしております。物部川を遡上する津波に対して堤防の強度は大丈夫でしょうか。堤防の耐震強度はどれぐらいを基準にしてつくられているのですか、お聞かせください。堤防は洪水などを想定してつくられたものが大半であり、地震の揺れや津波の力がかかることを想定していないのではないのでしょうか。また、どこまで津波が遡上すると想定をしておりますか。堤防には何箇所もの樋門がありますが、そこからの津波の侵入に対してはどのようにとらえているのかもあわせてお尋ねをいたします。

3つ目に、地震によるダムの崩壊や経年劣化などの心配はないのでしょうか。あつてはならないことと思います。ダムの強度は地震のマグニチュード幾らまで大丈夫ということで建設をされているのか説明をお願いいたします。ダム周辺の住民は大変このことを心配しております。万が一に備えダム被害発生時の浸水想定区域を調査し、浸水ハザードマップを作成して被害を軽減できる対策をとっておくべきではないのでしょうか。ま

た、ダム放流予報連絡協議会ではどのような議論がありましたか。市としてこの問題にどのように対応するのかについてお尋ねをいたします。

4つ目に、津波やダム崩壊などで浸水被害が予想される時、また、ダムに亀裂が入り危険が予想される時などに周辺住民にはどのように周知をするのかお伺いをいたします。

また、避難時に高齢者や障害者などへは支援が必要であるが実態の把握はできていますか、要援護者支援台帳の進捗状況はどのようになっていますか。

5つ目に、小田島、上小島、下ノ村地域から避難場所の楠目小学校へ避難するのに幾つかの小さな橋を渡らないと避難場所へたどり着けません。橋が崩壊すれば避難ができなくなります。橋の耐震強度は大丈夫でしょうか。耐震診断がまだであればいつごろを予定しているのかお尋ねをいたします。

6つ目に本市の災害時に夜間停電のとき、避難場所へたどり着くための誘導灯の設置状況はどこへ何基設置しておりますか、今後の計画はどのようになっているのかお尋ねをいたします。

続きまして、特定外来生物オオキンケイギクについてお尋ねをいたします。

この時期に田んぼのあぜや道路沿い、堤防などで一見キバナコスモスのような背丈30センチから50センチぐらいの黄色いかわいい花が咲いておりますが、これが特定外来生物オオキンケイギクです。繁殖力が強く、1本植えると翌年には何十本もの子苗ができ、あっという間に群生をします。香美市内にも至るところで繁殖し、油石の道路沿いでは多く群生をしています。特定外来生物は繁殖力が強く、群生すると在来種に悪影響を及ぼすので植えたり種をまくことが禁止をされております。しかし、このオオキンケイギクが特定外来生物であることを知らずに花壇へ植えたり、きれいだからと道沿いに植えたり、とってきては鉢に植えたりしている人もおります。県下にこの花がはびこり生態系に悪影響が予想されると国分川の堤防沿いの大群生の写真が新聞報道に掲載されました。

それを見たのか、それ以後の物部川の堤防には、すっかりこのオオキンケイギクがなくなりました。しかし、他のところも少しは減っておりますが、まだまだ市内にはオオキンケイギクが繁殖しております。私も気がつけば特定外来生物であり植えてはいけないことを伝えておりますが、中には近所の人に言われたけんどかわいいから置いちゅうがという方もいました。全国的に問題になってきております。オオキンケイギクが群生するところでは1年生草木が少なくなったり在来種の居場所を奪ってしまうなどの影響が出てくるので危惧され、対策が急がれると言っております。香美市でも住民への周知を必要と考えるが、どのような対策をとっておりますか。また、このオオキンケイギク以外で特定外来生物に該当するものが香美市内にあるのでしょうか、以上お尋ねをいたします。

最後に、中学校の昼休みに午睡、いわゆる昼寝を取り入れてはどうかということで質

問をいたします。

きっと皆さんは、幼稚園じゃあるまいし何を言うがと思うかもしれませんが、皆さんもどうですか、昼食後の午後の会はとつても眠くはないですか、眠気を払いながら仕事をしていると思います。眠気で脳の働きは鈍っているのです。そんなときほんの少し15分ぐらい眠ると、すっきりして集中力がアップし仕事ははかどった経験はありませんか。アメリカやヨーロッパなどの会社では、会社の利益を上げるため進んで昼寝を取り入れているそうです。台湾では小学校から昼寝タイムがあり、日本に転校してきて昼寝がないことを知り驚いたという話もあります。昼寝は15分間がベストであり、この15分間の昼寝の効果について睡眠の研究歴20年の国立精神・神経医療研究センターの白川修一郎先生はこのように言っております。昼寝をすると眠気が取れ、覚醒レベルが上がり、ドーパミンがふえるので脳を維持する能力が上がります。そして記憶力や集中力がアップするそうです。また、脳がリフレッシュすることで行動量や運動量がふえ、体脂肪や体重が減り、昼寝を取り入れることで肥満の解決もできるそうです。昼寝にはこういった効果があるようです。

この昼寝を昼休みに取り入れているユニークな学校が福岡県にあります。福岡県立明善高等学校です。ここでは昼休みに15分間の午睡タイム、昼寝をしています。この明善高校が取り入れたきっかけは、保健委員会が中心になり生徒の生活実態調査のアンケートをしたところ、多くの生徒の睡眠が少ないことが判明しました。そこで、どのように解決をすればよいかということで明善高等学校の卒業生でもある久留米大学医学部の内村教授に相談したところ、昼休みの昼寝を勧められ、2005年に1カ月半、大学の協力を得ながら試験的に導入したそうです。すると生徒にも大変好評であったので、正式に午睡タイムを導入したそうです。この午睡タイムを導入し6年間になるそうです。その午睡タイムは昼休みの最後0時50分になるとチャイムが鳴り、一斉に教室の電気を消しブラインドをおろします。放送部員が「ただいまからエネルギー充電のため、15分間の午睡タイムに入ります」と放送し、モーツアルトなどのクラシックのBGMを流します。生徒は机にうつ伏せになり、担任の先生も一緒に午睡タイム、昼寝に入ります。この取り組みの後、生徒に感想を聞くと、「最初は、えー、幼稚園みたいで嫌だと思ったけど、午睡をすると午後の授業だけでなく、帰宅してからの自主学習の集中力まで上がった」、そのように言われていました。先生からは、「午睡をすることで集中力がアップし、仕事もはかどる」と言っておりました。

久留米大学医学部の内村先生は、昼寝をすることで夜の睡眠の質がよくなる効果があると言っております。この昼休みに午睡をすることで午後の授業への集中力がアップするだけでなく、生徒のいらいら感や保健室の利用も少なくなり、部活動中のけがも減ったそうです。この取り組みの前後6年間を大学の協力により解析調査をした結果をグラフにしたものがここにありますので少し説明をさせていただきます。（資料を示しながら説明）これが大学入試の試験の成績のグラフです。この真ん中を中心に右と左に分か

れて導入前、導入後です。全国平均がこの赤線です。それで、導入前にはこのように平成15年には1.15、平成16年には1.13、平成17年には1.17。導入してからは、平成18年には1.18、平成19年には1.25、平成20年には1.22、そして難関大学への合格者数、これが導入前の3年間と導入後の3年間で変化をしております。東京大学へは導入前には4名でした。導入後には8名。京都大学へは20名でしたが25名とふえております。大阪大学には12名が21名となっております。国立、国公立の医学科には22名であったものが40名、九州大学には179名が193名とふえております。また、部活動中のケガも導入前と導入後では、導入前にはこのように高い数値でした。平成14年には63件、平成15年には73件、平成16年には76件でしたが、取り入れた後には51件、50件、52件と減っております。ここで上と下のグラフが1年ずれているから、あれ、おかしくないかなと思われるかも知れませんが、センター試験の成績ってというのは、2005年から導入しておりますが、その翌年に、2006年にセンター試験をするのでその結果というのはこの平成18年、6年度、2006年に入るんで、そこで1年表がずれたから、おかしいと思うかも知れませんがそういうことでずれております。こういった結果が出ております。

教頭の江口教頭先生に少しお話を聞かせてもらいました。この取り組みを始め6年目になるそうですが、同窓生である医学部の内村主任教授は毎年1年生に対し睡眠のメカニズムなどの話をしてくれるので生徒は質のよい睡眠がなぜ必要なのかが理論でわかるので取り入れやすいそうです。また、「学校は、決して午睡を強制するのではなく午睡を推進をしておりますということで、午睡をしない生徒にはその邪魔をしないようにということでやっております。また、昼寝をしたから単純に成績が上がったと思わないでくださいね」ということも言われました。それは私も思います。この明善高校では偏差値65以上を目指して授業改善なども取り組んでおりますが、昼寝をすることで夜の睡眠不足が解消でき、授業への集中力が上がるので、その授業の効果が出てき相乗効果だと思えます。午睡は生徒の睡眠不足を解消し生活レベルのアップにつながるのではないかと考えますが、中学校の昼休みに取り入れを検討してみてもはどうでしょうか。

これで私の1回目の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） おはようございます。依光議員の地震対策についての1番目から4番目、そして6番目、そして特定外来生物につきまして答弁をさせていただきます。

まず、地震対策につきましての、現時点でどういった見直しを考えているかについてでございます。

防災計画の見直しを今年着手するということは事前にお話しいたしましたけれども、まず現時点で早急に取り組まないといけないことにつきましては、4月に大きな組織再編がございました。このことからまず組織再編に伴う役割分担ですね、各課の、これは

まず第一にやらなければならないことかと思っております。それに伴います所掌事務の見直し、これをまず優先的に行いまして地域防災計画全体の見直しを進めていく必要があるだろうというふうに考えております。

震災対策につきましては、今後見直されるであろうその被害想定でございますけれども、これが早い時期に示されればですね計画に生かしていく予定でございます。被害想定の中で香美市において津波被害のおそれがあるようでしたら、当然ながらあわせて津波避難計画の策定も必要と思えますし、避難誘導路の整備、こういったものもですね計画の中に入れていく必要があるかというふうに思っております。

次に、2番目の物部川を遡上する津波や堤防の強度は大丈夫かということでございます。

南海地震におきます津波の遡上につきましては、現在の津波浸水予想では約2.5キロの遡上となっております。これは南国市の部分まででして、香美市には到達するような計画にはなっておりません。しかし、きのうも言いましたけれども高知高専の岡林教授のお話、これにつきましてはきのうお話ししましたとおり勾配を考慮してないということで、恐らくその工科大まで到達することはないであろうという回答でございました。

そして、堤防の安全性につきましてはですけれども、河川を管理する国土交通省と高知県、神母ノ木の橋のあたりから下は国土交通省の管理となっておりますけれども、ここが平成22年に策定しました物部川水系河川整備計画というものがございまして、この中の現状と課題、この中で「今後は南海地震、東南海地震等プレート境界型の地震等も含め、現在から将来にわたって考えられる最大級の強さを持つ地震動も想定に加え、河川管理施設の地震対策を実施するもの」と記載しております。現在物部川の重要水防箇所指定されておるところもございましてけれども、岩村とか下ノ村がそこに当たりますけれども、順次改修工事がなされるものというふうに思っております。

また、津波の遡上についてはですけれども、ダムが洪水時に最大放流を行うような遡上は今のところないのではないかと、これは個人的にですけれども考えております。そして、自治会長会の中でですね、香美市は津波の心配がないということ、根拠をということでございましてはあくまで私的な考えでございまして。ただし、その中でもですね今後の被害想定の見直しを注視する必要があるということをつけ加えていたというふうに思います。そして、宝永地震が25メートルの津波であったということでございまして、これ恐らく須崎とかと土佐市のリアス式海岸になって津波が集まってくるところ、ここではそういった高さになってこようかと思っておりますけれども、本市におきまして宝永地震の津波の被害っていうのは恐らくなかったらうというふうに思っておりますし、今回の東北地方太平洋沖地震を見ましても、昨日申しましたとおり平均で8.6メートルの津波とかであったということから、香美市の標高が今現在20メートルの標高がございまして可能性は少ないだろうというふうに思います。ただ、私も地震学者ではございませんので、最終的には中央防災会議等がつくりましますこの被害

想定、これを基準にですね震災対策、津波対策のほうはですね進めていく必要があるというふうに思っております。

次に、3番目の地震によるダムの崩壊や経年劣化、ハザードマップの作成につきましてお答えいたします。

香美市には高知県が管理するダムが3カ所、また四国電力が管理するダムが3カ所の計6カ所のダムがございます。3月11日に発生しました東北地方太平洋沖地震の発生を受けまして、施設を管理する高知県と四国電力に対しましてダムの安全性についての質問を行っております。質問に対する回答でございますが、双方ともに同じような内容でございます。香美市にある6つのダムにつきましてはすべてコンクリートのダムでございます。今回発生しました東北の地震の中ではですねロックフィルダム、これは石を積んだダム、それとアースダム、これは土でできた堤防のようなダムでございますが、このダムでは被害が報告をされておりますけれども、香美市に設置されているダムと同じようなコンクリートダムにおきましては被害の報告はなくですね、また、平成7年の兵庫県南部地震、これは最大震度7ということでございますが、または平成20年の岩手・宮城内陸地震が震度6強でございます。この大きな地震2つの発生を受けてもですね大きな被害がなかったということから、コンクリートダムの安全性については一定証明がなされたというような回答でございました。

また、ダムの耐震性につきましては、平成17年に国土交通省が策定いたしました大規模地震に対するダムの耐震性能照査指針に基づき、全国で照査が進められてきておりました。ただ、今回の地震を受けましてその指針のほうも見直される可能性があるということで、その指針が見直された後にはですね、このダムにつきましても新たな指針に基づいて照査を行い、それで対応していきたいというようなことでもございました。

また、ハザードマップの作成につきましては、香美市に設置されておりますすべてのダムが安全であるとの回答でございましたので、また老朽化についても問題はないということでもございますので、香美市としては現時点では作成する計画はございません。しかしながら、先ほど言いましたダムの耐震基準の見直しによる照査の結果、そしてその他の要因で少しでも安全性に懸念が生じた場合は、ダムの存続も含めて施設の管理者と協議する必要があるというふうに思っております。なお、物部川放流予報連絡協議会の中ではですね、他の委員さんのほうからはダムの安全性に対する特段の質問はございませんでしたので報告させていただきます。

そして、次に、津波やダムの崩壊などで浸水被害が想定されるときは住民への周知でございまして。

現在の伝達方法でございますけれども、まだ香美市においては防災行政無線が整備されてないということで、市有車や消防によります広報、そして消防用サイレン等によります、消防等のサイレンによる吹鳴、こういった形しか連絡方法はないと思います。恐らく電話で自主防災の会長さんや自治会長さんに電話でかけるということをしてます

ね間に合わんと思いますので、こういった方法しかないと思います。しかしながら、今後防災行政無線は整備される計画になっておりまして、この連絡については飛躍的に改善されるというふうに考えております。

また、高齢者や障害者が避難するには支援が必要でございます。特に一刻を争う津波等の場合は、地域の自主防災組織の役割が特に大きいと考えます。日ごろの活動の中で地域の実態を把握しまして、災害発生時に迅速な対応ができるよう訓練をすることが重要であるというふうに考えております。

次に、災害時の夜間停電時の避難誘導灯の設置状況についてお答えします。

避難路や避難場所への誘導灯の設置につきましては、地震発生時に津波からの早急な避難が必要な海岸線を有する市町村では取り組みが進んでおるようですが、まだ本市のほうでは現在設置は行っておりません。地震が夜間発生しまして停電となった場合には避難に支障を来すおそれもあり、今後の検討課題ととらえております。また、災害発生時にはさまざまなケースが考えられると思います。できれば非常持ち出し品の中に懐中電灯を加えていただきましていつでも持ち出せるように、持ち出せる状態にしておくことが最も安全な方法であるというふうに考えております。

なお、この誘導灯につきましては、太陽光発電を利用して明らす関係で、現在その防犯灯等につきましては四国電力の電柱に共架させていただいておりますけれども、独自のですね支柱の建設等も必要になってきます。香南市のほうはもう既に幾つかやっておるようでして、結構これはお金がかかるようでして、1本当たりやっぱり100万円程度の予算は見込んでおく必要があるだろうということを伺っております。

それと、特定外来生物についてでございます。

特定外来生物につきましては外来生物法という法律で定められておりまして、哺乳類、鳥類、爬虫類、魚類等10の分類群の中で指定をされております。魚類では河川でのスポーツフィッシングの対象となっておりますブラックバス、これが最もメジャーな外来特定生物と言えるのではないのでしょうか。

さて、ご指摘のオオキンケイギクにつきましては、平成17年2月に特定外来生物として指定されておるキク科の多年生植物です。もともとは観賞用に入ってきたもので、強健で冬期のグラウンドカバー効果が高く、花枯れ姿が汚くないといったような理由でワイルドフラワー緑化工事、これはのり面等へ種子を吹きつけて緑化を図る工事でございますが、そういった緑化工事でも多く使われたものの1つと聞いております。しかし、強靱な性質によりまして全国的に野生化が進んでおりまして、在来生態系に悪影響を与えていることも事実でございます。ふえすぎを防ぐためには、梅雨期に刈り払いを行い結実を防ぐことが必要というふうに言われております。

現在日本では、1科、15属、81種、97種類が特定外来生物として指定されておりますが、近年のペットブームやガーデニングブーム等で世界じゅうからさまざまな動植物が日本に輸入されてきておることから、今後も特定外来生物に指定される生物がふ

えてくることが懸念をされております。そして、そのすべてを駆除することは非常に難しいというふうに考えます。香美市におきましては、特定外来生物に対する特別な対策は行ってはおりませんが、市ホームページへの掲載と環境省のホームページをリンクするような手段で注意喚起することは十分可能だと思います。今後検討したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所所長、小松美公君。

○福祉事務所所長（小松美公君） おはようございます。依光議員の地震対策についての（４）の後段、避難時に支援が必要な方の実態把握についてお答えします。

平成21年度に国の災害時要援護者の避難支援ガイドラインを踏まえ、香美市災害時要援護者避難支援計画の全体計画を作成し、その中で災害時の要援護者の範囲を定めております。平成22年度に関係課等の保有する情報をもとに、その対象となる災害時要援護者の情報を把握して要援護者台帳を作成しています。平成23年度に、この中から災害時にだれが支援をしてどこの避難所等に避難させるかを定める個別避難支援計画を作成するべく取り組んでおります。要援護者台帳の対象者が約8,300人ぐらいになります。

済みません。きのうの山崎議員の答弁の時に6,000人とお答えしましたが、6,000人はひとり暮らし高齢者と高齢者のみの世帯のもの的人数ということにして、対象者全部では約8,300人ぐらいになります。

この要援護者のデータも毎年古くなりますので、現在台帳の更新のために住民基本台帳等のデータとの確認作業をしております。今後広報等を利用して、手挙げ方式で災害時の避難支援を希望する方の個別支援計画を策定していく予定です。また、要援護者台帳の中から支援の必要性、地域、家庭の支援力、居住地の脆弱性などから支援すべき要援護者の優先度を検討して、優先度の高い方から可能な範囲で個別支援計画を作成していく予定であります。

以上です。

○議長（西村芳成君） 建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君） おはようございます。依光議員の5点目の山田島、上小島、下ノ村地域の楠目小学校への避難路、その中の橋梁についての耐震をお聞きいたしました。

指摘のこの地域につきましては、今現在の地域防災計画による最も近い避難場所、これについては楠目小学校となっています。地域の避難路は幾つか想定をされますが、市道小島線が最も近く早い道ということで短路となります。指摘のとおり3つの橋梁がございますが、橋梁の構造は地盤を直接基礎とする鉄筋コンクリート構造です。今まで構造上の変調は特になく、大きな修繕は行っていません。質問は地震への強度と伺いますが、当橋梁も長寿命化のための診断調査を行い、3橋のうち1橋修繕箇所が出ています。

当橋梁は比較的スパンが短く、橋台も高くなく、落橋の懸念より長期の老朽化による強度不足等が心配されますが、長寿命化のための必要とする修繕はこれからも提案したいと考えています。

以上お答えをいたします。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） おはようございます。依光美代子議員の中学校の昼休みに午睡を取り入れてはどうかという質問にお答えをいたします。

興味を引かれる取り組みです。福岡県立明善高等学校での実践も読ませていただきまして、依光議員が話されたような成果が上がっていることを確認いたしました。学力向上対策や健康安全教育の充実は本市においても大きな課題であり、各小・中学校が創意工夫して取り組んでいるところです。授業、放課後学習、家庭学習の工夫、授業へのボランティアやサポーターの導入、基本的な生活習慣の徹底などさまざまな取り組みを行っていますが、思い切った発想の転換も大事だと思います。昼休みの午睡の実践につきましては、校長会等で紹介し、各校での取り組みの参考にしていきたいと考えています。

以上です。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 11番、依光美代子です。最初に地震対策についてお伺いをいたします。

今回この大地震が起こってからというもの、本当に今まで考えてないようなことが今回起こったので、その津波に対しての恐怖感というのが住民の方が多く持っていると思うんですね。心配ないって言われるんですけど、そのことをぜひ広報など、先日何か自主防災の組織の方が集まったときにダムの、永瀬ダムの所長さんが来てお話をされたということ昨日聞いたんですけど、やはりそういうことを皆さんに知らずということがすごく大事になろうかと思えます。それと、ダムにおいても心配ない、心配ない言っても、マグニチュード7.0ぐらいですよ、今起こってて被害がないって。けど、今回の地震を思ったときに想定外、この3つの連動したときに、国もその3つが連動するだろうということで見直しを始めてます。課長も先ほど言われたようにその国の指針、県の指針が出たら早急に見直しをするっていう、それはすごく大事なことだと思うがです。

だけど、しかし、この地震がもし来週起こったとします。そうしたときに、やはり計画としてできてなくても、課長が言われましたが、組織再編になってそういうことも充実させていくようになった。けれど、そこをまだ皆さんが、その各課の災害が起こったときの役割の分担であったりその再確認がまだできてない、そういうことをきちっとしていかなければならないということをおっしゃいました。ぜひ早くにこれに取り組むべきだと思います。4月1日からこの組織が再編されるっていうことは、もう3月からわかっております。4、5、6と3カ月たってます。本当にこの地震に対してはいつ起こ

るかも知れません。けさもはやまた大きなのが岩手県であって津波をちょっと心配したけれど、津波は50センチぐらいということですが、そういう感じでいつ起こるかも知れませんが、昨日市長のほうからも言われたように、常に最悪の事態を想定してあらゆる対策を進めていかなければならないということと言われました。そのためにも計画をつくるには確かにその見直しがきちっと出てからではないといけないけれど、万が一のときにどうするかというその体制の話し合い、意識づけ、そういうことは大事だと思いますが課長はいかがお考えでしょうか。

そして、堤防の強度ですが、国土交通省の平成22年度策定されたものに順次実施をしていくということで掲載されておると。ひょっとこれ、今でなくっても結構です、この堤防というのは耐震強度というのはどれぐらいの基準にこしらえているのがわかれば。その辺、私も専門的にわからないんですけど、多くのその堤防っていうのは地震なんかを想定してでなくて洪水などのことを想定してつくられてるのではないかと思って、その辺の強度をすごく心配するんです。今回津波っていうのは壁のようなものが、普通の高台にだったら繰り返し十七、八秒の繰り返しの波が押し寄せるやけど、津波っていうのはもう大きな壁が次から次へ押し寄せてくる、そういう状況になるんですよね。それもあって、その強度に対して心配する。河口から計画では2.5メートルっていうことをおっしゃいましたが、これはその以前の想定ですよ、大震災前の、安政地震の。だけど、もうほとんどというか皆さんが言ってますよね、地震の研究者が、もう今度起こるのはこの3つの連動型を想定しなければならないし、国もそういうことを想定して見直しをしようということで始まっています。そうしたときに強度っていうのをすごく心配するのと、それと、2.5メートルではない、もう少しこっちまで来る可能性がある。やはり万が一に備える、なければそれは一番いいことですよね、そういうことが。だけど、しかし、あったときに慌ててどうしよう、どうしようということで多くの命が失われる、そんなことになってはいけないと思うがですよ。だから、そんなことは今の段階では想定されてないけれど、もしそういう津波があったときにはこういう形で避難の警報が出ますよとか、どこへ逃げてくださいますかというのをその周辺の対象地域とか、可能性がある地域へ、その集落へはやっぱり周知をするべきではないかと思いますがいかがでしょうか。

それと、ダムもですが、ひょっと今でなくて結構です、その強度、ダムの強度っていうのは地震に対してどれぐらい強度を考えて建設をされているのか。きつとつくったときにはそのダムへの対策、ダムじゃなくて地震への対策を考えてたのかなということでも少し心配をします。わかれば教えてください。

それと、その万が一、万が一とか津波がダムで浸水が予想されたときには、広報車や消防のサイレン、そういうものでお知らせをするということでしたが。やっぱりそういうことなんかその周辺住民にわかるように知らせてほしいし、また、そこに支援が必要な方、まだ台帳がきちっとできてないということですが、例えば耳の聞

こえない人、難聴者の方がお一人で住まわっていたりすると警報が鳴ってもわかりませんよね。とりあえずそういう人はその周辺部というか、危険と思われるところに住んでおるそういう人たちをいち早く先に押さえるべきではないかと思います。それで手挙げ方式で広報で募集をするということでございますが、そのことにも気がつかない高齢者ってというのはたくさんおいでだと思います。ぜひせっかくある組織ですから、民生委員さんが75歳以上の方を調査をしてますよね。そういう情報など入れながら以前取った情報、そこで行政としてわかるところから、やっぱり急を要する、皆さんから上がってきた中から優先順位をつける、それも本当に大事なことです。けど、それこそ来週ね、すぐに起こるかもわかりません。1カ月先、1年先、何年先かもわかりませんが、そのときにあ、しまった。あの時ああだったらなということにならないように、そういった支援が特別必要ってというのは、ほぼ自治会長さんや、それからいろんな過去のデータにも出てきてるんじゃないかと思います。けど、過去のデータが何千人もおる中から探すって本当にすごい手間のかかることだと思うがです。だから、地域の自治会長さんや防災の会長さん、そういう方に聞いたら早くにこうピックアップできるんじゃないかと思いますがいかがでしょうか。

それと、橋の、楠目小学校へ避難するところの橋のことです。

1個修繕の必要があるということでございますが、ぜひ早急に早い段階にお願いをしたいと思います。というのも、あの3つの橋のどれか1つが壊れたら上へ行けれないがですよね。そして小田島、下ノ村、上小島から小田島のほうへ上がれば、ぐるっと上がれば1カ所だけ行ける場所があるんですけど、多分もし水、ダムが何かあったときには、そのダムの崩壊する方向へは絶対逃げれないと思うがです。そして、今度は八王子部落、小島部落のほうから上がったらいい、そこにもまた橋があるんです。その橋が大丈夫であってもかなりの距離があるので、高齢者が多く住んでおりますので、ぜひその修理あるならば早急にお願いをいたしたいと思いますがいかがでしょうか。

それと、避難地への誘導灯、香美市内の場合にはまだできてないということで、本当にこれ太陽光発電を利用してやるのには100万円から1基がかかりますよね。本当に大変だと思うけれど、この香美市内の場合には平野部より山間部が多い。まだ広いところは少々街路灯がなくっても、誘導灯がなくっても行けるんですが、小さな道をこうぬって行かないかんというところが多いんじゃないかと思います。懐中電灯を備えるということはずいぶん大事なことだと思います。こういったことを含めて自分の身は自分で守る、それがもう第1番だと思います。その次にやはり行政の支援ということが、行政からのその支援の発信ということが大事ではないかと思いますが、広報などにやはりその分を載せて、行政がその一生懸命地震対策、防災対策をしても住民の意識が上がらなければいざというときには役に立たないと思うがです。その住民の意識をいかに高めるか、これも1つの大きな役割ではないかと思いますがいかがでしょうか。

それと、オオキンケイギクですが、ホームページや環境省のほうへということでございます。確かにそうしてもらったらいと思います。けど、ホームページを見る人というのは限られてると思うがです。今回高所に掲載されましたよね、写真が、あれってすごく効果が、私もあのことでこの花がそういう特定外来生物であるということを知ったんです。それでこれはいけないと思って、それまでは道端にあって、いや、かわいい黄色の花やなという感じで見てたけど、気がつけば抜いたりとか、お家の縁にあるところには声がけをしたんですけれど、先週もう1回こう回ってみました、その後どうなったかなと思ったから。かなり減ってはきております。だから、広報などへこう写真入りでこの花はこうこうですよって載せることが皆さんに意識づけになるんじゃないかと思えます。やはりこのまま放るとだんだんだんだんふえてくるし、何か生態系に異常があつてから慌てて後から手だてをとるのではなく、今できることね、財源もさほど必要なくできること、そんなすぐできることから取り組む、それによって効果も上がっていくんじゃないかと思えますがいかがでしょうか。

これで2回目の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 依光議員の2回目のご質問に対しまして、この震災対策について市としての私なりの考え方を述べさせていただきます、また個別の事項につきましては担当課長のほうから述べさせていただきますが、今回は議員さん16名の皆さん方がご質問、登壇をさせていただいておりますが、このうち11名の方が今回の震災を受けての防災面、あるいはまた震災対策、そうしたことについてのご質問をいただいております。またそれも時間をかけてのご質問でございまして、担当であります今田課長は夜も寝んづつ答弁の作成もしているような状況でございまして大変苦勞もいたしておりますが、しかし担当として一生懸命やっておるということもご承知をいただきたいと思っております。

よく想定外を想定をしてということをも私も当初使いました。大変これは広く一般的に使われるような形になってきておりますが、想定外を想定をするということはこれは果てしもないこととございます。無限であるといっても過言ではないと思っておりますが、こうしたことを想定をして対応をしていくということにつきましてはかなりのことがあるのでは、無理なことがあるのではないかというふうに思います。可能な限りのことは想定をしてする、段取りをする、そして対応をするということは当然そうしたことが必要ではございますが、なかなか自然の力に対してそれを想定をしてやるということは、皆さん方もこの世の中に生きていて幾ら想定をしていてもこれは不可抗力であったということを体験をすることがあるというふうに思います。これはやはりこれとして受けとめなければならぬのではないかというふうに私自身は思っております。

また、私どもは評論家ではございません。やはり行政マンとして少なくとも言ったことはやはり実行をし、そして皆さん方の要請、要望にこたえていくという責務もあ

るわけでございますので、そうした中でさまざまご指摘を議員の皆さん方からいただくわけでございますが、しかし、それ一つ一つ行うにしてもやはりデータに基づいて、そのデータに基づいてそれをしていくのも我々の大きな仕事であるわけでありますので、皆さん方のなかなか多方面にわたる要望、要請にはこたえづらい部分がございます。ダムのことについてもそうであります。この震災直後にダムの関係者、県、あるいは四国電力の方々と率直に話し合いをいたしました。そして、そのダムの状況についてのお答えもいただいたわけであります。そうしたこともデータのもとにこうした安全性が言われてある、いるわけでありますので、そうしたデータをもとに我々はそうしたことに対応をしていくと、そうしたことをしていかざるを得ないという状況をご理解をいただきまして、あと担当課長のほうからお答えをさせていただきますので、前段として私が皆様方にこの香美市の取り組みについての説明をさせていただきます。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 依光議員の2回目の質問にお答えいたします。

まず、防災計画の中での各課の役割分担を早急にとということでございますけれども、実際ですね自分のほうもこの4月に来て早々、船谷の大火災が発生しました。この中にはまだ各課の役割分担も定まっていなかったのでこれは非常に大丈夫かなというふうに心配したところでございますけれども、本当に各課の協力を得ましてですね、計画見直し前であってもですね結構な機能が図られたというふうに思っております。今後はよりこの組織の役割分担、所掌事務の見直しを行いまして、十分に組織として機能するようにですね早急に取り組んでいきたいというふうに思っております。

それから、住民への周知の方法につきましては、先ほども言いましたように現在のところ広報車やサイレンの吹鳴とかいう方法しかありませんけれども、依光議員のおっしゃいましたとおり対象となるその自治会等への連絡、これは十分自主防災組織等を通じてできることやと思いますので、まずできることからですね取り組みたいというふうには思っております。

そして、堤防の強度、それからダムの強度、どれくらいの耐震設計でできてるかということでございますけれども、これにつきましてはそれぞれ、自分も専門家でもございませんので管轄しております企業局や四国電力、そして国土交通省のほうにですねまた問い合わせを行いまして、資料等がそろいましたらまた議員のほうに提出させていただきたいというふうにも思っております。

それから、オオキンケイギク、オオキンケイギクにつきましては、この広報への掲載もですね考えてはみました。ただ、今から広報に載せるとなると2カ月後ということにもなります。そうするとオオキンケイギクの花も終わっておるということもありまして、もし掲載するならば来年以降のほうがいかがとも思います。そういう意味も踏まえましてホームページのほうならですね、この地区だけじゃなくってその他の外来生物のほう

もですね見ることもできるということで今回答弁させていただきました。何らかの形でこういったことが出ましたら住民への周知は必要やと思いますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所所長、小松美公君。

○福祉事務所所長（小松美公君） 依光議員の2回目のご質問にお答えします。

難聴者などは警報が鳴っても聞こえないとか、また手挙げ方式だと気がつかなくて手の挙がらない方もいるのでは、民生委員などから聞き取りなんかをして早急な対応を取ってはというご質問だと思います。

ご指摘のとおりだと思います。手挙げ方式では、ご自分で避難の困難な方であっても手挙げ方式では手の挙がらない方も出てくると思います。そういったこともありますので要援護者台帳の中から、優先度の高い方から個別支援計画を作成していくということで、手挙げ方式と台帳の中から優先度の高い人を選んでいくと、両面から作成していきたいと思っております。

また、個別計画の策定につきましては、民生委員や自主防災組織等の実際に避難支援に携わる関係者と要援護者に関する基本的な情報を共有しました上で、これら関係者が中心となって要援護者本人と避難支援者、避難場所、避難経路、避難方法、情報伝達方法等について具体的な話し合いをしながら作成していくこととなります。こういったことですので、平成23年度にできるところから順次取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君） はい。依光議員の2回目のご質問にお答えをいたします。

早い時期に修繕をとということでございます。今370橋ぐらいの点検の中で、今議会でご説明させていただいたように未調査の部分がまだ68橋ぐらい残っております。その中で緊急順位をもってですね優先的に、やはり多くの利用者、幹線、やはり主体的にその緊急度のある路線も選択しながらですね必要となる修繕をしていきたいと。一時にすぐすべての橋梁が万全の体制ができるというには、なかなかハードが追いついていきませんのでできる、必要のある緊急性をもってですね対応していきたいと思っております。

○議長（西村芳成君） 11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 11番、依光美代子でございます。新しく組織が再編され、新しい部署になって本当に今田課長さんご苦労さまです。先ほど言われたように新しい所轄になってすぐにその船谷の火事がありということで、この震災の後ということでいろんな問題、きっと問い合わせなんかも多いかと思っております。私たちも地域回ってて、やっぱりこの防災に対して多くの声を聞きます。皆さんがそれだけこの震災に対して関心があるということですよ。だから、そこの今意識を高めていくっていうことをやれ

ばすごく行政のほうにとってもお互いで公助、共助が高まっていくんではないかと思えます。

済みません。それで、本当に日々いろんなことに、組織が新しくなって業務に追われていると思いますが、その新しい組織の役割分担の見直し、再確認、いつごろまでにやる予定でしょうか、お尋ねをいたします。

そして、橋のことですけど、本当に優先順位があってご苦労なさりながらやってくださったこと、よくわかります。だけど、その中でその橋が通れなくなったら迂回路がない、厳しい、そういうことも考慮に入れてぜひお願いをいたしたいと思えます。

以上で私の3回目の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 依光議員の3回目の質問にお答えいたします。

この組織再編の中の防災計画の各課の役割分担いつごろまでに見直すかということですが、もう既にこの防災計画の見直しにつきましては一定業者さんとのほうも契約も済んでおりまして取りかかっているところがございます。もしその中でその組織の役割の分担、ここが一番急がれるところがございますので、一番早くですねこの部分へ取り組みたいというふうに思っております。具体的にいつまでということは、防災計画の見直し自体は今年度中ということになりますけど、防災計画の中でもですね一番最初に取り組むべき課題であると考えておりますので早急に取り組む予定でございます。

○議長（西村芳成君） 建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君） はい。特にご質問とは思いませんが、これからもですね、橋梁だけのことでございません、やはり道路自体の不安な箇所についても対応してもちろんいきます。ただ、一時にすぐに解決できる部分ではございませんので何とかその順位をもってやりたいと思えます。

また、このようなこともございます。避難経路につきましても地域で課題を共有して、避難経路もいろいろ検討していただくよう地域のまた活動もお願いしたいように思っております。

○議長（西村芳成君） 依光美代子君の質問が終わりました。

次に、1番、有元和哉君。

○1番（有元和哉君） 議席番号1番、有元和哉です。まず、初めに、3月11日に東北太平洋沖地震が発生し、いまだ余震も多く、警察庁のまとめによると6月21日現在死者1万5,471人、行方不明者7,472人。また、内閣府被災者支援チーム事務局によると、6月16日現在11万2,405人の方がいまだ避難所生活を送っております。かつて阪神・淡路大震災の折、私は兵庫県におり神戸の被災地には高校生ボランティアとしての避難所の屋根の修繕の手伝い、被災した子どもの対応に当たりました。その時対応した子どもたちというのは、両親を亡くした子どもたちでございました。いまだにその子どもたちの目を忘れることはできません。私たちは考えなければなりません。

ん。そして、私たちは生きなければなりません。東日本大震災の被災者の皆様にお見舞いを申し上げますとともに、お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りいたします。

さて、質問に移る前に、通告しておりました教育における体系的なとらえ方と今後についての2番目の質問が不適切であるため取り下げをさせていただきます。既にお配りしてある資料からは削除されておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、ただいまより総括方式にて質問を行います。

本議会より新庁舎に移りいろいろと変わりました。インターネット中継をごらんの市民の皆様も、そして本日傍聴に来られている市民の皆様も見ていただければわかりますが、香美市でもクールビズが導入され、昨年までの快適なエアコン環境から28度のやや暑さを感じる設定の議場にて議会が行われております。せっかくのクールビズですが、私は緊張感を持って議会に臨みたいと思い私自身が緊張感の持てる服装にて議会に出席いたしております。何分暑苦しく感じるかもしれませんがご理解をお願いいたします。

新庁舎が完成し課の再編が行われ、香美市、行政組織として大きく生まれ変わりを果たしました。新庁舎が完成してから庁舎内の様子をしばらくうかがっておりましたところ、職員の皆様にも緊張感と活気があり、また各フロアの見通しもよく市民にとっては職員の皆さんの働く姿がはっきりと見え、今まで見えなかった職員の皆さんの働きが伝わり、香美市行政に対する評価も向上するものであればと思います。この場をおかりしてお伝えしたいのは、さまざまな公務員の優遇のうわさがございます。しかし、不景気になって仕事が減って、そして給料が減るのが一般の民間でございますが、しかし、執行部の皆様は痛感されていると思います。公務員は、不景気になって仕事がふえて給与が減るということです。現在香美市公務員の優遇の実態について私個人的に調べさせていただいておりますが、過酷な状況に感じる点も多くあり一概には優遇されているとは言えません。正しい情報を正しく市民に伝える、このことが必要かと思ひ、この点については調査を進めますが、ぜひともだれもが心豊かに過ごせる香美市になればと思ひ今回質問させていただきます。

さて、本日、市長の政治姿勢について質問をいたしますので、私が昨年10月議会で申し上げました議員としての政治姿勢についていま一度申し上げたいと思ひます。議会議員は、まず市民の味方です。そして、逆に行政施策が議決、決定されたとき、そこから議員は行政、執行部の味方として市民にお伝え、説得する必要がございます。市民のやりとして、そして行政の盾として、それが私の香美市議会議員としてのあり方、政治姿勢として目標とし議会活動に専念しております。市民のやり、行政の盾、まさに「矛盾」という漢字そのもののような話ですが、矛盾から生じる未来がまさに市民政治の始まりであると信じてこの一般質問に立つ次第でございます。

そして、この場をおかりして市民の皆様、また市外の方々にもこの香美市に関心と興味を持っていただくことが市勢発展の基礎であります。関心なき市民の多い町では行政は活性しません。いま一つ香美市にかかわることがないかを、この後市長の答弁を聞き

ながら市民の皆様にも考えていただきたいと思います。

さて、本日行います質問は3つの分野についての質問です。

まず、1点目は、先ほど申し上げました市長の政治姿勢についてです。

先にも述べましたとおり新庁舎が完成し、課の再編が行われ、香美市行政として新たに生まれ変わり、合併後の本来の実力発揮となる時が来たわけです。ワンストップサービス、防災機能等も向上し、香美市市政としてさらなる飛躍が期待されるわけです。新庁舎は旧庁舎とは違い開けた環境で、この議場のある5階からは海が見えます。この海を眺めながら思ったのは、平野から見る海は見渡せる海で、この香美市の庁舎やそして山間部からは見下ろす海です。自由は土佐の山間より出ずという言葉が頭をよぎり、どうして平野ではなく山間なのか、そんなことを思いながらこの質問をつくりました。環境が変わり、組織も変わり、そうすることで今までとは全く違う視点もふえることは間違いなくあるかと思います。私も1議員として、新たな庁舎は議員活動にとって大きくプラスとなっており、従来以上に調査事項に専念することができております。調べれば調べるほどに多くのひもが絡まったような状態であると感じます。この複雑難解な状態で、ときには船谷での山林火災時には不眠不休、徹夜で庁舎にて災害対策をも行う市長の仕事も大変なものであろうと前以上に予測しております。実に毅然と公務を行っておられる市長に敬意を表します。

そこで今後の市長の政治姿勢について4点質問をいたします。

黒船に乗った龍馬がごとく新庁舎に移った門脇市長、新庁舎に移り課の再編も行われ、より集約された行政組織の中で新たな政策実行の可能性を感じたこと、そして新庁舎に移っての意気込みを伺います。

2点目に、合併香美市の象徴とも言える新庁舎の完成により効率的な行政運営が行えるという中で、今後重点を置いて取り組もうとする施策は一体何であるか。現在は波風の立ちにくい池のような行政ですが、もう少し波風立っても湖のような行政を行ってもよいかと思います。さらなる一步を踏み込む政策はございますでしょうか。

3点目に、この香美市は南海地震発生の際、津波の被害が少ないとされる地域です。だからこそ周辺市町村との連携、発生するまでに県内の人々の命を守るための香美市としての立場は重要なものになると感じております。この新庁舎は防災能力が非常に高く、そして災害時には県内でも重要な防災拠点となります。その指令塔は市長です。新庁舎の防災拠点能力を最大限に生かし、今後の香美市の防災の取り組みについてソフト面、ハード面についての所見を問います。先輩議員も多く防災について質問をされておりますので、今までに答弁された中で補足する点があり、また思いがあるという点について答えていただければ結構です。

4点目に、地方において住民の協働なくして現在の時代を生き抜くことは困難です。住民向けのサービス向上を目的とした新庁舎も完成し、より市民がより積極的に行政にかかわる仕組みが必要だと考えます。この6月議会からはインターネットで中継されて

いるように、この中継システムを行政の情報発信にも使うことも可能かと思えます。そこで、せっかくですのでいつも広報誌などの文面でしか市長に触れることのできない方々に向けこの議場から映像として市民に伝えていただくついでに答弁していただきたいのは、今後の住民参加の意識の向上に向けた取り組みと市民に期待する、お願いしたい協力は何であるかということです。多くの市民がご存じのとおり、行政職員だけではこの香美市の活性どころか維持も困難な時代となっております。だからこそ市民の中には、たくさんの方が香美市のために協力したいという思いの方も多くおられます。合併後の大きな事業である新庁舎建設もほぼ終了し、さらなる未来へ向けた市長の意思をお伝えいただき、改めて合併香美市の意気込みを確認させていただきたいと思えます。私の後方の天井にあります黒い半円が答弁の際のカメラでございまして、できましたら市民に向けてカメラ目線で伝えていただきたいかと思えます。

次に、新庁舎の魅力と今後についての質問です。今後の香美市のサービス向上が期待される新庁舎。大変立派な庁舎となり、その機能は見た目だけではわからないことがたくさんあります。私たち議員も移転直前に説明を受けましたが、改めて新庁舎について質問をいたします。

まず、1点目、市民の間では「余りにも高級すぎる」という声を多く聞きますが、中には「前のようなたらい回しに遭わなくて済む」「職員の皆さんも明るくなった感じがする」という声が聞こえてきております。新庁舎には否定的な考えをお持ちの方も市民の中には多いようです。しかし、この庁舎を積極的に利用することで生まれる市民への利益も多いと私は考えております。市民の視点、そして職員の視点、そしてもっと別の大きな視点、未来への視点からさまざまな魅力的な機能があると思うが、その説明についてご質問いたします。

また、今回の議会の議題にも出てきているように今後追加工事等の発注、契約変更が行われるものと思えます。できたばかりの施設として不十分な点も多いでしょうが、市民のサービスの向上、より高度な行政組織運営、公共の中核としての生命と財産を守る拠点であるわけですから、市民のために、もう一度言いますが、市民のために、必要な投資はまだまだ必要だと思えます。その点について理解を示したいと思えます。そして、市民のために必要な整備として職員の皆さんからも要望もあろうかと思えます。現在でわかる範囲の市民のための目指すべき庁舎の形と今後の対応について伺います。

次に、新庁舎の建設は県外業者主体で行われました。しかし、今後発生するであろう南海大地震は、超広域規模で災害をもたらすことが予測されています。そのときに、新庁舎に不具合が生じたとき、対応できる業者が遠くの場所にいたのでは困ります。地元企業の優先の理由、特に建設関係においては人命救助と復興の面できわめて重要だと考えております。もちろんのこと建設業のみならずほかの地元業者がいるということは、それだけ多くの困難に対し早急に対応できるシステムが考えられます。昔、私が好きだったテレビドラマで踊る大捜査線という刑事物のドラマがございました。その中のセリ

フで「癒着あつての地域社会」という言葉が私は大好きでした。ドラマの中では署長が使う悪い印象で使われた言葉でございましたが、やはり地域内のつながりがしっかりしていなければ地域社会は混沌としてしまいます。我々市民も地元企業があるということ、地元企業を優先するということがどういうことなのかを考え直さなければなりません。

そこで災害時の対応として地元業者の育成も必要と考えるが、香美市の災害時対応における地元業者の存在をどのようにとらえているのかについて質問をいたします。

最後に、教育における体系的なとらえ方と今後について伺います。

昨今の教育において、いじめや不登校に対する、対応するため子どものコミュニケーション能力の向上が必要とされています。一言でコミュニケーション能力の向上といってもその方法にはさまざまなものがあり、家庭、学校、地域でのあいさつから始まり、ゲームやワークショップを取り入れた手法までさまざまです。その中で先日大栃中学校で行われました玉川大学学術研究所、心の教育実践センターの難波克己先生の授業に参加をさせていただきました。大栃中学校の学生は非常に明るく、全員がしっかりとあいさつをしていただき非常にすばらしい環境だと思いました。その時に行われた授業では、さまざまなゲームを通す中で気づきや思いやり、他人とのかかわりの中からひらめく方法などを学ぶことができるものでございました。私も大学時代に合意形成技術としてさまざまな手法を6年間研究しておりましたので、この難波先生の授業の奥深さには感心いたしました。この難波先生が行っているプロジェクトアドベンチャー、そして心の冒険教育はグループカウンセリングの1つでもあり、グループでのさまざまな活動、日常の学習活動を通してグループの発達を促し、そしてかかわりの中で個人の成長が期待できる手法であり、また、どれだけ人とかかわるために安全な環境をつくれるか、そのためにユニークで非競争的かつユーモアたっぷりのゲームを使って、人が新しいことを学ぶときや変化を受け入れるときに持つ緊張感や不安感を少しスムーズに力を抜いて受け入れる道具として使う手法でございます。子どもたちの望ましい心身の成長にはグループでの活動が欠かせません。

さて、市長を初めこの場におられる皆さんはそうだったと思いますが、かつて子どもたちの遊びの中でさまざまな冒険に挑戦してきました。川で遊んだり山で遊んだり、そしてその遊びを通して優しさや思いやりなどを、心の骨組みを自分たちの力で自然に育んできました。ところが、こういった遊びは一部の死亡事故等により危険というふうになされ、事故につながることもあり、学校や家庭でこれらの遊びは禁止されていたわけです。安心、安全な環境で皆さんが危険を冒す中で学んだ優しさや思いやりを学ぶことができればどれほどすばらしいことか、それがこの難波先生の行った授業では存在していたわけです。これらのさまざまな手法は勉学への意欲の向上、人間関係の円滑な構築だけでなく、フロンティア精神を向上させる実に有意義な手法と言えます。また、これらの心の学び、コミュニケーション力の向上は、たとえ英語、外国語ができなくてもよ

り専門的な能力を引き出すことにつながり、外国人との関係において専門力、コミュニケーション力は語学を超えます。教育とはただ勉学を教えるためのものではなく、その根本には生きるため、人とともに未来を築ける人をつくるためであり、そのための授業で、その授業に難波先生の行った心の冒険教育、プロジェクトアドベンチャーのような手法が組み込まれればどれほど素晴らしいことでしょうか。

また、文部科学省による新学習指導要領の中にも「各教科等においてコミュニケーションや感性・情緒等に関する指導を行う際、次のような言語活動を充実する。コミュニケーションは人々の共同生活を豊かなものにするため、個々人が他者との対話を通して考えを明確にし、自己を表現し、他者を理解するなど互いの存在について理解を深め、尊重していくようにすること。感性や情緒を育み、人間関係が豊かなものとなるよう、体験したことや事象との関わり、人間関係、所属する文化の中で感じたことを言葉にしたり、それらの言葉を交流したりすること」と記されているとともに、思考力、判断力、表現力等の育成についても記されており、大栃中学校で行われた難波克己先生の授業はこれらの内容に沿った実に有意義なものであると思ひ、大栃中学校の校長先生を初めとする先生方の視点と努力に非常に感銘いたしました。

そこで、コミュニケーション教育の充実を図るため現在本市が独自に行っている取り組みについて問うとともに、大栃中学校で行われた、難波先生が行った授業のように、これらの手法をただ使うだけでなくさらに研究を行い応用しながら、香美市独自の地域性を生かしつつ地域とのかかわりを深め、その場、その場ではない全体的に教育をとらえた新しい香美市の教育について、体系的研究及び実践についての所見をお伺いしまして1問目の質問を終わります。

- 議長（西村芳成君） 暫時休憩をいたします。
（午前10時34分 休憩）
（午前10時44分 再開）

- 議長（西村芳成君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

市長、門脇慎夫君。

- 市長（門脇慎夫君） 有元議員の市長の政治姿勢についてというご質問にお答えをさせていただきます。

大変学問に裏づけをされたご質問をいただきました。その市長の政治姿勢につきましての答弁をするに当たって、いろんなことを考えながらご質問をお聞きをしてきたわけでございます。若干この答弁要旨に書いてないことに触れるようなことになると思いますが、そうした思いを今回いい機会でございますので述べさせていただきたいというふうに思います。

先ほど有元議員は、議会議員は市民の味方である、そうしたご発言もあったわけでありますが、行政マンは市民の皆さん方の血税をいただいで仕事をさせていただいており

ます。常に市民の公僕としての使命を果たしていておりますので、そうしたことを1つの生きる道としてここにいる全職員が努めているというふうに私は信じております。その上の長として私の姿勢がどうあるべきなのかということについても大変大事なわけですが、私は自分自身ありのままにこの市長の仕事をさせていただいております。カメラ目線で市民に訴えということでしたが、私はそうしたなかなか訴えも下手でございますし、かえって、あえてパフォーマンスも苦手でございます。はっきり言うたらあんまり好きなほうじゃございません。そういうことでございますので十分に有元議員の意に沿わないこともあるかと思えます。それはお許しをいただきたいと思えますが、しかし、仕事をしていく上には、与えられた責務に対しては確実に、着実に、そして誠実をもって仕事をしていくということを私のモットーといたしております。そういう意味で新たな発想を展開をして進めるということにつきましては、なかなかこれまた苦手でございます。これは400人余りの全職員の力をまたかり、そして思いをいただきながら、そして市民の負託にこたえていくということが私の政治理念であり政治姿勢であるということであります。そうしたことからすれば市民の方にとりまして、あるいはまた議員の皆様方にとりましては物足りないと思われるかもしれません。それは当然だと思います。私自身がこの仕事に向いているのかと問われれば向いていないのではないかと。いうふうに私は自分自身、毎日そんなふうに思いながら、しかし与えられた仕事は先ほど言いましたように確実に着実にそして誠実をもって臨んでいくということが、私の先ほど言いましたような信念の中で貫いているということをもまず前段で申し上げておきたいというふうに思います。

それでは、4点についてお答えをさせていただきます。

新庁舎に移りましてさまざまなことを感じているのではないかと、新庁舎に移っての意気込みを問うということでしたが、「新しい革袋には新しい酒を」というふうな言葉があるようでございますが、1つの転機にそぐう言葉だというふうに思います。新庁舎ゆえに先ほど言いましたように事改まって新政策を打ち出すということにはなりませんけれども、しかし、新庁舎に移りましてからこの職員の全体のモチベーションが上がったということは常に感じております。このことがより市民との関係、そして仕事との関係の中で職員一人一人が向き合い方に変化が感じられております。そういうことにやはりこの新庁舎建設ということが大変大きな意味があるのではないかと、そして、そうした大変可能性を持った職員ばかりでございますので職員の意識向上に向けて今後も努めながら、そしてこの高い、今ありますモチベーションを持続させることが大事だというふうに考えております。

また、今後重点的に取り組む施策は何かということですが、庁舎の完成を受けまして新しい防災の拠点を得たわけであります。特に新規で何をやるというふうなことはございません。がしかし、こうした今回の質問戦でも多くご質問が出ておりますように、大震災を受けまして防災対策等につきましては、今後スピード感を持って万全を

期す対策を講じていくようにしてまいらなければならないというふうに思っております。

同時に、香美警察署との協定締結もいたしましたように、この庁舎そのものが大変強固なものでございますので市民の皆さん方、あるいはまたさまざまな機関におきましてこの庁舎に対する期待もあろうかというふうに思っております。そうしたことにこたえられますような取り組みを進めていきたいということで、この3番目のお答えとさせていただきます。

そして、4番目につきましては、このことにつきましては私4期議員活動をさせていただいてきました。この4期の議員期間中に最も私がこのことについては感じてきておりましたし、まず私自身がそのこと、そういうことでなければならないという思いで議員活動をしてきました。ですから、議員の皆さん方もぜひ協働を唱えるならば、やはり議員自ら地元の中で協働の取り組みを進めていただきたい。大変おこがましいことかと思いますが、ぜひともその思いを持っていただかなければならないと、また持っていたきたいというふうに思います。また、市民の皆様方にも今までのような行政依存ではなくて、やはり相互に補完をし合いながら地域づくりに取り組んでいける、そういう姿勢も持っていたきたいし、またそれにこたえるための行政でなければならないというふうに思っております。今後も市民の皆様方との協働なくして行政が成り立つものではないわけでありまして、今後もそうしたことに對しましては市民の皆様方と一緒にやっていける、そして議員の皆様方とともにやっていける、そういう行政を目指していきたいというふうに思っております。今後とものご指導をよろしくお願いをいたします。ありがとうございました。

○議長（西村芳成君） 管財課長、前田哲雄君。

○管財課長（前田哲雄君） 有元議員の新庁舎の魅力と今後についてにつきましてご質問にお答えします。

まず、1点目のさまざまな魅力的な機能があるがその説明を問うということに關しまして、新庁舎は庁舎建設委員会で策定いただきました建設構想の中の基本方針に基づきまして設計をいたしました。建設構想の中の基本方針のうち地球環境への配慮、庁舎機能の充実、住民の利便性、庁舎の耐久性、庁舎の安全性、香美市らしさの追求の面から幾つかピックアップして説明させていただきます。

まず、地球環境への配慮という面では、太陽光を天窓から取り入れ間接光としましてライトシェルフの採用というようなものとか、それからエアコンではですね、深夜電力を利用して夏は氷をつくりまして昼間のエアコンの負荷を抑える蓄熱ユニットの採用とか、庁舎内の空気の循環を促進させ空調むらを減少さすベンチレーターの採用とか、それから電気エネルギーの省エネにはですね、このそれぞれのですね省エネを随所に工夫をさせていただいているということでございます。

また、庁舎機能の充実という面では技術革新に対応する施設を目指しておりまして、光ファイバーや無線のネットワークを構築しまして、電話も庁舎内専用ですけれどもP

H Sを導入しております。電話もネットワーク網を利用した I P 電話としました。また、将来の大幅な組織改編にも耐えうるようにコア部分を両側に配しまして中央にですね執務室を集めたというような、こうしたその構造としております。

住民の利便性の面で言いますと、極力関連する課等を同一フロアにまとめる配置としました。特に 1 階は窓口を持つ課が多いんですけれども、コンパクトにまとめるようにしまして、中央に待合のソファを配することによりまして市民の利便性の向上に努めると、こういうような構造にしております。

庁舎の耐久性につきましては、近い将来起こるであろうと言われております南海地震を想定してありまして免震構造を採用しました。震度 6 強の地震が来ましても主要構造体の性能には損傷を受けない、構造体性能グレードでいきますと特級というレベルです。すね設計されております。また、新庁舎では代替部品の得られやすい部材を多用するとかです。すね、製品寿命の長い機器を採用するとか、例えば蛍光灯なんですけれども長寿命蛍光灯を採用しているとかランニングコストの低減にも努めてありまして、維持管理のソフト面でもです。すね耐久性というものを追求したつくりとなっております。

また、庁舎の安全性ではです。すね、新庁舎が災害対策本部として機能し得るように 7 2 時間非常用電気を供給可能な自家発電機の導入とか、3 日分です。すね飲料水、生活水の備蓄、それから下水貯蓄槽です。すね整備もしております。これは通常言われておりますのは 3 日間です。すね自分ところで辛抱できたら 4 日目には応援部隊も来てくれると、復旧もあるというようなことで、一応です。すね 3 日間は、城に例えるのであれば籠城しても耐え得るように。例えばトイレを使ってもです。すね、普段は下水道へ流してありますけれども下水道管も壊れるということがございますので、そうしたときに備蓄用の、備蓄といひますか貯蓄槽をです。すね、トイレなんかの貯蓄槽、生活雑排水等をためるタンクをです。すね構えております。そして、通常は使っていないんですけれども万が一のときにはそういうものを利用してです。すね 3 日間はここで災害対策本部としてです。すね、緊急なときでも十分にです。すねその機能を発揮できるような体制は整えていくということでございます。

それからまた、庁舎内にはです。すね警戒態勢に入りますと部外者はもちろんですけれども職員であつてもです。すね許可なく入退室が行えない、行うことができない入退室システムというものも完備してありまして、セキュリティ面も非常に強化をしているというところでございます。

そして、トータルで言いますとその香美市らしさの追求という面でございますけれども、そういういろんな機能を持たせながら、かつです。すね、その香美市らしい庁舎をつくらうということでございますので、その香美市らしさの追求という面では、森林面積 8 7 . 5 % の香美市にふさわしい庁舎とするためにです。すね市有林の木材をふんだんに使った内装といたしました。同時に、鍛造の町でもありますので鍛造技術を用いた鋼の装飾品も内装にアクセントをつけているというようなところもございます。また、市内には高知工科大学がありますので、特にです。すね高知工科大学は情報技術部門では先進の技

術を有して、そしてまたそういうその学生さんを育成しているというところでございますので、やはりそういう地元で工科大学があるということ踏まえてですねこの庁舎には特に情報技術部門でのその先進のですね技術を採用するように努めたというところもでございます。その成果が先ほど言いました I P 電話とか P H S とかですね、庁内ネットワークの充実ということに関連してきているということでございます。

2 点目に、また今後施設として不十分な点も多いが、現在でわかる範囲の目指すべき庁舎の形と今後の対応について問うということに関しまして、今、庁舎に関しましては庁舎の、失礼しました、駐車場の場所がわかりにくいとかですね、それから案内板の表示が小さいとかいう声をよく聞いております。今年の秋、10月31日が竣工予定日ですので、まだ現在はですね仮営業中というところでございますけれども、その10月末の竣工に向け修正できるところは順次修正していきたいというふうに考えております。

ただ、新庁舎は建設基本方針に基づき建設しておりますので、いろんな立場からいろんなご意見、ご批判というものはあろうかと思われましても、一定ですね建設方針も説明させていただきながら、建設方針に基づいて調整をしていきたいということでございます。そういうふうに考えております。

また、いろいろとご不満の点がございましたらまた担当課へ言っていただければ、修正できるところはそういう観点で修正をさせていただきたいというふうに考えております。

3 点目の新庁舎の建設は県外業者主体で行われたが、災害時の対応として地元業者の育成も必要と考えるが、香美市の災害時対応における地元業者の存在をどのようにとらえているか。非常にこのご質問は難しいご質問でございます、正確にですね正面からお答えできているかどうかちょっと自信はないんですけれどもこのように答えさせていただきます。管財課は入札を担当している課でございますので、管財課の立場でお答えをさせていただきます。

香美市の入札は税込の設計金額に応じましてランクを分けて行っております。ランクを分けて入札をするというのは、規模や技術力の似通った業者同士で競争していただいて落札者を決めることが公平であり公正であるという、こういう考え方に基づいているものでございます。平成23年度の基準で申しますと、建築のAランクは5,000万円以上、Bランクは1,000万円から5,000万円未満、Cランクが1,000万円未満と、こういうランクになっております。Aランクは経営事項審査結果業種別総合評点、これ大体県が認定してるんですけれども、この評点がですね790点以上の業者のうちでは指すことになっておまして、市内に本店のありますAランクの業者は現在のところ1者しかございません。新庁舎建設設計金額は、建築だけのところなんですけれども17億円弱でした。新庁舎は免震構造やマスコンクリートという施工上重要な技術を必要としておりましたので、入札条件にそれらの経験のある管理技術者を有することをつけ加えましたのでJ V の親は県外のいわゆるゼネコンということになりましたけれ

ども、市内のAランクの業者もですね子どものほうで一緒にですねJVを組みまして入札には参加しておりました。

災害時というのは、いわゆるその通常ではない非常時ということでございますけれども、平時のときからですね地元業者の育成は大事であるというふうに考えております。技術力の高い業者が市内に多くいればですね、公共投資の実も上がりまして公共施設整備もスムーズに進みます。地元業者の育成は第一義的にはですね、そうはいっても第一義的には自助努力ということがまず第一だとは思いますが、市の果たす役割、二義的にはですね市がその仕事を適正に評価をするということが大事になってくるのではないかとこのように考えております。香美市の場合は、市内業者のみをですね評価した点数を経営審査の評点に加算するという制度を採用しております、経営審査の評点がAランク、Bランク、Cランクのボーダーライン上にある場合はですね、この評価加点でですね上位のランクにこうステップアップすることができると。つまり、仕事をさせていただいてそれを香美市のほうで評価をさせていただいて、その点数が高ければその高い点数を付加することによってですね1つワンステップ上の仕事もできるようになると、こういうような制度を採用しているわけでございます。この制度を採用することによりまして、業者のですねモチベーションも上がるのではないかとこのように考えております。

近年はですね、そうはいいまして近年はですね財政的な要因で発注件数とか発注金額というものが平成、バブルのころですね、十数年前のバブルのころと比べますと減少しているということになっておりまして、施工経験を数多く与える形でのですね経営力、技術力を高めるということは、市として困難な状況になってきているのは、なってきたということでございます。ただ、入札機会が少なければ少ないなりにですね地元業者の育成に配慮した入札を行っていかないといけないというふうに担当課では考えているところでございます。

それから、最後になりますけれども、非常時の設定のあり方とも関連するんですけれども、大災害ということになればですね市内業者だけでは対応し切れないというふうに考えます。市内業者と市外業者との連携とか、それから材料とか重機、それから重機の燃料の供給とかですね、その災害時に災害のレベルに応じたですねいわゆる助け合うというような、そういう体制づくりもですね広域で融通し合えるような、そんな仕組みも今回東日本大震災を見聞きする中でですね検討する必要があるのではないかなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 有元和哉議員の教育における体系的なとらえ方と今後について、コミュニケーション教育の充実を図るため現在本市が独自に行っている取り組みを踏まえてお答えをいたします。

有元議員が言われるように、現在、子どものコミュニケーション能力の向上、人とのかかわる力の向上は最大の課題で、保育園、小・中学校ともに力を入れて取り組んでいます。現在各中学校区ごとに研究実践を進めております保・幼・小・中連携教育のまさに中心課題でもあります。コミュニケーションの育成を目指した温かい人間関係づくりは学級経営、各教科の授業、日常生活のあらゆる場面で行いますが、有元議員がおっしゃられたように、そして大栃中学校で体験されたように、プロジェクトアドベンチャーや、そのほかにも構成的グループエンカウンターとか思春期におけるライフスキル教育プログラム、ピア・サポートといったさまざまな手法もありますので、研修を大事にしながら取り組んでいます。現在本市が独自に行っている取り組みは、各中学校で中学校1年生の仲間づくり合宿を行っています。それから、鏡野中学校区での不登校・いじめ対策小中連携事業に今年、多分、来年度も続けて取り組んでいきます。高知県心の教育センターが行っています学級づくりリーダー研修会に教員を派遣し伝達講習を行います。それから、本年7月30日、31日に計画をしておりますが、思春期におけるライフスキル教育プログラムの研修が、教員がたくさん参加する研修ですが、こういったものが主なものです。

将来香美市を担う子どもたちが、地域の仲間とともに創意工夫していく喜びを感じ、未来を切り開いていくことができるように、地域や関係機関とも連携しながら子どもたちの豊かなコミュニケーション能力と人とのかかわる力を育てていきたいと考えています。以上です。

○議長（西村芳成君） 1番、有元和哉君。

○1番（有元和哉君） 1番、有元です。2回目の質問を行います。

市長の政治姿勢についての答弁をいただきました。私が4年半前ほどに議員として3カ月在籍したときに同じような質問をしたときとほぼ同じ答弁でしたので、まさに意思の固い市長だということがはっきりとわかりました。その点は非常に評価すべきかと思えます。そして、市長の答弁の中でございました協働についての考えですが、議員もまた日ごろより協働についてしっかりと取り組みを行っていただきたいということでございますが、私自身はまだ未熟者で協働についてはしっかりと取り組んでいるとははっきり申せませんが、これはお世辞でも何でもございませぬ、私以外の先輩議員の方々はそれぞれの立場でそれぞれの考えを持って協働に取り組んでおられます。そういったことを日ごろより感じさせていただいておりますが、何分やはり市長から答弁でそのような言葉が出たということはまだまだ不十分な点が見えるということが感じ取られますので、今後しっかりと協働について議員として取り組んでいきたい、そういう点で市長に改めて伺いするのは、その協働に取り組むという秘訣についてお答えを願います。

次に、庁舎についてのことです。

先ほどのご答弁いただきました内容、そのまま映像を1階の玄関ですっと流し続けたいぐらいこの庁舎についてすばらしい説明の数々でございました。本日庁舎にお越し

ただいてる市民の皆様は、先ほどの答弁を聞きながらそれほどすごい庁舎なのか、そういった感じを受けたであろうと思います。はい。そこで改めて管財課長にお答え願いたいのは、そういった先ほどの答弁が市民には伝わっておりません。この庁舎、ただ金をかけただけという考えの方が多くございますが、今後のこの庁舎をより多く市民の方に知っていただく、よりこの庁舎の能力を知っていただくことこそが非常に重要になってくるかと思っておりますので、今後市民にどのようにこれを伝えていくのか、もし考えがございましたら答弁をいただきたいと思っております。

できれば、庁舎が開放される前、見学会を行いました。ああいった見学会を定期的に行う、そして、先ほど申し上げましたとおり玄関口で管財課長の映像を流し続ける。そういった取り組みもありかと思っておりますので、その点について答弁をいただきたいと思っております。

また、建設業に関してのご答弁をいただきました。予想以上に大変丁寧な答弁をいただきましたので、今回この追加で質問するのはなかなか難しい状態です。私もこの建設業の入札に関しては必死に調べておりました。できれば1週間が8日あればと思い、睡眠時間も3時間削り、1日延ばして研究をしておりましたが、なかなか答えに出るところがありませんでした。そして、答弁の中でもございましたとおり育成に対応したことを今後取り組んでいきたい、地元の建設業の育成について取り組んでいきたいということがございましたが、現在その取り組む方針についてどういった内容なのか、どういう方向で取り組んでいくのか。例えば香美市に存在するという事そのものに価値を見出した取り組み、そして育成を行っていく。香美市の業者だからこそより香美市のライフラインに近い点、その点は香美市の業者に優先させるため技術の向上を図るための育成を行うのか、そういった方針の内容についてお伺いをいたします。

そして、最後に3点目、教育における体系的なとらえ方と今後についての質問でありましたが、教育長のご答弁、大変丁寧にさせていただいたんですが、私としては若干不満が残っております。各学校そして地域でさまざまな取り組みが行われております。それはコミュニケーションのみならず言語であったり、そして地域の活動、そういったものにかかわる活動が多く行われておりますが、香美市全体をとらえた考え方、そういったところについての研究が私は弱いと思っております。そして、各学校見てみますと、やはり熱心な先生方が多くおられます。そういった先生方が地域で中心になり研究を進め取り組みを行っていくということは大変素晴らしいことですが、しかし、一教員、そして少しの人の考え方ではその考えは偏ってしまいます。その偏ってしまった考え方では、非常に残念な結果を生み出してしまう可能性があります。

そこで私が質問をしたのは、全体的に教育をとらえ新しい香美市の教育について体系的な研究及び実践というふうに申し上げましたのは、一地域ではなく、そして一人一人の個人ではなく、この香美市全体を研究する特別な研究機関、そういったものを設けられないものかと思ひ質問をいたしました。非常に教育の分野における情報というのは多くご

ざいます。それを1人の教員が処理をするのは大変、不可能です。多くの学校の先生は夜遅くまで学校に残り、そして多くの仕事をこなしております。その横で新しいことを調べて、そして実践するというのは、今の学校教育の現場ではなかなか難しいものとなっております。ほんの一握りの熱心な先生方の努力によって新しい一歩が何とかつながっている、そういう状況です。だからこそ、この新しい教育の視点、新しい一歩を踏み出すための研究を自由に、そして広域的に行う、そういった機関もこの香美市には必要ではないか、そういうふうに思います。教育委員の方も多くおられますが、そうではなく教育の現場におられる方、そしてより専門的な知識を持っておられる工科大のマネジメントの先生方であったり、また先ほど申し上げました玉川大学の難波先生のような方が常時いていただくというのはなかなか難しいですが、定期的にかかわっていただいてこの香美市の新しい教育を築き上げ、日本一の教育をつくるための研究、それを行ってはどうかという趣旨の質問でございました。その点について、この全体的な香美市をとらえた教育の研究について、もう一度教育長の答弁をいただきたいと思います。

2回目の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） それでは、有元議員の2回目の質問にお答えをさせていただきます。

勢い余って大変いろいろな失礼なことを申し上げたと反省をいたしております。特に議員の皆さん方が一生懸命郷土に向けて、郷土の中で取り組んでいただいておりますのも当然のことでございますし、またやっただいておるといことも私自身も感じておりますが、大変失礼なことを申し上げたということを思っております。

ただ、それについての秘訣ということでございますが、とてもとても秘訣じゃいうことはございません。先ほど言いましたようにありのまま飛び込んでいながら、そこでありのままやってきたという、自然体でやってきたというのが私の流れであります。せつかくでありますので失礼ながら言わせていただければ私もそうでありましたが、そういうことを思いながら言わせていただきますが、こうして1つの選挙で選ばれた私どもは身であります。また議員の皆さんもそうであります。そうした中で常に市民と行政の間に立ったときに私自身思ったことが1つの反省材料でもございますが、いつも票のことばかり思いよったら何ちゃあできんというふうに思います。そこにそうしたことから1歩離れてやはりこのことを自分がやらなければならない。そして市民と行政の中にある立場として、当然これが私の仕事なんだという思いの中で私はやってきたような気がします。そのことがよかったか悪かったかは、また市民の方がそれに対して評価をしてくださるものだというふうな思いをしながら務めてきました。そのことは忘れんようにやっていかなければならないというふうに思いながら、そうしたことを答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 管財課長、前田哲雄君。

○管財課長（前田哲雄君） 有元議員の庁舎の魅力と今後についての2回目のご質問でございますけれども、2点ほどあったと思うんですけれども、まず、庁舎のことをもっと市民に広く知ってもらおう努力をなささいというご指摘だったと思います、1点目は。そして、もう1点目は、業者の育成の仕方について述べよということでございますけれども、まず1点目のほうだけ自分のほうから答弁させていただきます。

まだですね完成もしておりませんけれどもところどころですね、3月ですか、3月には一般の方を対象としました内覧会もしました。200人弱おいでいただきました。日曜日1日だけでしたのでなかなか数多くの方に見ていただくということができなかったというところはございますけれども、今後もですね広報とかそれからホームページ、そしてまた新庁舎に関しましてパンフレットもつくりたいというふうに考えておりますけれども、そういうことも踏まえてですねいろんなその角度から広く市民の方に庁舎のことをわかっていただけるような努力をしていきたいというふうに考えます。あくまでもこの新庁舎はですねまちづくりの拠点として、香美市の新しい拠点としてですね建てた庁舎でございますので、そのまちづくりの拠点である市庁舎のことをですね市民の方に理解いただくということは非常に、おっしゃるとおり大事なことだと思っておりますのでそのように努めていきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 副市長、明石 猛君。

○副市長（明石 猛君） 先ほどのご質問の中で業者の育成の考え方ということでございますが、これ育成と言いましてもなかなか難しい、あるいは多様であるといえどそういうことになるわけでございますが、1つには経営面ということでございます。先ほど課長のほうから1回目の答弁があったわけでございますが、発注額そのものはバブル期と比較をしますと非常に減少をしておるということ、また平成22年と平成21年を比較をしましても7割ぐらいになっておると、さらに平成22年から平成23年へということになりますと震災の影響等もあってさらに厳しくなるという状況にあるわけでございます。そうした中で地元といいますか本社のある業者の方にできるだけ受注機会を拡大をしていくという努力を行政としてするという。それと、これも先ほど課長のほうがお話をしましたが、技術力の向上ということに尽きるというふうに思います。やはり技術力を向上していただくための市としての評価、そういうもんも公正に評価をしそれを付与点として与えていくということ、それによってランクも上に上がれる。そして、そうすることによってまた受注の機会がふえるというよい循環になるように、これはある面ではご自分の業者としての努力が大いに必要であるというふうには思いますが、そうした点であろうというふうに思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） はい。有元議員の2回目の質問にお答えをいたします。

まず、有元議員には、私が教育長としてしなければならないと思って、今考えている仕事の核心に触れてくださいますと本当に感謝を申し上げます。私が今考えていることをお話ししたいと思います。

まず、香美市全体をとらえた考え方が、教育の全体をとらえた考え方が弱いのではないかというふうなことです。私はそうだと思っています。それから、熱心な先生を生かした教育の充実ということは、これはもう本当に進めていかなければならないことだというふうに思っています。

それから、全体的に教育をとらえるために特別な研究機関をつくり取り組むことができないうことに関しましては、教育研究所をもっとこう大きく活用していきたいというふうなことがあります。まず初めにこの部分からお答えしたいと思います。

実は、これまで教育研究所は教育支援センターと、今もそうですけど同じ場所にありまして、教育支援センターの充実が少し弱かったものですから研究所のほうが教育支援センターの子ども支援をちょっとこう手伝ってたというふうな状況もありました。けれども、本来は教育研究所は本市の教育課題を分析をして、そしてこうあるべきじゃないかというふうなことをもっと提案をすべき研究所です。ですから、先生方も研究もしに来るし、一緒に考えるし、提案もするしということをお願いを大いにもっと自主的っていうか主体的に取り組むべきところだというふうに思っております。本年度、教育研究所の所長と教育支援センターの所長とを分ける形で両方に位置づけていただきましたので、教育支援センターのほうがもう独立する形で今子ども支援に当たっています。教育研究所のほうは所長と、あと県からそこに位置づけています3人の研究員を中心としまして学力向上、そして不登校の子どもたちへの支援というより対応の研究、それから特別支援教育についての研究というふうなことを柱にしながら、香美市の教育の中心課題を中心にして大いに研究を進めてくれています。学校にも頻繁に出かけて状況も押さえながら今研究を進めているところでして、ここがちょうど西庁舎のところへ研究所と支援センターが移るようになりまして、そこで本当に広いところで研究ができていますので、この機能を思い切り前へ進めていきたいというふうに思っています。そのあたりを本市の特別なというか研究機関の中心にして教育の向上を図っていきたいというふうに思っています。

2つ目ですが、初めに申しました香美市全体をとらえた考え方の弱さとか熱心な先生をもっと生かすというふうなあたりにつきましては、今、国も県も本市もそうですが、よくお聞きになる学力の向上策とか、それからいじめ、不登校への対策とかいうふうなこと、それから体力の向上とかいうふうなこと、特に全体に比較したときに高知県が非常に弱いというところに視点が当たっております。そこを充実強化というふうなことでいろんな施策も出てきますし、本市としても授業研究なんかを市のほうで行いながら全体のレベルを上げようと大変に努力をしているところです。

ところがですね、やらないといけないことが多くて、学校も一つ一つを一生懸命やっていますが、ばらばらというか、なんか体系的に香美市としてどうするという大きな計画の部分が、はっきりとした柱立てが何ていう、大まかで、こういうことを目指してこんなふうでこういう形でやろうというものが、しっかりしたものが今打ち立てられていない状況の中で必死になってやっている部分がありますので、できるだけ近いうちにですね本市の教育振興の基本計画をどうしても策定しなければならないというふうに私は思っています。これは工科大の中村先生とか、ほかにも何人もの先生がですね、やはりこのはっきりした柱と計画を持って前へ進めていかないと着実に進んだかどうかというのが見えにくいというふうなこともあって、アドバイスもしてくださっている経過もございます。まだこれを、このことが一番私の中で教育長としてしなければならない大きな仕事だと思っていますが、今どうしようかと探っているところの部分ですので、細かい計画についてはちょっとお話がまだできる段階ではありませんが、多分そのことが有元議員さんが言われている香美市独自の地域性を生かしつつ地域とのかかわりを深め、全体的に教育をとらえ、新しい香美市の教育について体系的に進めていくということだと思って、私の一番の課題ですので、はい、また取り組んでまいります。

○議長（西村芳成君） 1 番、有元和哉君。

○1 番（有元和哉君） 1 番、有元です。3 回目の質問、最後の質問をいたします。

まず、感想を含めて申し上げていきます。

市長の答弁、大変ありがとうございました。それで、市長の答弁の中に「私は市長に向いていないかもしれない」というふうな言い回しがございましたが、向いている、向いていないはそれはともかく香美市市長は門脇樞夫でございます。その点においてそれは揺るぎないものでございまして、そしてそれは向いてる、向いてないにかかわらず我々は議員として質問をいたしますので、ぜひとも確固たる意思を持ってこれからも変わらず市政に務めていただきたいと思います。

それで、管財課長の答弁でございますが、1 点、済みません、市長に対しては感想でございます。申しわけございません。

管財課長に対して追加の質問でございますが、1 点抜けておりましたので1 つお答えをいただきたいのは、1 階の玄関のモニターがいつも消えっぱなしになっておりますので、先ほど申し上げましたとおり先ほどの答弁の映像でもずっと流してはどうかという話、それについての所見をお伺いしたいと思います。

そして、最後に、教育長のご答弁いただいた部分でございますが、これからまさに研究を進めていって教育の振興計画の策定に取り組んでいくということは非常に重要なことだと思っております。そして、専門の研究員を置きそれに取り組んでいくということは大事かと思っておりますが、香美市の状況、やはり香美市らしさを生かしていくには今現場で活躍されている教員の中から何名か、ぜひともそれに専門的にかかわっていくことが有意義ではないかと思っております。その現場の先生方を現場からまず離して、そして自由にかつそ

して研究に専念できる、そういった環境においてその教育振興計画に努めていただきたいと私は思いますが、その点についての教育長のお考えをお聞きいたしまして、これにて質問を終わらせていただきます。

○議長（西村芳成君） 管財課長、前田哲雄君。

○管財課長（前田哲雄君） はい。有元議員の3回目のご質問にお答えします。

1階のですねモニターが遊んでいるのではないかというご指摘でございますけれども、現実そうっております。といいますのも、あのモニターはですね議会のライブ中継等をですねするためにつくったモニターでして、目下のところその役割だけしか与えてない状況でございます。支所にも同じ大きさのモニターを置いてるんですけれども、支所につきましては途中で設計変更しましてテレビの機能を持たせたモニターにしております。あとですね支所も本庁もそうなんですけれども、あとビデオのですね録画機器を接続することによりまして、例えば先ほどのご質問の趣旨に沿って言うならばですね例えば行政のPRビデオとか、それからいろんな各種催し物等がございますときにはそれのご案内のビデオとかいうことを流すということも可能でしょうし、またあそこは本庁の1階とか支所の住民の来られるところへ設置させていただいておりますので、支所とか本庁も庁舎はですね決してその職員のためだけにあるということではなくって、そのまちづくりの拠点という発想のもとにつくっておりますので、市民が市民に対して情報を発信するようなプロモーションビデオとか、もし仮にですね催し物等があつてそういうものを配信してもらいたいとかいう要望もあればですね、そういうことも含めて今後ですねその使い方については検討していきたいというふうに思います。とりあえず現時点ではまだその録画機器を備えておりませんので、完成するまでには録画機器も備えて、そういういろんなですねサービス向上につながるような機械の配備をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） はい。有元議員の3回目のご質問にお答えをいたします。

まず、頑張っている教員を現場から少し切り離すようなことをしてでも充実のために活用すべきじゃないかというふうなことですけれども、現在現場から市の教育向上のために何人かの者が県のほうからの配置というふうなことで教育委員会の教育振興課に指導主事として2人、それから教育研究所に3名、これは研究員です。それから補導教員としても1名いますが、そういう力を大いに活用をしているところです。研究のその協議会などにおきましては、そういう熱心というか、従事している先生方の力をその協議会の中で活躍の場を設けるといふふうなことをたくさんしておりますけれども、先ほどお話をいたしました教育の振興基本計画を策定する場合には、多くの意見も聞きながら特色のある教育という柱と教育の充実というふうなことを両面で進めていかないとけないと思いますので、そのあたりはこれからだんだん考えを、何という、まとめていき

ますけれど、その中でたくさんの人の知恵をおかりをしたいと思っています。教員ももちろんです。はい。ありがとうございます。

○議長（西村芳成君） 有元和哉君の質問が終わりました。

次に、16番、島岡信彦君。

○16番（島岡信彦君） 16番、島岡信彦、通告に従いまして一般質問を総括方式にて行います。

まず、防災関係についてですが、市長の諸般の報告にもありましたが、4月4日の船谷の山林火災につきましては3日間における災害対策本部の設置は機構改革における課等の編制を行った直後であったこと、また庁舎への引っ越しもできていない状況下の中でかなりご苦労もあったのではと考えます。消防本部はもとより愛媛、徳島、広島の防災ヘリ、自衛隊への応援要請を初め香南、南国の消防関係などの応援を得て4月6日に鎮火したことについては、43ヘクタールの山林を消失したものの人的、家屋への被害のなかったことは幸いであったのではと考えます。市と県と国の危機管理の体制づくりの必要性を改めて感じましたが、本市の特色の1つであります自然が豊かであるということは、反面、災害に対しても地震、山林火災を初めがけ崩れ、川のはんらんによる水難事故、火災事故など地理的状況による発生と隣り合わせであると認識しなければならないと考えます。

そこで消防署、香北分署、消防団における車両及び資機材の購入について、地域の実情に沿った整備についての見解は。また、車両の台数及び小型車両の台数についてはあります。

2点目、次に、東日本大震災から3カ月経過し、高知県においても南海地震対策再検討プロジェクトが3月末に発足し、防災計画の追加や強化を図っております。本市においても市長の諸般の報告でも東日本の大震災の影響や研究成果も十分に勘案し、本市地域防災計画の見直しを今後進めていくとの報告もありましたが、南海地震対策につきましてはこの地域防災計画書を中心に自助、共助、公助の仕組みづくりを住民と協働で継続して取り組んでいき、災害に強いまちづくり、人づくりにつなげていくことが重要であると考えます。

そこで質問の赤バイ隊、防災バイクについてであります。新潟県中越地震や阪神・淡路大震災などで道路が寸断されたり、交通渋滞が起これ現場への到着がおくれたり、初動体制の確立や応急措置がとりにくかったという教訓をもとに各地で赤バイ隊や防災バイク隊が設置されておりますが、赤バイ隊は2輪車特有の高い機動性を生かし災害時の避難誘導や災害状況等の情報収集、簡易消化器を利用した初期消火などを行う汎用性の高い組織と思われませんが、本市において赤バイ隊または防災バイクの導入についての研究、検討を行うことについてはどうかであります。

これで1回目の質問終わります。

○議長（西村芳成君） 消防長、竹村 清君。

○消防長（竹村 清君）

16番、島岡議員の防災関係についてのご質問にお答えを申し上げます。

まず、初めに、消防車両の台数及び小型車両の台数についてでございますが、消防署はタンク車とポンプ車が各1台と動力ポンプ、また香北分署はポンプ車1台と小型でございます。また消防団のほうにつきましては、土佐山田方面隊では19分団がポンプ車2台と付積車、いわゆる小型動力ポンプつき積載車というものですがこれが12台と小型動力ポンプが23台。香北方面隊では6分団でポンプ車が2台と付積車が6台、そして小型動力ポンプが13台と。また物部方面隊では4分団でポンプ車が1台と付積車が8台、動力ポンプが20台という配備をしております。そして、ポンプ車と付積車、また付積車2台以上という複数台数を配備している分団が9分団というふうになっておりますが、ご質問の小型の車両を配備している分団につきましては土佐山田方面隊の佐岡分団のみでございます。

消防車両や資機材の購入につきましては地域の実情に沿った整備についての見解ということでございますが、香美市の地域特性というのはご存じ、先ほどご質問にありましたように土佐山田の市街地の一部を除きましては、やはり全体的に比較的狭い道路と中山間地域であるというふうに思います。このような状況というのは今も昔も特に変わっておりませんが、むしろ道路等につきましては昭和の時代からですね徐々に新設改良されてきて、現在配備しております消防車両、普通車サイズでございますが、ほとんどの集落まで通行ができるんじゃないかというふうに思っております。

また、消防の資機材につきましても各方面隊におきまして、これまでの消防団の活動の中で必要であると思われる資機材につきましては順次調達、整備が図られてきているというふうに思っております。これからも現場の声を聞きながら、この方向性を変えることはないというふうに思います。例えば消防車両で言いますと県外では本市のようなと申しますか高知県のような急峻な山間地を管轄していない、逆に平野部の多い地域の消防団では付積車をほとんど軽四にしているところもございます。本市ではこれまで特に小型化を望むようなご意見は耳にしておりますませんが、車両の耐久性や維持管理、コスト、また山間地もしくは平野部での運用性等々、そして消防団幹部のご意見も拝聴し今後の消防車両また消防資機材の整備、充実に生かしていきたいというふうに考えております。

2点目の赤バイ隊また防災バイクの導入についてのご質問でございますが、赤バイ隊というのは昭和41年ごろに東京のほうで導入をされ、都市部では10年間ぐらい盛んに活動しておったようでございますが、車両また渋滞等の関係もございまして昭和51年ごろから徐々に廃止にされておりました。また、先ほどご質問にありましたように平成7年の阪神・淡路大震災を教訓に再び都市部とまた瀬戸内海の島々という、道路が非常に不便なところでは、幾つかの消防本部や消防団で導入をされております。調べてみますと四国では松山市が導入しておりますが、主に消防団のほうでございます。いずれ

にいたしましても赤バイ隊が活動するのは災害時、崩壊等によりまして車両が通行できなくなった場合に避難誘導や災害状況などの情報収集、また負傷者の応急手当などが想定をされております。消防署、消防本部のほうにつきましては、災害時の活動についてはあらゆる災害状況を想定し、その対応、行動によって行動しなければならないというふうになっておりますが、例えば東北、今回の地震災害におきましてもご存じやと思いますが火災が複数件同時に発生するということを想定をしております。そして、要救助者も多数発生するということが当然想定をしておかなければなりませんし、これらに対応するにはそれぞれの状況に応じて、火災が複数発生した場合も順位をつけ、すべてを同時に対応するということが不可能でございますので重要性を勘案し、順位をつけて対応するというようなことになろうかと思っております。現段階ではそうした異常時にバイク隊での情報収集をするというのは、そういったいとまが果たしてあるのかということも考えております。このため消防団員の有志、またもしくは市内在住の方々にですね防災支援活動としてご協力をいただければ非常にありがたいというふうに思っておりますので、そういった形での発足ができるかということについて関係部署、まちづくり推進課になろうかと思っておりますが、そこともなお協議をしていきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 16番、島岡信彦君。

○16番（島岡信彦君） 16番、2回目の質問を行います。

その車両のことですが、今のところ非常備の中で佐岡だけが小型車両を導入されているということで、各分団、一番基本は分団であったりその分団の所有する側が決めることが望ましいと思われませんが、軽四とかいうサイズのほうがうんと機動力があつてというような私個人の考えであります。そして、災害時に乗務して、非常備で災害、緊急時に出動する場合は大抵3人で出動するとか4人で出動するとかいう形で団で取り組んでおられる分団もあるとお聞きしますので、ひょっと分団で車両を2台保有しておられる団があるという状況の中で、1台はこういう道路事情とか中山間が多い、急峻な地域が多いので、そういった形で分団の方の意見を聞きながら推進していくことについては消防長のお考えを。

それと、赤バイ隊であります、その消防長はバイクなどを趣味にしておられるとか、ツーリングする人らあを集めてまちづくり推進課と立ち上げる方法という形で前向きなご答弁であります、ひょっと署員の中で自動二輪の免許を持っている方がおられるような状況であれば香北分署、本署なりで数台整備して、そういった形の訓練とか、そういう状況を署員の方と一緒に分団と訓練して、その配備したもんを使うて、利用して行ってそれを下へ広げていくとかいう方法はとれないものか、お願いします。

○議長（西村芳成君） 消防長、竹村 清君。

○消防長（竹村 清君） 島岡議員の2回目のご質問にお答えを申し上げます。

消防車両の件でございますが、先ほど申し上げましたように2台以上、複数台を配備

しておる消防の分団が9分団ございます。山間地もあれば町、市内の市街地のほうもございしますが、やはり活動としては1台の付積車にいたしましても消防ポンプ車にいたしましてもご存じのように3人以上乗務しておらなければですね活動がなかなか困難ということもございしますし、それ以上の人員も必要になる場合もございしますので、できましたらポンプ車を積んだ付積車のほうがよろしいかとは思いますが、小型車にいたしますと先ほど申し上げましたように耐久性とか、それから馬力とかいうことも考慮しなければなりません。維持管理費の面におきましては当然安いですし、安価にいくし、それからまた購入につきましても安くいきますが、その点につきましては消防団のご意向をですねお聞きして検討させていただきたいというふうに思います。

それと赤バイの件につきましてでございますが、先ほどご答弁申し上げましたように署員がそういう情報収集、赤バイ隊でですね活動をすることが果たしてその活動の中でできるかと。一定直後は当然のこと難しいですが、一定時間経過をすれば活動はできないことはございせんが、配備をしてやりますとやっぱり維持管理面とかいろんな面も伴うことが出てきますので、その点ちょっとどうかなというところでございますので、やはり有志なり、今回の東北のほうにつきましてもボランティア活動としてですね赤バイ、赤バイ隊ではない、一般の方がバイク隊を結成して被災地の方々を巡回して日常生活の援助とかいうふうにやっておりましたが、それとはまた話は違いますが、情報収集についても団とか関係する方々にですねご協力をいただけるといような形のほうがよろしいのではないかとこのように考えております

○議長（西村芳成君） 島岡信彦君の質問が終わりました。

昼食のため午後1時まで休憩いたします。

（午前11時55分 休憩）

（午後0時59分 再開）

○議長（西村芳成君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

21番、小松紀夫君。

○21番（小松紀夫君） 議長のお許しをいただきましたので、通告に沿いまして質問をさせていただきます。大きく2点の項目につきましてご質問をいたします。

まずは都市計画と定住人口の増加策についてご質問をいたします。

未曾有の大地震、東日本大震災は、被災地に大きな打撃を与えると同時に日本中の人々に改めて地震の恐ろしさ、また津波の恐怖を植えつけました。特に将来必ず起きる南海・東南海地震を控えておりますこの高知県に住む者にとりましては、繰り返し報道をされました家や車が押し流されていく津波の映像はきわめて衝撃的でした。

ところで、最近のことでございますけれども「香美市で土地を探しているけれども心当たりはないですか」というお話を耳にいたしました。土佐山田町に家を建てたいので土地を探しているとのことでございます。その方がおっしゃるには、「香美市は地盤が

強固で地震に強く、そして津波の心配もないから」とのことでした。まさにそのとおりでございまして、仮に私がこれから家を建てることといたしましても立地条件といたしましてまずは地震に強く津波の影響がない、このことを第一条件と考えるところでございます。3.11以降、家を建てる方の立地の基準は利便性よりも地震対策重視に変わったのではないかと、そのように考えるところでございます。それだけ報道された津波の映像は衝撃的でありまして、幾ら人は忘れていく生き物とはいえあの映像は脳裏に焼きついていることと思います。今後家を建てようと考えている方々は、津波被害が想定される地域よりも香美市のように津波の影響がなく地震に強い町に家を建て生活をしようとするに違いないと思うところでございます。今、本市の定住人口をふやす機会ではないか、地震に強い、津波の影響がない香美市に人を呼び込む大きな機会ではないかと考えるところでございます。

さらに、本年度中には高知山田線、通称あけぼの街道が開通をいたします。開通をいたしますと土佐山田町の中心地から県都高知市までの所要時間は15分程度とお聞きをしております。また、県外へのアクセスにつきましても高知龍馬空港、南国インターチェンジともに近距離にございまして、生活拠点としての利便性も優れた町であると、そういうふうに思っております。このことから香美市に家を建てて転入をしてくる方、また市外に転出を考えていたがやはり香美市に家を建てて残ろうと考える方がふえてくるのではないかと考えているところでございます。ただし、この土佐山田町におきましては、昭和45年に都市計画が適用されておまして区域区分、いわゆる線引きがなされており、市街化調整区域の場合はたとえ自分の土地であっても自由に家を建てるということとはできないところでございます。

そこで順次ご質問をいたします。まず、旧土佐山田町がこの都市計画の適用に至った経緯及び都市計画の意義についてお伺いをいたします。

○議長（西村芳成君） 建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君） それでは、小松議員の都市計画、定住人口の増加策について、その中の都市計画施行の理由、また経緯、そして意義ということでお尋ねをいただいております。

まず、都市計画の施行に至った理由、そして経緯についてお答えをいたします。

旧土佐山田町の都市計画は、昭和24年に旧都市計画法により非線引き土佐山田都市計画区域としてスタートをしております。旭町、宝町地区、その周辺の土地区画整理事業を施行するために至ったものです。その後、昭和45年伊野都市計画、これも新都市計画法でございしますが、高知広域に至った経過でございしますが、高知都市計画区域、そして南国都市計画区域、土佐山田町都市計画区域、そして伊野都市計画区域を変更して施行されました。その変更の経緯は、当時無秩序な開発や市街化区域のスプロールに対処するため一体の都市として総合的に整備し開発、保全する必要が判断され、北部の山地を除く区域全体を1つの線引き都市計画区域高知広域と変更されたものです。

この都市計画の意義につきましては、都市計画運用指針の中では都市計画は、「都市の限られた都市資源を有効に配分し、建築敷地、基盤施設用地、緑地・自然環境を適正に配置することにより、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保しようとするもの」と記されております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 21番、小松紀夫君。

○21番（小松紀夫君） 都市計画に至った理由、経緯及び都市計画の意義についてはわかりました。高知広域となった昭和45年当時、それから約、現在まで40年近くが経過をしたところでございますが、今、当時とはこの町の状況であるとか取り巻く環境、また人口及び人口構成なども大きく変わってきたところでございます。そのことも踏まえまして次の質問をいたします。

この高知広域になった都市計画が実施をされて以降にですね、この都市計画の見直しであるとか変更、これが行われたことがあるのか。また、手順を踏んで時間をかければ、いわゆるこの線引き等の見直しというものは可能なのかお伺いをいたします。

○議長（西村芳成君） 建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君） 2点目のご質問にお答えをいたします。

まず、見直し、変更、そして線引きの変更は可能かということについてお答えをします。

高知広域都市計画については、昭和45年、先ほども申しましたように線引き都市計画区域として当初決定されました。翌年の10月8日に用途地域が決定をされました。以降、定期的な見直し、そして随時変更がなされております。定期見直しは土地計画法第6条で義務づけられている基礎調査をもとに、おおむね5年に1回実施されております。その随時変更、その必要が出たときに定期変更を待たずして見直しされる部分もございます。第1回定期見直しが昭和54年に十市パークタウンなどが市街化に編入されております。第2回定期見直しが昭和61年に高知市高須ハイパープラザ地区が市街化区域に編入されました。第3回見直しが平成4年高知市円行寺などの区画整理、第4回には平成12年高知新港、南国市流通団地、オフィスパークが定期見直しが行われております。現在高知広域では、高知広域都市計画区域マスタープランの見直しと並行して第5回定期見直しとして区域区分、線引き等の見直しも進められております。急激な人口…失礼しました。ご質問につきましては以上でございます。

失礼しました。線引きの変更でございますが、基準を満たせば可能です。

○議長（西村芳成君） 21番、小松紀夫君。

○21番（小松紀夫君） 都市計画の見直しについては定期的に5年に1回行われているということですが、先ほどのご答弁の中では土佐山田町においては見直しは行われていないようでございます。そして、線引きの見直しは可能かということにつきましては、一定の基準を満たしたらということですが、その基準についてで

すね少しご答弁をお願いをいたします。

○議長（西村芳成君） 建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君） 済みません。答弁の中でですね旧土佐山田町の関係がございまして補足して説明させていただきます。

旧土佐山田町関係では随時変更、昭和63年に駅北地区が市街化区域に編入されております。

それでは、基準の部分でございますが、調整区域の開発が可能になるという手順としての基準の部分でございます。まず、地区計画に基づく開発、都市計画、そしてその当該市町というか町の目指す将来像、これについて整合したものでなくてはなりません。したがって、このような条件がございまして、1つ目は、地区計画の内容としまして高知広域都市計画区域マスタープランの土地利用方針と不整合でないこと。2つ目に、その区域、内容等が市の都市計画マスタープランの全体構想における市街化調整区域の土地利用方針、もしくは地域別構想と整合していること。そして、3つ目に、5ヘクタール以上の大規模開発については都市計画マスタープランの中で人口フレームや産業フレームを用いて開発の必要性が明らかにされていることなどが条件になります。以上のようなことが認められる場合、市街化調整区域開発が可能となります。現実的には人口減少の今、人口フレームの考えを用いることは非常に困難であると言えます。

○議長（西村芳成君） 21番、小松紀夫君。

○21番（小松紀夫君） はい。先ほどの答弁から察しますとなかなか線引きの変更というのは難しいというふうなニュアンスで聞こえましたが、ただ、その基準をすべて満たせば線引きの変更もできるというふうに受けとめたところでございます。

この昭和45年、都市計画が施行された当時というのは、恐らくこの土佐山田町におきましては人口がふえていた、増加傾向と、そういう人口増加に対応するためでもあったのではないかと思われまして。この人口増加に対応するためにですね住みやすい都市を形成する手段としてこの都市計画を執行され、都市づくりを進めていくためのルールが定められたことであろうというふうに理解をしているところですが、この線引きもそのルールの1つでございます。

ただし、現在はこの減少する人口に何とか歯どめをかけなければならないというような状況でございます。そこでですね、計画的にこの線引きを見直して良好な環境が阻害をしない範囲で市街化区域の拡大、これを将来に向けてやはり検討していただきたい、そういうふうに思いますがご見解をお伺いをいたします。

○議長（西村芳成君） 建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君） ご指摘の要件はよくわかります。今、定住人口の増加に地区計画等検討してはというご質問を受けましてお答えします。

地区計画は、基本的には良好な市街地環境の創造、そして保全を図るため公共施設の配置及び規模、建築物の形態などについて一体的にということが大きな目的となっております。

ります。本市の振興計画の中にやはり将来を見据えて将来の都市像を設定しまちづくりを進めておるわけでございますが、定住促進はまずは人口減少の抑制、そして新規定住者の誘導が重要となっております。広域都市計画では市街化区域を指定をするという、本来の目的の社会生活基盤、この部分が大きな施策となっております。その振興策と合致して連動するような見直しもこれからも必要ですが、今本当に人口と産業と地域の現状の中で住宅団地を設置するという判断につきましては、まだこの都市計画の中で判断はされてないところです。

○議長（西村芳成君） 21番、小松紀夫君。

○21番（小松紀夫君） 実はまだ3番目の質問には行ってなかったつもりでございますが、先に答弁をしていただいたわけでございますが、先ほど課長おっしゃったとおり第1次の振興計画の基本計画の中にも「重点的な地域整備の推進」、その推進におきましては「効果的な人口誘導、交流の受け皿づくりを進めるため、土佐山田地区においては市街化区域の活性化とともに、新しい都市発展の受け皿として新市街地の形成を進めます」とございます。さらにですね、「新しいまちづくりの手法の導入」といたしまして先ほど課長がおっしゃったような「民間活力の参入、地域住民のまちづくりへの主体的な参画を狙い、地区計画制度の運用等、新しいまちづくり手法の導入を検討します」と、こういうふうに振興計画でもうたっているところでございます。

またですね、通称あけぼの街道に接続する山田バイパス、予岳を通過して最終的には佐野大橋へ抜けると。そういうことも視野に入れましたときにですね、やはり新しい地区計画の可能性も出てくるわけでございますし考えられるところでございます。既にあります前山地区のような低層の戸建て住宅の地区計画、これを実施することによって定住人口の増加につながると。このことは広域の、高知広域の都市計画とは別に、飛び地でございますので、これは香美市単独でですね都市計画を実施する、この地区計画っていうのは実施できるわけでございますのでぜひ検討していただきたいと思いますが、ご見解をお伺いをいたします。

○議長（西村芳成君） 建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君） はい。先ほどの答弁、若干前山地区も含めてご説明を申し上げましたが、本来地区計画というものはその要素となる、1つの起因とする部分をどうしても担保として進めていかなければなりません。今までも駅北地区、そして工科大周辺、これについては土地利用を地域へお諮りをして進めた経過がございます。なかなか行政手法の中で地域を誘導するという地区計画も困難がいろいろ伴います。ただ、本来、香美市の将来へ向けて定住人口をふやす要素となるものがあればですね行政主体の提案も必要と考えております。

○議長（西村芳成君） 21番、小松紀夫君。

○21番（小松紀夫君） 今ご答弁をいただきましたんですが、担保されるものがないといけないということもあろうし、なかなか行政だけでっていうのは大変であるとい

うようなお話ですが、先ほど私その南海地震を控えた場合、今地震そして津波、この影響の少ない、そして高知山田線が開通することによって利便性もすごくよくなると、この香美市は注目されるのではないかと自分は思っておりますので、恐らく民間の不動産事業者さんなどもそろもっと鋭く見ておりますから注目をされていることではないかと、そういうふうに思うところでございます。推測をするところでございますけれども、そういう民間事業者さん等ともですね連携も視野に入れましてですねこの地区計画については検討されることがよろしいんじゃないかと、そういうふうにも思いますがご見解をお伺いをいたします。

○議長（西村芳成君） 建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君） はい。お答えをします。

指摘をされる部分についてはですね、日常業務の中で住宅事情の相談、また建築の動向、これは担当窓口として建設課の業務でございます。もちろん個別の不動産関係の方、そういう方と連携をとるという場でなくってですね、相談またその実情ごとについては常に窓口情報は入っております。この部分については、建築件数とか相談件数とかいう動向が見えてきますので、そのような動きが大きい状態が見えればですねまたそういう判断もこれからしていきたいと、そんな思っております。

○議長（西村芳成君） 21番、小松紀夫君。

○21番（小松紀夫君） わかりました。前向きなご検討をしていただきたい、そういうふうに思います。やはりこの定住人口の増加ということにつきましての取り組みということは、非常にこの町にとって非常に重要なことでございます。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

次の質問はですね、これも定住人口増のための1つの策なんでございますけれども、事業計画のない市有地、いわゆる普通財産につきましては、これは民間のほうに売却をしてですね住宅建設につなげて定住人口の増加につなげていくと、こういうことを検討したらどうかと思っておりますがご見解をお伺いをいたします。

○議長（西村芳成君） 管財課長、前田哲雄君。

○管財課長（前田哲雄君） 小松議員の事業計画のない市有地については民間に売却し、住宅建設による定住人口の増加につなげるように検討してはどうかということにつきましてお答えいたします。

事業計画がない市有地とは、議員のおっしゃってたとおり普通財産のことを指しますけれども、普通、地方公共団体はですね積極的に普通財産を所有すべきではないというふうに考えております。ご指摘のとおり事業計画のない土地とかそれから行政目的を終えた土地につきましては、売却処分をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 21番、小松紀夫君。

○21番（小松紀夫君） その売却をするにあたりましてですけれども、土地開発公

社から買い上げました市有地につきましては、これは公社が購入した時期によりまして簿価と時価におそらく大きな隔たりがある土地もあるんじゃないかと、そういうふうにご考えておりますが、売却に際しましてですね簿価なのか、時価なのか、どちらの価格を提示をすることになるんでしょうか、お伺いをいたします。

○議長（西村芳成君） 管財課長、前田哲雄君。

○管財課長（前田哲雄君） はい。お答えいたします。

基本的には時価というふうにご考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 21番、小松紀夫君。

○21番（小松紀夫君） わかりました。普通財産を持つことは、自治体としては持たないという方向ということでございますので、ぜひ民間のほうに売却をしてですね住宅建設につながるような、定住人口増加につながるようご検討をしていただきたいと思います。

次に、5番目の質問に移りますけれども、これまでさまざまなことを申してまいりましたけれども、これもすべて定住人口を増加させるということにつながっているところでごございまして、最後に、この今まで言ってまいりました地震に強い香美市、また交通アクセスの便利なこの香美市をですねどんどんアピールをしまして、人を呼び込んで定住人口の増加、そのための施策を検討してはどうかとご考えておりますがご見解をお伺いするところでごございます。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 小松紀夫議員の地震に強い、また交通アクセスにすぐれた香美市をアピールして定住人口増加のための施策を検討してはという問いにお答えをいたします。

香美市の利便性、安全性につきましては以前から高い評価を受けておりましたが、残念ながら都市部への人口の集中によりまして年々過疎化が進行していったような状況でごございます。しかしながら、小松議員のおっしゃるとおり高知山田線の開通によりまして今後利便性が一層向上することは間違いありませんし、現状の南海地震の想定の中で高知県内11市の中では唯一津波被害は想定されてないという市でもありまして、今後の住宅予定地としましては魅力ある町ではないかというふうにご考えます。

既に民間の不動産広告の中では、「地震に強い土佐山田」といったフレーズで広告されている業者も出てきましたし、民間レベルで地震に強く交通アクセスがよいことを積極的にアピールしていただくことは嬉しい限りでごございます。しかし、地震に強いイメージを持ってもらうためには、今後の南海地震の被害想定の見直し結果も重要だと思いますし、防災面の整備もあわせて進めていく必要があるかと思っております。そして、そういう環境が整って初めて公の立場で地震に強いといったアピールができるのではないかとご思うております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 21番、小松紀夫君。

○21番（小松紀夫君） 南海地震の想定を変えて、数値が出てからそういうアピールを行うと、こういうご答弁であったわけでございますが、既に民間はやって来ておりますので、そういう想定した数値が出てきましたらですね早い機会でこういうアピールをしていただきたい、そして定住人口をふやしていただきたい、そういうふうな思うところでございます。

最後に、できましたら市長にご答弁をいただいたらありがたいんですけども、この人口がふえると、こういうことによりまして地域経済の活性化であるとか税収の増、また交付税の算定等につながっていく、そういうことから町の発展の根幹はこの定住人口の増加にあると考えるところでございます。よく地方分権の時代は自治体間の競争の時代と、そういうふうと言われるところでございますが、何の競争かと言いますと、これは定住人口の競争であるのではないかというふうに考えるところでございます。いかに住みやすい町、また住んでみたい町と、そういう町をつくることによりまして定住人口をふやす競争であると、そういうふうと考えております。本市におきましてもそういう定住環境の充実のためにさまざまな分野、健康、医療、福祉等々、教育やインフラ整備等々、実施をしまっているところでございます。

ただ、他の自治体におきましても一定同じような施策を実施をしておりますので、一施策によりまして香美市に住んでみたいとは、これはなかなかないわけでございます。これは財政との関係もございまして難しいことかもしれないと、そういうふうな思うところでございますが、しかしながら、この地震に強く津波の影響もない、しかも利便性にすぐれた町というアピールは、これはもうはっきりと他の自治体と差別化できる本市ならではのアピールであると、そういうふうな考えるところでございます。しかも、アピールするのにそんなに財源も必要としないわけでございます。現在この本市の人口は約2万8,000人でございますが、先のこうほく3町村合併協議会における香美市まちづくり計画、これによりまして平成27年の人口目標を3万2,000人と設定をしております。これらのことから都市計画の見直し等も含めた人口増加策に対する市長のご見解をお伺いをいたします。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 小松議員のご質問にお答えをさせていただきます。

町の人口の増加というものがさまざまな効果をあらわすということは、もう当然議員のおっしゃったとおりでございます。そうした中で先ほど来より都市計画の見直し分も含めてさまざまな観点からご質問があつてございました。また、都市計画の分につきましては課長のほうからもるる説明をしたわけでありまして、今回の震災を受けての各地の中で香美市のさまざまな、どう言いましよう、地質を初めさまざまなことが評価をされているということもお聞きをしたわけでございます。人口が、1つの町で人口が増加

をしてくる、そうした町のあり方というものは、町の形成そのものにもつながってこようと、先ほどおっしゃいましたように社会的な基盤が整っているとかそうした部分が大いわけでありまして、やはりその町を選んでその町に住みたいという思いは、そうした部分が整っておってこそ初めてそこに住みたい、またここに終焉の地として住んでいきたいという思いが募ってこようというふうに思います。

しかしながら、今回のこうした震災を受けて、あえてこのことをアピールをするということではなく、やはりそうした総合的な観点の中でこの土地を選んでいただけるということならばぜひともこの町においでをいただくことはありがたい結果だというふうに思います。行政がこうした災害を受けてぜひこの地域は地盤もかたい、津波も来んということまで訴えて人を呼ぶということについては、いささか私には抵抗がございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 21番、小松紀夫君。

○21番（小松紀夫君） 市長の答弁をいただきましたのでこれ以上の質問はいたしませんですけれども、被災地の方に対する思いは思いでございます。この香美市を発展させていくために定住人口を増加させ、そのことを訴えていくということは全く別のものと、私はそういうふうに思っております。次の質問に移らせていただきます。

続きまして、合併特例債による事業展開についてお伺いをいたします。

合併特例債は、合併直後の新市のまちづくりにおきまして当面多額の経費を要することが予測をされるために、それを支援するとともに行財政基盤の強化を図るための合併市町村に対する財政措置の1つでございます。言いかえますと、合併特例債を使うことによりまして合併後の新しいまちづくりの基盤を構築していくことができる、そういうふうにも解釈ができるところでございます。合併新市のまちづくりにつきましては、ハード、ソフト、両事業ともに先のこうほく3町村合併協議会において検討されました。それらのうち合併に伴い特に必要となる新市の一体感の確立や均衡ある発展に資するための公共的施設の整備事業、また新市の建設を総合的かつ効果的に推進するための公共的施設の統合整備事業、さらに地域住民の連帯の強化や旧町村における地域振興等の目的で基金を積み立てることにも合併特例債を充てることができます。

これらのことを受けまして当時の香北町では、三十数カ所に及ぶこの合併についての住民説明会を実施をいたしました。説明会の際には、合併のメリットの1つとしてこの合併特例債による事業展開の説明が執行部よりなされたこととございました。このことは、当時の物部村、土佐山田町においても一定同様のことではなかったのだろうかと思像をすることでございます。本市の合併特例債の起債限度額につきましては約127億円でございますが、先のこうほく3町村合併協議会におきまして協議がなされ、圧縮をされて約72億円の限度額と決定をされているところでございます。

それでは順次ご質問をさせていただきます。

まずは、合併特例債を充てることのできる対象事業例につきましてお伺いをいたしま

す。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） 小松議員の合併特例債による事業展開についてのご質問にお答えをいたします。

まず、その総括的なお話をしておきたいと思っておりますけれども、合併特例債の有す性質につきましては小松議員のご認識のとおりでございますけれども、その活用につきましては、それぞれが合併直後のまちづくりのためにどのように活用するか、限度額の範囲内でそれぞれの判断、これは計画ということも言えましょう、そういったものにゆだねられているところでございます。ちなみに香美市では、先ほどおっしゃられましたように合併協議会におきまして将来的な財政状況も勘案しながら限度額を、これは特例債のほうだけになりますけれども111億1,000万円、これはおおよそですけれども、それについてその約65%、72億円の活用について合併協議会で確認、これは第13回の合併協議会だったと思っておりますけれどもそちらのほうでされております。

また、合併振興基金につきましては、合併後の中期財政計画を策定する段階で将来的に基金の不足が想定されましたことから限度額の17億1,000万円、満杯ですが、この借入れを計画に折り込んだところでございます。

そして、特に合併特例債につきましては、合併協議会で策定をされました香美市まちづくり計画中の10年間における主要施策にかかる普通建設事業の概算総事業費の充当財源の一部として活用していることなどがございます。お尋ねの、まず合併特例債の対象事業例についてなるべく具体的にということですが、合併特例債の対象事業につきましては、小松議員の質問の趣旨で言われておりますような目的であればある意味何でもありということで、個々具体的に言いますと、これだけ高知県の資料ですがありますのでこれを全部読み上げるということにもなりません。少しだけ引き出してご説明をさせていただくということをお願いをしたいと思います。

まず、合併市町村の一体性の速やかな確立を図るために実施する公共的施設の整備事業といたしましては、文化会館建設、スポーツ施設整備、はしご車整備、都市公園補完整備、コミュニティバス整備、駅周辺工事、図書館移転などがこの資料の中には挙げられてございます。次に、合併市町村の均衡ある発展に資するために実施する公共的施設の整備事業といたしましては、消防庁舎建設、防災行政無線、市道、農道、林道整備、公共施設耐震改修、児童クラブ整備、老人憩いの家改修、水道事業などが挙げられております。そして、合併市町村の建設を総合的かつ効果的に推進するために実施する公共的施設の総合整備事業といたしましては、保育所統合、給食センター建設などが挙げられております。なお、もしこれ入り用でございましたら、この資料をまたコピーをしてお返ししたいと思いますのでよろしくお願いたします。

以上です。

○議長（西村芳成君） 21番、小松紀夫君。

○ 2 1 番（小松紀夫君） はい。合併特例債の対象事業例につきましてご答弁をいただいたわけですが、このご答弁をいただきましたこの合併特例債の事業例、お聞きをする、見てみますのにはですね、この合併特例債を使って新市の一体性の確立、また合併町村の均衡ある発展、そして合併新市の建設を総合的かつ効果的に推進をする。また、この合併振興基金の積み立てにおきましても、これは新市の一体感の醸成のためであるとか旧町村単位の地域振興等々、この合併特例債を充てることができるようになってるんですけども、まさにですねこの合併新市のまちづくりの基本理念に通じるものであるんじゃないかというふうに私思うところがございますけれども、この合併協議会にも非常に深くかかわっておられました濱田課長のご見解をお伺いをするところでございます。

○ 議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○ 政策企画財政課長（濱田賢二君） 私の見解をとということですけども、合併協議の中では3町村が一体化をするために必要な事業、これについて合併特例債を個々にどう充てるといふことの議論がされたわけではないというふうに認識をしてございます。先ほど言いましたようなそのまちづくり計画の中で、この合併特例債が使える10年間に於いてこういった主要な施策を進めるべきであるということでもまちづくり計画の中にある程度書き込まれたということ。これに基づいてこの合併特例債を充てながら新市の一体的なまちづくりを進めていくということに現在も使っておるといふふうにご認識を、ご理解いただけたらというふうに思っております。私はそういうふうにご認識を、以上です。

○ 議長（西村芳成君） 2 1 番、小松紀夫君。

○ 2 1 番（小松紀夫君） それでは、次に移りますけれども、次にですね、現在までのこの合併特例債による事業、また、合併特例債の起債の額面につきましてお伺いをいたします。

○ 議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○ 政策企画財政課長（濱田賢二君） 現在までの合併特例債を充てた事業及び起債の額面についてのお尋ねですけども、平成18年度から事業が終了いたしました平成22年度におけます合併特例債の状況につきましては、事業分として新庁舎建設や6つの小・中学校と中央公民館の耐震改修、太陽光発電システム設置等の11事業で、総事業費ベースでおよそ30億3,000万円、およそ、起債額でおよそ18億6,000万円となっております。

以上です。

○ 議長（西村芳成君） 2 1 番、小松紀夫君。

○ 2 1 番（小松紀夫君） はい。今現在の起債の額面、また起債で行った事業をお聞きしたんですけども、新庁舎の建設事業は、本当に立派な新庁舎ができて素晴らしい事業であるというふうに思うわけでございます。

自分はちょっと、平成23年度分も見込みになるんですけど、その分も足し合わせま

すと今起債の合計が約 22 億円でございます、全部の枠、限度額 72 億円でございますから残り 50 億円と、そういうふうにちょっと思っております。この事業を見てみますと、この新庁舎は、それはもちろん、それはもう合併協議会での決定事項でもございますし、5 年以内にすばらしいものができたと思っております。ただですね、この校舎耐震事業におきましても太陽光システムにおきましても、これは補助事業の、いわゆる補助裏に充てた主体的な事業ではないのではないかとこのことを思うところでございます。この合併特例債の事業例がですね、私はこの新市のまちづくりの理念に通じていると、そういう観点でおりますので、そういう観点から見ますとやや消極的な数字で、事業内容もやや消極的ではないかというふうに映るところでございますがご見解をお伺いをいたします。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） そのあたりは見解の問題の部分があるかと思っておりますけれども、財政規律を保ちながらですね香美市の事業をどう進めていくかということがまず 1 つあるかと思っております。額から見れば総額借入限度額の 72 億円にはずいぶんまだすき間があるという思いの中でのご質問だろうと思っておりますけれども、借金はできるだけしないほうがいいわけですし、有利な補助事業等を含めてですねできるだけ引っ張ってきてそちらを活用するというのがまずありきだろうと。それで不足する分についてはさまざまな起債を入れていく、その中に合併特例債もあろうかというふうに思っております。

これまでで言いますと、おっしゃるように平成 23 年度見込みで言うと約 22 億円の合併特例債を充当していくということになりますけれども、今の段階でその平成 27 年度まで、次の質問等もかかわってくるわけですが、数字的にはやっぱり大きいものがまだ事業が残ってますので数字としては乗っていくのかなと。そこら辺も将来の財政運用を考えながら起債については十分慎重に取り扱う必要があるだろう。確かに有利な制度ではございますけれども借金は借金でございますから、将来的に市民の負担にならないようなことも想定しながらですね、必要な事業に起債を充てていくということは原則として考えていきたいというふうに思っております。

○議長（西村芳成君） 21 番、小松紀夫君。

○21 番（小松紀夫君） はい。確かに借金は借金でございますが、70%ですか、交付税の算入率。ですから 1,000 万円借りて支払いが 300 万円ですか、700 万円は自由に使えると。ですから、これを使って合併新市のまちづくり、合併協議会での協議した思い、それを実現できるような事業をしていただきたい。また、それぞれ旧町村時代に住民の皆さんに説明をしているところでございますので、その合併特例債というのは合併をすれば使えますよと、これでさまざまな事業展開もできますと。ということで最終的に合併をしておるわけでございますので、それぞれ旧 3 町村の皆さんが目に見えるようなものも考えていただきたいなというふうに思いますが、次の質問に移ります。

次に、今後の起債の期限でございます平成27年度までに合併特例債を充てる施設整備の事業予定があれば教えていただきたいです。お伺いをいたします。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） 3点目のご質問ですけれども、現段階ですけれども今後の合併特例債を充てる施設整備の事業予定につきましては、南海地震対策として消防庁舎の建設や、それから平成28年度から実施をされます消防無線のデジタル化への対応、あるいは市道新町西町線開設と、それから公共施設、これは今後その防災計画を待って判断をしていかなきゃいけませんけれども、この公共施設については耐震化に向けてですねこの特例債を充てていきたいというふうに考えております。

ちなみに合併特例債につきましては充当率が95%でして、交付税算入が70%となっておりますけれども、現在はですね過疎債、香美市は過疎債が使われてますけれども過疎債は充当率が100%、それで交付税算入は同じ70%、そうすると5%に対する分の70%というあたりが違ってきますので、やはりその財政負担を考えますとできるだけ有利な起債を使っていくということはまず考えていかなければならないというふうに考えておりますので、その点をご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 21番、小松紀夫君。

○21番（小松紀夫君） 今後の事業予定もお聞きをしたところでございます。また、その充当率の関係、過疎債との比較もお聞きをしたわけでございますが、ただ、過疎債における事業としましても市道、林道とかですね下水、簡水、保育園とかもつくったわけでございますけれども、そうじゃなくて、過疎債が適用されなくて合併特例債が適用できる事業もあろうと思うんです。先ほども申し上げましたとおり、自分たちはそれぞれの市民にですね「この合併特例債における事業展開もできますよ」ということを言いながら合併をしてきたという経緯もございますので、例えばですね、これは後に同僚の織田議員も質問しますけれども工科大まで行ってる光をもっと延伸するとか、これは具体的なお答弁は結構です。1つの例として言ってるだけでございまして、そういうふうなことによりまして旧3町村の住民がこの合併をしたことによってよくなったと、利便性が向上した、そういうふうに合併の効果を実感できるような事業展開をですね、合併特例債を充てることによって実現することが求められているんじゃないかと、市民の方から、そういうふうに思ってます。

またですね、この合併協定書に署名をされました当時の3町村の首長のうち唯一現役でございます門脇市長にとりましては、午前中もおっしゃってございました与えられた責務の1つではないかと、そのようにも考えるところでございます。ご見解をお伺いをいたします。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇慎夫君。

○市長（門脇慎夫君） 合併特例債の件についてのご質問なわけでありまして。

旧3町村それぞれの思いの中で合併について地域説明会をしてきました。私が当時の首長をさせていただきまして、当時山田町でございましたが、議会の中でも随分この合併についての議論がございました。特例債につきましては、特にこれは1つの借金であるのでこの用途については十分、いわゆる検討しながら、幾ら特例の分の起債であってもそのことには十分考慮すべきであるという、大変そうのご意見もいただいた記憶がございます。

また同時に、私自身、地域の説明会に回らせていただくときに特例債のことも触れました。しかしながら、まちづくりを進めていく中で私は身の丈に合った町をつくってきたいということも各地域で話してきたというふうに記憶をいたしております。そういう意味でこの起債をすべて、いや特例債をすべてこれに充てる、あれに充てるというバラ色のイメージを与えて私は合併協議に臨んできたとは思っておりません。そういうことから先ほど政策企画財政課長が申し上げましたように特例債については、きちっとそうしたけじめをもってそうした方向に使っていききたいというふうな信念を私自身持っています。

以上です。

○議長（西村芳成君） 21番、小松紀夫君。

○21番（小松紀夫君） それでは、最後でございますけれどもこの合併振興基金、これも非常に使い幅が広いわけございまして、これは最終的に今17億円ですね、平成27年度末で17億円という基金ができるわけでございますけれども、最終的にはこの基金を取り崩して合併新市のまちづくりに充てていくわけでございますが、今後この基金の取り崩しによる事業展開の予定をお伺いをいたします。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） お答えいたします。

この合併振興基金の取り崩しによります事業展開予定ですけれども、合併振興基金につきましては平成18年度から平成27年度まで毎年1億7,000万円ずつ、10年間の合計で17億1,000万円の積み立て計画を進めておりますことから、平成27年度までの基金取り崩しは現段階では考えてございません。それ以降の展開としては11年目以降、すなわち積み立てた後にですね歳入減を補う1つの手法として考えておりますけれども、基金の目的でございます市民の連帯強化や地域振興を図るための事業に積極的に活用していききたいというふうには考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 21番、小松紀夫君。

○21番（小松紀夫君） このですね合併振興基金を積み立てる目的は先ほどお話をしたところでございまして、それぞれの旧町村の一体性を確立する、そして、それぞれ旧の3町村の地域の振興等々に使うと。こういうことで積み立てるということになっておるところでございます。先ほどのご答弁では平成28年度以降の歳入不足を補うため

にというふうなご答弁がありました。それはちょっと違うのではないかと。やはりこれ積み立てておいて、そういう新市のまちづくりに沿った事業展開をしっかりと計画をされまして行うべきではないかというふうに思いますが、再度ご見解をお伺いをいたします。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） お答えいたします。

なんか表現が悪かったら申しわけないんですけども、すなわち現段階でもある程度そのいろんな事業をするにしても合併効果もありまして財政的にはそこそこやっていけるわけですけども、合併効果が終わりますといろんなソフトをしたくても財源がなくなるということ、そういう部分でその地域振興なんかに充てていきたいという考え方がまず基本にございます。お金を精いっぱいためておいて、そういった11年目から大変な状態になるときに果実運用でもってそういった事業に充てていければという思いでもって現在貯えておるということで、お金が不足するからそっちに自由に振り回して使うという、原則論的にはそんな考え方をしておるわけではございませんので、そのあたりひょっと言葉が足りませんでしたら失礼いたしました。

以上です。

○議長（西村芳成君） 21番、小松紀夫君。

○21番（小松紀夫君） 以上で質問終わります。

○議長（西村芳成君） はい。小松紀夫君の質問が終わりました。

次に、17番、石川彰宏君。

○17番（石川彰宏君） 17番、石川彰宏でございます。議長の許可をいただきましたので、3項目につきまして総括方式で質問をいたしたいと思っております。

1点目ですが、日ノ御子川周辺山林への不法投棄についてでございます。

日ノ御子川周辺山林への不法投棄でございますが、不法投棄についてはたびたび同僚議員が一般質問をされてそれぞれ対応していただいておりますが、今回は林道美良布河野線の古井集落への上がり口からでございます。この古井集落ってというのは既に集落自体がなくなっておりますが、わかりやすいために古井集落といたしました。ちょうど上がり口から1.4キロぐらいまでが特にひどい状態であります。瓶、缶、ビニール類、マット、電化製品等ありとあらゆる物が散乱しております。現在は草木類が緑となり余りわかりませんが、冬場は特に目立ちます。旧香北町で粗大ゴミが回収されだしましてからは不法投棄も余りふえてないような思われますが、下流域には簡易水道の取水口、またキャンプ場や遊泳場もあります。また、このように川の増水により水辺近くにあるごみを下流域に流れております。これらを市によって撤去できないものかお尋ねいたします。

また、今この周辺は、ボルダーまたはボルダリングといってロッククライミングやフリークライミングのようにロープやハーケンを使わずに指先、腕力、脚力で岩登りを楽

しむもので、愛好家の中で四国有数の人気スポットとなっております。一つ一つの岩の攻略法の小冊子が出たりしております、ちょうどこういう小冊子が出ております。

（資料を示しながら説明）そのため、県内外を問わず遠くは岡山、鳥取からもトライしているようでございます。また、キャンプ場を利用して宿泊していただいておりますし、冬場のときはほっと平山でも泊まっているそうでございます。日曜や祭日になると数十台の車が林道縁に駐車しております。

そこで気になるのは、この方たちのブログへの書き込みでございます。ちょうど日付は2011年4月21日でございます。内容はといいますと、「日ノ御子は本当に気持ちのいい場所だ。だけど不法投棄が目立つのがすごく気になる。せっかく気持ちのいい場所だからそういうことはやめましょう」という内容です。このようなブログは愛好家や不特定多数の方が見えています。こういった書き込みがあるということはこの場所に来られた方が不快に思っているのではないかと思うわけでありますが、市としてはこれに対して、ブログに返信はできないものかお尋ねいたします。

続きまして、今からちょうど新緑ウォーキングや夏場にかけて大勢の方がキャンプ等にやって来ます。人が多く集まれば世の常でゴミができます。このゴミが不法投棄されないように巡回して指導できないものかお尋ねいたしたいと思います。

続きまして、1次産業の活性化についてでございます。

中山間地域の田畑は高齢者で守られていますが、あと数年で耕作放棄地もたくさん出るのではないかと危惧しているところでもあります。この放棄地を出さないためにも高齢者でも取り組みます永年作物の作付、また自然食品である葉ワサビ、東洋医学の漢方薬のもとである薬草など、それぞれの地域性に合った物がつくれるような調査、研究はできないものかお尋ねいたします。

東日本大震災により安全であると言われていた原子力発電所が被災し、いまだ終息に至っておりません。今再生可能エネルギーが特に注目されだしました。本市でもべふ峡温泉、そしてハウス加温にと木質バイオマスエネルギーを使っております。今、全国的には主に原料は針葉樹でペレット、チップを製造しております。林地残材や端材等の有効活用も大事ではありますが、成長の早い広葉樹、ポプラ、イチョウ、クルミなどを植栽し製品化できないものか。特に本市には関西育種場、中部森林管理署、森林技術センター、高知工科大学、中央東林業事務所などほかの市町村にない機関がそろっております。これらと連携して林業の活性化につなげるように調査、研究はできないものかお尋ねいたしたいと思います。

続きまして、まだまだ理想の山林にはほど遠いですが、森の工場や集約化事業で林道、作業道ができ間伐が進んできました現在、本来の山の姿に戻りつつあると思うところがございます。林地内には木漏れ日が入り風通しがよくなった、このような林地内で副産物である薬草や枝物の栽培ができないものかお伺いたしたいと思います。

最後に、地デジ対策についてでございますが、「こことここに黒い帯が」という宣伝

が生ましてもう久しくなりますが、ちょうど東日本大震災を受けました福島、宮城、岩手県には特例により1年間延長されるそうでございますが、その他の県はあと31日、7月24日をもってすべてデジタル放送に切りかわりますが、本市については全家庭が地デジ放送を受信できるようになっておるのでしょうか。また、できてなければどのように対処するかお伺いいたします。

○議長（西村芳成君） 香北支所地域振興課長、舟谷益夫君。

○香北支所地域振興課長（舟谷益夫君） 石川議員の林道沿いの不法投棄の件についてお答えいたします。

早速現地を確認いたしました。投棄が目立つところが7カ所ぐらいありました。石川議員も言われたように現場を見た感じでは、粗大ごみも含めた家庭ごみをわざわざ持ち込み捨てたと思われるごみが大半でございました。不法投棄ごみにつきましては、廃棄物処理法によりまして厳罰をもって禁止されているにもかかわらずご指摘の箇所以外にも多数ありまして、従来から頭を悩ます行政課題となっております。また、市条例では、不法投棄の防止について公共施設内であれば行政、個人の土地であれば個人が不法投棄されないよう各々の占有者が管理に努めなければならないこととなっております。その処理についても、投棄された土地の管理者の責任におきまして対処することが原則となっております。市が撤去するにつきましては、検討しなければならない課題ということになっておりまして、すぐのけるというようなことにはなりません。そのため、市としましては防御に努めるというか、そういう形で当面は対処していきたいと考えております。この林道沿線につきましては、以前から不法投棄が多い区間ですので要所に不法投棄禁止の立て札や不法投棄など監視パトロール地域の啓発看板を設置しておりますが、まちづくり推進課が香美市シルバー人材センターに市内の監視パトロールを委託しておりますので、より一層のパトロール強化について協議していきます。また、その後の経過を見つつ不法投棄の増加箇所があれば、監視カメラ設置についてもまちづくり推進課とともに検討していきます。

次に、ボルダー仲間のホームページに書き込みがあると、それに対して市として返信はできないものかということですが、そのホームページを確認しました。匿名の投稿者で、閲覧の対象者がボルダー仲間に絞った内容であります。不法投棄防止をボルダー仲間に呼びかけたものであると判断できます。通常市に対しての通信による要望、苦情についてのご返答につきましては、お名前、連絡先などが記載された手紙封書、または香美市ホームページに設けられましたお問い合わせフォームなどによりまして投稿されたものについてお答えしているような状況でございます。

今から夏場にかけてのキャンプ場で不法投棄しないように巡回指導できないものかという問いですが、キャンプ対策といたしましては監視パトロールとあわせまして日ノ御子河川公園キャンプ場管理者によりましてキャンプ場周辺の巡回指導や、キャンプ者を対象としました啓発看板の設置について関係各課と調整していきたいと考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、中井 潤君。

○産業振興課長（中井 潤君） 石川議員の1次産業の活性化につきましてお答えを申し上げます。

1つ目の山間地域の田畑での薬草、葉ワサビということでございます。

以前、物部町、香北町では、山間地域の有望品目としましてミシマサイコを導入し、数軒の農家が大手メーカーとの契約栽培をしておったようでございます。収益性、栽培技術、調整作業等の問題で定着をしませんでした。葉ワサビも数軒の農家で栽培をされJAへ出荷をされておりましたが、これも収益性や病気等の栽培の難しさによりまして現在は栽培をされておられません。また、販路の確保も難しい作物でありまして、JA・農業振興センターも推奨品目とはなっていないようでございます。

現在、山間地域の物部町ではユズを基幹品目としまして栽培をしておりますが、県農業振興センター、JA等の農業関係機関で構成します香美市営農対策推進協議会や香美市雇用創造協議会では補完作物を探求をしております。その結果、アジサイは切花でJAに出荷されるようになっております。また、露地ニラを物部町で試験栽培をいたしておりますが、高冷地であるため病虫害が少なく順調に生育しておるようでございます。今後は高齢化、過疎化の進行します山間地域での調整作業等の労働力確保の問題はありますけれども、経営モデルが確立され、取り組み農家がふえれば農家所得の向上、耕作放棄地の防止につながるものと考えております。

2つ目の再生可能エネルギー、ペレット、チップの製造に関しまして、香美市の森林整備計画によりますと本市の民有林の人工林率は75%、そのうち98%が杉、ヒノキの針葉樹でございます。また、40年生以上の杉、ヒノキの人工林は90%になっておりますが、間伐、除伐等の森林の整備がおくれ国土保全、水源の涵養、CO2の吸収といった公益的機能が損なわれております。

そうした中、木質ペレットは、切り捨て間伐材、林地残材、製材工場などの端材を有効活用して再生可能なクリーンエネルギーに転換し、森林整備の促進、地産地消型社会を実現する一石二鳥の手段として注目をされておりますが、対重油、対他県の木質ペレットとの競合もあり、林内からの木材搬出コストや木材乾燥の熱源などの課題が残ります。また、広葉樹は、杉、ヒノキに比べてペレット化が難しいとされておりまして、ペレット製造分野での技術発展、技術水準の向上と技術者の育成が必要であると考えます。針葉樹、広葉樹にはそれぞれに特徴がございます。広葉樹は、火持ちがよくすすやタールが少ないですが乾きにくくて重い、針葉樹は、火はつきやすく火力が強いのですが火持ちが悪くてすすやタールが多いというものでございます。香美市の森林の現状からしますと、森林を整備して山を元気にしていくためにも針葉樹の木質ペレット、チップ化を進めるほうが現時点では有効であると考えます。現時点では、まず針葉樹であれ広葉樹であれ、林内からの搬出コストの低減などの課題の解決策の探求と森林整備の推進

が重要であるというふうに考えております。

3つ目の間伐材、間伐ができた山林での薬草の栽培につきまして、1番の答えと重複する部分もあろうかと思いますが、昭和30年代から40年代ごろは旧物部村で、これも大手メーカーと連携をしましてオウレンの栽培、出荷が盛んに行われておったようがございます。しかし、昭和50年代ごろから中国産が入り始めたこともあって値が下がり、間伐や枝打ちをしてまでの生産では余り利益が上がらず、生産量が減少して現在は生産はされておられません。また、最近では自生をしておりましたオウレンもニホンジカのえさになり見なくなったようでございます。山林内でも陽の光が差すように間伐、枝打ち、草刈りを行えば薬草の栽培も可能かと思われませんが、生産コストにシカの食害防止ネットの設置、その管理まで加わりますと費用の面でも栽培は以前よりも困難性を伴うと考えております。高知県木材産業課がまとめました平成21年高知県の特用林産によりますと、県内での特用林産振興への取り組みとして昭和50年代後半ごろまでオウレンの新種保育に対して事業採択され補助事業があったようですが、現在ではこういった補助事業もないようでございます。安価な輸入品との競合、生産者の高齢化による担い手不足など課題が残ると考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 石川議員の地デジの対策につきましてお答えをいたします。

アナログ放送の停波まで約1カ月となりました。既存の公共共聴施設を含む48の施設、これはNHK共聴が14、自主共聴が34でございますが、この施設が6月末で工事を完了する予定となっております。また、新たに難視聴であることが判明した2施設が新たに施設の設置に向け準備を進めておまして、本年度内の完成を目指しているところでございます。このことからアナログ放送で難視聴地域であった場所については、すべてデジタル放送への移行ができたものというふうに思っております。また、新たに難視聴となったものの組合ができない個人につきましては、デジサポが高性能アンテナや衛星放送で対応するとともに、現在も難視聴となりそうな地域や個人の家を巡回し受信環境について調査を行っています。7月のアナログ放送停波により新たに難視聴であることが判明する場合や、視聴可能地域であってもアンテナ工事やチューナーが未接続のためテレビが見られなくなるといったケース、または工事は完了しているものの操作がわからないといったケース、特に高齢者の方が多いかと思われませんが、こういった各ケースもずいぶん出てくるのではないかとというふうに心配をしております。

こういった事案に対応するため、デジサポのほうで香美市庁舎の1階に6月27日から8月26日の間、臨時相談コーナーを設けまして相談を受けることとしております。このコーナーには3名が常駐いたしまして、技術的な相談にも即座に対応できるようにする予定となっておりますようでございます。なお、新たに難視聴となり高性能アンテナ等

の設置が間に合わない場合は、設置までの間は無償で衛星放送で放送されております東京の地上波が見れるように対応するというところでございます。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 17番、石川彰宏君。

○17番（石川彰宏君） 2回目の質問をさせていただきます。

不法投棄についてはわかりました。確かに管理者の責任でもありますが、毎日そこに行くのも大変でございますができるだけその監視をしていただき、その日ノ御子川周辺に、日ノ御子川周辺だけということに限ったことはないですが、とにかく香美市民も水を使っております。一番大事なところなんでよくお願いしたいと、いや、お願いというより監視していただきたいと思うところでございます。

それから、先ほどボルダリングの仲間に対しての書き込みと言われましたが、そうではなくって、これは本当にこの仲間がその岩を見つけるためにも下からごみをまだ自分たちで片づけています。ほかのそのボルダー仲間だけのものではないと思います、その辺は誤解していただくとちょっと困るんですが、ボルダー仲間はみんなでちりを集めて上の林道まで出して、それをちょうど巡回してくれたシルバー人材センターですか、その方たちが持って帰ってくれたそうでございます。できれば、それをもしやるとなればこのボルダー仲間の事務的なものも高知市内にあるそうですがその方々に声をかけて、一緒に清掃をしてくれるということも言っておられますので検討していただきたいと思います。

それから、薬草でございます。

確かにミシマサイコもつくりました。現在四万十町ですか、今ミシマサイコをつくっております。ちょうど香北町でも、どれくらい面積があったのかちょっと忘れましたがつくっております。確かにそういうこともあります、今は自然食品等いろいろございますので、単価的には、その販路も大事だと思いますが、耕作放棄地ができないように何かこう手だてをしていただきたいと思うところでございます。

それから、確かに今間伐が進んでオウレンとかセンブリ、昔はセンブリも胃の薬ですか、センブリもつくっております。やはりこういうものも、やはりもとへ戻ってつくっていただきたいと、なんかそういう指導もしていただきたいと思うところでございます。とにかく単価的には安くてもやはり地産地消でいけるような方法をとっていただきたいと思うところです。

それから、地デジでございますが、本当に映らない、なんかもう、その共聴に入るのも大変だから、もう私はテレビを見ないからもう要らないと言った、民生委員さんが行って調べたら「もうテレビは見ないから」と言ってやめた方もいるそうでございます。それから、その映るところはいいんですが、この町の中でも独居老人なんか本当にこれは大丈夫でしょうか。あれぐらい宣伝をしていたら大丈夫と思うんですが、やはり抜かっているところもありますんでその辺を十分注意していただき、皆さん、やはり歳がい

ったらもう4時過ぎですか、歳がいきました皆さんテレビ、水戸黄門を皆さん見てますんで、あれが楽しみで見てる方もたくさんおられますんで、その辺のご配慮を願いたいと思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 香北支所地域振興課長、舟谷益夫君。

○香北支所地域振興課長（舟谷益夫君） 石川議員の2回目の質問にお答えします。

ちょっと自分そのボルダーのほうにつきましては、ホームページを見てちょっと客観的に考えて答弁したもので、そういう事情があるとしたら書き込みというよりも石川議員がおっしゃいました高知の事務局のほうに一応ちょっと連絡とってですね、今後どのように展開できるかどうかちょっと検討していきたいと考えております。不法投棄の防止については、石川議員もおっしゃったようにその日ノ御子周辺だけじゃなくて香美市全体の問題ですが、その辺も取り組むようにいたします。

以上です。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、中井 潤君。

○産業振興課長（中井 潤君） 石川議員の2回目のご質問にお答えを申し上げます。

先ほども申し上げましたけども香美市営農対策推進協議会というのがございまして、その農政部会では有望品目の研究、試験を行っております。ユズの補完品目というような格好ではやっておりますんですが、それ以外にも耕作放棄地の防止という観点も踏まえまして、有望品目の探求ということで提案をしてみたいというふうに思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 石川議員の2回目のご質問にお答えいたします。

確かにお一人しかいなくて共聴の、がつくれずにテレビをもう見ないと言われる方の話も聞いてます。ただ、お一人でも高性能アンテナの設置が3万5,000円でできますのでそういった形の検討もしていただく必要があると思いますし、また衛星放送で対応できるということもできます。ただ、高知のローカル放送が見れないということにはなりませんけれども、ほとんどの民放放送は高知の場合でも東京の民放をとっておりますのでかなり方対応できるのではないかと思います。

また、高齢者等につきましてはの対応でございますが、先ほども申しましたとおり3名が常駐しますと言いましたけれども、このうちの2名は電気の専門業の方みたいです。こういった形の、技術的なことに関しましてはどういったことでも対応できるということでございますんで、このコーナーを利用していただきたいというふうに思っております。また、市役所のほうに連絡がありましたらそういった旨をデジサポのほうにつなげていきたいと思っておりますんでよろしくお願い申し上げます。

○議長（西村芳成君） 17番、石川彰宏君。

○17番（石川彰宏君） 終わります。

○議長（西村芳成君） 石川彰宏君の質問が終わりました。
暫時休憩いたします。

（午後 2時26分 休憩）

（午後 2時39分 再開）

○議長（西村芳成君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、7番、爲近初男君。

○7番（爲近初男君） 7番、爲近です。議長の許しを得ましたので質問をいたします。

去る3月11日の東日本大震災で被災された皆様に、衷心よりお見舞いを申し上げます。そして、政治主導にこだわる余り一向に進まない支援の現状を嘆くばかりです。

通告に従い総括方式で質問をいたします。

香美市の地域防災計画の見直しを本年度末をめどにすると報告がありましたが、本市なりの対応策を早く進めるべきと考えます。政府は東日本大震災を受け、30年以内の発生確率や予想規模を大幅に見直すことを決定しました。南海トラフを震源域とする東海・東南海・南海地震は来春をめどに評価を改定する方針であり、さらに近い将来発生の恐れがあるとされるこの南海トラフの地震に関しては、三連動に関する調査研究が進んでおり、評価の見直しが必要としています。

このような状況の中で、国の対応を待っていたら早急な対策はとれないのではと思われます。市民に強い印象が残っている今、自分たちなりに考えた対策づくりも並行してやるべきではないかと思えます。集中豪雨時の洪水と同じように地震時における河川やため池の堤防決壊により発生する洪水も考えられますし、その弱体化した堤防に津波が押し寄せ低地への浸水被害が起こる可能性もあると思われます。また、中山間地においては、がけ崩れ等が多く発生が予想されます。それにより道路が寸断され、地域の孤立化も発生すると思われます。また、家屋の倒壊の発生もすると考えられ、その中で素早く人命の救助を行い少しでも被害を少なくすることが重要ですが、そのときのために個々の地域での消火訓練や、けが人の救助や、炊き出し等の防災訓練が大事と思えます。また、市全体での総合的な防災訓練を考えていくのも重要かと思われます。子どもから大人まで、地域全員が消防団の各分団のサイレン等を利用した訓練やチラシの発行等により普段からの心構えの浸透が重要であると考えますが、どう考えるかお聞きいたします。

次に、本市の人口減に歯どめをかけ、少しでも増加に転ずる対策について質問いたします。

本市は、地震、津波においては比較的安全と考えられます。その地の利ゆえに、本市に海岸部より移住を希望し宅地を求める人がいると聞きますが、そういう人たちに本市

に住んでもらい、本市の人口減に歯どめをかける機会をと思いますが、そんな人たちに対する支援策があるのか問います。

また、本市に住みたいけれど本市を離れる人がいると聞きます。市街化調整区域指定が支障になっているのではと考えます。今後の取り組みを問います。

次に、通学支援について質問をいたします。

物部町より山田高校に通う生徒は、バスの時刻変更により7時台のバスがなくなり1つ早いバスで通学しており、高校に着いて始業時まで40分から50分ぐらい待っている現状だそうです。こういう状況の中で、保護者は仕事に就く前に子どもを高校まで送らなければならない場合もあり、時刻の変更を願っております。時刻の変更要請が必要と思いますが見解を問います。

また、定期代の3万円は非常に高額であり、保護者への負担が重くなっています。これへの助成は考えられないものかお聞きいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 爲近議員の南海地震対策についての質問にお答えをいたします。

防災計画の見直しでございますが、もう何度も言っておりますとおり本年度見直しを予定しております。これにつきましては、もう防災会議の委員の委嘱の準備を進めておりまして、今後は被害想定等を含め計画の見直しにつきましては委員の意見も計画に十分に反映させ、また計画の策定見直しについては県の協議も必要でありますので、県の助言もいただきながら進めていきたいというふうに思っております。また、これからの香美市独自の取り組みという話も出ましたけれども、やはりソフト面では自主防災組織の育成っていうのは非常に重要だと考えております。

また、総合防災訓練につきましても、今まで香美市としては実施したことがございませんが、何とか今年度、どういった形になるかわかりませんが実施をしたいというふうにも考えております。

また、ハード面におきましては、やはりおくれております防災行政無線の倉庫、それから本年度予定しております防災倉庫、これは急がれると思っておりますので、早急に対策を進めていきたいというふうに思っております。

それとですね、住民への周知です、日ごろの防災対策の周知でございますけれども、できれば広報の紙面等も使ってですね何らかの形で示していけたらというふうにも思っておりますので、今後検討していきたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（西村芳成君） 総括やきもう1点。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 失礼いたしました。

次にですね、通学の支援につきましてでございます。

その中の山田高校に通う生徒のバスの時刻の変更の件でございます。

現在のＪＲバスの大柵線の時刻表は平成２３年３月１２日に改正されたものでございまして、過去３年間、毎年改正がありますがごく一部が変わる程度にとどまっております。山田高校に通学する生徒が利用するバスの大柵発の時間は６時５６分の発で、これに乗ると７時３７分という早い時刻に山田高校前に到着することとなりますが、物部、香北から南国市の高校に通学する場合は、このバスからＪＲ列車に乗りかえればちょうど時間に到着することになります。また、次の便の大柵発８時６分の便に乗りますと８時４７分に到着ということになります。８時４５分からのホームルームには間に合わないということになります。ＪＲバスの土佐山田駅到着時刻はＪＲ列車の下り線の発車時刻にリンクされておまして、時刻変更を行うためにはＪＲ列車の時刻改正も必要となるためＪＲバスのみの時刻変更では対応できません。また、ＪＲバスの増便も乗務員のシフトの関係でできないとの回答をいただいております。仮にＪＲ列車の山田駅の発車時刻が５分程度前倒しになれば次のバス便でも始業時間に間に合うようになることから、今後のＪＲ列車の時刻改正に期待をしたいというふうに思います。なお、ＪＲバスにはですねこのことはもう既に打診をしてありますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（西村芳成君） 建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君） 爲近議員の本市の人口増対策について、特に今回も都市計画法上の市街化調整区域、そしてまたこの海辺よりの移住、安全を求めている移住に対してのご質問をいただいております。

まず、お答えする前段におきましては、特にその移住を求めているという定住策の部分ではですね建設課としては十分なお答えはできませんが、今までの都市計画の中で支援策としましては市街化区域を大きな都市基盤、まず基盤整備を拡充してきたということが大きな市街化区域への定住策でございます。そして、広域での都市計画が近隣市長、そして高知県中央部と本市にどのような関連があるかが都市計画の一環であり、まちづくりの中でも重要と考えております。指摘のように調整区域にとっては市街化を調整すべき土地利用となります。都市計画の中で都市基盤整備、また住宅事情、優位に進めてきた用途指定の市街化区域、そして市街化の無秩序なスプロールを規制すべく調整してきた区域、地域の各集落の拠点形成、今、香美市のまちづくりの中、土佐山田地区は農業振興整備区域の大半が市街化調整区域であります。地域産業振興も１次産業の土地利用や地域の特色の自然と共存するよう進めておる中で、今後も香美市の振興計画の中で線引きが高知広域での必要性、また将来都市像の弊害となる条件が明確になればその検証と見直しは重要と考えております。

支障となっていることが、市街化調整区域が支障となっていることが振興計画と合致していないと判断することは、すぐには判断はできません。やはりまちづくりの中で一定の規制なくして誘導や目指すまちづくりはできないものではないかと考えております。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 爲近議員の通学支援についての中で、月

額 3 万円の定期料金に対する補助は考えられないかということにお答えいたします。

現在香美市におきましては、小・中学校の児童・生徒につきましては保護者負担の軽減を図るために遠距離通学費を補助するというのはご存知のところだと思いますが、それ以外は現在ございません。

ただですね、これは物部町とか山田と関係なくですね高等学校奨学金という制度がございます。この制度に乗れば月額 1 万円の助成が現在も施行されておりますので、この制度をご利用していただければと思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 7 番、爲近初男君。

○7 番（爲近初男君） 2 回目の質問をさせていただきます。

市長の報告の中で防災計画策定のための防災会議の委員、組織ということで今、今田課長よりも委嘱の準備をされようということをお聞きしましたが、どんなメンバーで構成を考えているのかお聞きをしたいと思います。

また、総合防災訓練はですね、住民の災害への意識の高揚に役立つばかりか市全体の取り組みとして重要と考えるので、早い時期の実現が必要と思います。検討をお願いしたいと思います。また、それは土佐山田町、香北町、物部町と別々でやるのか、一斉でやるのか、お考えがあればお聞きをいたしたいと思います。

そして、防災倉庫はどのあたりへ何カ所つくる計画なのか教えてもらいたいと思います。

続きまして、人口増に関する質問ですが、この大震災を機に国、県に対して規制の緩和を要望して、規制の緩和を要望して、規制緩和を促して民間活力の導入がされやすい環境づくりが大切と思います。本市においては優良農地は集約して残し、それを外して住宅用、宅地用を確保していくような方向性が求められるのではないかと思います。3 年前ですか、都市計画法が改正され、20 ヘクタール以上であれば調整区域であっても宅地造成が許されたものが廃止されました。潮見台ニュータウンの住宅開発はこの許可でやったと聞いております。

この震災を受けより安全な宅地を求める人が増加することを考えれば、5 ヘクタールほどの小規模な住宅開発にも許可がおりるような地区計画や将来像を構築して基準を満たせるものをつくり上げることを進めてほしいと思いますし、また規制の緩和を要請すべきと考えます。本市の都市計画審議会は、関係行政機関に建議をして規則の緩和を促し、線引きの見直し等が実現するように早急に取り組むべきだと思います。今後の取り組みを問います。

通学に対する支援ですが、制度があると次長は回答してくれましたが、これは所得制限があるのではないかと思います、所得制限内の人にとってはありがたいですけど、普通、所得制限内の人はいないので再度検討もお願いしたいと思います。大栃高校があったときはもうすぐ隣で保護者にもそう負担がかかりませんでしたけど、やっぱり山

田まで来るということでかなり負担が多いということですし、市内唯一の高校ですので何とか前向きに考えていただきたいと思います。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 爲近議員の2回目のご質問にお答えいたします。

まず、防災会議の委員がどのような方ということでございますが、ちょっと今名簿のほうを手元に持ってませんのでまた後ほどですねお答えしたいと思いますが、ご了承願いたいというふうに思っております。

次に、防災無線の整備についてはですね、一応平成25年から予定しておるんですけども、平成25年に実施設計を行いまして順次整備を行っていく予定でございますが、今現在香北に防災行政無線がございますが、香北がもう最終年度になります。物部、山田はそれ以前にですね逐次、どこからということはまだ決まっておられませんけれども整備する計画になってこようかというふうに思っております。

また、防災倉庫につきましては、場所につきましては現在市が買収いたしましたNTTの官舎跡に約300平米の倉庫を1棟建設する予定になっております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君） 爲近議員の2回目のご質問にお答えをいたします。

まず、その規制緩和等、そしてまた優良農地の部分を残してというような部分の面積の制約要件等ご質問になりました。大局的に全体を見て判断する必要があると思っております。今人口減少、高齢化社会です。まずは市街化区域へ考えるべきと、私は今その都市計画の中で市街化区域が都市基盤に当たっていると見てます。まだ山田地区、地盤の高い市街化区域には未利用地が9ヘクタールぐらい残っております。すべてが宅地化できるとは思いませんが、市街化区域への誘導が1つの条件になろうかと思っております。

高齢化の中で、規制緩和も20ヘクタールから5ヘクタールというような形で、地区計画も調整区域へ立てれるようになってます。香美市の中にも今それを候補とする箇所はやはり工科大周辺とか、いろいろな要件の伴う部分がございます。その中でまだ都市基盤が十分に追いついておりません。やはりそれも並行できるような、まちづくり計画の中で進めていくべきと、そのように思っております。

○議長（西村芳成君） 教育次長兼教育振興課長、後藤博明君。

○教育次長兼教育振興課長（後藤博明君） 爲近議員の2回目のご質問にお答えいたします。

かつて大栃高校が新生を募集停止した時点で、平成20年ですか、その時点で高知県立高校通学支援奨学金制度というのがございました。この件につきまして平成20年から平成22年までの間にですね、通常なら大栃高校へ行かれる新1年生がこの制度を

適用されるわけですが、申請した者につきましては平成20年度に1名、平成21年度ゼロ、平成22年度ゼロです、結果的に。それから、先ほど申し上げました高等学校奨学金につきましては、これの趣旨がですね高等学校、中等教育学校の後期課程とか、それから専門学校、大学等々において勉学意欲と能力を持ちながら経済的な理由により就学が困難な者に対してやると、当然所得制限もございます。

ただ、この制度を精いっぱい活用させていただいて今後の利用を促進していきたいと。ここが現在のところの香美市の最大の努力ということで、大栃から山田高だけの支援につきましては、ただ難しいかと考えております。

以上です。

- 議長（西村芳成君） 7番、爲近初男君。
- 7番（爲近初男君） これで質問終わります。
- 議長（西村芳成君） 爲近初男君の質問が終わりました。

次に、9番、織田秀幸君。

- 9番（織田秀幸君） 9番の織田でございます。議長のお許しをいただきましたので、通告に従い3点についてお伺いをいたします。

まず、1点目は、防災対策についてでございます。きのう、きょうと多くの皆さんの質問等も入ってダブっている点多々ありますが、抜粋する形でこちらからですね質問させていただきますので、今田課長にはその点よろしくお願いを申し上げます。2点目は、特養の増床についてお伺いをいたします。そして、3点目はブロードバンドの普及、以上3点についてですねお伺いをいたします。

それでは、本題に入りますが、今回の東日本大震災で亡くなった方々へ心からお悔やみを申し上げ、1日も早い復興と再生によって従前以上にすばらしい地域の構築を願うものであります。家族や友の死に耐えながら粛々と送る生活姿勢に世界じゅうから日本人はすばらしいと、そのように称賛されています。こうした被災者に報いるためにもこの震災が教訓とするものをすべて引き出して今後に活かしていかなければならない、私は強くそのように思っております。

早速本題、質問に入りますが、このたびの東日本大震災の教訓を踏まえ、南海地震に対する本市の防災計画、この見直しはあるのかどうか、この点についてお伺いをいたします。

- 議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。
- まちづくり推進課長（今田博明君） 織田議員の防災対策についての中で防災計画の見直しについてでございますが、防災計画の見直しにつきましては、先の質問でもお答えしましたが本年度見直しを予定しており、防災会議委員の委嘱を進めております。被害想定等を含め計画の見直しには委員の意見を十分に計画に反映させて、県の意見も聞きながら進めていきたいというふうに思っております。
- 議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） 県の防災対策、そういったチームも編制されてはですね、また、そういった県の防災へのそういう取り組み、参考にされるということでもありますし、また、組織編制、何分まだ4月からの編成で課長も大変な思いをされて今回のこの答弁に当たっているということもお伺いしております。そして、私はわかりやすくちょっとお聞きしますが、課長としてですね、防災担当の課長としてこの本市、香美市においてはこの1点だけはいう、そういう1つを挙げるとすれば、防災に対してですよ、課長は1点挙げるとすれば何を取り上げますか、お聞きをします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 防災対策についてですよ、1点、自分が挙げるとすれば、やはり防災行政無線の整備が挙げられると思います。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） はい。ありがとうございます。総括の責任者は当然市長であります。各課、そういった中でですね、防災については課長がリーダーであります。どうか志気を高めるためにもですねしっかりとまた全力で取り組んでいただきたいと、そのように思います。

はい。次に、また、この集落をつなぐ道路の崩壊や土砂崩れ、集落の孤立化、ダムの崩壊、この項目につきましては、だんだんと皆さんの答弁をお聞きしましたのでこれは割愛をさせていただきます。

そして、停電時の防災無線、これはもう防災行政無線のことですが、この対応をお伺いいたします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 停電時の防災行政無線の対応ということでお答えいたします。

防災行政無線につきましては、香北町では合併前に整備されておりました現在もそのまま運用されておりますが、土佐山田、物部ではまだ整備に至っておりません。防災無線は、地震発生時よりもより豪雨による避難勧告や避難指示、また行政からの通行どめ等の一般的なお知らせ等にも有効的に活用できる行政には欠かせない設備だというふうに認識しております。本年度の整備計画につきましては平成20年度に基本計画設計が完了しておりますが、工事には至っておりません。今後平成25年に詳細設計を行いまして、平成26年から平成29年にかけて順次整備を行う計画となっております。

なお、詳細設計が未実施な段階ですので機能等細かい内容につきましては未定ではございますけれども、停電時の対応ということでございますが、現在設置されております香北支所の防災行政無線の例にとりまして屋外にあります子局、これは大型バッテリーを内蔵いたしておりました停電時から約10日間くらいは動くというふうに認識しております。また、個別受信機につきましても、電池を中に入れることによりまして10日以上受信が可能というふうに認識をしております。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） はい。先ほどの合併特例債のところですね濱田課長のほうから使用の項目挙げていただきましたが、その中にデジタル防災無線が入っておりますよということでもお聞きをいたしました。これ平成25年度から実施計画ということで、これはデジタルで行われるということによろしいわけですよ。

今日まで私もこの防災行政無線は議会でも取り上げさせていただきました。先ほどの答弁にあったように山田町、香北町、物部町、状況が全然違うわけなんです。そして、香北町にはアナログ方式のそういう防災行政無線が入っておるということで、そして、確かにこの今回の東日本の震災でいろんな識者、学者の方から話しがある中で、質問される皆さんもいろいろ話されておりましたが三連動、これはもう南海地震だけにとどまらずですね東海、東南海、そして南海と、この三連動の地震が起きる、そういった可能性もありますということで、本当に、まあいうたら道路も車が通れない、これは移動系の無線、移動系が一切シャットアウトされるということです。当然通信回線、電話線なんかもシャットアウト、そして電気、停電になりますよね。これ先ほど聞いたら10日間くらいのいうたらバッテリー、そういうことで対応できると聞きました。どうかこの平成25年の実施計画、それに向けてのデジタル防災無線の対応を考えておるということをお聞きまして、どうか着実に計画どおり進めていただけますよう、その点をお願いしておきます。

そして、次の質問に入らせていただきます。

本市の自主防災組織率は、昨年いただいた資料から見ますと53%になっていました。今年の資料ではですね62%となっておりますが、この62%、県平均でもかなり私は低い、そのように認識しておりますが、未加入の原因、そして対策をお伺いいたします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。織田議員さんの自主防災組織の未加入の原因と対策についてでございます。

香美市ですね62%の自主防災組織率、これにつきましては県下の平均より若干低くなっております。ちなみに県下の平均が3月末現在で67%というような状況であるようでございます。

本市におきまして未結成の原因につきましては、やはり役員のやり手がない、地区全体が高齢化で活動が困難、自治会内で賛同が得られない、世帯数が少ないので改めて結成する必要がないなどの理由が挙げられます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） 県平均67ということですが、この防災組織育成指導要綱、香美市ですね、それには100%の目標で頑張っていきますよと。そして、ちょっとネットのほうで資料を取り出してみました。香美市の62%というのは高知県下の中でも

ですね、もう下位から6番目ということになる、結成率が。今回を1つのきっかけとしてですね、また当然行政、執行部の方もどんどんどん現地に赴いて行って説得をさせていただく、そういうことが大事になってくるんじゃないかと思います。きのう今田課長は答弁の中でですね、野市のある議員の話をされておりました。アンケート739名やったですか。確かにその数字もあらっと我々も思うたわけ、半数ぐらいが自主防災組織を知らないいう、そういう記事があります。そして、そのコメントの最後のところなんです。「もっともっと行政、市は主体性を持ってほしい」いう、そういう文言で締めくくっておりました。どうかその点も踏まえていただいて、確かに職員の数も少ない、また香美市の広範な地域、そういう状況がありますけれど、一生懸命皆さんその現場に入る中で市民のまた理解、協力も多分に得られるんじゃないかと、そのように思っております。また時間を見つけてですね、未加入のそういう組織のほうに足を運ぶということも大切なことではないか、そのように思います。

そして、この香美市の自主防災組織、現在88、そしてこれ自治会数は190あるわけなんですよね。確かに2つ、3つ、そういう形で合併をして組織を立ち上げておると、そういうふうには理解をしておりますが、この自主防災組織の中で我々が回覧を回したり、また広報香美、広報を回したりするのもですね町内会に加入しておる、そういう人が対象になってきます。この我々の地域でも町内会に入っていない人なんかは、そういう回覧なんかは見る機会がないわけなんです、実際。この組織自体は、その地域をひっくるめて全部加入、世帯数の中に入っておると思うんですが、その見解はどうですか。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 自治会内に自主防災組織ができれば、原則としてですねその全エリアに属しているというふうな、今解釈となっております。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） 要は、また9月の最初の日に自主防災の訓練、そういったものが行われるという、そういう計画があるものですから、そういうときに我々が呼びかけするにしてもですね、やはりざるから漏れていく、そういう世帯もたくさんあるわけなんです。確かに全員に言うわけにはいきませんし、なかなかこの広報も目にしていなくて、いろんなきょうの質疑の中でも、話し合いの中で、やはり市民への周知徹底がなかなか厳しいところがある、そういったことも大きな要因の1つではないか、そんなに思っております。

重ねて申し上げますが、また一生懸命足を運んでいただける、いただくということでまた努力もしていただきたいし、担当課長としてですねどんどんどんまた出るように、そういう方向性もまたお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移らさせていただきます。

これは特定の町内会のことを取り上げるわけなんです、この5月27日の自主防災組織連絡協議会、行われました。それはもうたくさんの方に関心を持っていただく、ち

ようど震災の後であったわけです。執行部の皆さんも席が足りなくなっていますね、後列2列ぐらいふやしてその会場がいっぱいになりました。本当に関心の高さいうんがそのことからわかるんじゃないかと思いますが、その答弁の中で課長はですね、東上一町内会、この資機材の整備に対する質問があったわけなんです。あそこは、皆さんも知ってる方多いと思いますが350世帯あります。東上一の町内は。そして、現在3ブロックに分けてですね、みんなが協力し合いながら防災を立ち上げて頑張ろうと。そういったときに、やはり根本の大事なこの防災の資機材、それが350世帯に対して資機材が1パックいうんですかね、そういう形で提供されとった思うんです。とてもじゃない、350世帯で1つでは足らんということで、特例として2つのですね倉庫を構えて資機材を倉庫に設置しとるらしいです。

先ほど言うたようにこの110数世帯、3ブロックに分けたときに1つがないわけなんです、そのブロックの中から。そのことを代表の方がですね「もう1つ何とかならんか」という形で質問されておりました。そのときに課長のほうから、県のほうになかなか申請してもですね許可が出ない、答弁の中でですよ。そして、元気な集落づくり支援事業の補助、それで確保してはどうかという、そういう答弁をされておりましたが、そのこと間違いないですか？

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。お答えいたします。

当日の話の中では、現在の補助制度の中では、もし適用するとするならば集落づくり補助、済みません、先ほどの補助金で対応するというお話はしたというふうに記憶しております。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） これはですね、私はちょっと趣旨が違うんじゃないかと、そういうことで今回取り上げさせていただきました。

多くの町内会長を初めそういう自主防災の関係者、大半の方が来とったんじゃないか、そう思います。そして、とにかく行政としてはですねこの自主防災組織いうんは、これは読んで字のごとく自ら主体性とか地域みんなが共同、協力し合いながらつくっていくいう、それが本分、基礎になつとる思うんですが、しっかりと行政も指導、教育していくいう項目もあるわけなんです。そして、この元気集落事業いうんは、経済、産業経済とか文化とか交流、そしてまた社会生活機能の向上、そういったもんを目的とする事業、それが対象になりますよいうことで、かなりその質問をされた方はちょっとがっかりをされておたいう、そのように思っております。

そして、私が聞きたいのは、この190あるそれぞれの地域の中でですね、課長、350世帯の町内会、十数世帯いうんですか、そういうところもある思うんですが、この資機材の、いうたら金額規模、それはどういう配分がされとんんですか、ちょっとそこをお聞きします。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） 織田議員のご質問にお答えをいたします。

ご指摘のとおり元気な集落づくり支援事業というものは、ある程度使い道というのは、用途が明確に書き込まれておりますし、それと、ほかの制度がない場合にそれを受け皿とするということと、それから対象があくまで自治会の活動に対してという基本がございます。自主防災組織ということになってくると組織的にも少しその事業を使うということになってくると違和感がございます。むしろですね、その政策的な観点から見ますと自主防災組織の育成、支援というような本市にとっても非常に重要な部分でございますので、やっぱりその地域の事情、それから地理的な状況を踏まえて、県単の事業が使えなければ香美市なりの制度について改めて検討する必要があるだろうというふうに考えております。そこはまちづくり推進課としっかり検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） 濱田課長に詳しく話していただきました。私もいろんな資料を調べておたらですね、自主防災組織育成指導要綱第10条、自主防災組織の活動に対し、別に定めるところにより補助を行うことが市でできるいう、その分じゃないかと思えます。県でできない、確かにそれはもう課長としてはですねそういう答弁をされたと思うんですが、何とか今の情勢、また規模からいうてですね、この香美市の町内会にはまたひとつ資機材のほうの提供のほうもお願いしたいと思うんですがどうですか。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。香美市の自主防の資機材についてですが、先ほど政策企画財政課長の話もございました。また、このみんなで備える防災対策補助金ですが、手前に戻るかもしれませんが、県に対してはですね他市町村のほうももう少し使いやすい補助金をという形で要望しておる事例もあるようです。引き続き要望はしていきますけれども、市としましてもせっかく活発な活動を行っている自主防災組織、こちらの芽を摘むようなことがあってはいけませんので、何とか前向きに考えてですね補助事業で対応していけるよう努力していきたいというふうに思っております。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） はい。ありがとうございます。

私先ほどちょっと質問した、この自治会組織の規模によってその資機材の購入、それは金額が変わるんですかどうですか、ちょっとそこの点を1つお願いします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） それにつきましては、今後財政のほうとも協議していきたいというふうに思っております。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） いや、私が聞きたいのはですね、自治会、町内会の規模によってそれぞれ二、三十世帯とかこの350世帯とか、資機材を構えますという形で要望書を出して補助をいただいでですね購入するわけなんですけど、一律にどこのそういった組織にも一律の金額の資機材、そういったものが提供されるんですか、どうですか、そのところです。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 済みません。答弁がおくれまして申しわけございません。まだちょっとふなれなところがございましてご了承願いたいというふうに思っております。

自主防災組織のですねこの算定に当たりましては、基本になる均等割と世帯割とか加味されておりますので、世帯数が多いところには割増がかかるようにはなっておることでございます。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） 世帯数によって資機材の購入金額がそれぞれ違うという、そういう認識で構わないということですかね、はい。

350世帯と20世帯ぐらいの組織もあると思うんですが、上限、下限を設けとんじやないかと思いますがその点どうですか。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 申しわけございません。ちょっと補助事業の内容を熟知をしておりますので、またこれにつきましては正確なことをですね後でお知らせしたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。（後に追加答弁あり）

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） はい。そしたら、次に移らしていただきます。

次に、木造住宅の耐震改修工事の進捗状況、これをお願いいたします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。木造住宅の耐震改修の進捗状況でございますけれども、耐震改修事業は平成15年度に始まりまして、平成22年度の実績で診断件数は298棟、耐震改修工事は平成18年度に始まりまして、平成22年度実績で47棟が改修工事を実施しております。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） はい。また、この耐震改修工事が必要であると思われるその住宅、アパート、そういったものの把握、そして、そういった昭和56年6月以前の住宅に対して、アパートに対してどういった対応をされるのか、その点お伺いをいたします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。お答えをいたします。

平成20年度に実施されました住宅土地統計調査におきまして、本市で昭和56年以前に建てられました木造住宅は4,650棟で、これを分母とすると耐震改修の工事率は1.01%と非常に低い数値となっております。耐震診断、耐震設計を実施したものの改修費が高額で着手できなかつた方等もおいでですが、今後も引き続き広報やホームページで耐震改修の必要性を呼びかけていきたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） ちょっと数値的なもんをお聞きしましたが、ちょっと私、私見とすればちょっと低いなど、そんなに思っております。昨日の高新ですかね耐震対策、そういった補助金が県で議案に上がりますよと、上限60万円が基本の住宅耐震化補助は、国が2010年度、昨年30万円が上乗せになりまして、ここ香美市でも多くの応募があったということもお聞きしておりますが、2010年度時限的に30万円を上乗せした際に県内の申請数が前年度比でほぼ倍増であったと。このために補助再開を求める一方、耐震化加速の効果が大きいとして県単位の上乗せに6,898万円を計上するという、そういう記事が載ってました。私は今回の一連の地震を考えてですね、やはり東日本大震災、そして16年前のあの阪神・淡路の大震災、どちらかといえば私はあの直下型ですね、この本市、香美市においては阪神・淡路大震災をいろんな形で教訓としていく。あるいは直下型で本当に6,400名余りの方が亡くなったわけですが、その中でやはり家の倒壊、家具の倒れ込んできた、そういった状況でですね80%の方が圧死、押しつぶされたような形で亡くなった、そういったデータもお聞きしました。この本市にあっては、まずはこの耐震化でしっかりとした、地盤もかたいうことで揺れないということではないわけなんです、その耐震化にやはり一番力を入れていただきたいと、私はそんなに思うわけです。

我が町内会でも休日の日やったわけなんです、担当部署の課へ相談をしたときにもう休みの日でありながら快くですねこの阪神・淡路大震災のデータを示しながら防災の勉強会もとらしていただきました。防災対策課、そういった方で、すばらしい職員の方がたくさんおいでになります。質問でも矢継ぎ早にすべて応答してくれておりますし、そして、その話、その勉強会を通してですね私が思ったのは、やはりもっともっと耐震化について力を入れていくという、そういう施策が大事になってくるんじゃないかと思えます。この把握やその対応、高齢化でですね確かになかなか手よう挙げない。また、その実際100万円とか200万円のお金が要りますよいうたときには、やはりどうしてもその年金生活者の人なんかについては改修まで進んでいかない、そういうような実態があるわけなんです、そういった人に対してはどのような今後対応を、もうしょうがないねと、耐震改修は個人の補助、補助金もありますが、個人の持ち出しがこれだけ要りますよと、これじゃあちょっと足りませんいうたときにもうしょうがないですわ

いう、そういうことでは私は済まんのじゃないかと思うんですが、そこんとこどういうふうに対応していくか、そういう人も必ず出てくると思うんですが。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 耐震化の問題でございます。織田議員先ほど申しましたように、県のほうも上積みの補償を考えておるようです。耐震化の工事費につきましては、約30%が100万円以下の工事費で済んでいるようです。そして、その中70%の方200万円以下で済んでおると、その中に補助金を合わせていくということでございますが、個人の財産となりますんで基本的にはですね、その補助金の間でやっていただくということになってこようかと思えます。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） はい。県からもまたそういうその補正でですね30万円の上乗せいう形が先々出てくるんじゃないかと思えますが、この課長、現在この平成23年度ですがね、現在耐震枠は幾ら残ってますか。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

ちょっと休憩します。

（午後 3時41分 休憩）

（午後 3時42分 再開）

○議長（西村芳成君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。耐震改修についてでございますが、ちょっと金額的なものはわかりませんが募集を今9件募集をかけておりまして、受け付けが1件といった状況でございます。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） はい。わかりました。私が課長に申し上げたいことは、この香美市の場合においては先ほど言いましたこの耐震改修にもっともっと力を入れていただきたいと、改修率もかなりこう低いということですねこの枠をふやすいう、そういうことはどんなんですか、できるんですかできんのですか、イエス、ノーでお願いします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 昨年度もですね国の30万円の上乗せの補正を、に対しまして補助金、失礼、予算をつけていただいた経緯がございます。今回もそういう予算が示されればですね財政当局には要望していきたいというふうに思っております。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） はい。そしたら、次に移らさせていただきます。

特養の増床についてでございますが、平成12年度から導入されました介護保険制度、

高齢化が進む中保険料の値上げが検討されております。保険料は、40歳以上になると生涯支払い続けなければなりません。この介護保険料は市町村が運営主体となっている公的な保険制度であり、財源は公費と保険料の半々で賄われております。介護利用者がふえると必然的に公費もふえる、そういうことにつながってくるわけではありますが、特養、特別養護老人ホームは主に社会福祉法人や地方自治体が開設しているため有料老人ホームなどより比較的low料金のため希望者が多いのが実態であります。現在在宅で介護を必要としている人、やむなく他の施設であくのを待っている人、独居で低年金のため普通の施設には入れないと将来の不安を抱えながら頑張っている人など多くの声が寄せられております。

この以上のことからお伺いをいたします。来年度から第5期の介護保険事業計画期間となるわけですが、この物部町の地域密着型小規模特養のこの29床の計画の新設による本市の第1号被保険者介護保険料の試算額をお聞きいたします。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、九内一秀君。

○健康介護支援課長（九内一秀君） はい。それでは、織田議員の1つ目のご質問にお答えいたします。

現在物部町におきまして小規模特別養護老人ホームが新設に向けて、事業者のほうは社会福祉法人の認可に向けて県と連絡を取り合いながら準備を進めております。この29床の特別養護老人ホームが新設された場合の1号被保険者への影響、保険料への影響ということでございますが、29床すべて入所したと仮定いたしまして、入所者の介護度にもよりますが、すべての方が要介護4ということでの単純な計算ということになります。入所費用につきましてもどれぐらいになるかということも正確には出ませんので、要介護4の方の介護保険制度での支給限度額30万6,000円を、月額ですが基礎としまして計算をしてみました。30万6,000円のうち10%は個人負担となりますので、残りの90%が介護保険からの支給となりまして27万5,000円となります。それを12カ月の29人掛けますと9,570万円が給付、介護保険制度からの給付費用の増という形になるかと思っております。これに第1号被保険者の介護保険制度での負担割合20%を掛けますと年額1,915万円ぐらいが必要かと思っております。それを若干ちょっと分母を計算、多いですが9,800人、65歳以上人口で割りますと約1,950円となっております。

ただし、65歳以上の保険料の収入といいますか保険料が少ない町村につきましてもは調整交付金というのがありまして、この交付を勘案しますと年額約1,500円から1,900円の間での、この特養ができましたの保険料の増額が計算されるということになっております。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） 年額1,500円ぐらいであると、そのようにお聞きしました。現在この香美市は4,117円となっております。ちなみに香南市が4,200円、

この第4期の毎月の介護保険料、こらまあ第1号の被保険者の平均なんですが、この南国市が4,740円、宿毛が4,980円、こらもう県下で一番高いところが宿毛市なんですが、この第4期の介護保険料の標準は宿毛が一番で4,980円となっております。ほんで低いのが大豊町3,400円となっております。県平均が4,391円ということなんですが、香美市が突出して高いというところにはなっていないんじゃないかと思います。そして、これはもう正確な計算は難しいと思いますが、先ほどの年間1,500円ぐらい、まあ100円ないし150円ぐらいのおおよそでは上がるんじゃないか。この来年度から第5期いうことで3年間はまたこの改定された保険料が維持されるわけなんです。

わかりました。次に移ります。

この2点目で、物部町にその小規模特養、それが開設すればですね物部町で29の地域密着型の特養ができますよと、そして香北町のこの白寿荘、これは50床であります。そして山田町のやまだ荘50床で、それぞれ白寿そしてやまだ荘、入所の待機者数が60人、80人となっております。私が言いたいのは、この2,500人の人口の物部町でやっとこせ29床ができましたよと地域の方も喜んでいっているのではないかと思います。香北町5,000人の人口で50床のそういう特養があります。そしていろんな特養以外の施設は山田町にもありますが、この特養いうたら先ほど言いました社会法人であり、また主体者がですね自治体であったりとかいう、比較的まあいうたら金額が安くて入れる。そういうところで2万人のこの山田町に50床なんです。そういったことから考え地域の状況、実情に合ったですね、その施設の増床いうんも大切ではないかと思いますが、この特養、特徴としてですねこれは終身利用ができるということ。私もこのたびそういった市民の皆さんからの声を受けてですね、このやまだ荘へ行って責任者の方と話をさしていただきました。もうちょっと特養のベッド数ふやしてもらえまいかいうことで、どればあの待機者がおりますかいうことで一応名前を伏せた名簿も見せていただきました。やまだ荘で80人の待機待ちがありますよと、ずっと市町村別の住所だけありました。あとはわかりませんけど、そしたら山田町の人が60名、そのあと20名はよその市外の人でした。そして、そういう入所の優先順位、そういったことも聞いたわけなんです。私は受け付け順にですねだんだんと決まっていくなか、そうじゃないそうです。これは名前も住所も全部伏せてですね、また本人の介護度の状況、家庭の状況、そういった点数制で決めていくということなんです。とすれば、申し込みに行ったときにあなたが81人目ですよ言われたときにですね、そしたらお願いしますいうか、なかなかそうにはならんわけなんです。そしたらよそを探しますとかそういう形になってくるもので、要するに待機者数が多いということはそれだけ需要、皆さんが待ち望んでると。先ほど言いました終身利用いうことは、ベッドがあくいうことは亡くなったときですね。介護度はどういった人が入れるんですか、もう介護度4もしくは5の、3の方は入れないということ、まさについの住みか、そういった状況でですね面倒を見ていただける、私はこの土佐山田にはもうちょっとふやしたほうがえいんじゃないか、そんなにも思います。

そして、県下にはですね、この特養が42施設あります、そして2,715床県下に。高知に集中するわけなんですけど、ちなみに室戸が100床、安芸が230床、芸西が80床、香南150床、これは三宝荘の100が入っております。南国が180床、現在香美が100ということなんです。

○議長（西村芳成君） 暫時時間の延長をいたします。

○9番（織田秀幸君） そういった状況を考えたらですね、何とか将来的にこの土佐山田町においてもその病床数をですねふやしていただける、ないかなと、そのように思うわけなんですけどご答弁のほどをお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） 特別養護老人ホームの増床ということでございますが、介護保険、高齢者福祉計画並びに介護保険事業計画を策定するに当たりまして、その策定に当たっては各種サービスの見込量を定めるに当たりまして厚生労働大臣が示します参酌標準というのがございます。これに照らし合わせまして、施設系、居住系サービスの利用者数を総量として検討して計画が策定されておるところでございますが、介護保険制度の基本的な考え方としまして、やはり要介護となりましても地域の中で、住みなれた地域で暮らしていくというのを基本としております。こちらのほうを中心として在宅サービス、施設サービス等とのバランスのとれた整備を進めていくようにしているところです。介護保険事業計画の中でサービス量が見込まれ整備されてきているところでありまして、その中の調整、調整といいますかサービス等々検討を行いましてサービスの総量を決めている、きているところです。それによりましてサービスの供給過剰の防止とか、また保険料、そして保険給付費の増大の抑制も図りながら保険制度を維持、運営してきておるところです。

高齢化に伴いまして給付費の増大のする中ではありますが、在宅と施設とのバランスを図りながら、特に今施設整備を行いますとやはり保険料、保険財政への影響というものが大きく関係してきますので、これらのことを今後の第5次の計画の中におきましても考慮しながら、高齢者福祉計画並びに介護保険事業計画の策定委員会のほうで検討いただきながら調整を図っていきたいというふうに思っております。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） 再度言うようですが、その地域の実情、そういったもんをしっかりとその勘案していただきたい思います。もうやみくもにこの施設、この特養なんかふえたらですね、先ほど言いました介護保険料の上昇にもつながってきます。まさにもろ刃の剣といったそういう面があるわけなんですけど、大事なことはこの土佐山田町の2万人の人口の中で50床しかないということなんです。そして、いろいろ話を聞く中でですねこういった利点がありますよということはどういうことかいうたら、この病床30ふやすことによって20名の雇用も誕生しますという、そういう話もいつもいたしました。そういったことを考えるにつけてですね、この山田町の特養の増床ぜひとも前向きに検

討をお願いしたいと思うんですが、その点どうでしょうか。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） はい。確かに地域の実情というものは各地域それぞれであると思います。また、特に香美市といいますか、やはり高知県といたしまして中山間地域を抱えておりますので、やはり子どもさんがいなくて高齢者世帯もふえております。そんな中で介護が必要になりますとやはり老老介護という問題も出てきておりますし、それぞれ地域の実情というものがございますので、その辺は検討委員会の審査策定委員会の中でも検討もしていただけるものと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） ぜひともまたしっかりと検討課題の中に入れていただいですね、そういった声がたくさんあるということと、先ほど課長も言っておられました、はやもうこの本市、香美市75歳以上の方がもう2割を超しております。長寿県高知ということでは素晴らしい面もありますが、どうしても高齢化になったらですねいろいろ支障も出てきたり、どうしても介護を伴ういうんですか、そういった人も出てくるわけなんです。高齢者を大事にする、また行政、そういったまた温かい手をですね高齢者のほうにもぜひとも差し伸べていただきたい。そのように申し上げましてこの質問を終わりたいと思います。

最後になりますが、ブロードバンドの普及ということでお伺いをいたします。

過疎地域では都市部との情報インフラの格差が問題となっております。利用者が少なく収益が上がらないため民間通信事業者がブロードバンドサービスを提供できない。しかし、こうした悩みを持つ過疎地域にも高速インターネットが実現できる仕組みがあります。民間通信事業者と自治体とが連携して取り組むIRU方式、これはNTTを対象とした契約となってくるものですが、これは自治体と通信事業者が一定のルールを定め保守管理やサービスを提供する、一言で言えば公設民営、そういった方式であります。

先だってこの6月の9日の高知にですね、都市部との情報格差解消などを目的に室戸市が市内全域で整備していた光ケーブル網の工事が8日までにもう完了しましたという確かな記事が載っておりました。これは国の地域情報通信基盤整備推進交付金などを受け2009年度から整備を始めまして、総事業費約15億4,200万円で同市の負担は1,990万円、インターネットそして電話や緊急連絡先にボタン1つで異常を知らせる安心見守りサービスなども契約利用できるほか、地上デジタル放送の難視聴階層も期待されるという形でこういう記事が載っておりました。この南国市も当初早く市内はこのブロードバンド化されておりましたが、国分とか片山周辺のこの春工事が進みまして南国市全域にブロードバンドが出ております。また、香南市は、これはケーブルテレビで代用という形で高速大容量、そういった通信ができるようなそういう整備をとっておりますし、また、土佐町、本山町のほうもこの春にそういうブロードバンドが推進をされて

おります。これは将来介護とか医療、そういった面にこの大容量のブロードバンド化した場合にいろんな面で利用が可能であると。そして、この土佐山田町は早くからこのブロードバンド化されたわけなんです、これは1つに工科大があった関係でですね早く入ったということをお伺いしております。そして、山田から杉田越えでちょっと行った香北町にははやもうないわけなんです。そういったことから考えたら、私はまず香北町にこのブロードバンドを入れるべきではないかと、そんなに思っておりますが見解をお願いいたします。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） ブロードバンドの普及について答弁をする前に、手前です、自主防の関係の補助金についての答弁を先やらせていただいて構いませんでしょうか。

まず、この自主防災の組織の整備を整える事業というのに該当いたしますけれども、補助事業につきましては補助団体1団体当たり22万円が均等割になっております。そして世帯割が1世帯当たり2,600円で補助の条件が50万円となっております。

それから、続きまして、Bフレッズの香北町への導入はということでございますけれども、光ファイバー網によるブロードバンドの整備につきましては香美市一円の延伸を以前よりNTT高知支店に対しまして陳情を行ってまいりましたが、公設公営でなければならないという対応でございまして実現には至ってないところでございました。昨年秋にもさらに陳情に伺いまして、香美市を何とか1つのエリアとして考えていただけないかということで、また公設民営または民間事業者による導入を検討したい旨の要望をしたところでございます。その後NTTからは香美市全体を1事業者で行うことは無理であるけれども、エリアを絞って経費を削減することにより導入が可能であるとの回答をいただいております。本市におきましても全域での導入が理想ではありますが、少しでもエリアを広げることで次のステップに移れるとの視点から、まずは繁藤地区と美良布まで導入するべく具体的な資料の作成をお願いしてあります。今後はNTTからの資料を待つて具体的な検討を始めたいというふうに思っております。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） はい。エリア限定、香北町と繁藤という答弁、回答がありました。これは今後NTTとのまあいうたら話し合い、そういうことですが、大体めどとしてはどんなんですか、もう何年も先とかいうんじゃないでどれぐらいの1つのめどをつけておりますか。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。まだ4月に私が来てからですねNTTさんとは面会は具体的にはしてないわけですが、担当を通じまして資料の提出を促しておるような段階でございまして。資料の提出の中でですね公設民営、民営やないと、

民間のほうで参入してくれたら一番えいわけなんですけれどもなかなかそうはいかんと
思いますんで公設民営、そうすると費用の面も出てくると思います。費用の面につきま
してはまた財政当局との協議も出てきますけれども、香美市とN T Tのほうです
ね話が整いましたら早急に事業に着手すべくですね調整を進めていきたいというふう
に思っております。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） はい。ありがとうございます。私はこの質問の中でまずは香
北町という形で、そしたらもうどこが残るんかいうたら物部町なんですね。そして、こ
れは先ほど言いました医療とか介護とか、これパソコンにあのカメラをつけたらです
ね顔なんか鮮明に映ります。これは大栃の局の周辺の方はA D S Lという形で、こ
れは上限50キロビット、そういう速さ持っ取りますんでまあいうたら鮮明な画像も
見えるんじゃないろうかと思いますが、こら光は100メガ一応あります、基準はです
ね、これはもう課長もよう知つとるように。そういうことで医療とか介護に使う
ときにですね、やはり顔色見てあつ、きょうは元気そうですね、そういう対応が
できるわけなんです、このA D S Lになるとちいと2キロ、3キロ離れたところ
になつたらですね画像がひずんだりとか色がおかしなつたりとか速度がかなり落
ちます。10キロ、20キロビットぐらいに下がるんじゃないかと、そういうメタル
の欠点があるわけなんです、将来的には物部町のほうにもまた検討いうんですか、
そういう形でお願いします。こらもう答弁要りませんので。

以上で私の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 織田秀幸君の質問が終わりました。

次に、8番、千頭洋一君。

○8番（千頭洋一君） 8番、千頭でございます。平成23年度第2回の定例会にお
きまして一般質問も本日8番目で大変お疲れのことと思いますが、通告書に従いまし
て総括方式で3点について質問をいたしますのでご答弁のほどよろしくお願
いいたします。

まず、3月11日の東日本大震災に遭われました多くの方々にお見舞いを申し上げま
すとともに、亡くなられた方に心より哀悼の意を表しますとともに、また1日も早い復
旧、復興を期待するものでございます。

まず、第1点目でございますが、防災対策についての質問をいたします。今定例会で
は私のほかにたくさんの方々の同僚議員がこの件について質問もあり重複するかも
しれませんが、角度を変えて質問をいたしますのでよろしくお願いをいたします。

3月の定例会で今世紀の前半に50%の確率では発生が予想されている東海・東南
海・南海の大地震を初め自然風水害等が発生した場合の危機管理体制について質問を
いたしましたが、先ほど申しましたように去る3月11日に発生した、東北地方の沿岸部
を中心とした未曾有の被害をもたらした東日本大震災から3カ月以上が経過をいた
しました。改めまして国民全員がこの震災の恐ろしさを痛感したものであると思
います。さ

らに、政府においては、30年以内の発生確率や予想規模を大幅に見直すことを正式決定したとの報道もありました。また、今まで東海・南海・東南海と3連動でありましたが、資料を見ましたら最近はさらに日向灘を含めた4連動でマグニチュード9.0クラスになるという可能性が高いと文部科学省の研究メンバーが発表しております。

そういったところで、本市の安心、安全のまちづくりの防災対策について3点を問うものであります。

まず、本市には永瀬ダムなど6つのダムと9カ所の発電所とまた多くのかんがい用のため池がありますが、地震に対する安全性と市民に対する周知等についてを質問いたします。

防災の研修会等では、地震によりダムの決壊するということはまず心配がないと高知大学理学部の岡村 眞教授からも説明を受けましたが、今回の東日本大震災では福島県の中南部の須賀川市長沼地区での藤沼湖、かんがい用水のダムが決壊して濁流がふもとの集落を襲い7名が死亡、1名が行方不明という新聞報道がありました。また、福島県、栃木県、宮城県内では、9カ所のダムで天端に亀裂が発生したと。これらのダムは先ほども答弁にありましたようにアースフィルダムまたはロックフィルダムであるとのことでございます。

この永瀬ダムにつきましては、この永瀬ダム下流域の香北町初め物部川流域の市民はこの話を聞くと不安と心配になってきたと、本当にダムは決壊しないんだろうかという話を聞きました。また、この先日話がありました永瀬ダムの岩崎所長のお話を聞きましてもダムの決壊することはまず心配がないじゃないだろうか、それよりも心配なのはテロであると、ダムに対してテロが一番危険であるというお話も聞かさせていただきました。また、本市には、先ほど申しましたようにダムのほか以外にかんがい用のため池も何カ所かあると思いますが、そのダムのかんがい用の安全性は本当に大丈夫だろうか。永瀬ダムは重力式のコンクリートであり、この重力式コンクリートダムが今回の震災では大きな異常は報告されてないということで一定のことが証明されたと。本当にその大丈夫であれば、その旨を市民に周知する考えについてお伺いするものであります。1例ではありますが、四国電力が今回の福島原発事故を踏まえましてさらなる安全、安心の確保に向けて新たな活動、対策を求めてしてると。そのためには電源の確保とか冷却水の確保、浸水への対策、事故対応訓練等諸対策を何よりも最優先に講じているといったことを、地域の皆さんはご安心していただきたいということで、また全力を尽くしているという報告がありました。またそのように本当にそのダムの決壊がないと大丈夫であれば、その市民に対して周知する考え等についてお伺いをいたします。

2点目は、これ何回かもう質疑させていただきましたんですが緊急用のヘリポートの設置についての考えを質問いたします。

この件につきましては前3月の定例会でも質問いたしましたが、今回の震災で改めてその必要性を痛感したものであり再度質問するものであります。本市のような広大な面

積、さらに山間地域等急峻な地形を持つ本市への地震、災害はもちろん、救急車搬送等になくなくてはならない施設であると考えられるわけでございます。国道、県道、市道等幹線道路崩落により陸の孤島になることがまず考えられますが、大地震により被災したとき今までは、きょうのお話も他の方の答弁にありましたが3日間ぐらいいは何とか地域で頑張っていたきたいと、そうすれば救助隊も来ていただけるということをお聞きされましたが、先週の研修会ではちょっと3日では難しいと、1週間から10日ぐらいいは何とか地域で対応していただきたいと、そうすれば救助隊、救助活動が受けられると聞きました。そういった意味からも本当にこのヘリポートの重要性が、必要になってきたとお聞きするわけです。改めましてけがや急病、救急患者等の搬送には重要な役目を担うヘリポートの設置の必要性を痛感するものでございます。ご承知のように昨年の5月に香美市では初めて物部町神池に専用のヘリポートが完成して、災害時や救急患者搬送等に重要な拠点となっております。もう一方は繁藤の哀悼の広場に予定していましたが、気象条件等が航空消防隊との条件が合わず設置を見送るようになったということは承知しております。その後の対応とそのほかの候補地等の選定についての見解をお伺いするものでございます。

この3月の前任の担当課長の答弁ですと、設置をするまでに時間が要するのでかなり手前から候補地を探す必要があるという答弁をいただきましたが、本当にその必要性を感じて設置の重要性を思っておられるのか、ちょっと疑問に思っておられるわけで再度質問をさせていただきます。また、21日の高知新聞の夕刊には、地震対策軸として6月議会の議案発表の記事の中に土佐市や高岡郡梶原町など5市町に緊急ヘリポートの整備の補助がおりたと、補助があるということの記事が出ていました。本市にはそれ対応になるかお伺いさせていただきます。

3点目には、災害時山間地域の国道、県道、市道等は多くの落石、地すべり等により危険性があり得ると考えますが、その現状把握と対応策についてでございます。

防災手引の保存版が各家庭に配布され、その内容は災害に対して日ごろの備えと災害時の対応、風水害、土砂災害の知識等記載されておりますが、その内容の一部を紹介いたしますと、香美市の災害特性は、香美市の東北部は急峻な山と高低差のある地形、西南部は物部川流域、国分川流域の扇状地という地形的背景から台風や集中豪雨によって起こる被災が懸念されていると。地震についても南海地震による影響もはかり知れません。また、市域、香美市の地域ですね、の9割を森林が占め、林地の荒廃化による崩落が、崩壊が懸念され、土砂の流出と重なり災害の要因となります。さらに土砂崩れやがけ崩れにより機関交通網が寸断されて孤立地域の発生も懸念されています。また、防災マップには、被害が想定される場所も知っていただき災害に備えることを目的としたものであり、災害危険箇所として土石流危険区域、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所と避難場所が地図上に記載されておりますが、土砂崩れやがけ崩れにより基幹交通網が寸断され陸の孤島が発生することも懸念されていると言われておりますが、災害

時山間地域のこの基幹網は多くの落石、地すべり等の危険性があり、その現状把握と対応策について所見をお伺いするものであります。

2点目には、今夏の電力不足の懸念は、東京電力福島第1原子力発電所の事故以来、日本には54基の原子力発電のうち被災や定期検査のため35基が運転を停止、再稼働の見通しが立っていない状況であります。さらに5基が定期点検後の（停止）見通しのために夏場の電力不足が心配されてると新聞報道にはあります。四国電力では伊方原発3号機が定期検査で停止しております。愛媛県の中村知事は、運転再開の同意については今は全く白紙の状態であるということですが、送電再開時期は7月10日でもあるが、絞れることができればちょっとこれを延ばしていきたいといったことも話されております。四国電力は最大需要750万キロワット、供給力577万キロワットで、供給余力1.2%と、わずか7万キロワットしかありません。この供給余力は通常は8%から10%を上回る余力が適正とされておりますが、非常に綱渡り的な状況であるといったことをごさいます。また、電力と深いかわりのある本市の新庁舎は、電気を積極的にかつ大切に利用するものとして電気の積極的利用、クリーンエネルギー、まあオール電化をいたしました。このような状況下で節電を政府も打ち出しておりますが、節電対策については対岸の火事ではなくその対策についてはどのようなお考えを持てるかお伺いをいたします。

まず、庁内の勤務体制とかクールビズ等の節電対策の周知。

それから、2つ目には、家庭や企業に対しての節電対策の方策。

3つ目には、今盛んに脚光を浴びております太陽光発電に対する市独自の助成措置はということですが、原発事故を機会に太陽光発電の普及が急速に進んでまいりました。高知県では、2010年度から県産材を利用した新築住宅で太陽光発電設備を設置した場合、また平成11年度からは県産材を使用してリフォームした住宅に対して1戸当たり10万円の補助があると。県内の自治体でも1キロワット当たり15万円、上限60万円の補助金のある東洋町を初め5市5町がこの補助金制度があるわけですが、我が香美市もこの太陽光発電設備の設置に対する市独自の助成措置の創設の考えはないかお伺いするものであります。

3点目は、過疎地有償運送についてであります。

交通機関がなく交通の不便な地域における市民の日常生活の利便を増進し、もって市民の福祉向上を図るため市営バス事業が実施されておりますが、平成21年度4月より70歳以上の通院乗り合いバスの補助事業、助成事業、平成22年度4月からは75歳以上は運賃無料、本年度より試験的に1年間通院、買い物、社会参加等に利用される福祉タクシー制度の創設をし、高齢者や身体障害者等の足の確保をしてきましたが、利用率は余り芳しくなく路線の見直しも検討しているとも聞きますが次の点についてお伺いいたします。

中山間地域に暮らす住民の支え合い、移動の足の確保として、国の許可を受けて一般

住民が白ナンバーのまま自家用車を使って高齢者を有料で送迎する過疎地有償運送は、社会福祉協議会やNPOなどが運送主体になり高齢者等に自宅から病院などの目的地までドア・ツー・ドアで運送ができます。過疎地の不便を解消する一助になると期待されていますが、この山間部は多く広く人家が点在する過疎地では、バス路線はあっても最寄りのバスまで遠いケースもあり特定の交通機関だけでは生活の足を十分に確保できない、路線バスやタクシーを有償運送などと組み合わせ移動手段と選択肢を増すことで便利性も高めたいという新聞報道がございました。この過疎地有償運送制度導入について考え方の所見をお伺いいたします。

これで1回目を終わります。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 千頭議員さんの質問の中で防災対策についての1番目と2番目、そして電力不足への対応につきましての2番、3番、そして過疎地有償運送制度につきましてお答えをいたします。

まず、ダムの安全性に対する住民への周知でございますけれども、ダムの安全性についての住民向けの周知につきましては、市から行うのではなくダムの管理者が行うべきとの視点から施設を管理します高知県そして四国電力に既にお願いをしております。周知には香美市広報にスペースを設ける旨もあわせて伝えておりますが、今回の地震によりましてダムの耐震性能照査指針が見直される可能性もございます。もし見直しが行われれば、その最新の指針により照査した結果の掲載が望ましいというふうにも考えております。

それから、ヘリポートの関係でございます。

ヘリポートの設置には地元の協力はもとより高知県、高知県消防航空隊そして香美市消防との協議が必要となってきます。スペース的に適切だと思う用地がありましても気流の関係等で消防航空隊から許可が出なかったり、消防航空隊が推薦する土地がありましても進入路がなかったり、また用地の周辺が農地であるため風圧で農作物やビニールハウスに被害が出る等の理由からなかなか適地がなく場所の選定に苦慮をしております。県の補助金を受けるためには設置箇所が市有地であるということが条件となってまいりますので既存の市有地で選定をするのか、また民間の土地を買収いたしまして市有地とする必要がございます。しかしながら、この用地買収については県の補助は適用をされないことになっております。本市としましても中山間地域の不安の解消を図るため設置場所の選定を急ぎたいと思っております。適切な場所がありましたら調査を行いたいと思っておりますので、ぜひお力添えをいただきたいと思っております。なお、今回新聞に載っておりますヘリポートにつきまして、本市のほうは申請を行っておりません。

次に、電力不足の対応についてでございます。その中の2番の家庭や企業に対しての節電対策についてお答えをいたします。

現在香美市地球温暖化対策地域協議会を立ち上げまして、香美市の温室効果ガス排出の抑制等に関しまして具体的な計画を立てておるところでございます。この中の事業といたしまして本年度各小学校での環境学習の実施、そして香美市電気コツコツ削減コンテストの実施等で省エネの普及のほうには現在取り組んでおるところでございます。

それと、太陽光発電の補助制度です。

これは先日のほうにもお答えいたしましたけれども、香美市としましても国の動向や他の県内の自治体の動向も見ながらですね補助については検討していきたいというふうに思っております。

それから、過疎地有償運送についてでございます。

香美市地域交通の見直しを行うための検討委員会の設置がうちの課の都合でおくれていることをまずはもっておわびを申し上げます。現在検討委員会立ち上げに向けまして今準備を進めている最中でございます。検討委員会では、市営バスの見直しやデマンド型乗り合いタクシー、そして有償運送なども検討いたしまして、また利用者の負担軽減の方法につきましてもあわせて検討していきたいというふうに考えております。

有償運送につきましては先日の高知新聞にも掲載されておりましたが、事業の取りまとめをする団体や運転をするボランティア、車両の提供などの調整が必要となってきます。また、香美市には多くのタクシー事業者がございしますが、この制度は事業者を圧迫するとも言われておりますので事業者との合意形成が課題となってくると思います。既に導入しております梶原町やいの町でも、やはりタクシー事業者がいない地域のみ限定して導入しているというふうに聞いております。また、運転するボランティアの方のですね安全をいかに担保するかも課題の1つとなります。この制度につきましては今後研究していきたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、中井 潤君。

○産業振興課長（中井 潤君） 千頭議員の防災対策につきまして、かんがい用のため池の件につきましてお答えを申し上げます。

市内のため池につきましては、毎年出水期の前に防災点検を行ってございましてため池の状態、危険度を調査しております。ため池の良好な管理を継続するためにも定期的な防災パトロールを継続しながら啓発活動を行うことによりまして、ため池管理者を初め地域住民の意識の向上を図っております。また、県がより専門的に調査をいたしましたため池カルテも活用いたしまして、防災上のリスクが高いため池についても把握するよう努めております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 建設課長、宮地和彦君。

○建設課長（宮地和彦君） 千頭議員の災害時の山間地域の国道、県道、市道、この落石、地すべりの危険性についての把握、その対策ということでお聞きをされてます。それについてお答えをいたします。

本市の災害等危険箇所パトロールにおきまして、地域から不安とされる箇所については災害危険予想箇所と位置づけ、関係機関とともに現地のパトロール後、その対応策を協議しながら対処をしています。そのような箇所の把握や地域からの要望の中、緊急性や落石等がある場合は今までももちろんその対処は行っています。高知県の所管とする道路関係につきましても、道路の総点検の中で把握を行い計画的に優先順位をつけ対応していますが、多大な箇所数、また突発的な対応もありすべての対処はできていないのが現状です。本市においても道路管理については、常備の点検は通常なかなかできておりません。異常気象とか台風とかいう場合には任意でパトロールを行っています。すべての道路の点検はできておりませんが、道路災害等が多い箇所は路面の状況を主として点検をしております。それと、平成20年3月に作成をしました香美市地域防災計画におきまして、災害危険箇所に関する資料として所管別に整理をされております。防災活動の業務の大綱として、今後市域において予想される災害に対しまして関係機関が相互協力をしまして予防、応急対策、復旧をできるよう整備をされております。また、現実には地域から上がった中で地すべり地区とか急傾斜地区への対応につきましても、これからも関係機関連携によりまして事業実施を進めていきます。

以上お答えをさせていただきます。

○議長（西村芳成君） 総務課長、山崎綾子君。

○総務課長（山崎綾子君） 千頭議員の電力不足の対応の中の1番目、庁内の勤務体制、クールビズ等節電対策の周知についてお答えいたします。

庁内の勤務体制につきましては今までどおりで変わっておりません。庁舎内の節電対策といたしましては、毎年適正冷房とエコスタイルを励行するクールビズ四国キャンペーンを実施してございまして、今年は特にクールビズの開始を前倒しをいたしましたクールビズ四国プラスを実施してございます。期間は5月16日から10月31日までで、その間冷房時の温度を28度に設定をしております。また、日ごろから昼休みには不要な照明は消すなどの節電を行っております。職員には庁内メールとか課長会で周知をしております。

○議長（西村芳成君） 8番、千頭洋一君。

○8番（千頭洋一君） それぞれご答弁ありがとうございました。

既にもうこの防災につきましては、多くの方々が質問をさせていただきましてご答弁をいただきました。あえて内容はもう省略させていただきますが、とにかくこのダムにつきましては物部川下流域の者が本当に大丈夫かということをお話させていただきましたが、我々が「いや、大丈夫、大丈夫」言っても本当になかなかだれも信用してくれません。だから、1日も早い県なり四国電力なりさんのほうからその報告を出していただいて市民に周知徹底をさせていただきたいと、かように考えております。

それから、ヘリポートの件でございますけれども、確かにヘリポートを設置するには消防航空隊と救急隊の両方の条件が合わなければならないといったことございますが、先

ほども答弁の中にありましたように救急隊のほうがここがいいと言っても消防航空隊のほうが気流とかそういった形でここはちょっとまずいぞといった形で、なかなか今までは計画の場所、候補地が見つからなかったのが現状であります。だから、本当にその必要性を感じてしなきゃいけないとなったならば、それぞれ地域、地域のまた皆さんにも諮っていただきましてその候補地のリストアップもしていただけたらいいじゃないかと思えます。この防災ヘリポートについては、前担当課長さんと一緒に越知の桑藪のほうにも実際に現地を見に一緒に行っていましたんですが、越知なんかの場合には本当にもう簡単にそのヘリポートをつくっておるわけです。例えば1つの例ですけども、林道、作業道を抜いたときのその残土の捨て場、そういったところを利用して、そのちょっとした空間があって地主さんに了解もらえばですねそこをもういながらヘリポートにしてるといった形で、本当にもう越知なんかの場合は五、六カ所ヘリポートができるんじゃないかなと思えます。そういったように本当にこうやる気があれば幾らでも方策、方法は見つかると思うんです。ただ、さっき申したように、前任者の答弁のように時間がかかるのでかなりの手前からその準備の候補地を探さないかと言いながら全然現実はまだ探してないような状況じゃないかなと思うわけですが、本当にその重要性をかんがみ探す方策は幾らでもできると思えます。そんなことについて再度ご答弁をいただければと思います。

それから、この電力不足でございますが、確かに関東地方からいけばまだこの四国のほうはその節電ブームも、節電対策も余り関心度が低いかもわかりませんが、本当に伊方の原発3号機は89万キロワットアワーですか、キロワットですか、あるわけですけどもこれができないと。愛媛県の知事も簡単にはそう再稼働の同意はしてないといった形で、わずかその1.2%となったらこれは非常にこの夏は厳しいんじゃないかと言いながらも、四国電力の社長さんは何%という数字を上げての節電は要請しないと、が、かなり綱渡り的な状態でやっていかなきゃいけないことは間違いのないといったことも申しております。本当にこの節電については、ほんまに一人一人がみんなやっていけばいいんじゃないかなと。例えば1つの例がエアコンをとめて扇風機にすると50%、すだれとかよしずなどで日差しを緩和、また冷房の温度を、先ほど総務課長からもありましたが28度を目安にしてやるということで26度を2度上げて28度にする、そういっただけでも10%かの節電効果があるといった形でございますので、みんな個人個人が注意してやればかなりの節電はできるんじゃないかということでございます。

その3点目の太陽光発電でございますが、これはある電力関係会社のなんか会議の時にこういったその町村では太陽光発電の設備に対する補助金があると言ったら、もうその場で何か10人ぐらいが「いや、そらうちもやりたい」ということで、ちょうどその時に香美市の方がおいでたようですけども、香美市のほうは「いやここでは、香美市には今ありませんから」言うたら、「そら残念じゃ、何とかその制度をつくってもらえんろうか」というような話もございました。改めてこの制度をできるだけ早く検討してい

ただきたいと、かように考えております。

それから、3点目の過疎地の有償輸送の問題でございますが、確かに課長さん言われるように一般のタクシー会社さん、それから交通機関の方等の整合性と申しますか協議もしなきゃいけないことたくさんあると思います。本当にこの、もっと本当はこの市バスを多く利用していただければいいがですけどもなかなかその市バスの利用者が少ない。少ないからますます便も減ってくるというような状況でなってるんじゃないかなということでございますが、75歳以上の方は無料といったことをしてもなかなか現実にはいかない。そのあたりで何かそれが問題点があるんじゃないかなと思うんですが、もし何かありましたらちょっと一言お聞かせいただければと思いますけども。

以上で2回目終わります。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 千頭議員の2回目の質問にお答えいたします。

ダムの安全性に対する住民への周知でございますが、先ほども一応県に対して、ダムの管理者のほうには打診してあるというふうにお話ししました。再度ですねダム管理者のほうにですねそういった要望があるということで話を伝えていきたいというふうに思っております。

それから、ヘリポートの設置につきましては、まだリストアップといたしまししょうか、リストアップするような土地もないような状況でございます。というのは、リストアップしちょっと土地を紹介したところほとんどがですねやはり不適ということで白紙の状態でございます。また、1点、1つ、今1カ所かな、1カ所今情報が入ってきておりますけれども、そういった情報も踏まえましてですね今後も適地のほうはですね順次探していく必要があるかというふうに思っております。またよろしくお願い申し上げます。

そして、過疎地の有償運送についてですけども、現在の市バス等でございますけれども、何か問題点があるということでございますけれども、タクシー、福祉タクシーも含めまして利用者が本当に使いやすい制度になっておるかどうか、こういったところもですね今回の検討委員会のほうの中でですね、やっぱり一つ一つ検証していく必要があるかというふうに思っております。

○議長（西村芳成君） 太陽光、太陽光。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 失礼しました。はい。太陽光発電についてということでございます。

済みません。制度化に向けて検討したいというふうに申しましたんで、次の答えは要らんかと思ってました。申しわけございませんでした。なるべく早く検討するようにしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 節電は、節電。

まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） はい。済みません。節電対策についてでござ

います。

節電対策につきましてはこの夏から、やはり夏よりも冬場にかけてですねこの今の原発が復帰しなかったらなかなか大変なことになるというふうに電力のほうもおっしゃってました。が、しかしながら、夏場の電気量もですねやはり需要が多いことからですね、何とか住民の方にもですね周知する方法を考えていきたいというふうに思っております。

○議長（西村芳成君） 8番、千頭洋一君。

○8番（千頭洋一君） 終わります。

○議長（西村芳成君） はい。千頭洋一君の質問が終わりました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ延会にしたいと思えます。これにご異議はありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決定しました。

本日の会議はこれで延会します。

（午後 4時49分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 3 年 第 2 回

香美市議会定例会会議録（第 4 号）

平成 2 3 年 6 月 2 4 日 金曜日

平成23年第2回香美市議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 平成23年6月16日（木曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 6月24日金曜日（会期第9日） 午前 8時59分宣告

出席の議員

1 番	有 元 和 哉	1 2 番	山 崎 龍太郎
2 番	矢 野 公 昭	1 3 番	大 岸 眞 弓
3 番	山 崎 眞 幹	1 4 番	片 岡 守 春
4 番	利 根 健 二	1 5 番	竹 平 豊 久
5 番	濱 田 百合子	1 6 番	島 岡 信 彦
6 番	山 崎 晃 子	1 7 番	石 川 彰 宏
7 番	爲 近 初 男	1 8 番	竹 内 俊 夫
8 番	千 頭 洋 一	1 9 番	前 田 泰 祐
9 番	織 田 秀 幸	2 0 番	山 本 芳 男
1 0 番	比与森 光 俊	2 1 番	小 松 紀 夫
1 1 番	依 光 美代子	2 2 番	西 村 芳 成

欠席の議員

な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	門 脇 慎 夫	ふれあい交流センター所長	高 橋 千 恵
副 市 長	明 石 猛	福祉事務所長	小 松 美 公
総 務 課 長	山 崎 綾 子	産業振興課長	中 井 潤
政策企画財政課長	濱 田 賢 二	林業事務所長	久 保 和 昭
会計管理者兼会計課長	野 島 恵 一	建設課長	宮 地 和 彦
管 財 課 長	前 田 哲 雄	上下水道課長	佐々木 寿 幸
まちづくり推進課長	今 田 博 明	《香北支所》	
市民保険課長	山 崎 泰 広	地域振興課長	舟 谷 益 夫
健康介護支援課長	丸 内 一 秀	《物部支所》	
税 務 課 長	阿 部 政 敏	支 所 長	岡 本 博 臣
収 納 課 長	岡 本 明 弘	地域振興課長	和 田 隆

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 恵 子	生涯学習振興課長	田 島 基 宏
教育次長兼教育振興課長	後 藤 博 明	学校給食センター所長	竹 内 敬

【消防部局】

消 防 長	竹 村 清
-------	-------

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小松清貴 議会事務局書記 野邑裕永

市長提出議案の題目

なし

議員提出議案の題目

なし

議事日程

平成23年第2回香美市議会定例会議事日程

(会期第9日目 日程第4号)

平成23年6月24日(金) 午前9時開会

日程第1 一般質問

① 14番 片岡守春

② 5番 濱田百合子

③ 3番 山崎真幹

会議録署名議員

11番、依光美代子君、12番、山崎龍太郎君(会期第1日目に会期を通じ指名)

議事の経過

(午前 8時59分 開会)

○議長（西村芳成君） おはようございます。ただいまの出席議員は22名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許します。

14番、片岡守春君。

○14番（片岡守春君） おはようございます。14番、片岡でございます。通告に従いまして一般質問を行います。総括でやります。

まず、最初、原発事故を踏まえてということで質問をします。

3月11日に発生したマグニチュード9.0という国内観測史上最大級の東日本大震災によって、福島第一原発では送電線鉄塔が倒壊し外部電力は失われ、非常用ディーゼル発電機も津波で動かなくなり緊急冷却装置が作動せず冷却機能を失い、原子炉压力容器内の水の注入がストップし水素爆発や四号機での使用済み核燃料プールで爆発と火災が発生したわけでありまして。さらに炉心溶融、原子炉や格納容器の破損、使用済み燃料の損傷などによりヨウ素やセシウムなど放射性物質が外部に流出し拡大する深刻な状態が今も続いています。また、毒素の強いプルトニウムが検出されています。さらに、福島一号機は地震動による压力容器周辺の配管破断等で冷却材喪失を起こした疑いが濃厚であります。政府や電力会社は、これまで原子炉をとめる、冷やす、放射性物質を閉じ込める、そういう何重にもわたる安全設計をもって行っているから大量の放射性物質は漏れるような過酷な事故は起こらないと主張してきました。しかし、東日本大震災では外部電源も非常用電源も途絶え、冷却機能を失って燃料棒や原子炉そのものが破損する過酷事故となったわけでありまして。国と電力会社が機器冷却機能の喪失の対策を持っていなかったこと、さらに地震後の水素爆発を防ぐことができなかった対応の悪さも明らかになっています。今まで日本では、過酷事故は起こり得ないとする安全神話のもとで過酷事故対策を国の規制対象から外し国も電力会社も過酷事故対策や緊急時計画も持っていなかったことによって、3カ月が過ぎても収束の見通しも全く立っていない、被害は今も拡大しつつあります。

この現状を踏まえて、まず、1点目に、日本国民は広島、長崎の被爆を経験した国民として原発からの放射能による汚染は絶対に許されない、福島の実態、原発の危険な実態を直視し、原発そのものへの認識を市長に伺うものであります。

2番目として、チェルノブイリ事故から25年が経過したわけですが、いまだにこのことも終息をしていない。住民はもとの場所には帰れず、現在テレビ画面で見るところでは周辺は荒れ野原と、荒野と化した状態であります。福島でもそうなるのではないかと不安の声があります。福島原発の事故はレベル7となりチェルノブイリ事故と同規模となったわけでありまして。高知県の隣、愛媛県にある伊方原発でも同様の事態は考え

られるのではないのでしょうか。その場合高知県また本市への影響、これは大変な事態が考えられるが市長のご見解を伺います。

原発の設計想定年数は30年から40年とありますが、日本にある原発54基のうち既に運転開始から40年を超えた原発が3基、敦賀、美浜、福島第一であり、30年から40年経過した原発は16基に上っております。世界では原発を廃炉にした平均年数は22年であります。伊方発電所の近くには四国を横切る中央構造線という第一級の活断層があり、南海地震、三連動の地震が発生した場合どのような影響があるか、これは科学的には立証できてないですけどその点からも伊方発電所の安全性が不安視されております。運転開始から34年が経過し老朽化が進んでおります。福島原発事故後の国外でもドイツやイタリア、フランス、スイス、国外でも国内でも危険な原発は廃炉にしてほしいとの世論が大きく広がりつつあります。県としても、本市もよそごととは思えないのではないか。代替エネルギーの問題は当然ありますが、廃炉にという立場での軸足を置かなければ市民の命は守れない、命と暮らしは守れないのではないか。この点についてのご答弁をお願いします。

津波の問題ですけど、これは随分、せんだって論議をしましたので重複するところはこのけまして、私の質問は答えが出てないところについてのみ質問をします。

災害のときには、やはり自主防災組織というものが大変大事だということはもう執行部も議員おのおのも十分理解をしておるわけでございますけれども、この旧土佐山田町の下段といいますか、私がいう舟入校区、ここにおける町内会での自主防災組織の現状はどういう現状になっているのかお尋ねをします。

津波発生、災害発生については、きのうの答弁では広報とかサイレンによってお知らせをしていくという答弁でしたけれども、この本庁のサイレンは南国市、南向いては香美市いっぱい聞こえるのかどうか、この点わかっておればご答弁をお願いします。

それから、校区内にあるという、校区内というか下段にある、もしもという心配の地域には公共施設やそれから避難場所として指定されてるところ、その他必要と思われる地点にここが海拔何ぼかと、幾らの高さということを示したプレートなり看板を取りつけておく必要があるのではないか、立ち位置を常に確認できるものとして必要性があるように思いますがいかがでしょうか。

市民の飲み水としての上水道の水源が下段にあるわけなんですけど、これの現状保持ということでやはり大切に守っていかなければならないと思いますけれども、災害時ということも踏まえて保持については何らかの手だてというものはできるのかどうかをお尋ねをします。

あわせて、戸板島には水防倉庫ということで1回拝見もさせてもらったんですけど、いろいろな物を入れてるということで、ここはこの位置でいいのか、もうちょっと上段に上げておく必要があるのではないかということをお尋ねをします。

次に、住宅用火災警報器についてお尋ねをします。

火災警報器の設置は大切な家族の命を守るため、自分自身の命を守るため、地域の安心、安全を守るため、すべての住宅に設置することが6月1日より義務づけられました。住宅火災による死亡者の多くが逃げおくれと就寝時間帯に多く発生することとあわせて、高齢化の進展により死亡者が増加するおそれがあるとのためであります。設置することにより平成18年度の統計では、住宅火災100件につき警報器が設置されていない場合は死亡者が7.7名、設置していた場合は2.4人と3分の1に減少しているということ、統計が出ておるわけでございます。設置の効果はあらわれています。本市では警報器の全戸提供も行い、設置の呼びかけから一定期間が過ぎたわけであります。義務化された最新の時点での設置状況はどうなっているのかをお尋ねをします。

市から各家庭に提供された火災警報器の設置の実態はどうなっているのか、これは非常につかみにくいと思えますけれども把握しているのかどうかをお尋ねをします。

今後設置を促すための対応と見通しについて伺いたいと思えます。

以上で1回目終わります。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） おはようございます。片岡守春議員のご質問にお答えをしたいと思います。

原発事故を踏まえてということで3点ほどのご質問を私にいただいたわけであります。

ご承知のとおり東日本大震災を受けまして、その津波によりまして福島第一原発が大変な事故に陥っておるわけであります。この事故は日本国じゅうに重大かつ深刻な問題をもたらしておるわけでございます。今後の原発の安全性が世界じゅうで問われる大きなきっかけとなってきております。原発については、その建設推進過程の中で特に危険性については慎重に議論をされ、安全性が担保された中で各地で建設が進められてきたというふうに認識をいたしておりますが、今回の事故はその安全性を根本から覆すほどの大事故になっておりまして、また収束のめどもついておりません。被災地域の皆さんはもとより全国民の原発に対する不安への広がり大きく、これからの新たに原発の建設も予定をされておりますが、そうしたことに對しても大きな暗い影を落としたというふうに言えると思えます。また、現在点検停止中の原発の再開についてのこのめど、政府は安全性が確保されたというみなし方の中で再稼働を対象地域にも打診をいたしておりますが、各自治体の承諾を得るにはほど遠く、説明が不十分であるというふうに思われます。しかしながら、片一方では電力不足の中でさまざまな問題も生じてきておるわけでございますが、その電力需要にこたえるためには一定の原発にも頼らざるを得ないというふうな思いがいたしますけれども、その判断については大変難しさを増しているというふうに現段階では認識をいたしております。

2点目のその影響、本市への影響どのように、伊方についての影響ということですが、この共産党さんが開催をされました学習会、伊方の原発は今かというこの何がこの香美市でやられたと思えますが、7月15日か、これからやられると思えますが、

この中にもこの伊方からの距離、香美市のあたりが120キロ圏内ということでお示しをされておりますが、この本市との距離が約120キロ圏内ということの中で伊方原子力発電所にあっても事故の心配は同様であるわけであります。空気中にも放射能が飛散をすることになりますと大きな不安が生じてまいります。そういうことから先日尾崎知事も四国電力に対しまして、常に最悪の事態を想定する危機管理の発想で対応してもらいたいということを強く求められました。その言葉の重みを十分に認識をされまして、昨日ですか、電力側からは想定外をも想定した形の中での対応をとっていき、また情報も公開をしていくというふうなお答えもあったようでございますが、いずれにせよ国また企業につきましてはこの対策に真剣に取り組んでいただきまして、安全防備対策には先ほど言いましたように十分な上にもさらに十分な対応をとっていただかなければならないというふうに考えております。

また、老朽化した原発についての廃炉についてはということでございます。

老朽化した原発の廃炉化につきましては、これからの国のエネルギー政策とも大きく関連すると思われまます。原子力につきまして全く無知な私にとりましてはその判断、どのような過程の中で廃炉にするのかということも勉強不足でわかりませんが、いずれにしましてもこの事故を受けまして脱原発の流れが加速をいたしておるわけであります。そうした中で政府そしてまた管轄、これをいわゆる経営をしておりますそれぞれの企業は国民、世論の声を十分に聞き、運転稼働を続けるならば対象発電所の安全性についての根拠を示し、その説明責任を果たしていかなければならないというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 片岡議員のご質問にお答えをいたします。

答弁にご配慮いただきましてありがとうございます。

まず、初めに、校区内の自治会ごとの自主防災組織の現状はということでございますが、舟入校区内の自主防災組織は川原地区を除くすべての自治会で組織をされております。なお、未組織の川原地区の住民数は1名と聞いております。活動自体も非常に活発な組織が多いというふうに認識をしております。

続きまして、津波発生時の住民への避難伝達はどのように行うかということの中で庁舎のサイレンの到達範囲ということでございますが、この到達範囲というのは天気や風向きによっても違うと思われまます、現状ではですね到達範囲につきましては把握ができておりませんので申しわけございません。

それから、校区内にある集会所、公共施設、その他必要と思われる地点への海拔高の表示でございます。

今回の地域防災計画の見直しの中で現在指定をしております避難所の検証を行う予定となっておりますけれども、その後避難所の表示ですね、避難所の表示も含めまして海

抜高の表示もですねあわせて検討させていただきたいというふうに思っております。

それから、戸板島水防倉庫についてでございます。

これにつきましては、水防倉庫は市と香美市消防団の資機材を保管しておりまして、それぞれ市と消防本部が管理をしておるところでございます。水防倉庫は河川のはんらんや堤防の決壊に備えて河原に近い場所に設置をしておりまして、水防活動の利便性を考慮すると現在地が適しているのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 上下水道課長、佐々木寿幸君。

○上下水道課長（佐々木寿幸君） 片岡議員の戸板島の水源地について、何か工事とかを予定してるかということでございますけれども、まず、現在の防災計画、ハザードマップ等では津波について香美市については影響はないとされております。

ここで反問権をいただきたいと思えます。

○議長（西村芳成君） はい。どうぞ。

○上下水道課長（佐々木寿幸君） 議長の許可をいただきましたし…。

○議長（西村芳成君） 内容、内容を。

○上下水道課長（佐々木寿幸君） 内容は、その津波の規模についてでございます。

○議長（西村芳成君） はい。規模。

○上下水道課長（佐々木寿幸君） 片岡議員が想定されているこの上水道の水源地への…。

○議長（西村芳成君） いや、課長、課長、課長、ちょっとお待ちください。

ちょっと休憩します。

（午前 9時21分 休憩）

（午前 9時22分 再開）

○議長（西村芳成君） 正場に復します。

会議規則第63条の2の規定により反問を認めます。

○上下水道課長（佐々木寿幸君） はい。議長の許可をいただきましたので、今現在、先ほどお話ししましたように防災計画等では津波は香美市には想定されていないところでございますけれども、戸板島の水源地における片岡議員の想定されている津波の高さ及び規模等についてはどのぐらいなのか教えていただきまして、以後それに対するお答えをしたいと思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 片岡守春議員。

○14番（片岡守春君） 具体的に津波の高さとかそういうことではなく、岡村先生のこの間、高知での講演の時に聞いたことによって、やはり津波の発生は物部川を遡上する関係ではあるというように、あるということを前提に考えておかなければならないというお話を聞き、それから、やはり地下深く地下水をくみ上げてる関係でやはり地震

によつての被害ということも想定されるのではないかというように理解をしておるところです。

○議長（西村芳成君） 上下水道課長、佐々木寿幸君。

○上下水道課長（佐々木寿幸君） はい。では、お答えいたします。

まず、物部川のまず河川としての考え方でございますけれども、戸板島の水源地は河口より6.5キロ、海拔で27メートル地点でございます。この位置における物部川の河床高は23メートル、堤防高さは30.6メートルでございます。ここまで津波が来ると想定した場合は、高知県において残ってる市役所は香美市のみになります。今回の東日本大震災におきましては宮城県の北上川におきましては50キロ地点まで津波が遡上したという記録がございます。が、北上川の河川勾配は1万分の1、10キロで1メートルの勾配です。返りまして物部川は、先日今田課長からもお話、答弁さしていただきましたように280分の1の勾配ということで、同じように北上川と5メートルまで遡上してくるとすれば河口より1.4キロ地点と想定されるということです。ただ、それが現在の防災計画では2キロぐらいまでは来るだろうということでございますけれども、この6.5キロまで来るという想定はなかなか厳しいものがあると考えます。

もし、万が一、想定ですので想定外ということ、市長のほうも限りなく想定外はあるということで答弁をしていただきましたけれども、そこまで来るとした場合に、まず井戸についてでございます。井戸の耐震性につきましては、いわゆる地中構造物である井戸につきましては地上にあるものと連結をしていない限り慣性力が働かないということで、いわゆる地盤と同じ動きをするということで井戸はほとんどの場合被災をしないということです。これは阪神・淡路大震災、今回の東日本大震災でも多くの井戸は被災を受けておりません。ただし、その上にそれを守るための工事をすると、かえってそれが地震の場合は逆効果になって慣性力が逆に働きそこを破壊されるという形になります。

現在戸板島の水源地では大体地表から8メートルから10メートル地点に地下水が存在しますが、例えばこれが海水により、海水が流入するという形になりますと当然飲料には適さないと。今回沿岸部の井戸でも東日本大震災でありましたけれども、いわゆる地下水ですので常時動いております。当然高いところから低いところ向けに動いておるといふうにご理解いただければいいと思いますが、この塩分濃度が基準以下になりますのが大体1週間から10日程度はかかります。その間に取水はできない。たとえそれは井戸であっても同じでございます。この間についての対応につきましては、それ以外の水源から上水を供給するしかないのでございますけれども、現在の補助水源及び近隣の水源は上水道の水をすべて賄うほどの余力はございません。それによって配水の制限であるとか、水圧の制限をせざるを得ないというような形で考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 消防長、竹村 清君。

○消防長（竹村 清君） おはようございます。14番、片岡議員の住宅用火災警報

機の設置状況についてのご質問にお答えを申し上げます。

まず、1点目の義務化された時点での設置状況についてでございますが、6月1日時点での設置率というのは把握はしておりません。直近では昨年12月に実施いたしましたアンケート調査でございますが、市内の10、十の自治会、1,055世帯を対象に自治会長のご協力をいただきまして調査をしております。その結果、設置率は70.2%の世帯が設置済みというふうになっておりました。アンケートの中で質問も少し入れさせていただきまして、義務化を知っているかというご質問に対しましては81%の方が知っているというような回答でございました。このためおおむね認識されているというふうには判断はしております。

ただし、一方では、未設置の方にその理由をお聞きしますと義務化の5月末までにはまだ猶予があると、そして義務化を知らなかったと、また問題を感じなかったというような回答が上位の3つでございました。このような状況でございましたが、それから5カ月が経過した5月末の時点ではそれよりもう少し設置率も上がっているのではないかとこのふうには考えております。

次、2点目の市が配布した住警器の設置の実態について把握しているかのご質問でございますが、全世帯の調査というのはなかなか困難でございますのでできておりません。先ほど申し上げましたように抽出アンケートではございましたが、約70%の世帯が設置済みという結果から見ておおむね設置されているというふうには考えております。

それと、3点目の設置を促すための今後の対応と見通しについてでございますが、平成18年に条例化をいたしまして新築住宅につきましては同年6月1日から義務化されましたが、既存の住宅につきましては5年間の猶予期間を設けてまして設置に伴います負担の軽減を図るため時間的また経済的な猶予を設けてまいりました。この間、市民の皆様への周知につきましても11回広報に掲載をさせていただいております。これからも機会を見て広報によりまして設置をしていただくように引き続き推進はしていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 14番、片岡守春君。

○14番（片岡守春君） 14番、片岡です。2回目の質問をします。

日本で原子力発電が問題になってきたのは1950年代の中ごろからで、1960年代に商業用の原発の稼働が開始されますが、日本共産党は現在の原発技術は未完成で危険なものだとしてその建設には当初からきっぱりと反対をしてきました。その後も大事な局面ごとに政府や電力業界の振りまく安全神話のうそを追求し、原発の持つ重大な危険性とそれを管理、監督する政府の無責任さを具体的に正してきました。我が党は国会質疑で福島原発を名指しをして、2010年、去年です、5月26日吉井英勝議員が衆議院経済産業委員会において、大地震と大津波が同時に原発を襲えば全電源喪失が起こり炉心溶融の危険性があることを具体的に指摘して改善を求めたにもかかわらず、政府

は何らの措置もとってこなかった結果が今の重大な事故の発生となったもので、安全神話で国民をあざむき続けてきた歴代政府の責任はきわめて重大だと思っております。そこで日本共産党は、6月13日に原発からの速やかな撤退、自然エネルギーの本格的導入をということで国民的討論と合意ということで提言を発表したわけでありまして。これは市長にも手渡しをしてありますが、かなめのところだけはお話をさせていただいて市長の所見を伺いたいと思います。

市長も答弁の中で言われましたように日本国民全員の前に原発とはいかなるものかということは提議されてると。福島原発事故が明らかにしたものは一体何か。まず、第一に、この原発事故には他の事故には見られない異質の危険性がある。その1点目は、空間的に危ないということです。第一は、原発事故には他の事故には見られない異質の危険性があるということです。すなわち、ひとたび重大事故が発生し放射性物質が外部に放出されるともはやそれを抑える手段は存在せず、被害は空間的にどこまでも広がる危険があり、時間的にも将来にわたって被害を及ぼす可能性があり地域社会の存続さえも危うくします。被害がどうなるかを空間的、時間的、社会的に限定することは不可能です。このような事故はほかに例を見ることはできません。

まず、空間的ということでは、福島原発事故による放射能汚染は福島県だけでなく既に岩手県、宮城県、茨城県、群馬県、栃木県、埼玉県、千葉県、東京、神奈川県、静岡県、きのうの新聞によりますと島根県に至るまでお茶への影響が出てると。広範囲で校庭の土壌、水道水、牛の食べる草、牧草です、農産物、水産物など被害を及ぼしています。海洋汚染がどの程度なのか、どこまで拡大するのかも定かではありません。

では、時間的にはどういうことか。時間的ということでは、放射能汚染による影響は長期にわたって続きます。とりわけ懸念されるのは国民、特に影響が大きい子どもたちへの健康被害です。放射能による健康被害には、急性障害とともにすぐに出てくる障害と晩発性的、遅くに出てくる障害があり、放射性被曝はたとえ低線量であっても将来発がんなどの晩生障害が起こる危険につながります。25年前に起こったチェルノブイリ事故では、事故の影響は現在進行形であり、世界保健機関は事故によるがん死亡者数の増加を9,000人と推定しますということで非常に危険性がある。

社会的にはどうかということでは、原発事故による被害は個々の人間に対する脅威であるということにとどまらず人間社会、地域社会そのものを破壊する危険性を持つものです。計画的避難区域を含め避難指示が12市町村に出され、自主避難を含めると約10万人の人々がこの福島原発の影響で避難をしてる、いつ戻れるかわからない避難生活を強いられています。これらの地域では、地域社会が丸ごとその存続を危うくする危険に見舞われているという、この3つの点で大きく国民に訴えているということ。

それから、もう1つの点は、今の原発技術では本質的には未完成なものであるということでは、ご承知のとおりスリーマイル原発事故が1979年に起こりました。それからチェルノブイリ事故が1986年に起こり福島原発は2011年と。この30年間に

3回もの人類は重大な事故を体験したという、その事実そのもので証明されていますと。原発がその中に巨大な死の灰を抱えそれを閉じ込める保障はない。ここにこそ原発の持つ重大な危険性があるということで訴えております。

それから、もう1つは、3点目としましてはやはり日本という特有な国、世界有数の地震国、津波国に集中立地することの危険性ということで、政府は東海地震の想定震源地の真上につくった浜岡原発を一時停止をせざるを得なかったと。これは大変すばらしいとかいとかよい結果を生んでですよ、私たちはこれはもう一時停止でなくやっぱり廃炉にすべきだと、大変危ない上に立ってるということです。日本列島のどこにも大地震や大津波の危険性のない安全な土地と呼べる場所はありません。日本に立地している原発で大地震や大津波に見舞われる危険性がないと断言できる原発は1つもありません。絶対大丈夫などということは絶対言えないと。原発についての、この3つの方向での危険性の中で日本に立地してる、地震国としては非常に危険な要素を持ってるということです。

もう1つは、それから安全神話の問題ですけど、日本の政府はこの安全神話にどっぷりつかってきたと。それは、スリーマイル島でもチェルノブイリでも実際日本で起こる、福島で起きてるようなことが前例としてあったにもかかわらず、何らここから教訓をくみ取ってこなかったということが言われると思います。

それから、安全じゃあ原発があるかということですけど、安全な原発というものはないと、安全な原発などあり得ません。ひとたび重大事故が起これば取り返しのつかない事態を引き起こす原発を、とりわけ地震、津波の危険の大きな国日本において私たち日本国民は社会的に許容していいのか、現在の原発と日本社会は共存しうるのか、これこそが今問われている問題であるということで、1つだけ皆さんにも報告しておきますけれども、今開発されているどんな形の原子炉も核エネルギーを取り出す過程で莫大な放射性物質、死の灰を生み出します。100万キロワットの原発を1年間稼働するとヒロシマ型原発1,000発を超える死の灰がたまります。そして、この莫大な死の灰をどんな事態が起こっても原子炉の内部に安全に閉じ込める手段をまだ人類は持ってないということで私は原発における危険な内容をお示ししましたがけれども、こういうものやはり私たちは共存することはできないのではないかというように思うわけであります。

高知県民のこの原発に対する闘いはどういう闘いを現在までしてきたかということをお示すと、窪川に1975年原発をつくるという問題が表面化したわけでありました。県民の闘いによって1988年に中止をさしている、これが1点目。東洋町に2004年、高レベル放射性廃棄物の処分場をつくるという誘致の問題が出てきました。これもいろんな過程はありましたが誘致をさせなかったという闘いがありました。香美市も2006年繁藤地区への低レベルではありますが放射性廃棄物処分場の誘致の兆しがあったと、これも前には進めなかったと。それから、津野町、これ私のふるさとでございますけれども、2008年高レベル放射性廃棄物処分場の誘致、こういうことがあってここでも随分大きな地域を巻き込んだ運動をし、学習もしてここにも誘致

をさせなかったと。高知県民は原発を初め放射能については機敏に対応してきた県民だと思います。危険な原発をなくしていくという方向性を行政としても持つべきではないかというように私は思うわけです。市長に渡しておりました提言にちょっとでも目を通していただければ幸いですけれども、市長は平和市長会議にも参加をされているという立場も考えましてこの提言に対する所見をお伺いします。頼みます。

火災報知器、警報器のことですけど、本市はとにかく全戸に配るということで2,400万円からの予算を組んで全戸に100%配るということはやられました。しかし、市民に警報器の必要性を啓発する前に物品を手渡すというやり方が本当に妥当だったのかどうか。消防署長、課長さんも知ってのとおり津野町では、目標100%設置をするということでやり方をがらりと変えてよね、品物を最初に配るということでなくて各家庭を宅訪してその要望を聞きながら地元業者さんとの連携をとって取りつけていくというようなやり方をやって目標を100%とするというやり方をとられております。本市の場合はもう時既に物品が渡っておりますので、これからのやり方としては、私の町内会でも全員に配るということを先やったことによってあとはもうなかなか実態がつかめないというようなことになっております。行政から今後のやり方としてはいろんな広報で進めていくという答弁がありましたけど、それも大事じゃし、もう1つには、やはり行政とつながってるところは各自自治体、町内会長、それから民生委員さん、それから自主防災組織の協議会とかいう糸としてはつながってるので、やっぱりその点からの啓発というか、実際地域地域によってはボランティアの人たちの力もかりて、えいつけてない老人のお宅なんかを訪問してつけてあげるところまで手を差し伸べていくような呼びかけを今後してもらいたいというように思いますけど、その点はいかがでしょうか。

2回目の質問終わります。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 2回目の片岡議員のご質問にお答えをします。

確かにこのるる片岡議員から質問がございましたように原発に対する考え方、そうしたものが大変今揺らいでいるということも承知をしておりますし、先ほどこの答弁の中でも述べさせていただきました。そうした中で若干気になる部分がございましたので、反問権を使わせていただきたいと思います。

○議長（西村芳成君） 市長、反問権の内容について。

○市長（門脇槇夫君） はい。片岡議員は原発に対していわゆる安全神話が崩れ、まさしくこの原発についてはずっと共産党は反対をしてきたと言われております。私も共産党さんが原発に対してそうした態度をとってきておったことも承知はいたしておりますが、現実的に見たときにこの原発が全国でこのいわゆる安全性が確立をされた中で建設をされてきたわけです。今日的に今回の事故を受けて、今大きな転換期にかかっておりますけれども、ご承知のとおり日本が戦争に敗れ、そして荒廃をした中で今日世界に冠たる日本の国になってきた、国民が頑張り、また国民もその恩恵を受けてきた、その

1つには原子力発電所によるところの電力の需要によって大きな企業を含めそうしたものの発展がなされた結果、日本の今日的な私は発展があり得た1つの大きな原動力であったというふうにも認識をいたしておりますが、その辺何ら恩恵を受けなかったという認識なのかをお尋ねをいたしたいと思えます。

○議長（西村芳成君） ただいまの市長の会議規則第63条の2項の規定による反問権を認めます。反問の内容については既に発言されましたので、片岡議員、答弁をしてください。

○14番（片岡守春君） 日本共産党はそのように全然恩恵を受けないとか、そういう立場には立ちません。私が今の提言にも申し上げましたとおり再生可能のエネルギー、結局危険でないエネルギーを使って、本格的なエネルギーを導入することによって今後は原発からの撤退を促していかなければならないという立場でございます。今、国会が延長された関係で定額というか固定の買い取り制というようなことがもし国会の中で速やかに法案が通れば、自然エネルギーの本格的な導入は急速に、爆発的に進むであろうというように私たちは思っております。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） ありがとうございます。先ほど片岡さんも言われましたように、1つの原子力発電ということは日本の国益に供してきたということをお認めになったようなご答弁だというふうに認識をいたしました。そうしたことを認識をされた上で今日的な、先ほど言いましたように問題として今原発問題が取り上げられ、新しいまた再生可能なエネルギーへ向けての転換期の大きな節目を迎えたということでのご質問としてお聞きをさせていただきますが、私も先ほど来申し上げておりますようにこうした事態を大変憂えておるわけでございまして、やはり日本人としてここで1歩とまり、とどまり、そして新しい道への模索も徐々にこの今日的な問題の中で進めていく必要はある。そういう提言で私はあろうというふうに思っておりますので、その辺を認識をしながら私の答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 消防長、竹村 清君。

○消防長（竹村 清君） 14番、片岡議員の2回目のご質問にお答えを申し上げます。

現物を先に配布して云々というところがございましたが、県下でいち早くこういう形での対応をさせていただきますと、配布のときに詳しい説明書も同時に配布をさせていただきました。その結果によって現在県下でも2番目に設置率が高いところで、という結果が出ております。また、配布につきましては1万戸を超す配布をさせていただきましたが、もう既につけた方からご辞退をされた方等800戸ぐらいございまして、独居の高齢者世帯につきましては、その800戸ぐらいをですね社会福祉協議会を通じまして配布のご協力をいただいで再び2つ目をですね配布をさせていただいたような状況もご

ございます。また、各民生委員さんのほうにもですねご協力、設置についてのご援助をいただけるようにというお願いも組織的にさせていただきましたし、消防団の方にもご近所でそういう高齢者の方には積極的にという形、ご援助をいただくようにはお願いもしておりますので、これから5年も経過した時点で徐々に上がってこようかと思っておりますので、これからは広報によって呼びかけをしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

- 議長（西村芳成君） 14番、片岡守春君。
- 14番（片岡守春君） 片岡の質問を終わります。
- 議長（西村芳成君） 片岡守春君の質問が終わりました。

次に、5番、濱田百合子君。

- 5番（濱田百合子君） 5番、濱田百合子です。通告に従って質問をさせていただきます。総括でさせていただきます。

項目は2項目あります。順次質問をいたします。

地域の再生可能エネルギーの活用について、今回の大震災は大津波の被害だけでなく原子力発電所の事故を起こしたという意味で日本はもちろんのこと他国の原発保有国にも多大な影響を与えています。NHKが6月10日から12日までに実施した電話世論調査で原子力発電所を今後減らすべきと、またすべて廃止すべきだとする回答の合計が65%を占め、ふやすべき1%、現状を維持すべき27%を大きく上回りました。朝日が11日、12日の両日に行った電話世論調査でも原子力利用に反対だとの回答が42%で、原子力発電を段階的に減らし将来はやめることという問いには74%が賛成をしています。自然エネルギーが原子力に取ってかわるエネルギーになるかと思うかの問いに64%がなると思うと答えています。環境省のデータによると、現在の技術水準や社会的な制約なども考慮し実際のエネルギーとなり得る資源量は、太陽光、中小水力、地熱、風力だけでも20億キロワット以上と推定されています。これは日本にある発電整備の電力供給能力の約10倍、原発の54基の発電能力の約40倍です。原発の発電能力は全体で4,885万キロワットですが、太陽電池パネルを全国規模で公共施設や工場、耕作放棄地などの未使用地に設置すれば1億から1億5,000万キロワット、洋上風力発電では6,000万から16億キロワットのエネルギーとなり得る資源量があると推定されています。

もともと日本のエネルギーは火力、水力等76%自給をされていましたが、1953年の濃縮ウランの輸入を契機に日本列島が原発列島になってしまっています。今の日本のエネルギー自給率は4%になりました。よく原発は二酸化炭素を出さないから地球温暖化対策に有効だとの議論がありますが、原発と同時に二酸化炭素を排出する石炭火力発電を1990年比によると5割以上もふやしてきています。二酸化炭素の排出を押し上げる石炭火力発電の増設は、世界に広がる地球温暖化対策にも逆行することにもなります。今回の事故を受けてドイツやスイスでは原発の廃止の方向を決定しており、原発

を全廃していたイタリアでは6月12日、13日両日の国民投票では94%が復活には反対し、脱原発方針を改めて確認いたしました。

今後5年から10年の間に総発電量の25%を占めている原発をゼロにし、自然エネルギーへの置きかえと低エネルギー社会への取り組みで総発電量の2割ないし3割程度は自然エネルギーにするという目標は決して不可能ではないということです。この5年間に原子力対策には2兆円以上の税金がつき込まれてきましたが、自然エネルギーには6,500億円にも達していないということです。原発推進経費を、安全対策の経費は残しつつも推進の予算は削減し自然エネルギー対策に振り向けていくことがほとんどの住民の願いではないでしょうか。現行の原発立地自治体への交付金などを自然エネルギーを導入し地域の雇用創出をしようとしている自治体、これは原発立地自治体も含み、こういう自然エネルギーを利用しようという計画を持っている自治体に対しての支援に回すようなことも考えられると思います。

そこで質問をいたします。安全性の確立していない原発を新たにつくらず、今後徐々に撤廃し再生可能エネルギーに転換していくことが国会でも議論されていますが、それについて市長の見解をお尋ねいたします。

次に、2の質問に移ります。

香美市においては多くの中山間集落を抱えており、必ず起きると言われています大規模な南海地震や東南海地震を考慮し、地域の経済力を保つために地域の力を産業振興に生かすための手だてを構築していかなければと思います。昨年は市長よりTPP反対の発言をお聞きし大変心強く思いました。市長も地域経済を支えるためには地産地消で地域に経済循環をつくり出すことの必要性を感じてのことだと思いました。エネルギーにおいても輸入資源に頼るのではなく、地産地消の方向で考えなければと思います。災害時のライフラインの復旧は、人命救助とともに二次災害を生じさせないためにも最優先すべきであることは周知のことです。電気の供給が災害により道路の寸断や送電線の破損等でできなくなることは当然考えられることです。本市で発電できた電力を当地で使用し、災害時にも活用できるような手だてを考えていく方向が今の時代に合った施策であると思います。香美市には豊かな森林と河川があり、年間の降水量も多く日照時間も日本一です。再生可能な自然エネルギーを利用するには好条件だと思います。

高知県では、平成20年度に産業振興計画を策定し所得の向上や雇用の創出を目指す中で木質バイオマスの有効活用、中山間地域の産業づくり等を挙げ、地域の活性化、中山間地域の崩壊を防ぐことに取り組んできています。国の緑の分権改革推進事業を受託し、この物部川流域でも県と市とでバイオマスの活用を初め太陽光発電や小水力発電などについて幅広い調査を実施してきています。その報告書の概要も高知県公営企業局から報告されています。

以上のことから質問をいたします。②香美市における再生可能エネルギーについての市長の見解をお尋ねいたします。

また、③の文章の中の設置時の財源や家庭への設置等については、先般の同僚議員の質問もありましたので取り下げをいたします。太陽光、太陽熱のエネルギー活用についての香美市の取り組み状況と課題についてのお尋ねをいたします。

④物部川流域の河川の落差や農業用水の活用により小水力発電が可能になれば、災害により電力供給が閉ざされても避難所の電気や夜道の防犯灯、街路灯への供給ができるのではないかと。今後調査、研究をし課題を克服しながら雇用の創出も踏まえ前向きな検討をしていく意向があるのでしょうか、お尋ねいたします。

また、⑤については、昨日の答弁で太陽光発電設備設置に対する市独自の助成措置については他の市町村の取り組みも見ながら前向きに検討をしていきたいというご発言をお聞きしましたので取り下げをいたします。

次に、保健福祉センター香北の管理、運営と役割について質問をいたします。

保健福祉センター香北は香北町の中心に位置し、交通の便もよく、すぐ近くにはアンパンマンミュージアムや美良布道の駅もあり観光客にもなじみのあるところでもあります。土日、祝日には観光客の駐車場としても利用されています。また、センター内のホールや各部屋は会議やイベント等に活用されています。低料金で利用できることで住民の方からも喜ばれています。集団健診の会場としても駐車場があること、バス停があることなどで大変便利だと聞いています。現在は香美市社会福祉協議会の2名の職員と22名の臨時職員またパートの方が居宅介護支援やデイサービス、給食サービス、あったかふれあい事業を行っています。

第1次香美市振興計画の中の「やすらぎを守る」の項目には、市民の主体的な健康づくりを基本に、医療・保健・福祉サービスの充実を図るとともに、地域における支え合いを促進し、住みよい町を目指すと掲載されています。過疎化や高齢化、世帯規模の縮小化などにより家庭や地域の中でともに支え合う力が弱体化してきている中、福祉にかかわるニーズは年々ふえてきていると思います。その中心になるのが地域福祉計画だと思います。先の答弁ではまだ地域福祉計画の策定は今年度は難しいということでしたが、今後の計画にはなるかと思えます。この保健福祉センターが地域福祉の拠点になり、管理、運営は香美市が主体で行っていくということを思っておりますが、第2次香美市行政改革実施計画によると指定管理者制度の活用の項目にプラザ八王子と保健福祉センター香北が数値目標になっていました。また、今年度から庁舎ができ健康づくり推進課が新庁舎に移転し、一般の方からも「私らあは妙に行きづらくなったね」という声、「やっぱり、ここからはなくなるがやね」というような、何人かの方からそういう声をこの春よりお聞きしました。

以上のことから次の2点について質問をいたします。

①市民の健康増進と福祉の向上を図るため、保健、福祉を統合する施設のセンターとしての役割は大変大きいと思いますが、今後どのような機関とどのように協議をしていくのでしょうか、お尋ねいたします。

②地域の各団体、組織をネットワークで結び生活困窮者や要支援世帯を地域でサポートをする地域福祉ネットワークのようなものを立案することの活動推進に向けて、その拠点のような役割が考えられると思いますが、その意向をお尋ねいたします。

以上で1問目の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 濱田百合子議員のご質問にお答えをさせていただきます。

地域再生可能エネルギーの活用についてということで市長の見解をということでございますが、福島原発の事故を受けまして脱原発の流れが加速をいたしております。そうした中で新たなエネルギー確保への政策見直しにつきまして、先日パリで開かれましたOECDの設立50周年記念行事の講演の中で菅首相は、太陽光や風力など自然エネルギーの総電力に占める割合を当初2030年までに20%といたしていたものを大胆な技術革新によりまして、その割合のペースを2020年早期までに前倒しをするというふうに表明をされました。またさらに、自然エネルギー活用により発電された電気を電力会社が買い取るという法案の制定も目指されているようでございます。このようにして現内閣というより菅総理の1人思いかもしれませんが、このエネルギーの考えは大変強いものがあるわけでございます。そうした中で先日もこの表明を受けて自然エネルギーのいわゆるこれを進める上でのリスクも1つあるということがコメントもされておりました。自然エネルギーはやはり天候等で左右をされるものでもあるわけでございますので、そうしたものを考える中でも十分にそうしたリスクも当然考えてのことだと思っておりますが、このことは大変重要なことではないかと思っております。特に今経済的に大変ダウンをしている中でさらにこうしたことに早急な手だてをすることによって、さらにまだ電力の供給が断たれるということになりますと経済界には大きな打撃を与えましょうし、また、その経済界は海外への移転等も進むわけでございましてダブルパンチを受ける状況も生まれてこようかと思っておりますが、しかしながら国民のアンケートにもありますように脱原発という流れはあるわけでございます。濱田議員も質問の要旨に書かれておりますように徐々に原発を廃止をしと、撤廃をしというふうに書かれております。今日的な代替エネルギーのめどがつくということになるならば、将来へ向けて徐々にこの地域再生可能エネルギーへの転換というものは異論がないのではないかというふうに思われます。

また、本市の見解、市長としての本市に限定しての再生可能エネルギーについての市長の見解をということでございますが、本市はご承知だと思いますが県下で最初の水力発電がなされたところでもあります。穴内川水系、国分川水系、そして物部川水系には多くの水力発電所を有してございまして、まさに自然エネルギー活用のメッカであるというふうに私は自負をいたしております。また、近年、地球規模で温室効果ガス排出削減に取り組む中で、化石燃料にかわるクリーンな新エネルギーの重要性の高まりの中で、平成20年度に香南香美地域新エネルギービジョンを研究、策定をいたし、そしてさら

に平成22年度には先ほど議員もおっしゃられました、南国市を加えましてチャレンジ25地域づくり事業にも取り組んでまいりました。CO2の削減のための再生可能なエネルギー利用のあり方につきましてそれぞれ検討してきたわけでございます。検討の結果、課題もあるわけでございますが、その取り組みも徐々に進めております。今後さらにこの再生可能エネルギーについてのビジョンが国のほうで示されてくれば、さらに進んでこの考え方もまた具体的な方向性も進んでくるのではないかというふうに思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 濱田百合子議員の地域再生可能エネルギーの活用につきましての3番の太陽光、太陽発電エネルギー活用について、取り組み状況と課題ということにお答えをいたします。

本市で公共施設に太陽光発電を設置していますのは、小・中学校施設の7カ所と庁舎の屋上ということになっております。そしてですね、まだ一般の住民の方への助成制度につきましてはまだ実施していないというような状況でございます。ちなみに小・中学校施設7カ所の最大発電量ですけど、最大出力は178.64キロワットというふうに聞いております。そして、今回の新庁舎の屋上につけました太陽光発電でございますが、これ管財課のほうに確認しますと最大出力は15ワット（後に「15キロワット」と訂正あり）ということになっておりますけれども、5月の発電量は庁舎全体の消費量の4.38%発電しているような状況であるというふうに聞いております。

なお、この今後の課題でございますけれども、課題につきましてはやはり一般の家庭に補助制度を設けるとかそういったことになると、やはり財政的にどうクリアしていくのかということがやっぱり課題になってこようかというふうには思っております。

次に、小水力発電の避難施設等への活用についてでございます。

四国電力の話では、現行の電気事業法の中で個人等が発電施設は設置できても敷地外への電送、電信柱を立てて電気を送ることですけどもこれはできないということになっているようです。つまり、避難所や防犯灯ごとに小水力発電施設をつくらなければ電気の供給はできないということに、そういう仕組みになっているようです。また、小水力発電施設から四国電力のほうに電気を売却すれば四国電力の送電線は使えますけれども、その場合は特定の施設に特化しての電力供給ができないために、災害時に電力供給が閉ざされれば当然ながら小水力発電施設からの送電もとまってしまいまして避難所等への電力供給はストップすると、そういうようなことらしいです。そして、現実的にどうかといいますと、やはり太陽光発電を避難所等に設置する方向がいいとは思いますが、避難所にソーラーパネルを設置すれば天気のいい日には3キロワット程度の発電はできるということでございますけれども、問題はやはり太陽光につきましては発電は太陽が出ている間、昼間になってきますので夜間等で電気を使いたい場合、それは

蓄電の方式が必要になってきます。今後はその蓄電をどうしていくかということにもなってこようかと思えますけれども、伺いますと、例えば電気自動車に蓄電しておって夜使おうと、そういった方法も今検討をされようということで、今後いろんな形で研究が進んでくるんじゃないだろうかというふうに考えます。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、凡内一秀君。

○健康介護支援課長（凡内一秀君） 濱田議員の保健福祉センター香北の管理、運営と役割についてということの、まず1点目のご質問にお答えします。

1点目につきましては、指定管理に関係しましてどのような機関と協議していくのかというご質問だと思いますが、旧健康づくり推進課の事務所につきましては今現在社会福祉協議会のほうが、ここ二、三日前でしたか移動しまして香北支所の事務所として活用されております。ほかの部屋につきましてもお話がありましたように健診また予防接種等の保健事業、また社会福祉協議会が行ってますデイサービス、そして貸館といえますか貸室でホールにつきましては舞踊とかコンサート、それから和室等につきましても大正琴の練習とか、各部屋がそれぞれ多方面に活躍といえますか活用されておるところです。それで、施設の利用につきましては、健康づくりがいなくなったんだといってこれまでと変わるわけでもありませんし、また、社会福祉協議会のほうが前の部屋に出てきていただいておりますので、これまでカウンターを閉めておりましたんでちょっと寂しい面もあったかとは思いますが、前へ出てきていただきましたので少しはその思いも今後解消されていくのではないかと。寂しさ等感じておったと思いますが、解消されていくのではないかというふうには思っております。

しかし、1つの大きい課がなくなりましたんで活気がなくなることは事実だとは思いますが、それによりまして行政改革の実実施計画の中でも指定管理という、導入が記載されているのではないかというふうにも思っております。これまでどおり施設につきましては保健福祉活動の拠点としては変わりありませんので、今後指定管理者に移行するとしても現在の機能としては変わりはないものというふうに思っております。そんな状況でございますので、現在のところ指定管理制度に向けてどのような機関とどう連携をしていくのかということにつきましては、今のところは全く未定です。

それから、2点目の各団体、組織をネットワークで結び地域福祉ネットワーク等の立案をということでございますが、ひとり暮らし高齢者また障害のある方が地域で安心して暮らしていけるように地域のいろんな人的資源による見守り活動、そして支援活動をつなげて体制づくりをしていくのが地域福祉ネットワークの活動だと思っております。香美市でもあったかふれあいセンター事業というのを、昨日もご質問がありましたが、この事業の中で行われてます物部町の集いの場のひとやすみサロン、そして見守りはがきなどの発送によって高齢者宅の安否確認等も郵便局さんのほうでしていただいたりという、そういう活動もこの中に含まれるのではないかというふうに思っています。

そこで、この保健福祉センター香北をそのような地域ネットワーク活動の立案をするような拠点にということをございますが、おっしゃられましたように現在保健福祉センターは社会福祉協議会が常駐してましてデイサービス、そしてあったかふれあい事業のほうもやられてます。そして、ボランティアさんのほうも役員会や研修会、そして他団体との交流など含めてボランティア活動にも積極的に取り組まれておるところです。香北地区の福祉の活動拠点ということには当然変わりありませんし、中心的施設となっているところなんです。その活動をさらに今後おっしゃられますような要支援者を地域でサポートしていくような活動と、そういう体制づくりにつきましては、今後活動の中心になっていくのはやはり地域住民の方々の力だと思っておりますので、こういう体制づくりについては今後これからの課題だというふうに思っております。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 2問目の質問をさせていただきます。

市長からはご答弁をいただきまして、また、この香美市がもう本当に森と水の市でありますのでぜひ積極的に今後も推進をしていってほしいと思うし、私たちも同時進行で考えていきたいと思っております。

この太陽熱、太陽光エネルギーの活用について香美市の取り組み状況をお聞きしました。それで全国的な、私が1問目の質問の中で言いましたけれども、香美市では公共施設に小・中学校7基と庁舎に1基あるというご答弁をいただきましたが、もっと拡大をする方向で考えられないか。やっぱり太陽光、太陽熱のエネルギーっていうのは、本当に今個人の住宅でもたくさん見られてはいますけれども、やはり国からの補助金、そして県の補助金もありますが香美市としての補助金はまだで、一昨日の同僚議員の質問で「前向きに検討する」というご答弁でしたのでそれをお願いしたいところですがけれども、一般の、例えばそれこそ公民館ですよ、耐震のできてる新しい公民館とかふれあいセンターとか、ところあると思うんで、そういうところにも太陽熱、太陽光のパネルをですねつけていくことができないものかと思えます。公共施設への太陽光、太陽熱エネルギーの活用をもっと広げるような方向で今後、課題もあるとは思いますが方向でできないかということで再度質問いたします。

それと、この物部川流域の河川の小水力との兼ね合いで避難所の電気、夜道の防犯灯、街路灯への供給のことですが、もちろん課長がおっしゃっていただきました、その避難所にソーラーをつけたらということは私もいいことだと思うんですけども、やはり水がですね、これは地元の方の意見ながですけどたくさんの水があると。で、山から物部川の本流に向かっていろいろ支流もあるわけですよ。それで、県のほうも把握をしてる、今年の1月までで把握をしてる香美市における流域の小水力発電の可能、まだ可能かどうか見に行つてその水力量と落差と水量を見てきてここはどうかなって思うところが16カ所あるっていうことが判明しています。それ企業局のデータに出てますけれども、それをだからそのままに捨ておくのは非常にもったいないかなと思ひまして、それ

を、その中でも実際できるものとできないのはあるかもしれませんが、なお県と共同です。その辺の調査も、実際香美市の流域の川ですのでそこを県と一緒にもう少し深めてですね調査、研究をして、やっぱり課題は、もう何かをしようとするとも必ず課題はいっぱい出てくるものなので、じゃあその課題があったら、じゃあどこをどうしたらいいのかを頭を悩ましながらですね少しずつ前向きに考えていくというような方向でしていくと開けてくるのではないかなと思うがです。せっかくここが、小水力発電ができるんじゃないかいうところがありますので、その辺を再度県との連絡、調整をしてやっていくような形で、そういうふうにして、あっ、ここのこの川に県の人 came、市の職員が来て見てくれゆうというのが物部村の方や香北町の人たちにこう見えるわけですね。そうするとなんかこうやっぱり、ああ、自分らあのところにわざわざ来て発電ができんか見てくれゆうと。そういうようなこう、その人たちのエネルギーにもまたねなってくると思うんでぜひそういうことも現地に足を運んでやっていただけたらと思うがです。けど、その方向なんかも今後考えていくような方向性を見出せるかどうかお尋ねしたいと思います。

それと、やっぱり今送電線がたくさんあって電力会社に一度こうやっぱり熱が、電力が、私も詳しいことがよくわからないのですけれども、そこで発電してもそこが潤うというわけじゃなくて、やっぱり送電線があって、一度こう電力会社が買い取ってという、いろいろその電力のシステムがある中でいろいろこの自然エネルギーができないというネックみたいなところがやっぱりたくさんあるかと思うんです。でも、国が、国ももう方向転換をしていかないかと、徐々に原子力エネルギーに頼らずに自然エネルギーにかえようという方向ではあるので、その辺をやっぱり情勢を見ながら香美市としても積極的に水とか太陽、それから風力ね、やっぱり自然エネルギーのほうに頭を向けていく方向性で進んでいけるっていうようなことも考えてもらいたいし、そのためのですね、その④に書いてますけれども調査、研究をして課題を克服していくという前向きな姿勢を示すにもですね、なんかそういう機関が、協議をする機関とかが要ると思うがです。で、温暖化、平成19年から5年間で地球温暖化対策実行計画っていうのが香美市にはあると思うんですけれども、これが一応平成19年から5年間でしょうか、実行計画としては。今後これも続いていくとは思いますが、もしこういう機関を始めるに当たって今あるその地球温暖化対策に対してのそういう委員会、機関があるんならば、そこに自然エネルギーの対策も推進するという方向を組み入れてですね一緒に考えていくとかいうような取り組みができないものかお尋ねします。

それと、課長のほうもその住宅への補助については財源がということもおっしゃってました。今過疎対策事業債っていうのがあるように思いますけれどもこれが平成22年度から平成27年度の措置法ということで、これを読みますと住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことができる地域社会を実現するためのソフト事業にも適用できるし、それから対象施設の追加というところに自然エネルギーを利用するための施設も追

加するということで書かれてますが、こういう過疎債のほうも利用してですね、自然エネルギーを何とかこの地域の恵みあるこの財産ですよね、水とその木とか、自然エネルギーを利用するためのそういう施設も、この措置法、平成27年度までですので私もわかりませんが何とかそういうのも利用して立ち上げて協議していく。それには民間の方も入ってもらなりそういう専門の方、また四国電力の方とも連絡をとらないといけないと思うのでその電力会社の人にも来てもらって、やっぱり電力のプロとですね、それからそういう機械を入れてやっているとところは梶原にもありますし、だからそういう、どんなふうにしてるかをもたその機関とか協議をしている中で視察に行こうとなれば、よっしゃ、じゃあここへ視察に行こうか、その中で、あ、香美市やったらこんなことができるねというような議論をしながら前向きにしてもらったらいいかんと思うんですが、これは素人の私の思うことなので、その辺の協議できる機関を今後つくっていく意向があるのかどうか、その辺のことをお尋ねしたいと思います。

それから、保健福祉センター香北の管理、運営と役割についてですけれども、この指定管理者に移行する予定についてのどのような機関とどのように協議していくかというのはまだ未定であるということをご答弁いただきました。ということは、やはりこの行革の中で言われている指定管理者制度を適用すると、プラザ八王子とともにこの保健福祉センター香北も、もう運営はだれかに任して建物の管理だけを市がするという形の指定管理者制度にするということになるのでしょうか、再度お尋ねいたします。

それと、②ですけれど、今社協が保健福祉センター香北の中に入って介護予防事業をいろいろしているわけですね、昼食サービスとかしてるわけですが、私が思いますには社会福祉協議会ってというのは、本来はこれは香美市のプラザ八王子にあります本庁の社協が来てるとは思いますけれど、その地域のコーディネートをするのが社協の役割じゃないかなと思うがです。地域には民生委員さん、ヘルスマイト、それから健康づくり推進委員とかいろんな方がいらっしゃいます。その人たちが民生委員になった、ヘルスマイトになった、自分から積極的になったというよりもみんなに言われてなる人がおらんきになったという人もいられるかもしれませんが、そういう人たちが地域にこう絶対いるわけですね。やっぱりその人たちが集う場所、一堂に、例えば香北町なら香北町に健康づくり推進員がいます、民生委員さんがいます、ヘルスマイトさんがいます、民生・児童委員もいます。じゃあその人たちが、一人一人はその役を授かっているわけですが、地域の中では住民は皆1つの中ですね、その住民をそれぞれの役をおおせつかっている人たちが私はこの人の健康のことについて推進するがや、私はこの人の食生活のことをやる、私は生活に困るとか資金繰りがいかないとか、そういうときに携わる民生委員やとかいうふうに、お互いの立場の仕事はわかっていますけれどもそれを一堂にして、じゃあこの人の生活をどういうふうに支援していったらいいのかっていう部分をみんなが集まって、それがネットワークだと思えるんですけど、みんなが集まって、じゃあ、どんな地域にしよう、どういうふうにしていこうっていうふうな議論を

しながら進めていく場所が私は必要だと思って、それが地域福祉ネットワークになるのではないか、その地域福祉ネットワークのコーディネートをやる連絡係みたいなのはやっぱりその地域にある社協がすることかなとは思いますが、でも実際生活に困ってる、その中で話に出たこの人生活に困ってる、生活保護受けられないんだろうか、この人は要支援じゃないんだろうかって思った話があるときにあります。そしたら、その生活困窮者とか要支援世帯なんかをやっぱり本当に困ったときの、その困った人たちにその実際出向いて…。

○議長（西村芳成君） 濱田議員。

○5番（濱田百合子君） はい。

○議長（西村芳成君） まとめて質問してください。

○5番（濱田百合子君） はい。それをどういうふうにしていけばいいかというのは、また福祉事務所が来ると思うんです。そのような方向で地域福祉ネットワークを今後確立していく方向でやってもらいたいと思いますが、その辺のことについての展望をお尋ねいたします。

以上で2問目の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 暫時休憩します。

（午前10時36分 休憩）

（午前10時50分 再開）

○議長（西村芳成君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 濱田百合子議員の太陽光、太陽熱発電のエネルギーの活用にあたっての取り組み状況、課題の中でですね、公共施設へもっと積極的に設置できないかということに対しましてお答えをいたします。

公共施設につきましては、集会所等も含めまして市の公共施設がたくさんあるわけなんですけれども、その中でもですね、やはり防災面に特化して見た場合にはですね太陽光発電による防災面の活用、これは有効であると思います。ただ、財源的なこともありますので、財政当局とも話し合いながらですね設置については協議をさせていただきたいというふうに思っております。

続きまして、小水力発電所の避難施設への活用でございますが、この中で小水力発電をもっと進めるということなんですけれども、初日の答弁の中でも申しましたけれども今国会のほうに電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法が提出されてるというふうに聞きます。もしこの法案が成立しましたら、事業者の小水力発電等への積極的な参画が可能になると、見込まれるというふうに聞いております。そうした場合、香美市におきましては、議員の申しましたとおり有力な、有望な水源等がございますので、民間の企業等も興味を示してくるのではないかとこのようにも

思っております。その中で現地の調査等、そして設置に当たっての機関等につきましては、そういった報道が現実になってきました段階です。検討していく必要はあろうかと思っております。なお、水源の調査等につきましては、県と協議する機会がありましたら積極的に参画したいというふうに思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 健康介護支援課長、九内一秀君。

○健康介護支援課長（九内一秀君） はい。1点目の保健福祉センター香北の指定管理に関連してですが、今回の香美市行政改革大綱の中で保健福祉センター香北そしてプラザ八王子のほう指定管理ということで明記をされております。今後指定管理に向けて検討を進めていく必要はあると思っております。

それから、2点目の福祉ネットワークに関係してですが、おっしゃられますように社会福祉協議会におきましてはボランティアの養成、そしてボランティア活動の推進に努められておられて幅広く活動しておるところですが、民生委員さん等のつながりも大変大きく持っております。やはり地域の資源をコーディネートしていくというのは、やはり社会福祉協議会が中心的な役割も担っておると思っておりますので、今後社会福祉協議会との連携というものも一番大切になってくると思っておりますので、また今後相談もしていきたいというふうに思います。

○議長（西村芳成君） まちづくり推進課長、今田博明君。

○まちづくり推進課長（今田博明君） 済みません。濱田議員の1回目の質問に対する答えの中で、新庁舎に設置しております太陽光発電施設の出力のほうを私のほうが「15ワット」と言ったようです。正確には「15キロワット」の誤りですので訂正させていただきます。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 次の質問はありませんので、今回で質問を終わります。

○議長（西村芳成君） はい。濱田百合子君の質問が終わりました。

次に、3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。3番、山崎眞幹でございます。今議会ですね、初めて新しい議場に移りまして質問方法も答弁の方法もいろいろと変わりました。私自身も今回は一問一答ということで皆様と少し議論をさせていただきたいと思っておりますので、少なくとも何を言いつたかわからんと、こういうふうにならないようにですね、私自身も簡潔な質問に努めたいと思っておりますので、答弁も簡潔で答弁をいただきます。

それではですね、まず、もうこれは言うまでもないことですがけれども、私たちの香美市は合併をいたしまして今年で足かけ6年目を迎えております。このことにつきましては、昨日の同僚議員の質問でもありましたようにですね私たちはその際にこうほくの3町村の合併協議会におきましてつくりました、こちらのまちづくり計画をもとにですね合併についての話し合いを住民の皆さんとさせていただきました。その中でその計画の

趣旨を、この計画は土佐山田町、香北町、物部村の合併後の新市の建設をしていくための基本方針を定め、これに基づく主要施策等の計画を策定し、その実現を図ることにより2町1村の速やかな一体化と魅力ある地域づくりを促進して、地域全体の均衡のある発展及び住民福祉の向上を図ろうとするものです。こういうことで皆様とのお話をさせていただきました。

そして、その基本理念を受け継ぎましたこちらの香美市の第1次の振興計画では、ちょっとこれ理屈っぽくなりましてすごくわかりづらくなった部分もあるんですけども、これは基本理念が最初では「輝き・やすらぎ・賑わいをみんなで築くまちづくり」ということをごさいましたけれども、この中では「山・川・まち・ひとが躍動し、支え合い、響き合う 進化する自然共生文化都市・香美市」と、なかなかちょっとすぐ覚えられないようなことになりました。しかしですね、いずれにしろこの計画に基づきまして今後10年間の目指す都市像をしっかりと定めたわけですのでございますから、それに沿った計画が策定されまして、その計画に沿った事業が推進されております。そして、そのことにつきましては、市長も昨日の答弁の中ではそれらを誠実に、確実に、そして着実に、パフォーマンスではなくみずからのありのままの姿を見せながら推進してきたと、このようにおっしゃられたところでございます。私たち議員もしっかりとその約束をしたこのまちづくりについては責任持って取り組まなければいけないというように思っていることは言うまでもありません。

そして、きのうも少し議論になりましたけれども、この第1次香美市の振興計画の中での平成28年の政策目標人口がですね2万8,800人になってるわけですけども、ところが今年5月1日の広報を見ますとですね、人口が何とそれを割り込みまして2万7,996人であると、こういうことですのでですね、きのう議論のごさいました定住人口の増加策の議論は当然のことです。そのポイントとなりました人口減少の抑制についてはですね、その人口増については人口減少の抑制と新規流入の人口の促進であるという議論がなされたところでございます。

しかし、考えてみますとこれらの2つの要件を満たすためにはですね、ただそれだけのことを支えるやはり安心、安全で良好な住環境が整っていることのほかにですね、やっぱり生活を支える収入を生む仕事はその地域にしっかりとあるということがやはり必須であるというふうに考えます。そこで今回は、交流人口の拡大によってにぎわいを呼び、そのすそ野がとても広くて雇用も含めてさまざまな効果が見込め、香美市のまちづくりにおいて地域発展の基礎となる可能性を大きく持っている観光について、「持っている旗を立てる」「風を読む」、このことを主なキーワードに通告に従って質問をさせていただきます。かたい話で、理屈はできるだけ僕も今回は少なくしようと思っておりますので、平たく言えば地域のにぎわいをもたらしてお金が稼げる楽しい話をしたいと、このように思っています。

それではまず、通告に従いまして観光行政についての質問をさせていただきます。こ

の観光行政ですけれども、これは昨年の12月議会での観光協会機能の確立ということの続編というような感じのものでございます。

昨年の12月6日の高知新聞紙上で共同通信社や加盟新聞社が実施した全国自治体アンケートの結果ですね、回答を寄せられました市町の45%が観光を公共事業にかわる地域活性化の期待分野に挙げたことが紹介をされておりました。また、知事も昨年の11月27日の香美市旧3カ町村商工会創立50周年の祝賀会において、産業振興計画に対する並々ならぬ決意表明を行うとともに香美市にある森、別府峡、アンパンマン、龍河洞と、このように具体的に名指しをされまして香美市の発展が高知市の発展、ひいては高知県の発展につながっていく姿を願っていると、大いにエールを送っていただきました。そして、6月21日に行われました物部川流域の対話と実行座談会におきましても、同じようにこの振興計画バージョン3をですね示しながら高知を元気にするさまざまな施策に触れられまして、特に高知の強みである食、自然と歴史、人を生かすことのできる観光の分野では龍馬ふるさと博が開催されている間に必要な組織をどこまで整えられるかということが重要であると、このようにお話もされました。

そして、この中にはですね観光全般にわたりましてさまざまな施策が用意をされております。香美市の観光については、前にも言いましたけれどもほかにはない本当に素晴らしい資源を、素材を既に持っておりますので、あとはそれに磨きをかけるだけだと、このように私自身は考えております。そのことが実現できる風が実際に向こうのほうからですねびゅうびゅうとこうと吹いておるといふふうに私は考えておりますので。ところが、風が吹いてるだけではなかなかそれを受けとめる思い、精神であったり仕組みがないとですねなかなか吹いてる風も受けとめられないと、このように思いますので、まず受けとめる大もとであります香美市の観光というものに対する期待度をここでお尋ねをしておきたいと、このように思います。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 山崎眞幹議員の観光行政について、私のほうから1点目についての最初のご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

いつも山崎議員には観光についてのさまざまな観点からご質問をいただいております。先ほど観光についての期待度を問うということでございますが、山崎君がお示しをいただきましたこの高知県産業振興計画、この中にも高知県、バージョン3の中で高知県、特にこの観光についての力を入れていこうということがこの小冊子の中にも載っております。去年はご承知のとおり龍馬伝のいわゆる龍馬ブームで大変高知県に観光客が多く来たものでございました。予想以上の観光客の方々がおいでをいただき、そして経済的にも大変な効果を上げたということは、尾崎知事もお話があったわけでございます。

そうした中で香美市はどうであったかといいますと、残念ながら龍馬とは直接は関係をする余地施設等はなかったわけでございますが、それでも香美市の魅力をさまざまな

形の中で発信をしてきたわけでございます。今後やはりこの香美市としての観光の取り組み、これは大きな行政の柱でもあるわけでございます。香美市にもたくさんの、合併をした中で観光地と称するところがあるわけございまして、いかにこれをプロデュースしていくのか、このことが1つの躍進への道であろうというふうに思います。また同時に、それぞれ地域で今いろいろな意味で観光のニーズが変わってきておるわけございまして、そうした中でそれぞれ特色ある地域の観光、いわゆる既設の観光でなく掘り出した観光、つくり出した観光、あるいは交流を進めていくためのそうした施設、そうしたものをみずから、きのうの話ではございませんがやはり協働という姿の中で生まれていくということも大変大事な部分でありますし、またそれが香美市の中でも生まれてきておるといふふうに認識をいたしております。

先日高知新聞のほうで取り上げていただきました、6月20日の新聞で、これ私の地元でございますが、平山地区のホテル公園がいよいよ世に出たということで写真入りでこのようにご紹介いただきました、本当にありがたかったと思います。この作業に私も当初造成の時に出まして一緒に作業をしてきました。なかなか管理をしてここまでやるというのはなかなか難しいわけですが、地元にいる門田君が大変熱心でございまして、実に毎日毎朝これを点検をしながら、そして水の管理あるいは植栽の、いや水生の管理、そうしたものを管理をしてこれがこうした形となってあらわれました。これは1つ香美市の地域づくり助成事業を使つてのことでございしましたが、お金よりもここに参加をして、そして自分たちでつくり上げていこうという1つのものが形になってきたということは何にも勝るものだというふうに私は思うわけでございます。また、このすぐ隣にありますほつと平山がホテルを、この記事が出てからたくさん予約客が入ってきたということですが、残念ながら時期的にホテルがもう大分少のうなってきました。しかしながら、いろいろな意味でこうしてつながりができ交流人口がふえていく、そして地域が活性化していくということ、そうしたことが1つの観光にも結んでいくし、また交流人口の増加にも結んでいくというふうに認識をいたしております。私は魅力ある香美市観光に、魅力ある香美市であるというふうに認識をいたしております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。すべて、もう後の質問が要らないような感じの答弁をいただきましたので、後は確認ということでいきたいと思ひます。

まさに、本当に市長の言われるとおりで私も思つてますので、ぜひその気持ちですすね、これから私がいろいろ提案させていただきますことについてもですすね協働をぜひできればと、このように考えます。

はい。それでは、続きましてですすね、やはり先ほども市長のほうから言われましたけれども今の観光ニーズというのはさまざまありまして、そのことについてはこの振興計画の中でも新しい、龍馬ふるさと博の間にどのようなことを高知県としてはバックアッ

プをしていくかということについてさまざまな施策も書かれております。そして、そのさまざまな観光ニーズのコーディネート等につきましては、やはり今の香美市の現状を考えますと一義的にはその観光協会というものがその役割を担うのがふさわしいのではないかというふうに考えるわけですが、実は私も観光協会のメンバーで、この中にもたくさん観光協会のメンバーの方もいらっしゃいますが、なかなかそういう吹いてくる風をしっかりと受けとめることについてはですね、ちょっと役不足といっでは何ですけれども難しい場面がありはしないかと。そして、その吹いてきた風を受けとめてそれを必要などころにつないでいくということについては、なかなか現状の体制においては役不足じゃなかろうかというふうに考えるところです。

そのことについて12月の議会でもですね、どういうふうに期待をするのかということでお尋ねもしたわけですが、現在このそういうすばらしい可能性を持った観光というものに対して1つのコーディネート機能、受け皿機能を持つと思われる観光協会に対して期待されている役割をお伺いをしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、中井 潤君。

○産業振興課長（中井 潤君） 山崎議員の観光協会に期待する役割ということでお尋ねをいただいております。

観光協会の会員さんは、多くの職種にわたって携わっております。私たち香美市職員は観光係でありまして多くの職務を兼務しておりまして、また公務員的な思考にも左右されますので自由な発想ができにくくなってございます。観光協会の皆様方それぞれの職種にわたっておりますので、それぞれの発想やアイデアをお出しいただいて、また人脈や連携を生かして観光コーディネートの役割に期待するものであります。

以上です。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。なかなかそこまでの一応期待であると。アイデアを生かすとか人脈を生かすということですよ、はい。では、そのことについてはそのように確認をさせていただきます。

続きまして、3番目、雇用創造協議会の今後に期待することをお尋ねをします。

実は雇用創造協議会というのはですね国のいわゆるパッケージ事業ということで推進事業と実現事業がありまして、本来でありましたら推進事業が先にあって、その地ならしをしてそれから実現事業に進んでいくという、このような形が本来でありますけれども、香美市の場合はちょっと特殊でしてそれが一緒になって推進をされているというふうになっております。そしてまた、高知県は特に尾崎知事になられまして産業振興計画というものが策定されました。その時期がですね実に雇用創造協議会が発足した時期とほぼ同時期となりまして、いわゆる産振関連事業の事実上ですねある種の受け皿ということでさまざまな機能があったと思います。

ところがですね、これ期限の切られてる事業でありまして、今向こうから吹いてくる

風をですね今までは観光協会としてはなかなか受け取りにくかったけれども、それを代替のような、いわゆるちょっとかわりの機能として雇用創造協議会が受けとめて、それについてのことをやっていたということが多分現状ではなかったと、それは私の認識でございますけれども、それがですね、これはいつまでもそれが受け皿としていられる状態ではない。本年度、平成23年度で終了のこれ事業でございますので、その後についてはですね、今年1月ですかね、いろいろと検討もされたと思います。そのことも含めましてですね雇用創造協議会の今後、いわゆる県のほうもこのバージョン3におきまして毎年度バージョンアップ、平成21年度は「本気で実行」と、平成22年度は「果敢に挑戦」そして「正念場」ということでバージョンアップしてきております。その中でこれ正念場のところでですね、期限があるところのものがいつまでもこの機能を担っていくことが果たしてできるのかどうか私も疑問ですし、やはりその受け皿となるものがどこか観光協会なり雇用創造協議会というものの未来的なものに対して担保されていないとですねなかなか市長の言われるものが実現ができない。市長の言われるものというのは、すなわち香美市にさまざまな恩恵がある観光ですね、観光というものがなかなか全体的に一体的に推進できないような気がします。そういうことも含めて、今後のそういう推進母体に果たしてこれになるのかよくわかりませんが、そういうことも含めて雇用創造協議会というものの今後に期待することをちょっとお伺いしてみたいと、このように思います。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、中井 潤君。

○産業振興課長（中井 潤君） 山崎議員の雇用創造協議会の件に関しましてお答えを申し上げます。

雇用創造協議会は、事業終了時の計画ということで①農作業受託作業ということで受託組織を独立させ、これまで培ったノウハウにより営業活動をしていく、また農作業のノウハウを身につけることで自立操業なども視野に入れているということ。そして、2つ目に、観光特産品まちづくり事業としまして委託期間終了後は委託事業で築いた営業ルートや通販システムやノウハウを活用して、収益につながるものについてまちづくりを行う会社組織、あるいはこのビジネスモデルを地元企業等に移行し継続して事業を実施するという計画書が出ております。3月末で期限が切れて交付金事業は終わるということにはなっております。ほんで、雇用創造協議会の担当者との話の中でもせっかく今までやってきたのがをこのままにするのはもったいないというようなお話も出ておりますので、その事業の継続あるいは受け皿づくりにつきましては今後協議を重ねていきたいというふうに考えております。今までの雇用創造協議会の事業につきましては、私どもの評価では迅速に多面的で広範囲な動きができていくというふうに考えております。

今後の産業のかけ橋になれる要素は含んでおるといふふうには期待をいたしております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎真幹君） はい。3番。期待をしているということで、協議をするということでもありますので次の質問に移ります。

次にですね、香美市をアンパンマンの聖地に、アンパンマンのまちづくりということでございます。これはウサギ年ピョン！何言ってるかわからないと言われましたけども、ウサギ年ピョン！アンパンマンのまちづくりということの3月の質問の続きでございますけれども、このことがですねやはり香美市にとってますます重要なことになってきたんではないかということですね、3月の議会の質問のときにですね宿題としてあった部分もあるというふうに思いますので続きまして質問させていただくんですけども、ご存じのように東日本大震災の被災地に向けましてFM東京が系列のラジオ局を通じてアンパンマンのマーチを繰り返し流しまして大きな反響を呼び、そのことに心を動かされたやなせさんが何とか自分の仕事を通じて被災者の役に立ちたいということでアンパンマンを通じてさまざまな形で支援が行われています。そのことはですねある種まとめのようなことを、この間の6月18日の高知新聞の夕刊に「オイドル絵っせい」というのをやっていますけども、そこでちょっとまとめのようなことで、これですけど書かれておりますので、ちょっと重要なことですので読ませていただきますけれども、「希望ハンカチ」という題名です。

「こんどの東日本大震災は想像を絶する大災害で自然の猛威には人間なんか弱いものだと痛感した。（中略）悲惨なニュースの続く中でわずかに心を慰めたのは、FMラジオから流れた僕の作詞したアンパンマンマーチが傷ついた子どもたちを元気づけみんなで歌っているというニュースと、もう1つは、岩手県の陸前高田市が市の80%を大津波で流され7万本の美しい松並木も根こそぎ海にさらわれてしまったが、奇跡的に1本の松の木だけが生き残り、市民はそれを希望の木と呼んでいるというニュースだ。アンパンマンのマーチのほうはポスターと絵はがきをつくって希望者に配布している。こんな物ではあまりお役に立たないと思ったのだが、意外に好評で現在も増刷中である。これからもチャリティーコンサートとかできる限りのことはしていきたいと思っている。

（中略）何とかしたいと思ったが7万本の松の木を復興するほどの力には僕にはない。とりあえず、ただ1本だけ残った松の木の歌を作詞作曲した。そして、松の木の絵を描いたハンカチをつくることにした。このハンカチをつくって市に寄附すれば希望ハンカチというので運がよいから少しは売れるかもしれない。もし売れなかったとしても著作権ごと全部寄附するから市は1円も損することはない。売れないなら無料配布すれば喜んでもらえるだろう。松の木の歌のほうはCD化した。これも著作権ごと全部寄附したいと思っている。（中略）今年アンパンマンミュージアムが15周年、まんが甲子園が20周年、手のひらを太陽にという歌をつくってから50周年、自分の人生の1つの節目のような気がする。そろそろ人生のターミナルに近づいた。終末近くになってこんな悲劇に直面しようとは思わなかったが、決してあきらめず希望ハンカチを振りながら元気に余生を送りたい。生き残った陸前高田市の松の木に負けないように僕も生きてこの

エッセイをしどろもどろに書き続けていく」と書いております。

それでちょっとご紹介をしますけれども、これがそのアンパンマンのはがきで、これはいただけます、ミュージアムで寄附をすれば。そして、これがバンダナですね。最初の新聞記事によるとですね、これアンパンマンの関連のものにする予定だったらしいですけど、これは手のひらを太陽にの絵柄に変わってますけれども、これは千円以上寄附をいただきますとこれがいただけますので、お構いの方にはちょっとアンパンマンミュージアムのほうに行ってくださいね、よろしくお願いします。

アンパンマンミュージアムが、今度7月22日です、21日の銅像の除幕ですかね、その次の日ですけどもこれが仙台にオープンをします。そうすると全国で4つになるわけですけども、アンパンマンの生まれた町というのは世界の中で香美市しかないね、これは間違いないことでして、そのことは香美市がアンパンマンの生まれた町であるということはもう既にやなせさんがご自分の言葉で、この新聞記事の中でもちゃんと書かれております。そして、ミュージアムでない、いわゆる香美市の場合はやなせたかし記念館ということで、アンパンマンの心に会えるその施設でございます。その施設はこれも世界に1つしか存在しない。そして、何か最近ですね香港のテレビかなんかの取材を受けたときに、これですね、取材をしてきたときにそのカメラマンの男性が、「僕は小学校4年になるまでアンパンマンを夢中で見ていた」と、香港ですよ、ということもありますし、あと最近ではこれ箱入りじいさんというエッセイですけども、最近になって海外にも進出するアンパンマンのテーマソングはフランス語でも中国語でも歌われているということは、世界に広がってしまった、ついに広がってしまいました。そういう子どもたち、アンパンマンに励まされた、今回の大震災においてアンパンマンに励まされた子どもたちも含めて、そういう世界からいつか必ずアンパンマンの心に会いに来る人たちが香美市に陸続と私はやって来るのではなかろうかという想像を大いに羽ばたかせるわけです、ふくらませています。そのときのためにもですね、できることからやはり周辺整備をすることが香美市としてはとても大切なことではないだろうか、このように思っています。

いきなりアンパンマンの聖地という旗を立ててもですね、なかなか皆さん、ええ、それは私と何の関係あるのと。極端に言えばアンパンマンはね、旧の香北町であって山田にはめっそ、私の商売にはあんまり関係ないとか、いろいろ話をすると声があります。でも、やはり最初はなかなか想像できなくても徐々に周りの環境が整っていけばああ、なるほどなと皆さん思う可能性があるんで、それはやはりスタートするべきだというふうに考えています。

そして、急いでません、基本は、私自身はそのことについては急いでいけませんので再度お尋ねするわけですけども、1番目、記念式典が7月21日に予定されております。香美市として何か協賛もしくは協力しようとしているようなことがあればですね、どういふことがあるのかをちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、中井 潤君。

○産業振興課長（中井 潤君） 山崎議員のアンパンマンの町の記念式典への協力ということでお答えを申し上げます。

7月21日は、アンパンマンミュージアムオープン15周年記念式典が行われます。香美市としまして1年間有効の割引クーポン券つきチラシ50万枚の配布、そして21日の開館記念日の入館者の無料、そして新展示物の設置などを行う予定でございます。以上です。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。なかなか随分前に行ったんだと、私は大変喜んでおります。

続きまして、2番目、3月議会における、JR土佐山田駅を通称アンパンマン駅にできればと、これは思います。本当にいいと思います。その問いに対しましてですね、申出書をJR四国本社に提出すれば検討するという事なので、香美市全体で盛り上がる仕掛けが必要だと思うという前担当者の答弁がありました。そして、私自身も何とかその香美市全体で盛り上がるためにはどうすればいいだろうと頭をしばりまして、去る6月3日の観光協会の総会におきましてアンパンマンのまちづくりも含めて観光協会事業の推進について提言ということで3つ、龍河洞80周年を境に再発見をして振興しましょうということと、アンパンマンの聖地、アンパンマンのまちづくりを推進しましょう、そしてべふ峡を森の駅にしましょうという、そういうことを提言をさせていただきました。

そして、そのことについて、それはちょっと研究して推進をしてみてもどうかという議決をいただきましたので、つまり私といたしましては香美市において、ここにも書いてありますように観光協会というのはさまざまな方々が参加している、議員さんももちろんですけども、JAの土佐香美の山田でありますとか、JR四国ももちろんですけども、名前だけかもしれませんがこの際力を發揮していただいでですね、私はその観光協会というものを通じて申出書をJR四国本社に対して提出したいと、そのように考えております。その際にはですね、ぜひ香美市におきましてもできるご協力はいただきたいというふうに、このように考えておりますけれども、そのことのあるなしについてお伺いをいたします。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、中井 潤君。

○産業振興課長（中井 潤君） 山崎議員のJR申請への協力ということでお答えを申し上げます。

先の6月の3日でしたか、総会の折に事業計画に載っていなかった部分で申し上げますと、アンパンマン15周年記念事業への協力ということで事業計画に入れさせていただきました。そして、18番目としまして、その他観光及び地場産業に関する事業ということで、その他の件に含んだ部分でかなりのことができるんだらうということで決議

をいただいております。

J Rに対します申請につきましては、アンパンマンのまちづくりという全体のくくりというのはなかなか著作権に係る部分があって難しいようでございます。個々の事業につきましては、それぞれ著作権の係りますところに問い合わせをし、可能であるならばうちの商工観光班が事務局でもありますのでできる限りの協力はさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。可能な協力がいただけるということなので、もちろんですね、さまざまなバリア、壁があることはもう120くらい承知してますので、それとは別に関係なくってアンパンマンのまちづくりということで旗を立ててやりましょうということなんで、そのうち体制が、いろんな周りの状況が整えばね、外堀がある意味埋まっていけば皆さんも、ああ、そうやねというふうに納得していただけるというふうに大きな希望を持っておりますので、できる協力で結構でございます。

それでは、続きまして、3番目、これもやはりアンパンマンの聖地に来て、その来る観光客としては来たことによって身も心もお腹も全部アンパンマンでいっぱいになるということが一番の喜びだと、このように思います。そしてやなせさん自体もですね人を喜ばせることが一番自分は好きというか、そのことに気がついたというふうにエッセイの中でもおっしゃっておいりました。そういうことを実現するためにもですね、ぜひ、これはきょうの議員協議会の中でも話されると思いますけれども、実はピースフルセレネの場合におきましては客室の部分と食堂の部分がマイナス、赤字ということになっております。そんなことも絡めましてですねこの提案というかをさせていただいております。

そして、デザインで全面リニューアルってということについてはですね、これも前任者の答弁でございますけれどもホテルに伝えると、このように答弁いただきました。その後の経過、そして先ほど言いました意味で来ていただいたお客さんに対してアンパンマンでいっぱいになっていただくための1つのその仕組みといいますかね、そういうところも含めて食堂のメニューをアンパンマン関連のものにすることについての見解を再度お伺いをしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、中井 潤君。

○産業振興課長（中井 潤君） 山崎議員のセレネに関します件についてお答え申し上げます。

前任の課長が支配人のほうと協議をいたしたようでございます。その折にアンパンマンミュージアムの隣にあるホテルというたてりであってアンパンマンホテルではありませんという、そういう考え方でありますという返答でしたので、それ以上のお願いといえますか問いについてはできておりません。

以上です。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） 3番。はい。ありがとうございました。

これはですね議員協議会の中でのちょっとあれになるかもしれません。きょうはそのピースフルセレネの決算についても一応検討するというごことばでございますので、そういうことで果たしていいのかどうかということについてはですねまた別の場で検討させていただきたいと、このように思います。

それでは、4番目、行財政運営には属人性の要素も大いにあると考えると。ご当地ナンバープレートについて税務課長の見解を問う。前回ですね、ちょっと時間が足りなくて僕もばたばたばたしながらやったものですからはっきりといろいろお示しもできませんでした。課長これ、青梅市のおそ松くんのニャロメとイヤミ、シェー、こんなありますよって言うてくれたのは、この間も言いましたけどフレール館の武藤社長です。そのことはちょっと一言おつなぎをしておきます。

そして、とりあえず一度今の見解ということでお伺いをしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 税務課長、阿部政敏君。

○税務課長（阿部政敏君） 山崎眞幹議員の4番目のご当地ナンバープレートについてのご質問でございますが、香美市におけます軽自動車としての標識は5種類あります。年間500台を超える登録がされております。この標識は旧自治省の通達に基づきまして香美市税規則第47条で規定をされております。近年、独自デザインを入れたご当地標識を交付している自治体が見受けられますが、ご当地標識を取り入れるとすれば現行の標識作成費用よりは高額になると思われまます。また、香美市行政改革実施計画においては自主財源の確保が求められているところでございます。ご当地標識を取り入れることによりアンパンマンのまちづくりのイメージアップにつながることは確かだと思われまます。課税の、収納率の向上には必ずしもつながらないではないかと思われまます。このご当地標識を取り入れることについての、現在は考えはありません。

ただ、アンパンマンのまちづくりとして試作的にイメージアップを図っていくことになればですね、一考する必要があると考えております。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。現状をお聞きしました。これちょっと私自身もいろいろ考えるところありまして、実は私、神母ノ木の橋のたもとにおるわけですけども、そこを毎朝、工科大の学生がバイクでどんどんどんどん走っております。これは別にお聞きをするわけでもないですけども、実際今までのこの議会でのやり取りの中でも工科大の学生が必ずしも住民登録はしていない。その前提として、アンパンマン関連のナンバープレートが欲しくてですよね住民登録をひょっとしてくれるんじゃないかとかいう淡い期待というか確信ですよね、それも実は私にはあります。そして、今バイクで走り回ってる、自転車走り回ってる子どもたちは、先ほどの香港の記者の話じゃないですけども小っちゃいときにアンパンマンを見てるわけですよ、はい。その子たち

がここに、香美市に住民登録をしたら僕のバイクにあのナンバープレートがつけれるがやというふうな気持ちになったときにどうでしょうか。全体の、それは香美市のまちづくりの中で考えていけばいいことで、政策的にというお話もありましたので、ぜひその面です。一度ご決断がいただければいいのではないかなと、庁議にでもかけていただいですね。やはりその工科大の学生たちが、子どもたちがこの香美市において住民登録をしてくれるということは、前日にもなんかあったような気がしますけれども要は税収、今税収のことを言われましたけど、これ実は税収のアップには私はつながるんじゃないか、地方交付税というもののアップにもつながるんじゃないか、購買ということにもつながるんじゃないかと、このように考えております。そして、イメージアップにも物すごくつながりますし、何よりも香美市以外の今、なんて言うかな、2年生以降市外に出て行っている子どもたちもですね、もしかしたらちょっと、なんか欲しい香美市に住民登録しちようという気になる大きなツールじゃないかなと。観光というものは、先ほども言いましたけれども裾野がめちゃくちゃ広いわけで、どんなところにお金が転がってるかもわからない、こういう状況でありますので、ぜひまた検討を改めてです。今私がお話ししましたので思い描いていただければと、このように思います。

それでは、5番目に移ります。

香美市の基本理念はですね、やはりその「輝き・やすらぎ・賑わいをみんなで築くまちづくり」であるということであります。先ほども言いましたようにもう世界に冠たるアンパンマンになりまして、その15周年の時には多分、1月1日のうさぎ年ピョン！のあの広告を出したときにやなせさんはここまでのことは多分思ってなかったんじゃないかろうかというぐらいの大きな展開になってます、実は。日本の中で、世の中、世界の中でというふうに私には感じられます。

そのときにですね、新しく合併市として出発した香美市において、その基本理念として「輝き・やすらぎ・賑わいをみんなで築くまちづくり」を持ちながら、その中で市民憲章、いわゆる規範をつくらうとしているとなるとですよね、やはりその世界に冠たるアンパンマンのいわゆる行動規範でありますところの何がしかがその市民憲章の中に反映されることがですね、将来的にわたってもすごく望ましいことではないのかなというように、このように思いますのでその点につき見解をお伺いいたします。

○議長（西村芳成君） 政策企画財政課長、濱田賢二君。

○政策企画財政課長（濱田賢二君） 山崎眞幹議員の香美市をアンパンマンの聖地というご質問のうち、⑤の市民憲章へのアンパンマンの行動規範を反映させることについて、問われておることについてお答えをいたします。

市民憲章の策定に当たりましては、自然、人、文化などさまざまな要素を折り込みながら市民の行動規範として親しみやすく、子どもからお年寄りまでわかりやすいものでなければならないというふうに考えております。アンパンマンにつきましては、生みの親のやなせたかし先生の描く非戦と正義により人々に愛と勇気を与えるという大変分か

りやすいイメージがございます。市民憲章もわかりやすく親しみやすいものでなければなりませんので、そうした観点とといいますか精神を市民憲章へ反映させることはとても重要な要素だと考えております。市民憲章の策定に当たりましては委員の皆さんの手づくりでということを考えておりますけれども、アンパンマンのイメージなどをどう反映させるかにつきましては策定委員の方々にもそれぞれ思いがあると考えます。しかし、アンパンマンの心、これは精神とといいますか理念とといいますか、それとイメージ、こうしたものを含めたさまざまな要素を前提に検討されることを期待をしておりますし、そういった形が反映されるということに期待しながらおつながりもしていきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。本当にわかりやすいもんなんですよね、これ。正義という言葉が出ましたのでちょっとおつながりをしますけれども、これはご存じの方はいると思いますが、アンパンマンの正義ってめちゃくちゃ簡単なんですよね、困っている人を助けること、飢えてる人に食料を与えることって、これが正義なんです。僕も本当に感動しました。

それでは、続きまして、最後になります。別府森林総合施設、森の駅についての件でございます。

これはですね、先ほども少しおつながりしました、このバージョン3の中に盛り込まれています。県がこれから大いに推進していこうとしている体験観光型の仕組みづくりも含めまして、広域ブロックごとに1つの目標としまして1泊以上滞在できる観光地づくり、すなわち体験プログラムの開発強化と効果的なプロモーションの展開のみならず林業に関連した森の工場でありますとか森の窓口、そして木質バイオマス、そして先ほど同僚議員から質問もありました小規模水力、これは発電設備はできても敷地外は送電できない、敷地内で使うというイメージですけれども、そういうですねたくさんの事業が推進できるその可能性において、香美市にある本当に最大級の場所であると私は考えています。

そして、いつでしたか、この今議会でしたか前回でしたか、財団法人としての奥物部開発公社というものは、平成25年の11月か12月でしたね、そのあたりまでにもう解散をしないといけないということでございますけれども、やはりその可能性がたくさんあるところですから、香美市としてはでき得る支援というか環境整備を最大限やられるほうが将来的に大いにいいのではないかとこの質問をするわけですけれども、財団法人として運営できる期間を最大限に活用しながら県のこの産振計画に沿ったさまざまな補助金を入れながら施設整備もし、そして最終的にはどのような形になるかもしれませんが指定管理制度ということになると思います、それに移行すべきだと、このように考えております。そういうことを含みまして以下の点について質問をさせていただきます。

もうご存じのようにこれ、べふのこの施設の周りはすばらしい環境でありまして、ちょっと道がつえたりもしますけども基本的には本当にすばらしいものです。そして、そのすばらしい周辺の自然環境を生かした季節ごとの取り組みでありますとかですね体験ツアー等の受け入れ、これについては現在、もうずっと前から長い間活動されております奥物部を楽しむ会のやられてる事業ですね、それなんかもブラッシュアップをしながら、そして季節ごとに、ちょっと私のつたない頭で考えるだけでも例えば3月がアメゴ釣りがあったり、5月は春の登山、6月はアジサイ祭りとかホテル、7月、8月にかけては川遊びがあったり、10月から11月はモミジ、12月からは冬遊び等ですね。先ほど市長のほうからはご当地であります平山のね、ほんと平山の件言及をされましたけれども、それでもわかるようにですねちょっと工夫をすれば、頑張ればいいと思うんです。その1つの考え方として、そういう受け入れに適するようなものをですねちょっと整備をしたらどうかというふうに思います。その中長期の滞在、それもお世話をする必要のない、みずから自炊できるような感じのものを視野に入れた、今使われていない公園があるわけですけれども、ちょっと後背のところの山がごろごろ崩れて危ないかもしれないけど、そんなことは別にしてですねそういうところに香美市の間伐材を使ったコテージとかそういうクラフトパーク、森のことをやってる、例えば石けんをつくってる人もいます、クラフトをしている人もいます、縫い物をしている人もいます。そういう人たちがそこへ集っていろんな楽しい森のよさを発信できるような、そういうものを県の支援をいただきながらね整備ができたらいんじゃないかというふうに、このように考えるわけですけれども見解をお伺いいたします。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、中井 潤君。

○産業振興課長（中井 潤君） 山崎議員の別府森林総合利用施設を森の駅にというご質問にお答えを申し上げます。

施設の管理につきましては奥物部開発公社のほうに委託をいたしておりますが、施設の整備とか大規模改修については市が行うことになっております。当面その、いろいろの施設がございます。例えば先ほど議員の申されましたトイレの奥のちょっと荒れかけではありますけれども広場があります。それから、あんまり使ってないと思いますがバーベキューハウスもございます。それから、ちょっと離れておりますけれども体験実習館の奥に行者谷というのがありまして、そこにキャンプ場がございます。そこにも8人用とか10人用とかのコテージがございますので、そのようなものも現施設を利用してですね運営ができたというふうには考えてございます。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。現施設、そのコテージも見ましたし知っております。ただ、それはそれとしてですね、今度そういう新しい事業を入れながら新しい体験型のメニューを入れて、それに参加した人がそのよさを、本当にべふに行って森のよさであるとか温泉のよさであるとか、べふに来て全身でいわゆるそのべふを満喫するような姿

に整えるということがやはり大事なかと。キャンプ場はキャンプ場であればすごくいい施設ですので、それはまた別の用途にも使えるというふうに思いますので、そのような視点でのお尋ねでございました。また、この件については、施設は市が整備するということですのでこの場でなくてもまたご相談もいろいろとさせていただければと。そして、そのことについては前段で市長のお許しをいただけるというふうに私も考えておりますので、またそのように相談をさせていただきたいというふうに思います。

そしてですね、そういうツアーができたときにですね、今その体験型の場合は案内をする人がいたりするわけですね。その人についてもですね、実は香美市はたくさんそういうことが好きな人とかいまして、実際その役場（市役所）の職員の方の中にもね山大好きで毎日行ってるとかね、おいでますので、そういう方にちょっと協働の一員として、いわゆる地域のワンピースですね、1つの構成員、ワンピースとして参加していただけるような、逆に言うたらその人たちが楽しいことをみずから考えてね一緒にやろうというふうな形でやっていけるような、そういう発展的な考え方もできますので、またこのことについてはご相談をさせていただきたいと思います。

全部関連するわけですが2番目ですね、やっぱり、せっかく施設を持ってるわけで、この施設ができたのがいつでしたかね、昭和61年やったか昭和63年でしたかね、ちょっと資料がありますけどそれでできてですね、そのころの最先端であったわけですね、多分。でも、やっぱり観光ニーズというのは年々、再々、時を経るにしたがって変わっているわけですから、やはり今その入浴客ということだけではなくてね、せっかく温泉があるんで食事に来られた方とか、ツーリングの途中でちょっと休憩しようということに来られた方にもですね手軽に温泉のよさを楽しんでいただくためにもですね、あそこ川が見えてすごくきれいですから、そのことも含めてですねちょっと足湯みたいなものを前に整備して、温泉があつて、ちょっとこっちへやったら来た人の満足度がちょっと高まるんじゃないかなというふうにも思いますので、その点についてちょっと見解をお伺いしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、中井 潤君。

○産業振興課長（中井 潤君） 山崎議員の足湯の関連でお答え申し上げます。

今、奥物部開発公社は経営改善に取り組んでおります。ソフト面での改善を行っておりまして、人的配置につきましても、足湯をもし整備したとするならばですねこれらの施設の維持というようなことも発生してきます。人的配置なんかも含めて検討課題にはなっていないかと思っておりますけども、現在のところ慎重にならざるを得ないというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 昼食のため1時まで休憩します。

（午前 11時 53分 休憩）

（午後 0時 59分 再開）

○議長（西村芳成君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。3番。それでは、午前中に引き続きまして、引き続き少しお尋ねをしたいと思います。

その足湯の件ですけれども、ソフト面での経営改善をしてるということで、なかなか足湯をやっても人的配置も含めてという、経営改善をするときですね、それは私の意見かもしれませんが、最終的な目標はやっぱりそこで収益を上げていくということになると思いますので、このソフトの面も含めてですねぜひハードの面のこともお考えいただければと、このように考えますので、その点少し意見をつけ加えさせていただきたいというふうに思います。

それでは、3番目に移ります。

これ、もう皆さんもご存じやと思いますけれども、この間の岡豊城で開かれました食1でしたかね、食1だったかな、食1で、これ高知新聞のあれですけど、記事ですけれども、べふのシカプロジェクトが開発しましたシカドックというのが1位になりまして、私もあの日は別の場所でちょっと自分の裏技といいますかそういうので少し貢献をしたわけですけれども、私も1票は入れました。食べてとてもおいしいもんでですね、これのおかげでべふのこのシカプロジェクト、シカの事業に対してかなりの注目が集まりまして、実はこの、先ほど来ずっと示してますこの産振計画の中でもね、シカプロがなぜか突然この流域の、ここの成果でシカプロとね。奥物部開発公社、シカソーセージと、これはすごく私も喜ばしく思っています。

でも、これも何とか期限を限った事業でございまして、以降のあり方について前任者のときにもお尋ねをしたわけですけれども、これをですね、今回最終年になりまして、前回まではそのプロジェクト自体に利益を出してはいけないというふうなことがあります。なかなか大変だったこともあるみたいですが、継続ということはある程度予定をしておるならばある程度の成果をそこに残しておいて、それを使っていつて構わないというふうなことになったやにも聞きます。そして、これが食1でナンバー1になったためにですね、なったおかげでべふに来られた方がこれを注文されると。既にべふにもメニューとして載ってましてちゃんとやってるわけですけれども、もうちょっとですねいろんなことも含めて新しい、そこへ行っていかに満足度を高めてもらえるか、べふに来てよかったなという満足度を高めてもらうという意味においても、ほかのいろんな取り組みができた段階で、が一番いいんですけれども、もう少し手軽にといいですかね、中に入らなくても足湯があれば足湯を見ながらそこでちょっと食べられるとかいうふうな場所があれば、1問目でも言いましたようにどっかそういうクラフトパーク、コテージ的なものの側にそういうものがあるというふうなことでですね、これを継続をしていくということが大事かなと、このようにも考えています。このシカプロジェクト

に対して、今後の展望とそこら辺の関係について少しお尋ねをしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、中井 潤君。

○産業振興課長（中井 潤君） 山崎議員のシカ肉プロジェクトにつきましてお答えを申し上げます。

シカ肉料理につきましては、香美市内の飲食店で食べることのできる取り組みを進めてきた経過はございますが、現在は行われていないようです。高知市のひろめ市場では出しているところがあるというふうには聞いております。

それから、先ほどのシカドックにつきましては、おっしゃられたとおり高知の食1グランプリで優勝し好評を博しております。どこに出しても恥ずかしくない、負けないおいしさですので広げていければというふうには考えております。中だけでなしにというお考えです。それは自分たちも休日だけでも外で食べられないろうかというようなことも考えますので、また協議をしてみたいとは思っています。

以上です。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。それでは、4番目、一応最後の質問になるわけですが、先ほど担当課長も言われましたようにこのいわゆるべふ峡温泉につきましては、ずっとこの間いろいろな問題と思われるようなことがありまして、そのことできざまな経営改善の努力もなされ、いろんな手も打たれてきたのは皆さんも既にご承知のとおりです。

ただですね、そのことが必ずしもですね実のあるものになっていないのではないかということについても皆さんの共通した認識ではなかろうかというふうに思います。先ほど、午前中最初のところで市長のほうもおっしゃいました、まさにそれですべてだと思いますけれども、あの平山のホテルのお話ですけれども、それがなぜあそこまできちっとできたかという、やっぱり1人の人がいたと。市長が名前を言われましたのでそれを使わしていただいて、門田さんという方がいてですね、その方が熱心にいつもその状況を見ながらいろんな手だてをやったおかげでそれが整備できた、ちゃんとできたというふうなことでございます。やはりこの間きざまな、例えば商工会におきましてもいろいろな手助けもし、やりました。それで、何人かの方に聞くとですね、じゃあ一体皆さんやってきて、いろんなことをやったんだけど何が一番問題だと思いますかというふうな問いかけをしたときに、皆さんがそろって言う同じ答えはここに書いてあるとおりです。いわゆる、そういうことを全体的に見るマネジャー的な、ホテルの経営でいえばホテルのマネジャーですよ、ホテルのマネジャー的な方の存在がはっきりと位置づけられていないためになかなかそういうことが生かされないのではないかということが、その私がお尋ねした皆さんに共通するこれが答えでした。

そういうところからこのことをお尋ねするわけですがけれども、既に県外、県内においても、近くで言ったら例えば梶原、馬路、そして僕たちも土佐山田町の時代に、町議の

時代に視察もさせていただきました上勝、ここもすべてのそういう試みが大きく成功した裏にはキーマン的な、そのプロジェクトを全体的に見ながら管理する熱意のある方の存在がそこにあったということでございます。ぜひですねこのことは、最終的にそれをどこが管理するのかということも含めてですね、将来的な見通しもあるわけですがけれども、そういうふうな、ここでは駅長と書かしていただいておりますけれども、方の存在がやはりどうしても必要ではないかと、このように考えますので、将来的なことはあんまり書いてなかったのもその点ご用意はないかもしれませんが、もし答えられる範囲でお答えがいただけるようでしたらですねその点についても少しお答えをいただきたいと思います。

○議長（西村芳成君） 産業振興課長、中井 潤君。

○産業振興課長（中井 潤君） 4番目のご質問にお答えを申し上げます。

経営改善につきましては、リーダーシップが必要であるとの指摘につきまして、昨年のコンサルタントの診断結果にもございまして改善要望を所長や理事会にも伝えております。現在は管理を委託しておりますので受託者のほうが考えることであるとは認識をしておりますが、コンサルタントの最終報告書にもこう書いてございます。「施設全体、売り上げに対しての意識が薄い。常に他人任せ、リーダーシップが発揮できない状態で、機能低下状態にある」というふうに書かれておりました、これの改善のためにいろいろ今まで協議もしてきておりましたし、これからも必要であろうというふうに考えております。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。3番でございます。それで、所長、理事会、いわゆる施設のほうの考えることであるということですね。これ理事長は市長でして、どっちかというとうそをむげに言わずにですよみんなでちょっと考えたらどうかなというふうに私は思います。要は、なぜそういう状態なるかということ、現状で言うわけですがけれども、それぞれの部署の方にはそれぞれの役割のようなものがありましてそこで懸命にやられてるわけですがけれども、それを上からですよ、上からというのは上から目線という意味ではございません。トータルにマネジメントしていく、管理していく、1つの方向に向けてそのこまであるみんなを効果的に動かしていくというシステムがないためにそのコンサルの方が言われた他人任せであるとか、リーダーシップ低下であるとかいう課題が生まれていると、このように思いますので、その件はですねまた、今回事業計画もいただきまして、そして経営見直しもされてるということでございますので新たに、きょうこの事業計画についてもご説明もいただけるということだと思いますのでまたその場でも機会があれば少しご意見も言わしていただきますけれども、検討の必要があるのではなかろうかというふうに思います。

というわけで、はい。きょうはできるだけわかりやすく質問もさせていただいたつもりでございます。本日の質問の趣旨は、最初に言いましたようにやはり2町1村の速や

かな一体化と魅力ある地域づくりを促進するということが私たちに課せられた大きなこの合併に際しての付託であり請託であり信託であると、このように思っていますので、そのところに少し私なりに焦点を合わさせていただきましてお話をさせていただきました。

少し想像していただけたらいいと思います。ここの庁舎のその道から山田の駅のほう、北のほうを見るとですね、真っすぐと庁舎、山田の駅が見えます。そこにアンパンマンがいたらですね、そこへ、本当に素晴らしいことですし、そしてやなせさんの言うようにアンパンマンミュージアムに来る方ですね、駅に降り立ったときに、あ、アンパンマンの国に来たと、そういう実感を持っていただけるようなまちづくりがやはり世界に1つしかない、本当にこれから先の生き方を、大きく言えばそのようなものを指し示す象徴でもあるアンパンマンというものをいただく香美市の使命というのは本当に大事であるというふうに思います。

最後にですね、最初言いましたようにひょっとわかりにくかったら困りますので、わかりやすかったか、わかりにくかったかも含めて最後にですね市長のご意見をいただければと思います。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） はい。それでは、山崎議員のご質問にお答えをしたいと思います。

今回観光についてのご質問をるるいただいたわけでございます。簡潔なご質問の中で持っているもの、その中に含んでおるものは大変大事な部分であったというふうに、そういうふうな思いでお聞きをさせていただきました。

この質問事項ずっとございます中でピースフルセレネに対しましても、これは私が社長でございます。また、奥物部には開発公社、これは私が理事長でございます。そういうことで担当のほうから順次お答えをさせていただきましたが、最後の端でリーダーシップが足りないのではないかという思いを私自身質問の中でお聞きをしながら反省もいたしております。特に観光の拠点となる香美市の独特のやっばりものを持っているわけでございますので、これをよう生かし切っていないという部分についてはご指摘のとおりだというふうに思っております。特に奥物部開発公社のあのべふ峡温泉につきましては、何らかのやはり手だてが欲しいという思いでコンサルにもお願いもしました。そして、チップのいわゆるチップボイラーを導入をして経費節減にも努めるなど、市の財政にも大変ご負担もおかけをいたしておるわけでございます。がしかし、状況的に決してなかなかそう右から左へ改善ができるものではない、かったわけでございますが、しかし、先だっの行いました理事会の中でもいよいよ後がない、土俵際に追いつめられた中での経営展開だという思いの中で、職員には頑張ってもらいたいということで奮起を促しております。そういう意味で、徐々にそうした部分について職員の方々も今回の経営状況を見た中での改善について、また自分たちで何とかしようという思いが芽立っていたらと、芽が出てくれるだろうという期待もいたしております。大変私の指導力も足

りない中にご迷惑をおかけをいたしておりますが、また議員のご指導も、ご意見もお伺いをしながら何とか立て直しをしてまいりたいというふうに思っておりますので今後よろしくお願いをしたいと思います。

以上よろしくお願いたします。

○3番（山崎眞幹君） わかりやすさ。

○議長（西村芳成君） 3番。

○市長（門脇慎夫君） はい。質問につきましては、最初申し上げましたように大変簡潔でまた中身のある質問であったということを最初に申し上げておりますので。

○議長（西村芳成君） 3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。これですべての質問を終わります。

○議長（西村芳成君） はい。山崎眞幹君の質問が終わりました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ散会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は散会することに決定しました。

本日の会議はこれで散会します。

（午後 1時17分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 3 年 第 2 回

香美市議会定例会会議録（第 5 号）

平成 2 3 年 6 月 2 7 日 月曜日

平成23年第2回香美市議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 平成23年6月16日（木曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 6月27日月曜日（会期第12日） 午前 8時59分宣告

出席の議員

1番	有元和哉	12番	山崎龍太郎
2番	矢野公昭	13番	大岸真弓
3番	山崎真幹	14番	片岡守春
4番	利根健二	15番	竹平豊久
5番	濱田百合子	16番	島岡信彦
6番	山崎晃子	17番	石川彰宏
7番	爲近初男	18番	竹内俊夫
8番	千頭洋一	19番	前田泰祐
9番	織田秀幸	20番	山本芳男
10番	比与森光俊	21番	小松紀夫
11番	依光美代子	22番	西村芳成

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇慎夫	福祉事務所長	小松美公
副市長	明石猛	産業振興課総務班長	森安伸
総務課長	山崎綾子	林業事務所長	久保和昭
政策企画財政課長	濱田賢二	建設課長	宮地和彦
会計管理者兼会計課長	野島恵一	上下水道課長	佐々木寿幸
管財課長	前田哲雄	《香北支所》	
まちづくり推進課長	今田博明	支所長	二宮明男
市民保険課長	山崎泰広	地域振興課長	舟谷益夫
健康介護支援課長	丸内一秀	《物部支所》	
税務課長	阿部政敏	支所長	岡本博臣
収納課長	岡本明弘	地域振興課長	和田隆
ふれあい交流センター所長	高橋千恵		

【教育委員会部局】

教育長	時久恵子	生涯学習振興課長	田島基宏
教育次長兼教育振興課長	後藤博明	学校給食センター所長	竹内敬

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

職務のため会議に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 小 松 清 貴 議 会 事 務 局 書 記 野 邑 裕 永

市長提出議案の題目

- 承認第 1号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成22年度香美市一般会計補正予算（第6号）
- 承認第 2号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成22年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 承認第 3号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成22年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）
- 承認第 4号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成22年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）
- 承認第 5号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成22年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）
- 承認第 6号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成22年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第5号）
- 承認第 7号 専決処分事項の承認を求めることについて
香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 承認第 8号 専決処分事項の承認を求めることについて
香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 承認第 9号 専決処分事項の承認を求めることについて
香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 48号 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 49号 香美市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 50号 香美市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 51号 香美市特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 52号 香美市上下水道審議会条例の制定について
- 議案第 53号 市道の路線の認定について
- 議案第 54号 市道の路線の変更について
- 議案第 55号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成23年第2回香美市議会定例会議事日程

(会期第12日目 日程第5号)

平成23年6月27日(月) 午前9時開会

- | | | | |
|-------|-----|-----|---|
| 日程第1 | 承認第 | 1号 | 専決処分事項の承認を求めることについて
平成22年度香美市一般会計補正予算(第6号) |
| 日程第2 | 承認第 | 2号 | 専決処分事項の承認を求めることについて
平成22年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第4号) |
| 日程第3 | 承認第 | 3号 | 専決処分事項の承認を求めることについて
平成22年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第5号) |
| 日程第4 | 承認第 | 4号 | 専決処分事項の承認を求めることについて
平成22年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号) |
| 日程第5 | 承認第 | 5号 | 専決処分事項の承認を求めることについて
平成22年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第4号) |
| 日程第6 | 承認第 | 6号 | 専決処分事項の承認を求めることについて
平成22年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第5号) |
| 日程第7 | 承認第 | 7号 | 専決処分事項の承認を求めることについて
香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第8 | 承認第 | 8号 | 専決処分事項の承認を求めることについて
香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第9 | 承認第 | 9号 | 専決処分事項の承認を求めることについて
香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第10 | 議案第 | 48号 | 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第11 | 議案第 | 49号 | 香美市税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第 | 50号 | 香美市下水道条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第 | 51号 | 香美市特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例 |

の制定について

日程第14 議案第 5 2号 香美市上下水道審議会条例の制定について

日程第15 議案第 5 3号 市道の路線の認定について

日程第16 議案第 5 4号 市道の路線の変更について

日程第17 議案第 5 5号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

会議録署名議員

1 1 番、依光美代子君、1 2 番、山崎龍太郎君（会期第 1 日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前 8時59分 開会)

○議長（西村芳成君） おはようございます。ただいまの出席議員は22人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成22年度香美市一般会計補正予算（第6号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第2、承認第2号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成22年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第3、承認第3号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成22年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第4、承認第4号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成22年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第5、承認第5号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成22年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第6、承認第6号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成22年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第5号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第7、承認第7号、専決処分事項の承認を求めることについて、香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑

はありませんか。

6番、山崎晃子君。

○6番（山崎晃子君） はい。6番、山崎です。この議案は中間層所得層の負担の軽減を図るためということになっておりますけれども、具体的にはどういった軽減になるのかご説明をお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 市民保険課長、山崎泰広君。

○市民保険課長（山崎泰広君） それでは、山崎晃子議員のご質問にお答えをいたします。

第7号、これは限度額の引き上げでございます。高額所得者の限度額を引き上げることによって国保税の収入を増加させるということで、全体にかかる、特に中間層に関して軽減につながるものでございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番。関連で伺いますけれども、したがって中間層に対する配慮をなされたという見解でいいんですかね。具体的に言いますと、所得300万円の人は6.3%が国保の所得割率、割の率ですね、介護と後期高齢者で2%、2%で合わせて10.3%、その方が所得割率が軽減されたということによろしいでしょうか、その点を伺います。

○議長（西村芳成君） 市民保険課長、山崎泰広君。

○市民保険課長（山崎泰広君） それでは、お答えいたします。

軽減されたという認識というよりもですね、全体的に国保税の増収につながるということで率の引き上げ等を抑制するという意味合いだと思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに。

12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） わかりました。だから、この間何回も最高限度額は上がってきております。その時に本市としては全体的な部分ではそうであるかもしれませんが、個々に中間所得層の方々の所得割率等については軽減を図ったことはもちろんありませんし、それは今も念頭にないということ再度答弁をお願いしたいということが1つと、もう1点、昨年も私これ指摘させていただいたと思いますけれども、もちろん3月25日に国のほうが決まって4月1日という期限の中ですけれども、他の自治体等を見ましても臨時議会開くとか、それから本市の場合、本議会遅くに開会されたんですが初日では間に合わなかったのか、議案として上程すべき質のものではないかということ昨年も申し上げた記憶がございます。その点についてお尋ねいたします。

○議長（西村芳成君） 市民保険課長、山崎泰広君。

○市民保険課長（山崎泰広君） はい。まず、その施行日の関係でございますが、これは4月1日から適用するというので、不利益不遡及の原則ということを考えますとですね専決処分であるのが妥当かというふうに思っております。

それと、もう1点？

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。再度お願いします。

12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 1点目については、先ほど言われたことの、実際3月の教育厚生委員会の質疑の中では500万円か600万円ぐらいの方が71世帯ですかね、その方が確か増収になるということではございました。ただ、その部分が中間所得層の方に対しての所得割率の軽減等を図られているわけではないですねということを確認したわけでありまして。

○議長（西村芳成君） 市民保険課長、山崎泰広君。

○市民保険課長（山崎泰広君） はい。ご指摘のとおりでございます。高額所得者層に関しては増収になるんでありますが、中間層についてはですね変わっておらないということになります。

以上です。

○議長（西村芳成君） 12番、山崎龍太郎君。4回目です。

○12番（山崎龍太郎君） 先ほどは答弁がございませんでしたので私は2回目と、議長の指摘でございますが認識しております。今回は3回目です。

それではですね、先ほどの課長の答弁の中で専決が妥当だということをおっしゃったけれども、実際他の自治体で議案として上程していることを否定されるわけでしょうか。それと、私の認識では、国保の課税がされてくるのはですね7月ですわね、それに6月の本議会の初日、初日では間に合わなかったかという点も聞いたわけでありまして。それはまあ答弁ございませんけど、そこを再度お答えいただきます。

○議長（西村芳成君） 市民保険課長、山崎泰広君。

○市民保険課長（山崎泰広君） 自治体によってのやり方はまちまちということではあります。私が聞いた範囲内ではですね専決でやるところが一番多かったように思っております。そのほかにはですね、4月に入って臨時で行って4月1日に遡及する、もしくは定例議会で提案して4月に遡及するという形をとっているところがあります。特に他の自治体のことについてはですね、それぞれの考え方でやっていると思いますので否定するつもりはありませんが、私どもの考え方ではですね余り、不利益なものについてはできるだけ遡及をしないという考え方のもとに立って処置をしております。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに。

○議長（西村芳成君） これで質疑なしと認めます。質疑を終わります。

日程第8、承認第8号、専決処分事項の承認を求めることについて、香美市固定資産

税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「質疑なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 9、承認第 9 号、専決処分事項の承認を求めることについて、香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 10、議案第 48 号、香美市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 11、議案第 49 号、香美市税条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 12、議案第 50 号、香美市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 13、議案第 51 号、香美市特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 14、議案第 52 号、香美市上下水道審議会条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 15、議案第 53 号、市道の路線の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第 16、議案第 54 号、市道の路線の変更について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第17、議案第55号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について、
本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で日程第1、承認第1号から日程第17、議案第55号までの質疑はすべて終わりました。各案件は、お手元にお配りしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託します。

お諮りします。付託しました各案件は6月29日までに審査を終えるよう期限をつけることにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、付託の案件は、6月29日までに審査を終えるよう期限をつけることに決定いたしました。

以上で本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれで散会します。

（午前 9時13分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 3 年 第 2 回

香美市議会定例会会議録（第 6 号）

平成 2 3 年 6 月 3 0 日 木曜日

平成23年第2回香美市議会定例会会議録（第6号）

招集年月日 平成23年6月16日（木曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 6月30日木曜日（会期第15日） 午前10時00分宣告

出席の議員

1番	有元和哉	12番	山崎龍太郎
2番	矢野公昭	13番	大岸眞弓
3番	山崎眞幹	14番	片岡守春
4番	利根健二	15番	竹平豊久
5番	濱田百合子	16番	島岡信彦
6番	山崎晃子	17番	石川彰宏
7番	爲近初男	18番	竹内俊夫
8番	千頭洋一	19番	前田泰祐
9番	織田秀幸	20番	山本芳男
10番	比与森光俊	21番	小松紀夫
11番	依光美代子	22番	西村芳成

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇慎夫	福祉事務所長	小松美公
副市長	明石猛	産業振興課長	中井潤
総務課長	山崎綾子	林業事務所長	久保和昭
政策企画財政課長	濱田賢二	建設課長	宮地和彦
会計管理者兼会計課長	野島恵一	上下水道課長	佐々木寿幸
管財課長	前田哲雄	《香北支所》	
まちづくり推進課長	今田博明	支所長	二宮明男
市民保険課長	山崎泰広	地域振興課長	舟谷益夫
健康介護支援課長	丸内一秀	《物部支所》	
税務課長	阿部政敏	支所長	岡本博臣
収納課長	岡本明弘	地域振興課長	和田隆
ふれあい交流センター所長	高橋千恵		

【教育委員会部局】

教育長	時久恵子	生涯学習振興課長	田島基宏
教育次長兼教育振興課長	後藤博明	学校給食センター所長	竹内敬

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

職務のため会議に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 小 松 清 貴 議 会 事 務 局 書 記 野 邑 裕 永

市長提出議案の題目

- 承認第 1号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成22年度香美市一般会計補正予算（第6号）
- 承認第 2号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成22年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 承認第 3号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成22年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）
- 承認第 4号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成22年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）
- 承認第 5号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成22年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）
- 承認第 6号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成22年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第5号）
- 承認第 7号 専決処分事項の承認を求めることについて
香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 承認第 8号 専決処分事項の承認を求めることについて
香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 承認第 9号 専決処分事項の承認を求めることについて
香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 48号 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 49号 香美市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 50号 香美市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 51号 香美市特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 52号 香美市上下水道審議会条例の制定について
- 議案第 53号 市道の路線の認定について
- 議案第 54号 市道の路線の変更について
- 議案第 55号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

議員提出議案の題目

- 意見書案第 4号 安全性の未確立な原発依存から、再生可能な自然エネルギー政策への抜本的転換を求める意見書の提出について
- 意見書案第 5号 介護保険における特別地域加算が利用者負担にならないよう求める意見書の提出について
- 意見書案第 6号 治安維持法犠牲者への国家賠償を求める意見書の提出について
- 意見書案第 7号 消費税の増税を行わないよう求める意見書の提出について

議事日程

平成23年第2回香美市議会定例会議事日程

(会期第15日目 日程第6号)

平成23年6月30日(木) 午前9時開会

- 日程第1 承認第 1号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成22年度香美市一般会計補正予算(第6号)
- 日程第2 承認第 2号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成22年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第3 承認第 3号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成22年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)
- 日程第4 承認第 4号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成22年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第5 承認第 5号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成22年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第4号)
- 日程第6 承認第 6号 専決処分事項の承認を求めることについて
平成22年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第5号)
- 日程第7 承認第 7号 専決処分事項の承認を求めることについて
香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 承認第 8号 専決処分事項の承認を求めることについて
香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 承認第 9号 専決処分事項の承認を求めることについて
香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第10 議案第 48号 香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第 49号 香美市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第 50号 香美市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第 51号 香美市特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第 52号 香美市上下水道審議会条例の制定について
- 日程第15 議案第 53号 市道の路線の認定について
- 日程第16 議案第 54号 市道の路線の変更について
- 日程第17 議案第 55号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 日程第18 意見書案第 4号 安全性の未確立な原発依存から、再生可能な自然エネルギー政策への抜本的転換を求める意見書の提出について
- 日程第19 意見書案第 5号 介護保険における特別地域加算が利用者負担にならないよう求める意見書の提出について
- 日程第20 意見書案第 6号 治安維持法犠牲者への国家賠償を求める意見書の提出について
- 日程第21 意見書案第 7号 消費税の増税を行わないよう求める意見書の提出について
- 日程第22 閉会中の所管事務の調査について

会議録署名議員

- 11番、依光美代子君、12番、山崎龍太郎君（会期第1日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前10時00分 開会)

○議長（西村芳成君） ただいまの出席議員は22人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成22年度香美市一般会計補正予算（第6号）から日程第17、議案第55号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてまで、以上17件を一括議題とします。

これから各常任委員会の委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長、島岡信彦君。

○総務常任委員会委員長（島岡信彦君） おはようございます。16番、島岡信彦。今期第2回定例会におきまして総務常任委員会が付託を受けました案件につきまして、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

総務常任委員会が付託を受けました案件は、承認第1号、承認第8号、議案第48号、議案第49号、議案第55号であります。

審査に入る前に執行部より香美市の私債権の放棄、住宅使用料、平成15年度保育園主食費負担金、水道使用料の報告について委員会で報告を受けた後、審査に入りました。

まず、承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成22年度香美市一般会計補正予算（第6号）は、既に連合審査会で質疑が終わっておりましたので、採決の結果、全員賛成をもって承認第1号は、原案のとおり承認することに決定しました。

承認第8号、専決処分事項の承認を求めることについて、香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について、まず、執行部から提案理由の補足説明を受けた後、審査に入りました。

審査の経過としては、「課税免除の対象はあるか」との質疑に、「課税免除については、過疎法に対する課税免除施設は現在本市にはない。農工法に基づく課税免除と企業立地法に基づく課税免除施設があり、課税免除されている事業所はそれぞれ2社あり合計4社である。3年間の対象である」との答弁。

採決の結果、全員賛成をもって承認第8号は、原案のとおり承認すべきものと決定しました。

次に、議案第48号、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、執行部から提案理由の補足説明を受けた後、審査に入りました。

審査の経過としては、「3人の非常勤ということだが、特別な事業展開を考えているか」との質疑に、「特に新たな事業展開を起こすということではなく、2人体制ではサービスの低下を招くということと職員に対し過重な部分も出てきている。職員の定員適正化もあるので館長をお願いすることとする」。「館長というのは学芸員の資格がある

のか」との質疑に、「当初は学芸員1名、嘱託職員1名で2名体制であった。今回は学芸員を2名としている。館長は学芸員の資格を持っていないが、退職された学校の先生で精通されている方である」との答弁。「嘱託職員でなく臨時職員という選択肢はなかったのか」との質疑に、「電話や来館の方は深い質問をされる方が多い。1人を臨時職員の体制にしているとなかなか対応し切れない。遠方にあるのでリピーターを大事にしていくことだと考えている。来館者の人数では収支が合わない状態だが、文学の館という位置づけで今回は考えている」との答弁。「臨時職員という選択肢はなかったのか」との質疑に、「雇用自体は募集をかければあるが、現場の対応が難しい」。「学芸員を臨時職員にするのはだめなのか」、「学芸員を臨時職員にするのは検討していない」との答弁。「給与体系はどうなるのか」、「今回予定しているのは公民館館長、美術館館長、吉井勇記念館館長が同額である。16万2,000円である」との答弁。

採決の結果、全員賛成をもって議案第48号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第49号、香美市税条例の一部を改正する条例の制定についてを、執行部から補足説明を受けた後、審査に入りました。

審査の経過としては、「固定資産税関係で本市に該当する部分はあるのか」との質疑に、「固定資産税については該当する案件は見当たらないと思う。地方税法が改正されると国から県を通じて税条例の改正通知がある。これに基づき税条例の改正をするが、今まで国の税条例改正どおりに市税条例の改正もしてきている。本市に該当しない条文について規定をしないこともできるが、そうすると次の地方税法の改正時に国からの税条例改正条文番号にずれが起こることになる。この時にどのような内容の条文を削除したか将来的にわかりづらくなるので、条文番号の欠落がないように今回も規定した」との答弁。

採決の結果、全員賛成をもって議案第49号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第55号、辺地に係る公共施設の総合整備計画の策定についてを、執行部から提案理由の補足説明を受けた後、質疑に入りました。

特段の質疑もなく、採決の結果、全員賛成をもって議案第55号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上、総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（西村芳成君） 総務常任委員会委員長の報告が終わりました。

次に、産業建設常任委員会委員長、千頭洋一君。

○産業建設常任委員会委員長（千頭洋一君） おはようございます。8番、千頭でございます。

6月の27日、出席委員は7名であり、定足数に達しておりましたので今期定例会において産業建設常任委員会を開催し、付託されました審査事件は、承認第2号、承認第

3号、承認第4号、議案第50号、議案第51号、議案第52号、議案第53号、議案第54号の承認3件、議案5件で慎重審査を行いましたので、経過と結果について順次報告いたします。

承認第2号、平成22年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題とし、審査を行いました。

まず、執行部から歳入歳出とも主として入札減によるもので、特に委託等については相当の金額が入札減であり、すべてが減額となった。特に事業ができなかったということではなく、当初の目的どおりの事業が安価に遂行できたと提案理由の補足説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑として、「2目、配水及び給水費の配水管・漏水修理、ほきやま簡易水道他弁類補修点検費が当初と同額が減額されているが」の問いに対し、「配水及び給水費は配水池からの各家に配る工事に係るものであり、当初の段階ではこのように組んであるが、実際現地で調査し維持修理の中で多少延命処置ができたものとか、特に今のところ工事の必要がないところは減額処置をしている。また、弁類の保守点検については委託または役務ですが、維持修繕の中で市の職員がチェックをし、今のところここは、修繕の必要がないところは減額し翌年に移行する形をとっている」と答弁。「13節、委託料の漏水調査の減額も同様の考えでよいのか」の問いに対して、「漏水調査については、ある一定の区域を決めて漏水調査をしていくのがよいがなかなかできない。管が割れて漏水する場合は数多くある。その修理にたくさんかかり、漏水調査にはなかなか手が回らない実態が現状である」と答弁。

ほかに質疑、討論はなく、採決の結果、承認第2号は、全員賛成をもって原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

次に、承認第3号、平成22年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）についてを議題とし、審査を行いました。

執行部から、「歳入の下水道使用料が補正額350万円増額になっている。平成22年4月よりの料金改定により使用料の見込みが上回った」と、「水洗化率の向上により有収水量が増になったもので、公共下水道区域での水洗化率が70%を超した。ある一定のめど、第1次の目標を達成した。これからは80%ないし90%で進めていきたいと考えている。ほかに一定の入札減によるものである。また、浦戸湾東部流域下水道事業負担金は、ある一定の流入量により負担しているが包括民間委託であり80万円減額になっている」と提案理由の補足説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑として、「80万円減額ということは、年々、年度年度によって金額が上下するのか」の問いに対し、「そのとおりである。処理場の施設等の維持管理が、流入量によりある一定の決められた金額があるが、緊急的に修理が、修繕が必要とかプラスアルファしていくところ、汚泥処理等について変動があり、それに伴う処理費も流動的に動いている」と答弁。

ほかに質疑、討論はなく、採決の結果、承認第3号は、全員賛成をもって原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

次に、承認第4号、平成22年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題とし、審査を行いました。

まず、執行部から、「1目、農業集落排水建設費の15節、逆川污水管渠布設工事400万円の増になっているが、県道龍河洞公園線に管渠を入れているが、舗装厚を国道並みの舗装厚にしてほしいとの県よりの指示がありそれに伴う増額である。通常は表層5センチであるが、国道並みだと基礎5センチ、表層5センチでアスファルト側の部分が10センチに変更になった。この部分の2,259平米が補助分として増額、延長447メートル程度である。ほかに終末処理場施設建設工事等、種々の入札減があり、差し引き143万円の減となっている」と提案理由の補足説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑といたしまして、「下水道台帳管理システム委託業務70万円減額は」の問いに対し、「下水道台帳管理システムは、公共下水道で主として行っている台帳管理システムの中に特定環境保全公共下水道、農業集落排水事業の3つの分を入れて、すべて入れていく形をとり一括して管理をしていきたい。管渠の台帳にプラス各個人の取付管及び宅内の図面等も含めて1つのシステムとして運営していく。このような委託業務である」と答弁。

ほかに質疑、討論はなく、採決の結果、承認第4号は、全員賛成をもって原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

次に、議案第50号、香美市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、審査を行いました。

まず、執行部からの、「香美市の上水道事業給水条例第25条、「料金の支払義務」に、「水道料金は水道使用者から徴収する。ただし、貸家等で専用栓を使用するとき使用者が給水装置を設置する場合を除くほかは給水装置の設置者と使用者が連帯責任を負うものとする。」、貸し家、マンション等において使用者が行方不明等でいなくなった場合に所有者の方にも請求ができるよう水道条例にうたわれているが、下水道条例にはこの部分がないので弁護士とも相談し、いかんということは全くないということを確認し、上下水道課と1つの統合された機会もあり条例の整合もとっていくと。納付書自体にも水道と下水道が1枚の紙に2段書きになっており、片方には所有者の責任記述があり、片方には記述がないのはいけないので今回提案させていただいた」と提案理由の補足説明を受けた後、質疑に入りました。

出された質疑といたしまして、「行方不明者等のケースはどのくらいか。また、督促料は請求できても延滞金の発生はさせないようにとの、理解してよいのか」の問いに対し、「上下水道区域において不納欠損は年間20件ほどで、使用中に事故、行方不明で連絡不能、家主も連絡とれなかった。今回家主に請求をしていく。督促料金の1通20

0円は手数料であり延滞金の発生はない」と答弁。「使用者等に改正の周知の方法」の問いに対して、「下水道施設を建設するとき各種条例に基づいてそれを遵守することを約束し接続をしていますということで家主から排水設備の設計計画書が提出され、それを承認することにより接続の許可をする。条例変更は告示により周知し、各マンション等家主には直接通知はしない。通常の告示」と答弁。「新規設置者はよいが、既設者にはある程度の周知されるまでは家主に入居者の延滞状況等をお知らせする必要があるはしないか」との、「家主が今回の改正を知らなかったとき問題にはならないか」との問いに対し、「上下水道納付書は1枚の書類で通知されているので、お支払いいただけない場合はまず水道の給水停止をする。平成20年度分の不納欠損額4万3,847円、20件、上水道収益1億8,173万6,732円で、徴収率、あっ、収納率99.99975%であり給水停止が最も有効である。条例化したからといってすぐ家主にいくわけではない。可能な限り使用者の追跡調査をするが、最後の手段として家主にお話をし敷金等で払ってもらっている。今までどおりであるが法定根拠をつくっておく」と答弁。「この改正によって収納率はさらに向上するか」の問いに対し、「このようなケースになるのは年1件程度あるかないかで、収納率の向上にはほとんど影響がない」と答弁。

ほかに質疑、討論はなく、採決の結果、議案第50号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第51号、香美市特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、審査を行いました。

まず、執行部から提案理由の補足説明を受けた後、質疑に入りましたが、格段の質疑、討論もなく、採決の結果、議案第51号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第52号、香美市上下水道審議会条例の制定についてを議題として、審査をしました。執行部からの提案理由の補足説明の後、質疑に入りました。

出された質疑といたしまして、「年間会議開催回数は。また、委員の報酬等についての条例はどうか」の問いに対し、「会議については現在予定はしていない。一番早く審議したいのは、上水道の水源を再度計画から見直しとプロジェクトチームをつくりさまざまな問題点の討論、あっ、検討課題がある。具体的な委員の任期、会議の開催等は未定である。各種審議会委員の報酬等は条例に定められており別途条例で対応する」。

ほかに質疑、討論はなく、採決の結果、議案第52号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第53号、市道の路線の認定についてを議題とし、審査をしました。

執行部から、「整理番号1については、県営施工による県道龍河洞公園線バイパス工事完了により移管される県道の一部を市道逆川7号線として認定するものである。整理番号2については、市道岩積7号線及び市道京田4号線を連結している市道を市道立石岩積線として認定するものである」と提案理由の補足説明後、質疑に入りました。

出された質疑といたしまして、「立石岩積線は市道になる前は何であったか」の問いに対し、「取り合わせの両路線は同一事業、あっ、取り合わせの両路線は同一同事業によって農道事業として整備されているものである。この区間のみが農道で管理されていたものである」と答弁。

ほかに質疑なく、討論はなく、採決の結果、議案第53号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第54号、市道の路線の変更についてを議題とし、審査をしました。

執行部から、「整理番号1については、県営ほ場整備事業須江本田工区による市道須江幹線の延長減により終点位置が変更するものである。整理番号2については、植タンガン線につきましては、ゴルフ場開発に伴う市道植タンガン線の延長減により終点位置を変更するものである。これについては未修整のままであったので今回提案するものである。3点目の岩積1号線は、県営ほ場整備事業京田工区による市道岩積1号線の延長減により終点位置を変更するものである。これについても農道事業により改良済みであり、路線として延長減とするものである」と提案理由の補足説明後、質疑に入りました。

出された質疑といたしまして、「延長減となった市道は市道でなくなるのか」の問いに対し、「それぞれの地図で延長減となった部分は、ほ場整備工区内にあって隣接の農道としての要件しかなく終点減となる」と答弁。「市道延長は減となるが、新しい農道ができたことになる」と答弁。「変更前までそこは市道の認定であったが、その後は農道として格下げになると理解してよいのか」の問いに対し、「本来市道の起終点は目的を持って決めている。このような場合、市道の目的が変わったため減という状況である。もともと路線変更、路線改築はいろいろな事業により起終点をつくっており、周辺が農地でありその部分は農道という位置づけになる。位置づけをしている」と答弁。「減となったところは今後改修等で特別に不利になるとはならないか」の問いに対し、「今回このほ場整備で延長減になった理由の中には、今までの道よりも農道として整備されたことにより農道構造、道路構造では条件としてはよくなっている。もともと市町村道として管理される路線より改築によって農道機能が上がっている。道自体は整備された状況になる」と答弁。

ほかに質疑、討論もなく、採決の結果、議案第54号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で産業建設常任委員会の審査の経過と結果についての報告を終わります。

○議長（西村芳成君） 産業建設常任委員長の報告が終わりました。

次に、教育厚生常任委員会委員長、依光美代子君。

○教育厚生常任委員会委員長（依光美代子君） おはようございます。11番、依光美代子でございます。ただいまから教育厚生常任委員会の報告を行います。

今期定例会に教育厚生常任委員会が付託された案件は、承認第5号、承認第6号、承認第7号、承認第9号の以上4件であります。審査の経過と結果を順次ご報告申し上げます。

ます。

最初に、承認第5号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成22年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）を議題とし、執行部より提案理由の説明を受け、審査に入り質疑を行いました。

最初に、「12ページ、3款、国庫支出金の高齢者医療制度円滑運営事業補助金は、当初はなかったがどのような事業か」との質問に、「70歳から74歳までの被保険者の2割負担を1割公費とするとなったので、新たに1割負担の受給者証を再発行するものです。その印刷経費と郵送料1,502枚分です。そして、この事業は平成24年3月までの時限措置だが継続となるだろう」というお話もございました。続いて、「細部説明書は事前に議案書を見るときに参考にするものですが、今回の説明書は何々が減額、減額と数字と減額の列記になっておりました。そうではなく、なぜこれが、どのような政策変更においてこのような減額になったのかを示し、議案の判断のしやすい細部説明書にしてほしい」との質問に、「ご指摘のとおりでございます。今回は初めてでどの程度でよいかわからず今までのようにしました。今後はもう少し詳しく記入いたします」との答弁でした。

以上で質疑を終え、討論もなく、審査の結果、全員賛成をもって承認第5号は、承認すべきものと決定しました。

次に、承認第6号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成22年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第5号）を議題とし、執行部より提案理由の説明を受け、質疑に入りました。

「24ページ、2款、保険給付費の4目、特例地域密着型介護予防サービス給付費と8目、特例介護予防サービス計画給付費、ともに額は少ないですが全額丸々減額になっているが、どういう事業でどのような理由で減額になったのか」の質問に、「特例とは、居宅介護予防サービスの中で緊急に認定の申請前にサービスを受けた場合や基準外サービス、いわゆる介護事業所としての基準を準満たしている事業所でのサービス、そして離島でのサービスなどをいいます。この対象の事業者は限られており、4目の特例によるサービスの利用はなかったので減額するものです。また、8目の特例介護予防サービス計画給付費については、要支援1から2の方が対象で、こちらも利用者がいなかったため減額するものです」。次に、「4目のサービス利用者の見込みを当初何件分としていたのか」との問いに、「特例の利用はまずないところですが、緊急に出てきたときに対応するためであり何件分としては見込んでいない」との答弁でした。

以上で質疑を終え、討論もなく、審査の結果、全員賛成をもって承認第6号は、承認すべきものと決定しました。

次に、承認第7号、専決処分事項の承認を求めることについて、香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、執行部より提案理由の説明を受け、審査に入り質疑を行いました。

最初に、「今回の改正は、中間所得者層の負担を軽減させるため、高額所得者の限度額を引き上げるにより全体の軽減につながる」と説明がありました。「当初の質疑の時に、最高限度額73万円から77万円に上がることで影響を受けるのは約200世帯である。本市では最高限度額を支払っている世帯は71世帯であり、今回の改正により国保会計は500万円から600万円の増収となると説明がありましたが、この増収分の使途について国から指示や通達があるのか、それとも一定地方に裁量権があるのかどうか」との問いに、「特に国から使途についての指示はありません。国保財政の安定化のために行ったもので、地方に裁量権があると理解しております」。次に、「細部説明書によると平成23年3月25日に国から交付され平成23年4月1日から施行することになるので専決にして承認扱いとなるということですが、被保険者に国保の賦課の通知が行くのは7月ですので期間的には十分あるので、それならば承認扱いにせず議案にして増収分の500万円から600万円の運用についてどうするかという議論をしたいという思いが議会にあるが、その辺はどのようにお考えでしょうか」との問いに、「不利益になることを後から決め遡及させてもよいのかという問題になったとき、それは適当でないと判断します。そして、会計上一度確定したものをまたやるということはなかなか難しいということで専決を採用している市町村が多く、本市もこの方法を採用しています。確かに議論の場は必要であると考えますが、その議論は、このような専決の承認の場でも議論はできると思います」との答弁でした。

その質疑の後、討論があり、まず、最初に、原案に反対の意見の討論を行いました。大岸眞弓委員から、承認第7号、専決処分事項の承認を求めることについて、本案に不承認の立場で討論がございました。原文をそのまま読みさせていただきます。「本案は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令に伴い本市の国民健康保険税条例の改定を行うものです。納期が現在の7期から9期に改められるのは、保険税が納付しやすくなるという点では評価いたします。しかし、基礎賦課額の限度額の引き上げにより中間所得者の軽減にどうつながるかが見えてこないという点と、このままでは最高限度額を支払っている71世帯への増額となるだけです。もう1点は、今回質問でもしたように本案が承認扱いでよいのかと疑問を感じています。承認は、権限を有する執行機関が処理した事項について事後的に議会が承認を与えるもので、具体的には市長が議会にかわって専決処分した事項を次の議会において議会に報告し承認を求めるという手続です。専決処分すれば議会が議決したと同様の法律効果が発生するのであり、本案のように地方自治法の規定によるものは議会が成立しない場合や議会を招集するいとまがない場合などの4つの事項に限定されています。仮に不承認とした場合でも法的効果は無効とならないため、専決には慎重の上にも慎重さが求められます。したがって、本案のような場合は承認ではなく議案として議会に提案され、十分に議論を尽くした上で議決すべき立場から不承認の意を表明し、討論とします」。

次に、賛成の討論についてはございませんでした。

以上で、慎重審査の結果、賛成多数をもって承認第7号は、承認すべきものと決定しました。

最後に、承認第9号、専決処分事項の承認を求めることについて、香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、執行部より提案理由の説明を受け、審査に入りました。

格段の質疑、討論ともになく、審査の結果、全員賛成をもって承認第9号は、承認すべきものと決定しました。

以上で教育厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（西村芳成君） 教育厚生常任委員会委員長の報告が終わりました。

これから常任委員会委員長に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行う。討論はありませんか。

討論がありますので、まず、初めに、原案に反対の方の発言を許します。討論はありませんか。

12番、山崎龍太郎君。

○12番（山崎龍太郎君） 12番、山崎龍太郎です。承認第7号、香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、本承認案件に反対の立場で討論を行います。

理由の1点目は、専決処分を行うという点であります。4月以降に議案提案にての議決を行うことが、質疑で明らかになった不利益不遡及の原則に反するかという点であります。

そもそも法の不遡及とは、実行時に適法であった行為を事後に定めた法令によってさかのぼって違法とすることです。ただし、この原則は当事者の利益のためのものであるため、当事者に有利に働く場合はその限りではありませんと規定されております。人事院勧告にてボーナスで減額調整される等は不利益不遡及の原則を踏みにじるものであります。本件の場合はどうでしょうか。3月31日専決、4月1日施行でなければ該当者に不利益を与えるという部分が見当たりません。数少ない市民が対象といえども負担増を強いる場合は、議案上程における慎重審査を行うべきであります。

2点目に、本施行令改正の趣旨は、提案説明等でも述べられていたように中間所得者層の負担の軽減を図ることです。本条例改正では全くその部分が無視されております。中間層の支払金額が下がったわけではありません。本改正における増収は年間500万円から600万円です。昨年も限度額は国保で3万円、後期高齢者支援金分で1万円、本年と同額の合計4万円のアップでありました。2年で限度額、最大で8万円の増、国保会計は1,000万円から1,200万円の増収です。施行令改正の趣旨をそのままとらえれば、粗計算であります但し所得割率合計10.3%を0.3%下げて中間所得者層の負担軽減を図るべきであります。1年単位でとらえても

0.15%は軽減を図るべきであります。その方向性が全くありませんでした。

国保特別会計の平成22年度決算は赤字の見通しとっておられました。しかし、本年度は市長の決断にて財政安定化支援事業繰入は国基準で行うことになりました。それは国保会計の運営に使うとのことでもあります。また、他市と比較しましても少なくない基金も有しております。私どもは応能負担の原則を否定するものではありません。税金の取り方、使い方を議論するとき、本件は使い方の部分で具体性がない点を申し上げ承認第7号に対する反対討論とします。

○議長（西村芳成君） 　　ただいま承認第7号について、原案に反対の討論がありました。

次に、承認第7号の原案に賛成の方の発言を許します。

2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） 　　2番、矢野公昭でございます。承認第7号に賛成の立場から討論をいたします。

国保税は、被保険者の所得金額等に基づきまして世帯ごとに算定をされております。社会保険料としての性格を有するため、課税額が高くなりすぎないように上限となる課税限度額を定めております。その一方で課税限度額を超過する分につきましては他の被保険者の負担となることから、課税限度額を低く設定すると低所得者層や中間所得者層の負担感が強くなるといった問題が起こります。今回の限度額引き上げの結果、一部の高額所得者層には負担増を求めることにはなりますけれども、全体で見れば間接的には低所得者層や中間所得者層の負担が少なくなってまいります。この改正は国保事業の安定を図る上で正当なものであると思っております。市民が安心して医療を受けられるよう財政状況をしっかりと見きわめ持続可能な制度を堅持するために、また、不測の事態に対処すべく基金の確保に努め、現状の税率を維持していきたいという執行部の姿勢を支持するものであります。

なお、専決処分につきましては、本来なら議案として上程すべき事項であろうかとは思われますけれども、国の法律が3月25日に公布そして4月1日に施行という非常に慌ただしい改正作業となったことから議会を招集する時間的余裕がないことにより地方自治法の規定に基づき専決処分をしたもので、直近の議会である本定例会に報告をし承認を求めたことからその事務手続は適正なものであると考えております。また、市民に負担を求める条例改正は、遡及して適用することが好ましくないことから税の賦課期日である4月1日以前に改正をする必要があり、このことから専決処分はやむを得ない処置と考えるものであります。

以上を申し上げまして賛成討論といたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 　　次に、ただいまの承認第7号の原案に反対の方の発言を許します。

13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 13番、大岸眞弓です。私は、委員会におきましても討論を行いましたけれども、これとはまた違う角度で反対討論を行います。承認第7号に反対の立場で討論を行います。

本件は、国の国民健康保険法施行令の一部を改正する政令に伴い本市の国民健康保険税条例の改定を行うものです。これにより現在73万円の限度額は77万円になります。執行部の試算によりますと、固定資産税がない世帯と仮定しまして1人世帯で770万円、3人世帯で700万円、5人世帯で640万円以上の所得であれば上限額が上がるとのことでした。一方、負担軽減を図るとされた本市の中間所得者層の国保税の現状を見てみました。国保加入世帯に届く国民健康保険係からのお知らせに国民健康保険税の計算の具体例が載っております。仮称山田太郎さんの世帯は3人家族です。農業所得が150万円だけで、奥さんの花子さん43歳と息子の一郎さん20歳に所得はありません。これで山田さんの世帯が払う国保税は、医療分プラス後期高齢保険の支援金分プラス介護分で合計26万5,000円になります。同様の世帯構成で所得300万円と仮定した場合、国保税は約42万円と大変な高額になります。こうした実態も踏まえ、不承認の背景に現在の国保制度の矛盾がありますのでそれを申し述べます。

国が1984年に国保に係る定率国庫負担を、医療費掛ける45%だったものを給付費の50%と引き下げました。結局これが国会でも認めましたけれども、国保の会計の国の負担分、1984年当時からしますと約半額となっております。この削減分がそっくり国保加入者に転嫁されたことにより国保料の大幅引き上げにつながりました。全国的に滞納世帯がふえ資格者証の発行が問題になりました。無保険で命を落とす例も出て国保の改善を求める世論が起きました。そうした中で子どものいる世帯には短期証が発行されたり、失業によって国保加入者となった場合の減額、また本承認案件のように民主党政権になって負担上限額を引き上げるなどの一定の手直しは行われました。しかし、どれも根本治療ではありません。低所得者や失業者がふえる中で、引き下げた定率国庫負担をもとに戻す以外国保会計の安定はありません。自助、公助、共助という言葉が使われますが、医療というのはどんな所得層の国民にも平等に保障されるべきもので、それが国民皆保険です。この間、国の社会保障抑制政策の中でそのすぐれた制度が後退をさせられてきましたが、多くの地方自治体はその中でも一般会計から繰り出してまで医療を支えようと取り組んできております。今国保が市民と地方自治体に多大な負担を強いる制度のままでいいのか、高額所得者の負担をふやすだけで資格者証や短期者証あるいは中間所得者層といった不安定な層を救うことにもつながらない手直しを迫認するだけでいいのか、そうしたことも真っ正面から活発に議論する必要のあることも申し述べまして、本件の不承認の討論といたします。

○議長（西村芳成君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。討論はありませんか。

○議長（西村芳成君） 討論がないようですから、これで承認第7号についての討論を終わります。

次に、承認第7号以外で討論はありますか。

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これで討論を終結しました。

日程第1、承認第1号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成22年度香美市一般会計補正予算（第6号）を採決をいたします。

本案についての委員長の報告は承認であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） ありがとうございました。全員賛成であります。よって、承認第1号は、委員長報告のとおり承認されました。

日程第2、承認第2号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成22年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）、本案についての委員長の報告は承認であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） ありがとうございました。全員賛成であります。よって、承認第2号は、委員長報告のとおり承認されました。

日程第3、承認第3号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成22年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。うん？（第5号）を採決します。

本案についての委員長の報告は承認であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） ありがとうございます。全員賛成であります。よって、承認第3号は、委員長報告のとおり承認されました。

日程第4、承認第4号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成22年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

本案についての委員長の報告は承認であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） ありがとうございました。全員賛成であります。よって、承認第4号は、委員長報告のとおり承認されました。

日程第5、承認第5号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成22年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）を採決します。

本案についての委員長の報告は承認であります。本案を委員長報告のとおり決定する

ことに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、承認第5号は、委員長報告のとおり承認されました。

日程第6、承認第6号、専決処分事項の承認を求めることについて、平成22年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第5号)を採決します。

本案についての委員長の報告は承認であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、承認第6号は、委員長報告のとおり承認されました。

日程第7、承認第7号、専決処分事項の承認を求めることについて、香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は承認であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。賛成多数であります。よって、承認第7号は、委員長報告のとおり承認されました。

日程第8、承認第8号、専決処分事項の承認を求めることについて、香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は承認であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、承認第8号は、委員長報告のとおり承認されました。

日程第9、承認第9号、専決処分事項の承認を求めることについて、香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は承認であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) ありがとうございました。全員賛成であります。よって、承認第9号は、委員長報告のとおり承認されました。

日程第10、議案第48号、香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第48号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11、議案第49号、香美市税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第49号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第12、議案第50号、香美市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第50号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、議案第51号、香美市特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第51号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第14、議案第52号、香美市上下水道審議会条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第52号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第15、議案第53号、市道の路線の認定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第53号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第16、議案第54号、市道の路線の変更についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第54号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第17、議案第55号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第55号は、委員長報告のとおり決定されました。

お諮りします。日程第18、意見書案第4号、安全性の未確立な原発依存から、再生可能な自然エネルギー政策への抜本的転換を求める意見書の提出についてから日程第21、意見書案第7号、消費税の増税を行わないよう求める意見書の提出については追加の案件であります。会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長(西村芳成君) 異議なしと認めます。よって、日程第18、意見書案第4号から日程第21、意見書案第7号までの案件は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから日程第18、意見書案第4号、安全性の未確立な原発依存から、再生可能な自然エネルギー政策への抜本的転換を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。8番、千頭洋一君。

○8番(千頭洋一君) 8番、千頭でございます。

意見書案第4号、安全性の未確立な原発依存から、再生可能な自然エネルギー政策への抜本的転換を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成23年6月30日提出、香美市議会議長 西村芳成殿、提出者 香美市議会議員 千頭洋一、賛成者 同 島岡信彦、賛成者 同 依光美代子

意見書案の朗読をもちまして提案理由と、説明とさせていただきますのでよろしくお願いたします。

安全性の未確立な原発依存から、再生可能な自然エネルギー政策への抜本的転換を求める意見書(案)

3月11日に発生した東日本大震災は未曾有の大災害となりました。

政府発表でマグニチュード9、震度7という巨大地震、また、1896年の明治三陸津波で記録された高さ38.2メートルに匹敵する津波だったとの報道もあります。さらに福島第一原発での事故が被災地、被災者の方々を苦しめ、いまだに復旧の目途が立っていない状況です。

今回のような事故を再び起こさないために、今後の原子力行政は原発の危険から住民の安全を守る政策への転換が必要であるとともに、安全性の未確立な原発依存から脱却し、再生可能な自然エネルギーへの計画的な転換が求められます。

よって政府におかれては以下の対策をとられるよう強く要望します。

記

1. 政府の責任で、すべての原発の安全確保に万全の体制をとること。
2. 国際基準に合致した新しい安全基準を設け、絶対的な安全性を確保しつつ将来的には、原発依存でなく自然エネルギーへの移行をすすめること。
3. 推進部門から独立した権限と体制を持った原子力機関をつくること。
4. 省エネの徹底とエネルギー効率の引き上げ、太陽光、風力、水力、地熱、波力、木質バイオマスなどの自然エネルギーを利用した発電設備装置と利用拡大へ本腰をいれて取り組むこと。特に普及しつつある太陽光発電への補助制度の拡充を図り、国民が利用しやすい環境を整えること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年6月30日、衆議院議長 横路孝弘殿、参議院議長 西岡武夫殿、内閣総理大臣 菅 直人殿、総務大臣 片山善博殿、財務大臣 野田佳彦殿、厚生労働大臣 細川律夫殿、経済産業大臣 海江田万里殿、環境大臣 江田五月殿、内閣府特命担当大臣原発事故の収束及び再発防止担当 細野豪志殿

高知県香美市議会議長 西村芳成

【意見書案第4号 巻末に掲載】

以上の、慎重なご審議の上同僚議員のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 説明が終わりました。

これから本案の質疑を行います。質疑はありますか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見書案第4号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よっ

て、意見書案第4号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第19、意見書案第5号、介護保険における特別地域加算が利用者負担にならないよう求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。11番、依光美代子君。

○11番（依光美代子君） 11番、依光美代子でございます。

意見書案第5号、介護保険における特別地域加算が利用者負担にならないよう求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成23年6月30日提出、香美市議会議長 西村芳成殿、提出者 香美市議会議員 依光美代子、賛成者 同 島岡信彦、賛成者 同 千頭洋一

提案理由の説明を読みまして、あつ、朗読しまして説明とさせていただきます。

介護保険における特別地域加算が利用者負担にならないよう求める意見書の提出について（案）

住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためには、介護が必要な状態になった時、必要とする介護サービスが受けられることが大切です。

しかし、中山間地域では、要介護者が広範囲に点在し、訪問や送迎に多くの時間を要するため、介護事業者の参入が少ないことや採算性から事業者が積極的なサービス提供を行わないなどのため、利用回数の制限や希望する日や時間帯に利用ができないという実態があります。

山間へき地や離島などの特別地域に対しては、それらの地域に住所を有する事業者から訪問介護のサービスを利用する場合について、「特別地域加算」として、利用料に15%が加算されます。

地理的条件などで、効率の悪い地域でサービスを提供する事業者にとっては必要な加算ですが、利用者にとっては自己負担の増加となり、必要なサービスの利用を控えたり、生活を切り詰めるなど、介護サービスの利用が生活を圧迫することにつながっています。

よって、国におかれましては、要介護者の在宅生活を支える訪問介護の特別地域加算は利用者負担にならないよう措置することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成23年6月30日、衆議院議長 横路孝弘殿、参議院議長 西岡武夫殿、内閣総理大臣 菅 直人殿、財務大臣 野田佳彦殿、厚生労働大臣 細川律夫殿

高知県香美市議会議長 西村芳成

【意見書案第5号 巻末に掲載】

同僚議員のご賛同よろしく申し上げます。

○議長（西村芳成君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから意見書案第5号を採決いたします。
本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、意見書案第5号は、原案のとおり可決されました。

日程第20、意見書案第6号、治安維持法犠牲者への国家賠償を求める意見書の提出についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。16番、島岡信彦君。

○16番（島岡信彦君） 意見書案第6号、治安維持法犠牲者への国家賠償を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成23年6月30日提出、香美市議会議長 西村芳成殿、提出者 香美市議会議員 島岡信彦、賛成者 同 依光美代子、賛成者 同 千頭洋一

意見書案の朗読をもって提案理由とさせていただきます。

治安維持法犠牲者への国家賠償を求める意見書（案）

1925年に制定された治安維持法によって、制定から廃止される1945年までの20年間に、戦争に反対し、主権在民、言論、集会、結社など基本的人権を求める全ての運動と思想までが徹底的に弾圧されました。しかし、日本が敗戦にあたりポツダム宣言を受諾したことにより、治安維持法は廃止され、この法律によって有罪判決を受けた人々は無罪となりました。

よって、国におかれては、治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）を制定し、犠牲者に一日も早く謝罪と賠償を行うよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年6月30日、衆議院議長 横路孝弘殿、参議院議長 西岡武夫殿、内閣総理大臣 菅 直人殿、総務大臣 片山善博殿、法務大臣 江田五月殿

高知県香美市議会議長 西村芳成

【意見書案第6号 巻末に掲載】

○議長（西村芳成君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見書案第6号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございます。全員賛成であります。よって、意見書案第6号は、あっ、ごめん意見書案第7号、うん、意見書案第6号、意見書案第6号よ、意見書案第6号は、原案のとおり可決されました。

日程第21、意見書案第7号、消費税の増税を行わないよう求める意見書の提出についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 5番、濱田百合子です。

意見書案第7号、消費税の増税を行わないよう求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成23年6月30日提出、香美市議会議長 西村芳成殿、提出者 香美市議会議員 濱田百合子、賛成者 同 大岸眞弓、賛成者 同 山崎龍太郎

意見書案を朗読して提案理由にかえさせていただきます。

消費税の増税を行わないよう求める意見書（案）

消費税導入後、22年間で224兆円が納められましたが、その間に、法人税は208兆円も減収となっています。

消費税は、財政のためでも社会保障のためでもなく、結局大企業の減税のために使われたという実態になっています。しかも、社会保障費は削減され、国民の負担は増えています。名目が、「復興財源」になろうと、それは変わりません。結局、所得の低い者や被災者に重くのしかかります。

消費税を増税すれば、被災地に限らず全国的に景気が後退します。建設資材など復興に必要なものにまでかかり、復興がますます遠のきます。

国民の消費する力がなくなれば「物」が市場に残り、中小企業者は生産を抑えます。その結果、失業者がますます増えることになってしまいます。そして、仕事も住まいも失っている被災者にとっては、生活再建に一層の困難をきたします。

東日本大震災の復興財源に消費税を増税して確保しようという議論がありますが、復興にはもともとふさわしくない財源です。

復興財源は、応能負担で行うべきです。国民生活の再建（住居、仕事など）は、国が直接補償することが必要であり、地域経済（農林水産業、商業、中小企業など）の復興を軸とする新しいまちづくりのために、地方自治体への支援が大きな柱になります。

2011年度予算を大幅に組み替え、不要・不急な公共事業の中止、原発推進経費の

見直し、米国への思いやり予算の削減、大企業・富裕層優遇制度を中止し、復興国債には、大企業の内部留保の一部を当てる等も視野に入れ、国民の暮らし、地域経済の復興のための金融援助の体制をつくっていくことが求められます。

よって国におかれましては、消費税の増税を行わないよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年6月30日、衆議院議長 横路孝弘殿、参議院議長 西岡武夫殿、内閣総理大臣 菅 直人殿、総務大臣 片山善博殿、法務大臣 江田五月殿、財務大臣 野田佳彦殿、経済産業大臣 海江田万里殿

高知県香美市議会議長 西村芳成

【意見書案第7号 巻末に掲載】

以上、同僚議員の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 説明が終わりました。

本案の質疑を行います。質疑はありますか。

2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） 2番、矢野でございます。1点お聞きをいたしますけれども、この本文の裏面でありますけれども、その下から5行目あたりに「復興国債には、大企業の内部留保の一部を当てる等」と、このようにありますけれども、この大企業の内部留保というものはどのようなものであるのか、この1点お聞きをいたします。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 5番、濱田百合子です。先ほどの矢野議員の質問にお答えします。

本文にあります大企業の内部留保のことでございますけれども、昨年3月末の決算の段階では、資料によりますと資本金10億円以上の大企業の内部留保が244兆円になっております。

以上です。

失礼しました。内部留保の内訳です。内部留保というのは手元の資金、手元資金とそれから投資有価証券、また有形資産、その他の内容になっています。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑ありますか。

9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） 9番、織田でございます。2点についてお尋ねをいたします。

案文の3行目、「消費税は、財政のためでも社会保障のためでもなく、結局大企業の減税のために使われたという実態になっています」、こういう文言が入っておりますが、消費税の使途、使い道、そのことについてお尋ねをいたします。

そして、もう1点は、次のページ7行目、「2011年度予算を大幅に組み替え」、そういう文言がありますが、これ実際可能なことかどうかいう、その2点をお尋ねいたします。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） はい。5番、濱田です。先ほどの消費税の使い道ということだと思いましたが、消費税はもともと導入3%で、1989年に導入されたときには福祉目的税、社会保障のためにということで導入されたと思えますけれども、この間社会保障費は毎年2,200億円減少していきまして、一例でございますけれども、消費税の導入前はサラリーマンの医療自己負担は1割でしたけれども現在は3割になっています。また老人医療費の自己負担も外来月に400円でしたが、現在は外来毎回1割から3割になってます。国民年金保険料も月7,700円でしたが、現在1万4,970円になってます。また障害者の福祉自己負担は9割の方が今までは無料でした。応能負担でございましたが、現在は障害者自立支援法を実施されていますので原則1割の応益負担になっています。また特別養護老人ホームなどは、待機者2万人だったのが現在は42万人とふえています。社会保障費は、この消費税が導入されて、社会保障費に使うということで導入されましたけれども3%また5%に上がりまして、現在までに後退をしていると思っております。

結局その消費税は何に使われたかということでございますけれども、今まで大企業、資本金10億円以上の大企業は法人税を減税されています。当初法人税は導入前42%ありましたが5%になり、1999年には30%まで減額されています。今30%のままで、またこれを5%減額するということも言われております。この22年間では消費税の大企業が、あっ、消費税が導入されてから大企業からの減収については208兆円になっておりまして、消費税税収で得たものが224兆円ありますので消費税は大企業の穴埋めに使われたのじゃないかということが考えられます。

また、次の質問でございますが、2011年度の予算を大幅に組みかえることが可能かというご質問だったと思えますけれども、先ほども申しましたけれども大企業が内部留保を244兆円ためているわけでございます。その一部をこの復興の予算に回すことができるかと思えます。また、軍事費等も消費税が導入されて毎年上がってまして、今地方と国と両方合わせると5兆円規模の軍事費になっております。その中には思いやり予算も含まれています。

このように今年の予算を見ましても原発推進経費のほうも4,000億円ありまして、それを自然エネルギーのほうに転換するような方向も考えているとは思いますが、大幅に2011年度の予算を組みかえることによって消費税を上げることなく復興財源にもできるのではないかと考えられますので提案をいたし、考えられます。

よろしく申し上げます。

○議長（西村芳成君） ほかに。9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） はい。関連ですが、この消費税、これは現在5%の中ですね1%は地方、その4%分の、2割分はまた地方へと、要するに端的にいうたら約4割強が地方へ入っております。6割がおおむね社会保障に使われております。現在の日本

の国の少子高齢化、毎年毎年1兆円のですね社会保障費、年金、医療、介護といった、そういうもんが膨らんできております。中福祉・中負担というこの日本の現行制度、これは守れるんかどうか、そのことを1点お伺いしますし、ほんで、もう1つのこの大企業の内部留保の一部、こんなことは、内部留保の一部を復興に充てる、こんなことは国の機関では言うことはできんのやないですか。私はこれはおかしいと思います、こういう内部留保について云々いうこと自体が。何かその反論があったら言うてください。

○議長（西村芳成君） 質疑、あの、織田議員、質疑です。

（笑い声あり）

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 5番、濱田です。消費税5%の中で1%が地方に回るということで、それはそうながですけれども、もともとその消費税の位置づけがですね社会保障費のために使うということに、全面的に社会保障費に使うということになれば、今後もちろん少子高齢化でありますし高齢者がふえると医療費も要ります。それから介護の負担もふえて、介護に対するお金も要ります。年金ももちろん要るようになるわけです。それをすべて、その社会保障をすべて消費税で賄うっていうことは到底できないんじゃないかと思うがです。で、このままもし消費税のためにこの消、ごめんなさい、社会保障のために消費税を使うということであれば、今後ますます消費税のほうは10%ではなく20%、25%というふうに上がっていくんじゃないかと思います。そうならないために、そうするとますますこの消費税は、不公平税制と言われております。低所得者にも高額所得者にも同じようにかかります。逆進性を持っているものでございます。社会保障費、社会保障というのは、低所得者であっても日本国憲法第25条で示されていますようにどの所得のどの段階の方でも等しく社会保障を受ける権利があるわけです。それを消費税で賄うことはできないと思うのです。国が国民の社会保障を守っていくためには、消費税に頼らない政策を考えていかなければならないと思います。そのために今財源としてあるものを、予算を組みかえて住民の負担にならない政策に転換をしてもらいたいと思っております。

また、大企業の内部留保の一部を充てることができるのかということですが、国会の中でのこと、私どもはまだまだ勉強不足、研究不足でございますので的確な答弁ができないかもしれませんが、国債、国が莫大な借金をしております。この今大企業の内部留保っていうのは、一部の大企業をたくさんの下請けの中小零細企業が支えて、日本の国は支えているわけでございます。その企業で働いている人たち、労働者の人たちがいるからこそ大企業は仕事ができているわけでございます。大企業が内部留保をため込んでるということは、下請けの労働者の中小零細企業への単価の引き下げ等、労働条件が、下請けの方の労働条件が悪く、派遣労働とかパート、臨時等で社会保障制度の枠外で労働者を雇用している実態もあります。そのような中小企業の労働者のおかげで大企業はたくさんのお金を内部留保をしてるわけでございます。そのようなことか

らこの内部留保につきましても、国が一度国債を（発行して、企業が後で）買い取って後で企業にはお金を返すと、借金をして後で返すというような形でできないものかと考えた次第です。

○議長（西村芳成君） ほかに。

4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） 先ほどの織田議員の関連で、なかなかちょっと苦しいようですが、大企業の内部留保について再度、ちょっとわかりにくかったのでお伺いをいたします。

200、一部大企業ということですが、内部留保っていうのは設備ですね、工場の土地、建物、機械、全部設備も含まれております。もちろん研究開発費等にも使っております。それを、まあそのどれぐらいの額を想定しておるのかわかりませんが、それを出すということはですね今言われよった労働者に対しても非常に過酷なことになる可能性がございますし、実際にその現金化できる部分というのは非常にこの少ないと私は思っておりますが、それを吐き出すということは有価証券等を考えておられると思うのですが、有価証券につきましては日本の株式とか証券市場が崩壊しまして日本の経済社会自体がもう崩壊する恐れが、危険性がある非常に危険なことと思っております。その中で提案者におかれましては、この内部留保の中で現金化、どれが実際できるんだということについて幾らかおわかりでしたらよろしくお伺いをいたします。

○議長（西村芳成君） 5番、濱田百合子君。

○5番（濱田百合子君） 5番、濱田百合子です。その内部留保の中は、先ほど述べましたけれどもその結局244兆円もありますのでその中で実際現金化が可能な内部留保というのがあると思うんですけども、それをはっきりとした幾らあるということまで私は調べておりません。ただ、この消費税が導入され内部留保が244兆円あるということは、これはやはり日本の労働者が一生懸命働いてきて、その分大企業が海外にも輸出をし、そして大企業が輸出をするとその輸出されたその商品については輸出の割戻金というのがありますので消費税はかからないわけです。国内で生産し消費するものについては、すべて消費税がかかってきますので収めなければなりません。しかし、大企業は国外に車等輸出をしております。国外で売ったものについては消費税はかからないわけです。そうすると仕入額との兼ね合いで還元される金額がたくさん何億円も出てくると思われます。そのようなことを考えましてもこの大企業の内部留保の一部を消費税の復興財源、復興国債をつくって、借金を一度しちよってそれから後で、復興のある程度めどがついた後に大企業のほうに返していくというような手順ができないものかと思えます。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はなしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

1番、有元、いや、討論がありますので、まず、これに反対の方の討論を許します。

反対の方の討論はありますか。

1 番、有元和哉君。

○1 番（有元和哉君） 1 番、有元和哉でございます。意見書案第7号に対して反対の立場で討論を行わせていただきます。

先ほどの質疑にもありましたとおり、その質問に対する回答というのが「思いません」というのが非常に多く、推測の範囲を出ていない、確定要素というのを感じられない答弁がございましたので私は非常に残念な気持ちでいっぱいでございます。現在日本は国家的危機に面していると言っても過言ではない状況でございます。それは先輩の議員方であればご存じのことでございます。そして、我々政治家が守ろうとするのは国民でございます。現在の状況において増税を逃れることはできないことであると考えており、そしてまた、この国家を救済するために国民が負担せずにして一体だれが負担をするのか、そのことについて非常に重く考えております。もちろんこの意見書の中にあるとおり予算の見直しはもちろん必要です。無駄な公共事業の見直しも必要です。そして、さらには現在の社会において経済的弱者は大変多く発生しており、その方々への配慮も必要であります。それが政治です。もちろんのこと私個人の生活の視点からいえば、消費税の増税というふうに聞けば非常に嫌な気持ちになります。しかし、それは個人的感情としての意見です。私たちは日本人です。今国を考えなければ、現在の日本の財政状況を考えれば、消費税を含めさまざまな増税は逃れることはできない、苦しいながら理解せざるを得ない状況となっております。

いつまで課題を先送りするのでしょうか。私は香美市の最年少議員として未来の国家、国民を思い、私たち自身に国家再建の意思を再確認する上で消費税も含めた増税は必要不可欠であるように考えます。特に今東日本大震災の影響を受けこの国は危機に瀕しています。国家を支えるのは今を生きる国民です。我慢できる、努力できることをせずに子や孫に私たちの責任を押しつけて構わないのでしょうか。我が身を切りつける思いで政治家が判断をし、後の世のために苦渋の決断が必要な時期でございます。今を大事にすることもそうかもしれませんが、今の私たちの住む日本を築いてきた先人はどう思い、考え、この国を守ってきたのでしょうか。私たち国民は何をすべきなのか。国民なくして国家なし、そして国家なくして国民もありません。国を支える、被災された方々を重点として、なおかつ未来の日本のために今の私たちは痛みを共有しなければなりません。ぜいたくでいたい気持ち、貧しくはなりたくない気持ちはだれも同じです。そして、被災された方々はその思いでいっぱいになっております。そのためには、今私たちが国をしっかりと支えなければいけません。消費税増税に踏み切ることになる現在の状況をつくったのは私たち国民、日本人です。そして、これからこの国を再建していくのも私たち国民、日本人です。この消費税増税により私たちは政治に興味、関心、そして参加していかなければこの国はますます疲弊します。また、消費税についてのさまざまな論議がされており、その状況や状態において弱者に影響の少ない増税の方法もあろうかと思

います。そういった幅広い観点から見たときに一概に消費税増税反対という意見書については賛成しかねます。

そしてまた、この意見書の中に出てきております大企業減税についてでございますが、この意見書はあくまで消費税増税に反対するもので、これは2つの要素を含んでいるように感じられます。大企業減税に反対するもの、そして消費税増税に反対するもの、そういった内容になっておまして、現在の国際社会で日本が生き抜いていくにはやはり大企業の減税は、国際化の国際的な流れの中から見ても大企業の減税は必要なものかと考えます。そして、国際化の中で、世界の中で日本が活躍し、さらに国家として収益を上げる、そのための政策としての大企業減税として取り入れられたものでございます。そういった点で世界の中で生きていく日本、それを支える国民として、そして今の現在の財政状況を考えれば、我々はこの消費税増税を反対というのではなく、国家を支えるという意思で増税についても深く考え、そして取り組んでいかなければならない、そういう状況に来ているように私は感じております。一政治家として国を思い、そういう思いで今回のこの意見書については反対の立場をとらさせていただきます。先輩議員の皆様におかれましても国家をいま一度考えていただき、未来を思う立場でお考えのほどよろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

14番、片岡守春君。

○14番（片岡守春君） 14番、片岡守春です。意見書案第7号、消費税の増税を行わないよう求める意見書案に賛成の立場で討論を行います。

去る6月2日に行われた社会保障改革に関する集中会議によると、社会保障は自立、自助を国民相互の共助、連帯で支えるを基本とし、将来的には社会保障給付に係る公費全体について消費税収を主たる財源とするとして、当面2015年度までに消費税を10%にするという社会保障改革案をまとめました。このことは社会保障の全体を消費税で賄うという際限のない増税路線に踏み込むものです。2025年には社会保障費は約61兆円になると推定され、すべてを消費税で賄うとすれば税率は25%になり、4人家族で年間85万円の大増税になるというとんでもない増税案です。

また、今回の大震災で被災された方々への影響は深刻です。消費税は被災地だけを軽減したり免除するということが困難な税制ですので、今消費税を増税すれば大震災の被災者に大きな負担を押しつけることになってしまいます。そして震災で大打撃を受けた日本経済がますます疲弊し、財政再建の道が閉ざされてしまうことも考えられます。国民だれもが健康で文化的な生活を送れるようにと憲法でも補償されているように国民の暮らしを守ることを第一に考えるべきであり、今大切なことは被災地の復旧、復興とともに被災者の暮らしを守ることです。所得はなくても課せられる消費税を今以上に増税して被災者を苦しめるべきではありません。

以上のことを申し述べまして、本意見書案への賛成討論といたします。よろしく。

○議長（西村芳成君） 次に、原案に反対の方の発言はありますか。

15番、竹平豊久君。

○15番（竹平豊久君） 15番、竹平でございます。意見書案第7号、消費税の増税を行わないよう求める意見書の提出につきまして、本意見書案は内容に不明確な文言が随所に散見されることから、香美市議会議長名で提出する以前の案件として、先ほどの質疑を踏まえまして次の4点を述べて反対討論と、行います。

まず、不明確な文言の第1点目といたしまして、「消費税は、財政のためでも社会保障のためでもなく」というくだりでございますが、議員諸氏は当然ご承知のとおり現行5%の消費税の1%分は地方自治体に交付され、自治体の独自財源として施策に運用されております。ちなみに本市への地方消費税交付金は平成22年度2億4,674万1,000円が交付されておりました、本市の行う社会福祉政策に活用をされております。

次、第2点目でございます。消費税増税による景気悪化を述べている点でございますが、現在のこの景気状況を見てもわかるように消費税そのものよりも3年前に起きた金融経済のバブル崩壊、いわゆるリーマンショックに端を発した世界経済の落ち込みが我が国にも波及してきたことが主因ではないかと思われまます。同時に景気の好不況に関係なくふえ続ける社会保障費を持続可能なものにするため、今議論となっております消費税アップについてもその前提にあるのはあくまでも景気が好転し経済状況がよくなった時点で段階的に引き上げることとして、政府・与党そして野党の一部がそれぞれ消費税を含む税制改革と社会保障政策を一体化して検討されておりますことも認識すべき事項であります。

第3点目は、「2011年度予算を大幅に組み替え」の部分でございます。ご承知のとおり国の平成23年度当初予算は現在執行され、本市におきましてもこれに準じ当初予算を可決し各種施策が執行中であることに加えまして、国も本市においても既に平成23年度第1次補正予算を可決し追加事業を行っている中でのこの表現はやや的外れではないかと考えます。

最後4点目でございますが、「復興国債には、大企業の内部留保の一部を充てる等も視野に入れ」、「金融援助の体制をつくっていくことが求められます」というくだりの部分には頭をかしげざるを得ません。つまり、企業が自主的な経営判断により国債購入等を行うなら問題はございませんが、金融援助の体制づくりともなると、ありようによっては私有財産への干渉とも映ります。もしこうしたことを求めようとするならば、憲法を含め関係法律のすべてにおいて根底から変えていかなければならないのではないのでしょうか。すなわち日本国憲法第29条では、「財産権はこれを侵してはならない」、また同第2項では「財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める」とあり、第3項目は「私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる」とございます。こうしたことからこの内部留保費について、いわゆる平

口に申しますと、国が民間企業を救済することはあっても民間企業が国を救済することはあり得ないということになり、もしそうした体制をつくるというのであれば先ほどの法整備から始めなければならないのではないかと考えます。

以上の点から本意見書案を考察した場合、冒頭申しましたようにこの文言内容を意見書として国に上げることが果たして香美市議会のとるべき姿勢として適切であるのか、甚だ疑問に感じるものでございます。こうしたことから本意見書案は、標題内容以前の明確性を欠く文書として提出を差し控えるべき案件として反対討論といたします。

○議長（西村芳成君） 次に、原案に賛成の方の討論はありますか。

13番、大岸眞弓君。

○13番（大岸眞弓君） 13番、大岸眞弓です。私は、意見書案第7号、消費税の増税を行わないよう求める意見書案に賛成の立場で討論を行います。

今私は消費税の、日本の消費税の持っている弱点とといいますか、その弱点という観点から討論を行います。

今大震災の復興のために消費税の増税をという議論がありますが、私は消費税制度の弱点からして税率は引き上げるべきでないと考えます。消費税は赤ちゃんからお年寄りまで、所得がたくさんある人も所得ゼロ円の人も買い物をすれば5%取られます。同じ5%だから公平という人もいますが、税金は所得の多い人、負担能力のある人が高い割合で負担し、収入の少ない人や社会的弱者には負担割合が少なくなるのが税制の民主的な原則です。また、生命を維持する食料品にまで課税する過酷な税金でございます。税率の問題ですが、税率はイギリスの場合17.5%、スウェーデンが25%、イタリアが20%などと、そういう国と比べて低いではないかというふうな議論もございますが、例えばイギリスは食料品や上下水道サービス、子ども用の衣類などにはかかりません。もともと医療費は無料です。税率19.6%のフランスも医療、教育等は非課税で、食料品や水道水には5.5%の課税です。税率の高いスウェーデンは食料品には12%かかりますが、医療費は20歳まで無料、そして学費は大学まで無料です。このように消費税の税率を見るときに社会保障制度や最低賃金などとも比べて言う必要があります。ちなみに国民の幸福度が高いと言われるデンマークでは、消費税率は25%で食料品にも同率かかりますが、最低賃金は全国一律時給2,200円です。デンマークでは失業保険が4年間支給され、フルタイムの労働者だった人には日当1万5,000円が支払われ、自営業者が失業しても同じ金額が補償されているとのこと。このように生活の下支えがしっかりしておれば負担感も少ないですが、日本のように働いても生活していけないワーキングプアや派遣村などのように労働者は厳しい環境に置かれ、自殺者も多い、子どもの貧困も問題視されているとき、消費税の税率を上げれば社会的弱者や自営業者、中小企業などへの影響ははかり知れません。我慢できる程度のもものではございません。震災の被災者にはなおさらでございます。

現在消費税は全段階税方式、税額方式になっていて、企業は仕入れるときに払った消

費税を製品に上乗せして販売価格としております。しかし、下請け業者などは仕入れにかかった消費税をなかなか製品価格に転嫁できずに身銭を切る格好となっております。所得の多い大企業には手厚く所得の少ない業者には過酷な不公平税制です。消費税を社会保障の目的税と言われているようですが、福祉の充実しているヨーロッパなどでも消費税を社会保障、目的税としている国はありません。やはり大企業、大資産家のもうけにふさわしい、社会的地位にふさわしい応分の負担によって支えられております。さっき大企業減税についてのご発言もございましたが、消費税導入後から減税を続けてきたため2008兆円も大企業は内部留保を、あっ、内部留保じゃない、収益を上げてきております。既にこれだけ減税に減税を続けてきた結果、内部留保もたまっているのでございます。そして、加えて言うなら日本の大企業、各国と比べまして社会保障財源の構成比というのがここにごございますけれども、フランスなどの社会保障の保険料などの負担率、フランスは44.1%、イタリアが40.9%、スウェーデンが40.3%とありまして、日本は26.6%と事業主の保険料もこの間削減をしてきております。こんな時にはもうけをたくさんため込んでおります大企業にこそ負担を求めていく、これが当たり前の姿ではないでしょうか。そもそも税金全体を国民の社会保障や教育に使うのが当たり前であって、社会保障を充実したければそのために税を寄こしなさいというのは福祉をお金で買うのと同じ発想です。国民は既にこの間高い国保税や窓口負担、介護保険料、利用料など能力を超えた負担を強いられてきており、この上消費税の増税は認めることができません。

以上、消費税の仕組みからしましても本意見書案に賛成する立場を表明し討論いたします。

○議長（西村芳成君） ほかに討論ありますか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見書案第7号を採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。賛成少数であります。よって、意見書案第7号は、否決されました。

日程第22、閉会中の所管事務の調査についてを議題とします。

お手元にお配りしました閉会中の所管事務調査の申出書及び別表のとおり、会議規則第105条の規定によって、議会運営委員会及び各常任委員会並びに特別委員会から閉会中の所管事務の調査について申し出がありました。

お諮りします。議会運営委員会、各常任委員会及び特別委員会から申し出のとおり、閉会中の所管事務の調査を実施することにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会、各常任委員会及び特別委員会からの申し出のとおり、閉会中の所管事務の調査を実施することに決定いたしました。

以上で今期定例会に付された事件はすべて議了いたしました。

暫時ここで休憩いたします。

（午前 11時59分 休憩）

（午後 0時00分 再開）

○議長（西村芳成君） 正場に復します。

ここで去る6月15日、東京都で開催されました全国市議会議長会定期総会において、一般表彰で議員10年以上で19番、前田泰祐君が受彰されましたので、これから表彰状の伝達を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。これから全国市議会議長会表彰の伝達を行います。職員に紹介させます。

○議会事務局長（小松清貴君） それでは、全国市議会議長会表彰の内容を紹介いたします。

まず、一般表彰、議員10年以上で19番、前田泰祐議員、そして感謝状で西村芳成議長及び前議長の中澤愛水氏が感謝状の授与を受けております。また、同日、定期総会の終了後行われました委員会合同会議におきまして、本市の西村芳成議長が全国市議会議長会地方行政委員会委員長に選任をされておりますのでご紹介をさせていただきます。

○議長（西村芳成君） 表彰状、香美市 前田泰祐殿

あなたは市議会議員として10年市政の振興に努められ、その功績は著しいものがありますので、第87回定期総会に当たり、本会表彰規定により表彰いたします。

平成23年6月15日、全国市議会議長会会長 関谷 博

おめでとうございます。

（拍手）

○議長（西村芳成君） 受彰されました前田泰祐議員におかれましては、今後ますますのご活躍をご祈念申し上げましてお祝いの言葉といたします。

ここで受彰されました前田泰祐君からごあいさつがありますのでお願いいたします。
19番、前田泰祐君。

○19番（前田泰祐君） 前田でございます。本日は思いがけずこの賞をいただきましてまことに驚いているところでございますけれども、これもひとえに議長を初め同僚議員の皆さん方、そして職員の方々の、大勢の方々のご指導のもとにいただいたものと思っておるわけでございまして、感謝を申し上げますと同時に今後も微力ではありますが議会活動に精いっぱい努力をしまいたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。きょうはありがとうございました。

(拍手)

○議長（西村芳成君） ありがとうございます。以上で全国市議会議長会表彰の伝達を終わります。

閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

6月16日に開会されました平成23年第2回香美市議会定例会は、本日までの15日間でありましたが、議員各位の慎重な審査と審議の結果、平成23年度香美市一般会計補正予算（第1号）を初め、提出されました全議案等に対しましてそれぞれ適切な議決がなされました。

また、一般質問につきましても16名の議員より市行政全般にわたって真剣な質問がなされました。今議会から質問の方法も一問一答方式と総括方式を質問者が選択する方法で行いましたが、一問一答方式は初めてのことであり少し問題点もありましたので、議会改革推進特別委員会で総括もいたしまして議員協議会でさらに協議を行い、9月議会ではより市民にわかりやすい議会運営ができるように努めなくてはならないと考えております。

本日で第2回香美市議会定例会を閉会いたしますが、議員各位には議事運営に対しまして格段のご協力を賜り、スムーズな議会運営ができましたことに感謝とお礼を申し上げます。ありがとうございます。

間もなく梅雨も上がり一層に夏の暑さが厳しくなっておりますので、議員各位並びに執行部の皆様におかれましては健康に十分留意せられ、市民の生活向上に努められますようにご祈念を申し上げまして閉会のごあいさつといたします。ありがとうございます。

次に、市長から発言を求められておりますのでこれを許します。市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

6月16日に開会をいたしました今期定例会も、提案をいたしておりました全議案に対しまして慎重なる審査をいただきまして、本日までにすべての議案を可決いただきました。このことに心から感謝を申し上げます。

今議会は特に一般質問におきまして、このたびの東日本大震災を踏まえ年々発生の確率の高まる東海・東南海・南海地震対策や、またその発生により起きる津波対策など防災面に対するご質問が多く出されました。このことは今回の地震が、そして津波が事前に想定をしたことをはるかにしのぐ大規模なものであり、結果未曾有の大惨事を生み出したことでもあります。今まで構築してきた諸対策を根本的に検証、見直す必要性が問われているからであろうというふうに考えるものであります。議員各位からいただきました一つ一つの質問の内容を真剣に受けとめ、今後の対策に生かしてまいらなければならない、そのように強く感じた次第であります。

また、依然深刻な問題を生み出し収束のめども立たない福島原発の事故は、我が国の前途に大きな暗い影を落とし、今後の政府の対応いかんではさらに国の将来に対する影

響ははかり知れないものがあると認識をするものであります。ともかく被災地の早期復興へ向けて国が一丸となって歩み出すことが被災者の皆さんへの大きな励みになるものと思われるものであり、早急な取り組みが必要であるというふうに思います。

さて、梅雨明けも間近と思われませんが、明けますと暑い夏の到来であります。議員各位には市政に対するなお一層のご指導、ご鞭撻を賜りますとともに、健康には十分気をつけられお過ごしをいただきますようにご祈念いたしまして閉会のごあいさつといたします。どうもありがとうございました。

○議長（西村芳成君） ありがとうございました。これをもって平成23年第2回香美市議会定例会を閉会いたします。

（午後 0時 8分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成23年第2回香美市議会定例会
会期及び会議（審査）の予定表

会 期	月日(曜日)		会 議 等
第1日	16日(木)	本会議	会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告・議長の報告 市長の行政の報告並びに議案提案・提案理由の説明まで。但し、 議案第47号、同意第2号、発議第1号は、本会議方式で採決まで。
第2日	17日(金)	休 会	【一般質問通告期限(午前10時)】 議案精査のため
第3日	18日(土)	休 会	休日、議案精査のため
第4日	19日(日)	休 会	〃 〃
第5日	20日(月)	休 会	議案精査のため
第6日	21日(火)	休 会	〃
第7日	22日(水)	本会議	一般質問①（行財政改革推進特別委員会）
第8日	23日(木)	本会議	一般質問②（議会改革推進特別委員会）
第9日	24日(金)	本会議	一般質問③（議員協議会）
第10日	25日(土)	休 会	休日、議案精査のため
第11日	26日(日)	休 会	〃 〃
第12日	27日(月)	本会議	議案質疑～委員会付託、連合審査会(承認第1号) 各常任委員会 総務常任委員会の審査（承認第8号、議案48・49・55号） 教育厚生常任委員会の審査（承認第5・6・7・9号） 産業建設常任委員会の審査 （承認第2・3・4号、議案第50・51・52・53・54号）
第13日	28日(火)	休 会	議案審査整理のため
第14日	29日(水)	休 会	〃 〃
第15日	30日(木)	本会議	議案採決(付託議案の報告～採決) 追加議案の提案(委員会付託を省略し、提案説明から採決まで)

委員会審査結果一覧表

1. 議案関係

事件の番号	件名	所管委員会	審査結果	備考
承認第1号	平成22年度香美市一般会計補正予算(第6号)	総務常任委員会	承認	全員賛成
承認第2号	平成22年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)	産業建設常任委員会	"	"
承認第3号	平成22年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)	産業建設常任委員会	"	"
承認第4号	平成22年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)	産業建設常任委員会	"	"
承認第5号	平成22年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第4号)	教育厚生常任委員会	"	"
承認第6号	平成22年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第5号)	教育厚生常任委員会	"	"
承認第7号	香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	"	賛成多数
承認第8号	香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	"	全員賛成
承認第9号	香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	"	"
議案第48号	香美市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	可決	"
議案第49号	香美市税条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	"	"
議案第50号	香美市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	産業建設常任委員会	"	"
議案第51号	香美市特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について	産業建設常任委員会	"	"
議案第52号	香美市上下水道審議会条例の制定について	産業建設常任委員会	"	"
議案第53号	市道の路線の認定について	産業建設常任委員会	"	"
議案第54号	市道の路線の変更について	産業建設常任委員会	"	"
議案第55号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	総務常任委員会	"	"

発議第1号 香美市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

香美市議会会議規則（平成18年3月6日議会規則第1号）の一部を次のように改正する。第63条の次に次の1条を加える。

（市長等の反問）

第63条の2 議長の求めに応じて本会議に出席する市長その他の者（法第121条に規定する者をいう。）は、議長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができる。

附 則

この規則は、平成23年6月16日から施行する。

平成23年6月16日提出

香美市議会議長 西村芳成 殿

提出者 香美市議会議員 小松紀夫

賛成者 〃 矢野公昭

賛成者 〃 前田泰祐

意見書案第 4 号

安全性の未確立な原発依存から、再生可能な自然エネルギー政策への抜本的転換を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成 23 年 6 月 30 日 提出

香美市議会議長 西村芳成 殿

提出者 香美市議会議員 千頭洋一

賛成者 〃 島岡信彦

賛成者 〃 依光美代子

安全性の未確立な原発依存から、再生可能な自然エネルギー政策への抜本的転換を求める意見書（案）

3 月 11 日に発生した東日本大震災は未曾有の大災害となりました。

政府発表でマグニチュード 9、震度 7 という巨大地震、また、1896 年の明治三陸津波で記録された高さ 38.2 メートルに匹敵する津波だったとの報道もあります。さらに福島第一原発での事故が被災地、被災者の方々を苦しめ、いまだに復旧の目途が立っていない状況です。

今回のような事故を再び起こさないために、今後の原子力行政は原発の危険から住民の安全を守る政策への転換が必要であるとともに、安全性の未確立な原発依存から脱却し、再生可能な自然エネルギーへの計画的な転換が求められます。

よって政府におかれては以下の対策をとられるよう強く要望します。

記

1. 政府の責任で、すべての原発の安全確保に万全の体制をとること。
2. 国際基準に合致した新しい安全基準を設け、絶対的な安全性を確保しつつ将来的には、原発依存でなく自然エネルギーへの移行をすすめること。
3. 推進部門から独立した権限と体制を持った原子力機関をつくること。
4. 省エネの徹底とエネルギー効率の引き上げ、太陽光、風力、水力、地熱、波力、木質バイオマスなどの自然エネルギーを利用した発電設備装置と利用拡大へ本腰をいれて取組むこと。特に普及しつつある太陽光発電への補助制度の拡充を図り、国民が利用しやすい環境を整えること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年 6月30日

衆議院議長	横路孝弘殿
参議院議長	西岡武夫殿
内閣総理大臣	菅直人殿
総務大臣	片山善博殿
財務大臣	野田佳彦殿
厚生労働大臣	細川律夫殿
経済産業大臣	海江田万里殿
環境大臣	江田五月殿
内閣府特命担当大臣 原発事故の収束及び 再発防止担当	細野豪志殿

高知県香美市議会議長 西村芳成

意見書案第 5 号

介護保険における特別地域加算が
利用者負担にならないよう求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成 23 年 6 月 30 日提出

香美市議会議長 西 村 芳 成 殿

提出者 香美市議会議員 依 光 美代子

賛成者 " 島 岡 信 彦

賛成者 " 千 頭 洋 一

介護保険における特別地域加算が
利用者負担にならないよう求める意見書の提出について（案）

住み慣れた地域で安心して暮らし続けていくためには、介護が必要な状態になった時、必要とする介護サービスが受けられることが大切です。

しかし、中山間地域では、要介護者が広範囲に点在し、訪問や送迎に多くの時間を要するため、介護事業者の参入が少ないことや採算性から事業者が積極的なサービス提供を行わないなどのため、利用回数の制限や希望する日や時間帯に利用ができないという実態があります。

山間へき地や離島などの特別地域に対しては、それらの地域に住所を有する事業者から訪問介護のサービスを利用する場合について、「特別地域加算」として、利用料に 15% が加算されます。

地理的条件などで、効率の悪い地域でサービスを提供する事業者にとって

は必要な加算ですが、利用者にとっては自己負担の増加となり、必要なサービスの利用を控えたり、生活を切り詰めるなど、介護サービスの利用が生活を圧迫することにつながっています。

よって、政府におかれましては、要介護者の在宅生活を支える訪問介護の特別地域加算は利用者負担にならないよう措置することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成23年 6月30日

衆議院議長	横路孝弘殿
参議院議長	西岡武夫殿
内閣総理大臣	菅直人殿
財務大臣	野田佳彦殿
厚生労働大臣	細川律夫殿

高知県香美市議会議長 西村芳成

意見書案第 6 号

治安維持法犠牲者への国家賠償を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成 23 年 6 月 30 日提出

香美市議会議長 西村芳成 殿

提出者 香美市議会議員 島岡信彦

賛成者 " 依光美代子

賛成者 " 千頭洋一

治安維持法犠牲者への国家賠償を求める意見書（案）

1925年に制定された治安維持法によって、制定から廃止される1945年までの20年間に、戦争に反対し、主権在民、言論、集会、結社など基本的人権を求める全ての運動と思想までが徹底的に弾圧されました。しかし、日本が敗戦にあたりポツダム宣言を受諾したことにより、治安維持法は廃止され、この法律によって有罪判決を受けた人々は無罪となりました。

よって、国におかれては、治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）を制定し、犠牲者に一日も早く謝罪と賠償を行うよう求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

平成23年 6月30日

衆議院議長	横路孝弘殿
参議院議長	西岡武夫殿
内閣総理大臣	菅直人殿
総務大臣	片山善博殿
法務大臣	江田五月殿

高知県香美市議会議長 西村芳成

意見書案第7号

消費税の増税を行わないよう求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成23年 6月30日

香美市議会議長 西村芳成 殿

提出者 香美市議会議員 濱田百合子

賛成者 〃 大岸真弓

賛成者 〃 山崎龍太郎

消費税の増税を行わないよう求める意見書(案)

消費税導入後、22年間で224兆円が納められましたが、その間に、法人税は208兆円も減収となっています。

消費税は、財政のためでも社会保障のためでもなく、結局大企業の減税のために使われたという実態になっています。しかも、社会保障費は削減され、国民の負担は増えています。名目が、「復興財源」になろうと、それは変わりません。結局、所得の低い者や被災者に重くのしかかります。

消費税を増税すれば、被災地に限らず全国的に景気が後退します。建設資材など復興に必要なものにまでかかり、復興がますます遠のきます。

国民の消費する力がなくなれば「物」が市場に残り、中小企業者は生産を抑えます。その結果、失業者がますます増えることになってしまいます。そして、仕事も住まいも失っている被災者にとっては、生活再建に一層の困難をきたします。

東日本大震災の復興財源に消費税を増税して確保しようという議論がありますが、復興にはもともとふさわしくない財源です。

復興財源は、応能負担で行うべきです。国民生活の再建(住居、仕事など)は、国が直接補償することが必要であり、地域経済(農林水産業、商業、中小企業など)の復興を軸とする新しいまちづくりのために、地方自治体への支援が大きな柱になります。

2011年度予算を大幅に組み替え、不要・不急な公共事業の中止、原発推進経費の見直し、米国への思いやり予算の削減、大企業・富裕層優遇制度を中止し、復興国債には、大企業の内部留保の一部を当てる等も視野に入れ、国民の暮らし、地域経済の復興のための金融援助の体制をつくっていくことが求められます。

よって国におかれましては、消費税の増税を行わないよう強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成23年 6月30日

衆議院議長	横路孝弘殿
参議院議長	西岡武夫殿
内閣総理大臣	菅直人殿
総務大臣	片山善博殿
法務大臣	江田五月殿
財務大臣	野田佳彦殿
経済産業大臣	海江田万里殿

高知県香美市議会議長 西村芳成

平成23年6月香美市議会定例会議決一覧表

1. 議案関係

事件の番号	件名	議決結果	議決年月日
承認第1号	専決処分事項の承認を求めることについて 平成22年度香美市一般会計補正予算(第6号)	承認	23. 6.30
承認第2号	専決処分事項の承認を求めることについて 平成22年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)	〃	〃
承認第3号	専決処分事項の承認を求めることについて 平成22年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第5号)	〃	〃
承認第4号	専決処分事項の承認を求めることについて 平成22年度香美市農業集落排水事業特別会計補正予算(第4号)	〃	〃
承認第5号	専決処分事項の承認を求めることについて 平成22年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第4号)	〃	〃
承認第6号	専決処分事項の承認を求めることについて 平成22年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第5号)	〃	〃
承認第7号	専決処分事項の承認を求めることについて 香美市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
承認第8号	専決処分事項の承認を求めることについて 香美市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
承認第9号	専決処分事項の承認を求めることについて 香美市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
議案第47号	平成23年度香美市一般会計補正予算(第1号)	可決	23. 6.16
議案第48号	香美市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	23. 6.30
議案第49号	香美市税条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
議案第50号	香美市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
議案第51号	香美市特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
議案第52号	香美市上下水道審議会条例の制定について	〃	〃
議案第53号	市道の路線の認定について	〃	〃

事 件 の 番 号	件 名	議決結果	議 決 年 月 日
議案 第 54 号	市道の路線の変更について	可 決	23. 6.30
議案 第 55 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について	〃	〃
同意 第 2 号	香美市固定資産評価員の選任に伴い議会の同意を求めること について	同 意	23. 6.16
発議 第 1 号	香美市議会会議規則の一部を改正する規則の制定について	可 決	〃
意見書案 第 4 号	安全性の未確立な原発依存から、再生可能な自然エネルギー政 策への抜本的転換を求める意見書の提出について	〃	23. 6.30
意見書案 第 5 号	介護保険における特別地域加算が利用者負担にならないよう 求める意見書の提出について	〃	〃
意見書案 第 6 号	治安維持法犠牲者への国家賠償を求める意見書の提出につい て	〃	〃
意見書案 第 7 号	消費税の増税を行わないよう求める意見書の提出について	否 決	〃